

令和4年度 事務事業評価結果に係る5年度当初予算措置状況等調

【評価対象：465事務事業】

この資料は、事務事業評価の結果を踏まえた改善・見直し内容が、令和5年度当初予算案においてどのように措置されたのかを取りまとめたものです。

(※各事務事業の内容については、「令和4年度事務事業評価結果報告書(I)~(V)」をご覧ください。)

| | | | |
|--------|------|----------|------|
| 政策局 | 1 頁 | 土木局 | 65 頁 |
| 総務局 | 5 頁 | 会計室 | 70 頁 |
| 財務局 | 11 頁 | 消防局 | 70 頁 |
| 市民局 | 14 頁 | 議会事務局 | 73 頁 |
| 産業文化局 | 21 頁 | 教育委員会 | 73 頁 |
| 健康福祉局 | 32 頁 | 監査事務局 | 84 頁 |
| こども支援局 | 49 頁 | 選挙管理委員会 | 84 頁 |
| 環境局 | 56 頁 | 農業委員会事務局 | 85 頁 |
| 都市局 | 62 頁 | 公平委員会事務局 | 85 頁 |

令和5年3月
政策局政策総括室

「基本方針」別の事務事業数及び当初予算事業費の比較

(単位:千円)

| 基本方針 | 事務事業数 | 構成比 (%) | 事業費比較 | | | 基本方針の考え方 |
|---------------|-------|---------|--------------|--------------|-------------|---|
| | | | 令和4年度当初予算事業費 | 令和5年度当初予算事業費 | 増減 | |
| 10 拡充 | 34 | 7.3 | 42,377,342 | 44,410,153 | 2,032,811 | 事業目的の妥当性が認められ、一定の成果があがっており、今後も事業の拡大・充実を図るべきもの。 |
| 11 現状どおり継続 | 371 | 79.8 | 144,573,842 | 142,456,770 | △ 2,117,072 | 事業目的から見て成果が上がっており、また執行方法等も特に問題がないため、現状どおり事業を継続することが妥当であると判断されたもの。投資的事業などで、事業実施期間が複数年にわたるものを含みます。 |
| 12 縮小 | 2 | 0.4 | 47,218 | 140,190 | 92,972 | 事業目的の妥当性は認められ、一定の成果は上がっているが、①サービスの供給が過大になっており、適正化を図る必要があるもの、②事業の方向性としては良いが、コスト節減が必要なもの、などが含まれます。 |
| 13 手法・内容の見直し | 38 | 8.2 | 3,866,013 | 3,862,126 | △ 3,887 | 事業目的の妥当性は認められ、一定の成果は上がっているが、事業執行の手法、事業内容の変更などによって、さらに成果の向上をめざすべきと判断されたもの。この選択肢の中には、事業成果の向上を図るため、執行方法の見直しが必要なものなどが含まれます。 |
| 21 他事業との整理・統合 | 3 | 0.6 | 44,504 | 0 | △ 44,504 | 事業目的が類似する他の事業と整理・統合を図ることによって、さらに事業成果の向上が図られると判断されたもの。 なお、ここでいう「他の事業」とは、市が実施する事務事業に限定するものであり、民間の事業までは含めません。 |
| 31 休・廃止の方向で検討 | 1 | 0.2 | 24,948 | 24,690 | △ 258 | 事業目的そのものの意義がかなり低下しているもの、事業目的から見て成果がほとんど上がっていないものなどについて、事業の休止や廃止が妥当であると判断されたもの。 |
| 32 次年度より休止 | 1 | 0.2 | 31,460 | 0 | △ 31,460 | 次年度より直ちに休止すべきもの。 |
| 33 次年度より廃止 | 2 | 0.4 | 110,067 | 0 | △ 110,067 | 次年度より直ちに廃止すべきもの。 |
| 41 完了 | 13 | 2.8 | 2,601,371 | 0 | △ 2,601,371 | 事業目的や計画期間が明確であり、目的を達成したことに伴い、事業を終息させるもので、政策的な意思決定や判断の入る余地がほとんどないもの。 |
| 計 | 465 | 100.0 | 193,676,765 | 190,893,929 | △ 2,782,836 | |

※上記各年度の当初予算事業費は、令和4年度事務事業評価の対象となった事務事業(465事業)に係る事業費の合計であり、事業費には会計年度任用職員の人件費は含んでいますが、正規職員の人件費は含んでいません。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|------------------|------------------------------|--|----------------|------|--|---|------------------|------------------|----------------------------|--|---|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 【政策局】 | | | | | | | | | | | | | |
| 620201 | | 企画調整事務 | 政策総務課 | <ul style="list-style-type: none"> 庁内における重要な事務事業、各局の施策・課題等について、幹部職員による意見の交換、情報の共有を目的として庁議(政策調整会議及び総括室長会議)を開催する。 また、庁議の内容をホームページに掲載することにより、市民等に対し、市政の方向性等の情報提供を図る。 国・県への要望事項について調整を行う。 神戸隣接市・町長懇話会(芦屋市・西宮市・宝塚市・三田市・三木市・稲美町・明石市・淡路市・神戸市)を中心として、広域事業の推進を図る。 兵庫県・西宮市連絡会議等、重要課題について県市双方の幹部が十分に意見交換できる場を設け、庁内施策の推進を図る。 総合教育会議の運営や市長部局と教育委員会に係る課題に関する調整及び支援を行う。 子ども食堂を、子どもの居場所、地域の交流拠点として市内全域に広げていく。 | 5,690 | 10 | <ul style="list-style-type: none"> 庁議はWeb会議を活用し効果的・効率的に意見交換・情報共有を行う。 総合教育会議では、西宮市教育大綱の理念を進化させるため、本市の教育課程や方向性を共有しつつ積極的な議論を行う。 子ども食堂補助事業をこども支援局へ移管。 | <ul style="list-style-type: none"> 庁議は基本的にWeb会議とし、引き続き効果的・効率的に意見交換及び情報共有を行う。 総合教育会議においては引き続き積極的な議論を行う。 | 5,526 | 1,224 | △ 4,302 | 子ども食堂補助事業をこども支援局へ移管したことによる減額。 R5:0円(R4:4,208千円) | 基本方針が「10:拡充」となっているが、事業費増減の主な理由欄記載のとおり、事業を移管したため令和4年度当初予算事業費に比して令和5年度当初予算事業費が減額となっている。 |
| 621001 | | 都市整備公社運営調整事務 | 政策総務課 | 西宮市都市整備公社は、公益法人制度改革への対応として、平成25年4月1日付けで一般財団法人へ移行した。公社は、地域的特性を生かした土地の合理的利用、都市環境の整備事業及び地域情報化事業を推進することにより、住民福祉の向上に寄与することを目的としている。公社に派遣した市職員等の人件費を補助することにより、公社の健全で安定した運営が図られ、ひいては実施事業の充実につながり、住民福祉の向上に寄与する。 | 11,056 | 13 | 都市整備公社の組織体制の在り方について検討を行った。 | 引き続き都市整備公社の組織体制のあり方について検討する。 | 11,211 | 11,475 | 264 | | |
| 620102 | | 政策推進事務 | 政策推進課(政策企画等)/政策推進課(施設・まちづくり) | 本市の長期的なまちづくりの基本的方向を示し、市政運営の指針となる総合計画の実現に向け、具体的な実効性のある計画として「実施計画」を策定するなど、市民満足度の高いまちづくりをめざす。 | 30,791 | 11 | <ul style="list-style-type: none"> 第5次西宮市総合計画について、後期基本計画の策定準備を進める。 西宮版総合戦略及びSDGsを推進する。 国土強靱化地域計画の改定を行う。 本庁舎周辺等、公共施設の再編整備を検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> 第5次西宮市総合計画に基づく施策の推進及び進行管理を行うとともに、後期基本計画の策定を行う。 行政課題へ速やかに対応できるよう、効率的・効果的な業務の執行・調整に努める。 引き続き公共施設再編整備検討を進める。 | 22,764 | 50,383 | 27,619 | <ul style="list-style-type: none"> 第5次西宮市総合計画後期基本計画策定に係る委託料等の増額。 R5:9,241千円(R4:6,253千円) 移住支援事業に係る負担金補助及び交付金の増額。 R5:3,000千円(R4:0円) 三宣言周年記念事業に係る委託料等の増額。 R5:4,440千円(R4:0円) 市制100周年記念事業に係る委託料等の増額。 R5:5,800千円(R4:800千円) 公共施設の再編整備に係る委託料等の増額。 R5:13,570千円(R4:3,000千円) 教育・保育政策検討調査事業が子ども・子育て支援プラン推進事務に移管したことによる必要費等の減額。 R5:0円(R4:1,988千円) | |
| 120101 | | 旧声原小学校グラウンド再整備事業 | 政策推進課(施設・まちづくり) | 旧声原小学校の跡地活用について、平成30年度までの1期工事では旧校舎(本館)の解体、芝生広場等の整備、若竹通りに面した歩道の拡幅等を行った。残る2期工事では、市役所本庁舎周辺整備に伴う総合教育センター移転後の旧校舎(東館)を解体し、広場スペースを拡張するとともに、今津西線に面した歩行者スペースの拡幅と修景緑化を図る。 | 2,035 | 11 | グラウンド再整備第二期(約1,500㎡) | — | 49,940 | 0 | △ 49,940 | | 令和4年度完了事業 |
| 620301 | | 行政経営推進事務 | 政策推進課(政策経営)/政策推進課(政策企画等) | <ul style="list-style-type: none"> 行政経営改革について、進捗管理や庁内調整を行う。 業務効率化について、庁内調整や関係部局の支援を行う。 行政活動の点検ツールとして、事務事業評価等の行政評価を実施する。 施設の整備・管理運営等について、官民連携の調査及び研究を行う。 今後の幼児教育・保育のあり方について、庁内調整のうえ検討を進める。 | 912 | 11 | <ul style="list-style-type: none"> 行政経営改革中期実行計画を策定する。 業務効率化について、庁内調整や関係部局の支援を行う。 全庁的な業務効率化推進に向けた支援を行う。 今後の幼児教育・保育のあり方について、こども支援局及び教育委員会とともに検討を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> 行政経営改革中期実行計画の着実な推進及び適切な進捗管理を進める。 引き続き、全庁的な業務効率化推進に向けた支援を行う。 | 10,085 | 23,829 | 13,544 | 行政経営推進関係委託料の増額。 R5:21,551千円(R4:8,214千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-------------|-----|---|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 380301 | | 国際交流協会補助事業 | 秘書課 | 西宮市は国際化と国際交流に対する需要に対応し、また、時代の要請に応えるべく積極的な地域の国際化と国際交流事業を実施するため、平成4年に財団法人西宮市国際交流協会を設立した。協会では、基本財産の運用益や会費収入のみで事業を行うことは困難であり、市から補助金を交付するものである。なお、平成23年9月30日公益財団法人に移行し、公益財団法人西宮市国際交流協会となった。 | 43,221 | 11 | 外国人市民が安心して地域社会で生活するための情報提供や相互支援について、市民ボランティアによる活動を活性化させることで充実させていくとともに、より良い相談体制のあり方を模索する。 | 外国人市民が安心して生活を営み、社会の担い手として活躍できるよう、相互支援のネットワークづくりに取り組み。また、相談体制の更なる充実に向け、外国人市民のニーズの把握に務める。 | 44,448 | 48,170 | 3,722 | ・施設利用に伴う光熱水費の増額。 R5:3,134千円(R4:2,627千円) ・補助対象経費の増に伴う補助金の増額。 R5:22,909千円(R4:22,421千円) ・多文化共生事業に係る人件費の増額。 R5:19,677千円(R4:17,058千円) | |
| 380302 | | 外国人人人権啓発事業 | 秘書課 | 西宮市では7,000人を超える外国人市民が居住している。社会情勢の国際化の流れ、様々な規制緩和を受け、身近な地域社会でも外国人や異文化に接する機会が増えている。全市民が互いを理解し、平和な社会を築いていくためには、外国人の人権に対して理解を深め、差別を許さない心を啓発し、多文化共生の社会の実現を図らなければならない。そのためには、広報・啓発活動は欠かせない取り組みである。 | 90 | 11 | 社会の担い手として生活する外国人市民、また、外国にルーツを持つ市民が直面する課題を広く市民と共有し、課題解決に向けた取り組みができるよう効果的な啓発を行っていく。 | 変化する国内外の状況下、外国人市民等が等しく尊重され、皆が多文化共生社会の一員として活躍できるよう、様々な機会を通して人権意識向上のための啓発を行う。 | 1,040 | 131 | △ 909 | 外国人人人権啓発冊子【隔年発行】委託料の減額。 R5:0千円(R4:890千円) | |
| 380401 | | 姉妹・友好都市交流事業 | 秘書課 | 市民が、姉妹友好都市との相互交流を通して多様な文化や価値観を学べるよう、姉妹友好都市との市民レベルでの交流の活性化を図る。海外都市との交流については、公益財団法人西宮市国際交流協会と連携し、各市民団体が主体的に事業活動できるような各種の支援を行う。 | 13,505 | 11 | 周年事業の実施にあたっては、国際交流協会協会との連携、学校や市民団体等、交流活動の担い手との活発な双方向のコミュニケーションを通して、これまで培った人的交流をさらに深める形で市民満足度の高い活動へつなげていく。 | 市民が主体となった交流事業を推進していくにあたり、活発な情報交換を通して各姉妹友好都市との関係性を深め、市民が意欲的に交流活動に参画できるような支援に努める。 | 26,107 | 24,393 | △ 1,714 | ・海外姉妹・友好都市(フランス ロット・エ・ガロンヌ県及びアジャン市)の提携周年事業に係る旅費の減額。 R5:0千円(R4:3,477千円) ・海外姉妹・友好都市(フランス ロット・エ・ガロンヌ県及びアジャン市)の提携周年事業に係る委託料の減額。 R5:1,200千円(R4:1,500千円) ・施設利用に伴う光熱水費の増額。 R5:1,165千円(R4:1,031千円) | |
| 621003 | | 市民表彰関係事業 | 秘書課 | さまざまな市民活動などにおいて、顕著な功績のあった個人及び団体に対して表彰を行う。 | 1,467 | 11 | 事業所管課や各方面からの情報収集を中心に潜在的な候補者を発掘し、推薦を行う。一部の表彰について隔年開催を実施する。 | 継続して活動されている受賞者については、国や県及び民間団体の顕彰制度に対して広範囲に推薦していく。 | 2,834 | 2,022 | △ 812 | ・市民文化賞隔年実施に係る報償費の減額。 R5:34千円(R4:452千円) ・市民文化賞隔年実施に係る委託料の減額。 R5:44千円(R4:301千円) | |
| 621004 | | 震災犠牲者追悼関係事業 | 秘書課 | 阪神・淡路大震災から27年が経過したが、ご遺族をはじめ市民や関係者とともに犠牲となられた方々を追悼し、震災から学んだ教訓を風化させることなく次世代へ継承するために、記憶所を設置するなど追悼事業を行う。 | 321 | 13 | 引き続き記憶所の設置と献花を用意し、追悼事業を行うとともに、追悼事業の時間や場所等今後のあり方について市民意識を把握するための調査を実施する。 | 引き続き記憶所の設置と献花を用意する予定であるが、令和4年度に実施する調査結果を踏まえ、追悼事業を行う。 | 403 | 403 | 0 | | |
| 621005 | | 秘書渉外事務 | 秘書課 | 1. 市長、副市長の秘書に関する業務 ・外部団体等との調整 ・内部打ち合わせ ・随行 2. 来客者への対応、苦情・要望への対応 ・苦情受け ・要望受け | 13,917 | 11 | 会議や面談にオンラインを活用するなど感染症対策を講じるとともに、庁内グループウェアを活用して市長・副市長の効率的なスケジュール管理に努める。併せて随行等担当職員の仕事負担軽減に努める。 | 必要に応じオンラインを活用しながら、引き続き市長・副市長の業務効率化や随行等の負担軽減に努める。 | 19,293 | 18,650 | △ 643 | ・市長就任関係委託料の減額。 R5:0千円(R4:310千円) ・消耗品費の減額。 R5:1,186千円(R4:1,470千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|---------------|-------|---|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 620801 | | 市政ニュース等情報発信事業 | 広報課 | 市や公的な機関からの政策・施策や事業、市民生活に必要な情報、及び市などの後援がある催し(お知らせ)などの情報を市民や事業所へ提供するために市政ニュースを発行し、配布する。その他、職員向けの広報紙(庁内ニュース)などの広報印刷物を発行する。また、市民への情報伝達手段として、並びに市民の知る権利の保障、市民への情報の公開及び説明責任を果たすために、報道機関へ情報提供を行う。 若年層や中年層を中心とした世代が市政への理解と関心を深め、また本市への興味をもっていただくために、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)やシティプロモーションサイトを活用して、市政情報や市の魅力を発信する。 | 95,808 | 11 | 市政ニュースは費用及び効果的な情報発信の面から、最適な配布回数や仕様を検討する。シティプロモーションについてはデジタル推進部との連携を図り、効果的なサイト運用につなげる。 | 令和4年度の検討内容を踏まえた市政ニュースの発行、シティプロモーションサイトの運用を行う。 | 109,924 | 131,977 | 22,053 | 【歳入】 西宮生活ガイドブック広告料の増額。 R5: 7,700千円(R4: 0円) 【歳出】 ・広報アドバイザー登用による報償費の増額。 R5: 4,678千円(R4: 0円) ・広報アドバイザー登用による旅費の増額。 R5: 882千円(R4: 0円) ・広報アドバイザー登用による手数料等の増額。 R5: 350千円(R4: 0円) ・市政ニュースなどの印刷製本費の増額。 R5: 36,783千円(R4: 29,092千円) ・西宮生活ガイドブック作成委託料の増額。 R5: 9,020千円(R4: 0円) | |
| 620802 | | 広報番組制作事業 | 広報課 | さくらFM株式会社は、阪神・淡路大震災を契機に市と商工会議所が中心となり、災害情報の発信と市町村単位のきめ細かい地域密着情報の提供を目的として、平成10年3月26日に設立された。市民生活に密着した地域情報や、市の施策、事業、イベント情報などを発信する番組の制作と放送について、さくらFMに委託する。また、ケーブルテレビ(ペイコム11ch)において、市の施策や事業、市民生活に関わる必要な情報などを紹介する映像番組を平成4年10月より制作・放送し、市民に的確にわかりやすく伝えている。また、YouTubeなどを活用し、ケーブルテレビで過去に放映していた番組コンテンツや市長定例記者会見などを発信している。 | 76,161 | 11 | 市政情報や地域情報、イベントなど、平常時の放送を充実させて、市民へ各媒体の周知を図る。新型コロナウイルス感染症関連情報や災害情報など、緊急時に市民が求める情報が迅速に伝わるよう、各媒体の特性等を踏まえた広報を実施する。 | 令和4年度の実施内容を踏まえて、緊急時に市民が求める情報が迅速に伝わるよう、各媒体の特性等を踏まえた広報を実施する。 | 69,851 | 67,429 | △ 2,422 | 音声番組制作等委託料の減額。 R5: 39,236千円(R4: 41,601千円) | |
| 620901 | | 広聴事業 | 市民相談課 | 市民からの市政に対する提案・意見・要望等を聴く窓口として実施 | 20,441 | 10 | 令和3年度から導入した市民の声システムについて、情報の一元管理と事務負担軽減のために、処理の流れや操作方法等について庁内周知を充実させることなどにより、さらなる定着を図る。 | 市民の声や市政報告・広聴会などの広聴手段について、他市の制度等を参考に災害時の対応も含めてより良い方法を検討する。また、市民の声とそれに対する市の考え方などの公開をさらに進め市民と情報共有するために、担当部署との連携を進めていく。 | 22,217 | 140,623 | 118,406 | 総合コールセンターの構築・運用開始に伴う委託料の増額。 R5: 122,001千円(R4: 4,019千円) | |
| 621006 | | 市民生活等相談事業 | 市民相談課 | 市民の日常生活上生じる法律問題や多種多様なトラブル、悩みごと及び市政に関する相談を受け付ける。 | 21,286 | 11 | 新型コロナウイルス感染症対策を継続して実施する。 交通事故相談実施方法の見直しを実施する。 | コロナ対策として実施した相談時間の延長や電話相談の導入などの対策について、コロナの感染状況と市民ニーズを見据えて継続していくかを検討する。 | 18,495 | 18,098 | △ 397 | 層による市民生活相談実施回数の減に伴う委託料の減額。 R5: 9,675千円(R4: 10,000千円) | |
| 140205 | | 都市計画等関係事務 | 都市計画課 | ・都市計画に係る調査、資料作成、証明等事務 ・西宮市都市計画審議会運営業務 ・人口減少・超高齢社会に対応した持続可能な都市構造の形成に向けた各種調査、研究業務 | 41,167 | 11 | 「都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)」に基づき、積極的にまちづくり施策に取り組むとともに、令和4年度中に、「当該マスタープラン」の改定を行う。また、名神湾岸連絡線に係る業務を臨海対策事務経費に移管。 | 令和4年度と同様、まちづくり施策に取り組むとともに、効率的な事業推進や持続可能な都市計画施設の維持に向けた検討を進める。 | 34,422 | 35,734 | 1,312 | ・都市計画マスタープラン策定に係る委託料の減額。 R5: 1,000千円(R4: 6,000千円) ・立地適正化計画策定に係る委託料の増額。 R5: 6,500千円(R4: 0円) | |
| 150103 | | 阪急武庫川新駅設置事業 | 交通政策課 | ・新駅設置の事業合意に向けた条件整理及び関係機関調整。 | 954 | 11 | 兵庫県、尼崎市、阪急電鉄(株)との協議を進めるとともに、基本合意の締結を行う。 | 令和4年度と同様、兵庫県、尼崎市、阪急電鉄(株)との協議を進めるとともに、工事基本協定書の締結を行う。 | 2,500 | 6,500 | 4,000 | 新駅の周辺整備基本計画を作成することによる委託料の増額。 R5: 6,500千円(R4: 2,500千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|--------------|---------|--|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 150201 | | バス関連助成事業 | 交通政策課 | 【さくらやまなみバス】 山口地域と南部地域を直接連絡するバス事業の運行主体である阪急バス㈱に対して運営及び運行経費(損失分等)の助成 【コミュニティ交通支援】 地域が主体的に行うコミュニティ交通の導入検討や運行の取り組みに対して、専門家の派遣や運行経費等の助成等の支援を実施 【バス利用促進対策】 バス事業者に対してノンステップバス車両購入やバス停留所の待合環境改善(上屋・ベンチ)等の利用促進対策等に要する事業費補助を実施 | 177,001 | 11 | ・さくらやまなみバス:運行収支及び利便性の改善、車両更新 ・コミュニティ交通支援:地域の取組みの熟度に応じた支援 ・バス利用促進対策:バス停での上屋・ベンチ設置・ノンステップバス導入推進 | ・さくらやまなみバス:令和4年度と同様 ・コミュニティ交通支援:令和4年度と同様 ・バス利用促進対策:令和4年度と同様 | 180,872 | 206,560 | 25,688 | 【歳入】 さくらやまなみバスの車両購入に係る助成金に充てるためのバス事業基金繰入金金の増額。 R5:84,000千円(R4:56,000千円) 【歳出】 ・さくらやまなみバスの車両購入台数増によるバス事業助成金の増額。 R5:168,200千円(R4:154,400千円) ・コミュニティ交通の試験運行実施予定地区及び期間の増加等によるコミュニティ交通助成金の増額。 R5:27,040千円(R4:13,502千円) ・路線バス停留所等上屋及びベンチ整備費補助金を、交通計画等関係事務へ移管したことによる減額。 R5:0千円(R4:2,500千円) | |
| 150301 | | 交通計画等関係事務 | 交通政策課 | 少子高齢化の進展、コロナ禍による外出抑制など、公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増していく中、公共交通網のサービス水準を適切に維持していくため、交通事業者及び関係機関と連携しながら、必要な施策・事業の検討を行う。 | 36,762 | 11 | 都市交通計画に掲げている実施施策を推進するとともに、交通課題の解決に向けた関係機関協議等を行う。 | 令和4年度同様、都市交通計画に掲げている実施施策を推進するとともに、交通課題の解決に向けた関係機関協議、及び都市交通計画の改訂検討等を行う。 | 12,608 | 13,614 | 1,006 | ・路線バス停留所等上屋及びベンチ整備費補助金を、バス関連助成事業から移管したことによる増額。 R5:2,200千円(R4:0千円) ・西宮市都市交通計画に係る印刷製本費の減額。 R5:549千円(R4:1,375千円) | |
| 130101 | | 都市景観関係事務 | 都市デザイン課 | 1.景観法及び市都市景観条例に基づく届出・協議。一定規模以上の建築行為等に関する届出・協議制度。大規模なものは専門委員による景観アドバイザー部会で助言・指導 2.啓発活動等:市内高校での景観に関する出前講座や市民の景観に対する意識向上を図る景観セミナーなどの啓発活動を実施。 3.景観重要建造物や都市景観形成建築物等の指定:地区景観の核となる建築物等を指定し保全、継承を図る。維持費などを助成。 4.景観重点地区の指定:特徴ある景観を形成している地区等を指定し、独自の景観形成指針・基準で景観誘導を行う。地区指定に向けた関係権利者の活動について支援。 5.景観地区の指定・検討:本市の代表的な景観を有する地区の保全を図るために、建築物の形態や意匠等を都市計画等により規制する。 6.公共サイン適正化の取組み:「西宮市公共サインデザインマニュアル」に基づく適正化の取組みを庁内所管課と共に展開。 | 7,531 | 11 | ・改定された都市景観形成基本計画や景観計画について、市民や事業者に向けた案内活動等を行い、新計画の円滑な運用を目指す。 | ・市民、事業者向けの景観形成に係るガイドライン等の更新を随時行い、充実を図る。 ・公共事業向けには公共施設景観指針・同デザインマニュアルの改定を必要に応じ行う。 | 13,481 | 16,222 | 2,741 | 公共施設景観デザインマニュアル改定業務及び無電柱化ビジョン改定業務に係る委託料の増額。 R5:5,572千円(R4:0千円) | |
| 130201 | | 屋外広告物設置等許可事務 | 都市デザイン課 | 屋外広告物条例の施行に基づく業務 ○屋外広告物設置の許可、届出 ○屋外広告業者の登録、特例届出 ○都市景観・屋外広告物審議会の運営(平成26年2月に都市景観審議会と統合) | 1,928 | 11 | 屋外広告物行政の更なる事務効率化に向けた取扱いを検討すると共に、引き続き違反物件や未申請物件の是正指導を行う。 | 効率的かつ着実な許可審査や是正指導を継続して行う。また、更なる良好な広告景観形成のため、屋外広告物全市基準見直しの方向性を検討する。 | 3,031 | 5,102 | 2,071 | ・公共サイン設計委託料の都市景観関係事務事業からの振替による増額。 R5:1,000千円(R4:都市景観関係事務事業費にて1,000千円) ・屋外広告物講習会事務関係費の増額。 R5:660千円(R4:0千円) | |
| 130401 | | まちづくり支援事業 | 都市デザイン課 | 本市においていずれ到来するであろう人口減少を見据え、成熟した都市における暮らしやすさや快適性などがまちづくりに求められている。このため、暮らしに根ざした地区レベルの快適で安全な住環境や美しいまちなみづくりを進めるべく、地区住民の活動を行政が支援し、参画と協働によるまちづくりを進めている。 | 3,004 | 11 | 引き続き、地区住民主体のまちづくり活動を支援し、各地区のニーズに応じたまちづくりを進める。また、まちづくりに対する市民の関心を高める取組みを実施する。 | 地区のニーズに応じて、部局間で連携し、住民主体のまちづくり活動のより効果的な支援を図る。 | 5,569 | 13,108 | 7,539 | 古民家活用支援補助金等の増額。 R5:8,160千円(R4:6,100千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|-----------|-----|--|----------------|------|--|---|------------------|------------------|----------------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 【総務局】 | | | | | | | | | | | | | |
| 630902 | | 法制事務 | 総務課 | ①法規の調査研究及び解釈運用 ②例規の審査及び管理 ③揭示場への揭示 ④訴訟・調停等の対応 ⑤事故に係る損害賠償の調整 ⑥審査請求に係る審理員事務 | 11,171 | 11 | 地方公務員法の改正に伴う例規整備その他様々な法的課題について、効率的かつ的確な対応を行う。 | 様々な法的課題について、効率的かつ的確な対応を行う。 | 14,526 | 14,374 | △ 152 | 訴訟委託料の減額。 R5:4,950千円(R4:5,100千円) | |
| 630904 | | 組織管理事務 | 総務課 | 簡素で効率的な行政組織を構築し、適正な組織運営を図る。 1 組織の改編 2 西宮市組織図の作成 | 0 | 11 | ヒアリング等を通じ各局等の組織についての考えを把握し、市長・副市長と協議を重ね次年度の組織体制を検討する。 | 行政環境の変化を踏まえた機動的・機動的・効率的な組織体制の構築のため、必要な見直しを行う。 | 0 | 0 | 0 | | |
| 631101 | | 外部監査事務 | 総務課 | 包括外部監査契約の締結、結果の報告及び公表について ・公認会計士、弁護士、税理士等の有資格者のうち、市が選任した者と包括外部監査契約を締結する。 ・契約締結後、主に市の財務事務の執行に係る事務事業のうち、外部監査人が選定した特定の事件(監査テーマ)について包括外部監査が実施され、市長及び監査委員並びに関係のある行政委員会、議会に対して結果報告され、監査委員が公表する。 措置状況の報告及び公表について ・外部監査人からの指摘事項(指摘・意見・結果等)に対して措置を講じたときは、市はその内容を監査委員に通知し、監査委員が公表する。 | 12,000 | 11 | 現在の外部監査人については、令和4年度で3年目となるため、令和5年度は継続できない。このため、外部監査人選定委員会を開催し、令和5年度の外部監査人を新たに選定する。 | 監査を円滑に行うため、引き続き外部監査人と監査対象部局の連絡調整等の効率化を図る。 | 12,015 | 12,238 | 223 | | |
| 631103 | | 調査員確保対策事務 | 総務課 | 国が実施する統計調査に際して統計調査員の選任が困難となっている現状を改善するため、あらかじめ統計調査員となる意思を有する者を登録し、統計調査員の確保に資するとともに、その資質の向上を図る。 | 121 | 11 | 令和5年住宅・土地統計調査に備え、必要な調査員数を地域ごとに分析し、不足が見込まれる地域に対して集中的に新規調査員募集の働きかけを行っている。 | 令和7年国勢調査のための調査員確保について、令和2年調査時の課題を踏まえ、より効果的な手法を検討する。 | 179 | 180 | 1 | 登録調査員の増加に伴う令和5年度継続等通知送付のための郵便料の増額。 R5:121千円(R4:108千円) | |
| 631104 | | 統計調査一般事務 | 総務課 | 社会、経済、文化などのあらゆる分野に及ぶ統計資料を集録した「統計書」などの統計刊行物を作成し、行政施策、大学等の研究資料、企業の事業活動資料として活用してもらう。また、一般市民にも市勢の現状と推移の情報を提供する。 | 246 | 11 | 令和2年国勢調査結果の西宮市独自集計を迅速かつ正確に行い、利用者にとってニーズが高く使いやすいデータを提供する。 | 統計データ照会業務のメールへの移行を進めていくとともに、統計書そのものの完全電子化のタイミングを検討する。 | 452 | 450 | △ 2 | 統計協会市部統計協議会、近畿都市統計協議会の開催場所の変更に伴う旅費の減額。 R5:48千円(R4:49千円) | |
| 631105 | | 基幹統計調査事務 | 総務課 | 国勢調査や経済センサスを始め、わが国の社会経済情勢を把握するための基礎資料となる様々な統計調査を総務省等が実施し、例えばこれからの社会福祉や育児支援、労働環境のあり方といった各種行政施策の企画・立案や推進のための基礎資料として活用している。また、大学、各種研究機関や企業にも資料として利用されている。市は県を通じて国からの交付金を受け、その統計調査事務を受託している。 | 13,646 | 11 | 就業構造基本調査、住宅・土地統計調査単位区設定の実施に当たり、兵庫県担当部署と連携し、適宜調査方法について改善要望を行っている。 | 令和5年住宅・土地統計調査を円滑に実施するとともに、令和6年度以降に実施される調査について情報収集を行い、より効率的な実施方法を検討していく。 | 8,693 | 18,370 | 9,677 | 従事予定の指導員・調査員数の増加に伴う報酬の増額。 R5:14,200千円(R4:5,835千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|------------|------------------------|--|----------------|---------|--|--|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 630801 | | 内部統制関係事務 | 総務課(内部統制)／総務課(事務処理適正化) | 平成29年6月の地方自治法の改正により、地方公共団体は内部統制に関する方針を定め、必要な体制を整備することとなった。また、策定した方針に基づき、整備した体制について、毎会計年度毎に内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて議会に提出・公表する必要がある。 改正法は令和2年4月に施行され、中核市は当面努力義務ではあるが、全ての地方自治体への義務化も示唆されていることから、財務事務を対象とした導入に向けて準備をすすめてきた。 令和4年度に市長事務部局の財務事務について内部統制制度の運用を開始し、令和5年度に評価報告書を作成し、公表を行う予定である。 | 22,260 | 11 | 内部統制制度の本格運用で得られたノウハウを基に改善ポイントを探る。 | 内部統制制度の運用を継続するとともに必要な改善を行う。内部統制評価報告書の作成、公表を遅延なく行う。 | 17,399 | 27,060 | 9,661 | 内部統制評価支援業務委託料の増額。 R5:9,995千円(R4:0円) | |
| 630903 | | 事務管理事務 | 総務課(事務処理適正化)／総務課 | 法令を遵守し、適正かつ効率的な市の事務執行体制を確立する。 1 共通事務の管理 2 職員の改善報告制度の実施 3 市議会の招集及び議会関係事務 4 西宮市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例 5 会議及び資料作成等における事務量の削減に向けた取組指針の庁内通知 6 内部公益通報に関すること(令和4年度に人事課より移管) | 13 | 11 | 公益通報者保護法の改正に伴う「西宮市内部公益通報に関する要綱」の改定。「会議及び資料作成等における事務量の削減に向けた取組指針」の庁内への浸透を検討する。 | 「会議及び資料作成等における事務量の削減に向けた取組指針」にもとづき、庁内業務のペーパーレス化などを含め、引き続き事務の効率化に努める。 | 347 | 3,191 | 2,844 | ・内部公益通報業務が人事課から事務移管されたこと等による報償費の増額。 R5:641千円(R4:233千円) ・ディスプレイ等購入による備品購入費の増額。 R5:2,512千円(R4:0円) | |
| 630601 | | 情報公開等関係事業 | 総務課(情報公開・公文書) | ・開かれた透明性のある市政の推進を図り、市政への信頼を深め、個人のプライバシーを保護しつつ、情報公開制度のより適切な運用を図る。 ・個人情報保護について適正な制度運用を図り、行政の適正な執行を確保する。 「情報公開・個人情報保護審査会、個人情報保護審査会及び行政不服審査会(以下「審査会・審議会」という。))を適切に運営する。 | 1,832 | 11 | 情報公開制度・個人情報保護制度の運用や行政不服審査会の運営を適切に行い、情報のオープンデータ化を進めるように努め、市民への情報提供を進める一方、濫用的請求への対策を講じる必要がある。また、個人情報保護法改正への対応を進める。 | 濫用的請求に対応した情報公開制度及び個人情報保護法の改正に則した個人情報保護制度の適切な運用を進めるとともに、情報のオープンデータ化などで情報公表を行い、市民に適切な情報提供に努める。 | 2,607 | 2,414 | △ 193 | ・委員報酬の減額。 R5:992千円(R4:1,042千円) ・消耗品費の減額。 R5:315千円(R4:349千円) ・会議録調整業務委託料の減額。 R5:948千円(R4:1,053千円) | |
| 630701 | | 歴史資料保存活用事業 | 総務課(情報公開・公文書) | 公文書法第3条には、「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」と規定されている。 この規定に基づき、 ①市歴史資料の収集、整理、保存を行うとともに、市独自の要綱による資料の活用 ②公文書館的機能の拡充のため、資料の公開に向けた検討等ソフト面の充実と、書庫の整備を行っている。 | 54,617 | 11 | 史料庫内の整理 旧町村文書等歴史資料の目録整備 デジタルアーカイブシステムの改修に向けた準備(実施計画等) 市政100周年記念事業の計画 | 写真等歴史資料の利活用の検討 旧町村文書等歴史資料の目録整備 デジタルアーカイブシステムの改修 市政100周年記念事業の計画 | 19,431 | 18,442 | △ 989 | 委託料の減額。 R5:8,806千円(R4:9,544千円) | |
| 630702 | | 行政資料関係事務 | 総務課(情報公開・公文書) | 西宮市の行政資料の収集・整理・保存及び、庁内・庁外(市民)への提供。 笹部桜コレクションの保存管理(財団法人白鹿記念酒造博物館へ寄託)。 | 7,798 | 13 | 引続き、要望の多い資料を精査して収集に努め、利用のための目録等の整備を進めつつ、公文書館的施設の効率的運営を図る。 | 資料の整備を図り、市民及び庁内からの要望に応えられるように努めるとともに、公文書館的施設の維持運営に適合した見直しを進める。 | 7,935 | 8,032 | 97 | 消耗品費の増額。 R5:2,013千円(R4:1,920千円) | |
| 630901 | | 文書管理事務 | 総務課(情報公開・公文書) | 1 郵便物の收受・発送 2 庁内印刷及び高速両面複写機の管理 3 文書の保存及び引継ぎ・廃棄 4 文書管理システムの運用 5 公印の使用管理 | 56,917 | 11 | 令和3年度に作成した文書事務全般にかかる業務マニュアルを庁内へ周知し、公文書の適正な取扱いの徹底を図る。また、本庁総務課書庫のうち、閲覧頻度の低い文書を鯉池浄水場書庫に順次移す。 | 引き続き、公文書管理法の理念を実現するため、市の公文書のルールの再構築に取り組み、また、公文書の保存場所を安定的に運用していく。 | 63,945 | 61,856 | △ 2,089 | 文書管理システム借上におけるソフトウェア利用にかかる仕様変更に伴う材料及び賃借料の減額。 R5:16,694千円(R4:18,016千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|--------------|---------|--|----------------|------|---|--|------------------|------------------|----------------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 560101 | | 防災啓発事業 | 地域防災支援課 | 平成7年1月17日の阪神・淡路大震災当時の体験や教訓の記憶が希薄になりつつあったなか、平成23年の東日本大震災や平成30年の西日本豪雨・台風21号の被害等により、市民の防災に対する関心は高くなっている。市民にあらためて「自分の命は自分で守る・共に助け合う」「自助・共助」の重要性・必要性を啓発することで、市民の防災意識向上や地域内の連携強化につなげていく事業を実施する。また、住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織である自主防災組織が、平常時から継続して活動を行い、大規模災害時には地域内で災害活動に取り組めるよう、支援と育成を行う。 さらに、平成25年の災害対策基本法改正により義務付けられた、避難行動要支援者(自力での避難が困難な高齢者等)名簿の作成と地域への提供のため、平成27年4月に創設した「西宮市地域避難支援制度」について、自治会や自主防災組織へ周知し、名簿を活用した避難支援体制の構築や避難支援計画作成に向けた支援を行う。 | 8,299 | 11 | 徐々に地域活動が再開しつつあるため、地域の防災訓練等の支援を強化するとともに、コロナ禍で培った人を集めなくてもできる防災啓発の手法も引き続き実施する。避難支援については福祉部局と連携し地域に過度な負担がかからないスキームの検討を行う。 | 令和4年度の対応を継続し、より多くの地域の防災力強化に取り組む。福祉部局と検討したスキーム案の試行を進める。 | 16,717 | 18,549 | 1,832 | 避難確保計画WEBシステムの導入による委託料の増額。 R5:6,574千円(R4:3,922千円) | |
| 560202 | | 防災情報システム整備事業 | 災害対策課 | 既存の防災関連設備(防災行政無線・衛星通信ネットワーク・フェニックス防災端末等)の移設 臨災局の整備 R3年度にて事業完了 | 75,398 | 41 | 令和3年度完了 令和4年度より保守業務を防災情報通信管理事業に統合 | | 0 | 0 | 0 | | |
| 560205 | | 防災情報通信管理事業 | 災害対策課 | ・災害時に最適な対策を講じるために、防災関係機関等から、防災関連情報を収集する。 ・多様な方法により市民に防災情報を迅速に伝達する。 以上のために、防災情報通信に関するシステム等の整備・管理を行う。 | 105,502 | 11 | 防災情報システムや機器の円滑な実運用に向けた研修や訓練の実施。 課題抽出による改善。 | 前年度に抽出した課題に対応 | 99,039 | 76,657 | △ 22,382 | ・緊急告知ラジオの購入台数減少による消耗品費の減額。 R5:4,773千円(R4:20,108千円) ・防災行政無線の蓄電池更新業務の完了による修繕料の減額。 R5:1,250千円(R4:7,586千円) | |
| 560206 | | 災害対策事業 | 災害対策課 | 災害への備えとして、市民の防災意識の向上を図り、災害時に市民が円滑に避難できるように、市内のハザードや避難所等を示した防災マップの全戸配布を行う。 また、災害対策基本法の改正により、避難所における生活環境の整備が努力義務とされているため、本事業により避難所が必要となる食料(想定避難者数64,220人×3日×1食/日=192,660食)や物品を計画的に備蓄するとともに、避難所へ迅速に備蓄物資が配布できるように、避難所となる市内の全ての小中学校に分散して倉庫を整備する。 さらに、災害時において、市の防災体制が有効に機能するよう、職員個人・組織の災害対応力を向上させるとともに、防災関係機関との連携を強化するための訓練・研修を実施し災害対応力の向上を目指す。 | 86,700 | 11 | 非常用備蓄物資購入数について、計画的な平準化を行う。分散備蓄の促進を図る。 | 備蓄物資の充実と資器材の大型に対応するための備蓄倉庫の整備検討を開始する。 | 84,023 | 101,966 | 17,943 | ・非常用備蓄物資単価上昇に伴う消耗品費の増額。 R5:47,287千円(R4:45,444千円) ・発災時応急給水設備整備事業に伴う工事請負費の増額。 R5:11,050千円(R4:1,650千円) ・発災時応急給水設備整備事業に伴う備品購入費の増額。 R5:10,839千円(R4:3,069千円) | |
| 560207 | | 防災施設改修事業 | 災害対策課 | ・防災行政無線システムは平成20(2008)～22(2010)年度の3か年で整備。国や県の補助(都市防災総合推進事業、土砂災害情報相互通報システム整備事業)を活用し、総事業費4.5億円で整備した(補助2.9億、起債1.3億)。 ・拡声子局は自然災害の危険箇所(土砂警や津波浸水等)や被災住民(避難所)に対する情報提供を目的として整備し、市街地の約68%が音達区域とされており、聞こえない地域が存在する。(音達区域はスピーカーの性能曲線を基に平面的な机上計算によるものである。) ・現設備は、親局1基(子局1基含む)、中継局1基、再送信子局2基、屋外拡声子局143基、割込装置1基。 ・経年により更新時期を迎える機器を順次更新(耐用年数10～15年の機器)。更新に合わせて、高性能スピーカーを導入し、聞こえ難さを改善。 | 3,762 | 11 | 音達調査を実施 事業実施に向けた準備 | 令和5～7年度にかけて更新事業を実施 | 2,200 | 151,437 | 149,237 | 更新事業の開始による工事請負費の増額。 R5:151,437千円(R4:0円) | |
| 560502 | | 水防対策事業 | 災害対策課 | 水防法に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災の警戒や防御にあたり、被害を軽減するなど適切な水防活動を実施し、市民生活の安全を保持する。 | 40,873 | 11 | 迅速かつ確実な情報伝達や避難体制について、国や県からの通知等に基づき、適宜見直しを行う。 | 国や県からの通知に基づき、より実効性のある災害時応援協定の締結を進める。 | 68,713 | 68,781 | 68 | ・災害対応用旅費の増額。 R5:100千円(R4:60千円) ・災害時応援協定利用時のリース料金上昇に伴う使用料及び資費の増額。 R5:1,358千円(R4:1,333千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-------------|-------------|---|----------------|---------|--|---|------------------|----------------------------|------------------|---|------------------------------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 560201 | | 地域防災計画等関係事業 | 災害対策課(計画) | 本事業は、危機管理業務として、つぎの業務を実施するものである。 (1) 災害対策基本法及び西宮市防災会議条例に基づき、西宮市防災会議(会長:西宮市長)が所掌する事務(地域防災計画及び水防計画の作成・修正等)及び西宮市防災会議の運営。 (2) 国民保護法及び西宮市国民保護協議会条例に基づき、市及び西宮市国民保護協議会(会長:西宮市長)が所掌する事務(国民保護計画の作成・修正等)及び西宮市国民保護協議会の運営。 (3) 西宮市危機管理計画に基づき、全庁的な危機管理体制を強化するため、西宮市危機管理推進会議の運営。 (4) 上記(1)～(3)に関連する各種指針・マニュアル等の策定。 | 10,844 | 11 | ・地域防災計画改定の完了 ・災害時業務計画を実施するための取組工程の決定 ・災害時局別行動計画の実行課の決定 | ・災害時業務計画を実施するための取組工程を実施し、計画等の検証及び修正を行う。 | 14,518 | 8,753 | △ 5,765 | 地域防災計画改定の完了による委託料の減額。 R5:6,756千円(R4:12,228千円) | |
| 631001 | | 職員採用事務 | 人事課 | 西宮市の各所管の円滑な事業運営や国県の法・制度改正に対応できるような組織を維持し、公務の効率的な運営を図るための適正な配置ができるよう職員数を確保するための事業。 | 9,480 | 13 | 職員採用試験の申込について、職員採用管理システムを導入し、受験者の利便性向上並びに事務の効率化を図った。 | 職員採用管理システムを導入した結果生じた課題を整理し、解決に向けた検討を行う。 変化する社会情勢に対応するため、より多角的な視点から採用試験を実施し、優秀な人材を確保するための検討を行う。 | 15,527 | 14,596 | △ 931 | 採用試験受験者数等の精査による委託料の減額。 R5:11,581千円(R4:11,989千円) | |
| 631002 | | 人事給与等事務 | 人事課 | 正規職員の人事、人事記録の管理、定数管理、被服の貸与、人事評価制度の運用、非常勤職員の社会保険手続き、職員の報酬・給与等の支給、各種職員手当の認定、共済費・社会保険料の徴収・支払、給与等の予算・決算資料の作成、勤務状況管理システム・人事給与システムの運用等を行う。 | 53,951 | 11 | 人事評価制度の見直しを令和4年度から実施し、運用していく。 給与支給事務においては、事務の効率化を考え、適宜事務処理方法を見直し、適正な給与支給事務が行えるよう努める。 | 人事評価制度の運用状況や結果を分析し、引き続き改善を検討する。 令和6年度導入予定の庶務事務システムとの連携を考慮し、事務の効率化を考え、適宜事務処理方法を見直し、適正な事務が行えるよう努める。 | 122,524 | 148,795 | 26,271 | 人事給与システム・庶務事務システム導入による委託料の増額。 R5:69,960千円(R4:44,775千円) | 令和4年度事務事業評価結果報告書の記載内容に誤りがあったため、修正。 |
| 631003 | | 職員健康管理事務 | 人事課 | 労働安全衛生法に基づき、職員の安全と健康を確保するため、各種健康診断の実施、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、安全衛生管理体制にかかる業務等を行う。 | 41,307 | 11 | 休職者に対する組織的な復職支援を引き続き行うとともに、ハラスメント対策を強化し、メンタルヘルス不調の予防対策充実を図る。 | 国の指針に沿った総合的なメンタルヘルス対策の実施に取り組んでいく。 | 51,870 | 52,092 | 222 | ハラスメント対策強化による報償費の増額。 R5:799千円(R4:495千円) | |
| 631004 | | 人事・給与制度事務 | 人事課(労務・給与等) | 本市職員の人事・給与制度について、法令・国・他都市の状況等を調査研究し、適宜改正等を行う。 また、その過程で地方公務員法等の定めるところにより職員団体及び労働組合と交渉を行う。 | 0 | 11 | 定年引上げに向けた各種制度設計を行うとともに、職務職責に応じた給与制度の導入を行う。また、持ち家に係る住居手当の見直し並びに係長の管理職手当の見直しについて必要な対応を行う。その他、引き続き適正な人事・給与制度についての調査研究を行う。 | 引き続き給与その他の勤務条件に関して調査研究を行い、必要に応じて適正な制度の構築を行っていく。 | 0 | 0 | 0 | | |
| 631008 | | 職員研修事務 | 研修厚生課 | 「西宮市職員研修規程」および「西宮市人材育成基本方針」に基づき、4つの体系で研修を実施している。 ◎基本研修 職務段階ごとに必要な内容を学ぶ指定研修と、個別専門的な知識の修得や広い視野を養う選択研修を実施している。 ◎派遣研修 高度かつ専門的知識を修得するとともに、他の自治体職員等とのネットワークを広げるため、外部機関が実施する研修に職員を派遣している。 ◎職場研修 職場単位で実施する業務に直結した研修に対し、講師料の助成や講師選定等の支援を行っている。 ◎自主研修 職員が勤務時間外に行う自己啓発の取り組みに対し、支援や助成を行っている。 | 8,616 | 11 | 新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りつつ、各階層(新入職員、若手・中堅職員、管理監督職職員)に対する基本研修を実施する。また、人事評価の取組みとの連携、数値データの活用を図り、職員個々の能力を高めるための取組み、研修の企画を進める。 | 各階層に対する基本研修を中心に充実を図る。また、人事評価の取組みとの連携及び数値データ等を活用し、職員個々の能力向上に資する効果的な研修を企画すると同時に、喫緊の行政課題に関する研修テーマも研究・検討する。 | 22,230 | 21,495 | △ 735 | ・旅費制度の見直しによる旅費の減額。 R5:3,076千円(R4:3,703千円) ・消耗品費の減額。 R5:1,177千円(R4:1,405千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-----------------|---------------|--|----------------|---------|--|---|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 631009 | | 職員自治振興会補助事業 | 研修厚生課 | 地方公務員法及び条例の規定により義務付けられた福利厚生を実施する職員自治振興会が所有する職員会館及び東館区分所有部分に係る会館運営事業費の一部に補助を行う事業である。 | 9,377 | 11 | 市への庁舎及び会議室提供事業は、公益目的支出を継続して実施する公共性のある事業と位置付けられている。引続き会議室提供について効率的な運用と稼働率の向上に努める。 | 引続き会議室提供の効率的な運用と稼働率の向上に努める。 | 9,377 | 9,377 | 0 | | |
| 631010 | | 会計年度任用職員互助会補助事業 | 研修厚生課 | 西宮市会計年度任用職員互助会補助金交付要綱に基づき、西宮市会計年度任用職員互助会が実施する事業の経費について、会員が負担する会費を限度に西宮市会計年度任用職員互助会に補助している。 | 4,516 | 11 | 会計年度任用職員の有する能力を有効に発揮することができるよう福利厚生事業を実施し、互助会への加入率向上とカフェテリアプランの利用率向上に努める。 | 互助会への加入率向上とカフェテリアプランの使用率向上に努める。 | 4,740 | 4,440 | △ 300 | 対象見込者数の見直しに伴う補助金の減額。 R5:4,440千円(R4:4,740千円) | |
| 630504 | | 行政情報システム開発運用事業 | デジタル推進課 | <ul style="list-style-type: none"> ●DX推進指針に基づき「暮らし手続き」「行政内部」「住民参画」「教育環境」の各分野のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進している。 ●行政情報システムは、総合住民情報システム、内部情報システム、庁内イントラシステム、ネットワーク・端末に分けられ、その全般的な運用・保守及び開発・拡充を行っている。 ●総合住民情報システムは、オンラインを中心とした住民記録、税務情報、国民健康保険、年金、医療、福祉情報、教育情報など、住民情報を対象とするシステムで構成されている。 ●内部情報システムは、財務会計や勤務状況管理など、市の内部事務管理に係るシステムで構成されている。 ●庁内イントラシステムは、庁内のネットワークを活用した職員間の情報共有を目的としたグループウェア等である。 ●ネットワーク・端末は、庁舎内のネットワーク、端末機および統合仮想サーバ基盤、仮想デスクトップ基盤等である。 | 621,386 | 11 | <ul style="list-style-type: none"> ●「西宮市DX推進指針」に沿ってDXを推進する。 ●グループウェアを更新するとともに、庁内の運用ガイドラインを策定する。 ●基幹システムの標準化対応に向けて調達準備を行う。 ●電子申請システムの利用拡大に取り組み。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「西宮市DX推進指針」に沿ってDXを推進する。 ●基幹システムの標準化対応に向けて調達準備を行う。 ●電子申請システムの利用拡大に取り組み。 | 717,737 | 804,964 | 87,227 | <ul style="list-style-type: none"> ・標準化に伴う業務共通基盤構築のための手数料および委託料の増額。 R5:123,419千円(R4:0円) ・申請管理システム構築の完了による手数料、委託料および備品購入費の減額。 R5:0円(R4:64,400千円) ・統合仮想基盤等増強に伴う賃借料の増額。 R5:14,175千円(R4:1,651千円) ・WEB会議ブース設置に伴う消耗品費および備品購入費の増額。 R5:10,894千円(R4:0円) | |
| 630501 | | 地域公共ネットワーク運用事業 | デジタル推進課(情報企画) | <ul style="list-style-type: none"> ●平成14年度「地域イントラネット基盤施設整備事業」として国の補助を受け、市役所、第二庁舎を拠点に、支所・サービスセンター等192箇所(令和4年4月現在は198箇所)の公共施設を光ファイバーで接続した。 ●このネットワークを通じて住民情報、施設予約、図書館など多くのサービスが提供されており、安定した市民サービスに不可欠な高速・大容量かつ安定した基幹情報通信基盤として、原則的に無停止で運用している。 ●地域イントラネット基盤施設整備事業で整備したネットワーク機器について、保守期限を迎えたことから更新等(民間サービスへの移行も含む)を平成25年度に実施した。 ●情報格差(デジタルデバイド)を予防、解消するために、タッチパネル式の住民開放端末を設置し、ホームページ閲覧などのサービスを提供している。 | 136,113 | 11 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域公共ネットワークの安定稼働 ●令和5年予定の次回スイッチ(通信事業者局舎内及び出先拠点設置)入替の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域公共ネットワークの安定稼働 ●令和5年予定の次回スイッチ(通信事業者局舎内及び出先拠点設置)入替 | 136,581 | 133,922 | △ 2,659 | 無線LAN入替に伴う賃借料の減額。 R5:3,023千円(R4:6,046千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|----------------|-------------------|--|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 630502 | | 情報化推進事業 | デジタル推進課(情報企画) | <ul style="list-style-type: none"> ●平成13年度以降「西宮市情報化推進計画」を策定し、情報化に取り組んでいる。「第1次:平成13～17年度(職員用ノートパソコン、地域公共ネットワークなどの情報基盤整備)」「第2次:平成18～22年度(市長をCIO＝最高情報責任者として構成する情報化推進本部のもと、各種システムの充実・強化)」「第3次:平成23～25年度(ICTガバナンスの確立・強化)」「第4次:平成26～30年度(ICTの高度化への対応と、全庁の分野横断的な利活用の推進)」「第5次:令和元～5年度(ICTガバナンスのさらなる強化)」 ●情報セキュリティマネジメントシステムに取り組み、平成18年3月に住民記録システムおよび住民基本台帳ネットワークにおいて情報セキュリティ国際規格(ISO/IEC27001)の認証を取得、以降認証範囲を順次拡大した。平成27年2月に情報セキュリティ推進計画、平成31年3月に第2次情報セキュリティ推進計画を策定し、全庁の情報セキュリティの向上に取り組んでいる。 | 207,024 | 11 | <ul style="list-style-type: none"> ●第5次情報化推進計画で設定した目標の進捗管理 ●ICT調達プロセス管理の運用継続 ●情報セキュリティ内部点検の継続実施 ●次期職員用ノートパソコンの仕様検討および契約締結 | <ul style="list-style-type: none"> ●第5次情報化推進計画で設定した目標の進捗管理 ●第6次情報化推進計画の策定 ●ICT調達プロセス管理の運用継続 ●情報セキュリティ内部点検の継続実施 ●次期職員用ノートパソコンの入替 | 215,784 | 293,228 | 77,444 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員用ノートパソコン等の入替等に伴う委託料の増額。 R5:54,398千円(R4:26,797千円) ・職員用ノートパソコン等の入替による賃借料の増額。 R5:194,946千円(R4:145,067千円) | |
| 630503 | | 地域情報システム開発運用事業 | デジタル推進課(情報企画) | <ul style="list-style-type: none"> ●平成9年3月に開設した「西宮市情報センターホームページ」を平成13年10月に市へ移管し、西宮市公式ホームページとした。平成16年にホームページを一元的に管理・編集する機能を持つ運用管理システム(CMS:Contents Management System)を導入した大規模リニューアルを実施し、平成17年10月には、バナー広告の掲載を開始した。平成22年のリニューアルでは、メニューデザインの見直し、CMSの機能改善を実施した。平成24年11月には、スマートフォンサイトを開設し、平成25年にはVwebアクセシビリティ(JIS規格の「高齢者・障害者等配慮設計指針」)等級AAに準拠したリニューアルを行った。更に平成30年3月のリニューアルではシステムをクラウドサービスへ移行し、操作性や即時性、業務継続性の向上を図った。 ●市民・来庁者の利便性の向上や施設の付加価値の向上、災害時の通信確保や市政情報の発信等を目的として、公共施設にフリーWi-Fiを提供している。 | 22,628 | 11 | <ul style="list-style-type: none"> ●ホームページの各コンテンツの質的向上作業を継続実施する。 ●ホームページ以外の広報媒体との連携など、最適な管理体制のあり方を検討する。 ●次回リニューアルに向けた検討 ●フリーWi-Fiの追加設置拠点の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ●ホームページの各コンテンツの質的向上作業を継続実施する。 ●ホームページ以外の広報媒体との連携など、最適な管理体制のあり方を検討する。 ●リニューアルに伴うCMS改修作業 ●フリーWi-Fiの追加設置拠点の検討 | 23,784 | 23,639 | △145 | 令和4年度より「フリーWi-Fi整備事業」を統合。 | |
| 630505 | | フリーWi-Fi整備事業 | デジタル推進課(情報企画) | <ul style="list-style-type: none"> ●市民・来庁者の利便性の向上や施設の付加価値の向上、災害時の通信確保や市政情報の発信等を目的として、令和2年度に市内19箇所、令和3年度に市内1箇所での公共施設にフリーWi-Fi環境を整備した。 ●設置に当たっては、複数の観点からその有用性検証と今後の拡張の方向性を検討するため、さまざまな性質の公共施設を選定した。 | 197 | 21 | 地域情報システム開発運用事業に統合 | | 0 | 0 | 0 | 令和4年度より「地域情報システム開発運用事業」へ統合。 | |
| 631102 | | 番号制度整備事務 | デジタル推進課(情報企画)／総務課 | <p>平成27年10月に番号制度が導入され、住民票を有する者すべてに個人番号が付番・通知された。平成28年1月からは、個人番号の利用が開始されている。</p> <p>情報連携は平成29年7月から開始されており、関係所管に対し、制度運用が円滑・確実に行われるよう情報の周知徹底を的確に行う。あわせて、国の用意するマイナポータル及びマイキープラットフォームの利用等について、必要な対応を行う。</p> | 48,729 | 11 | <ul style="list-style-type: none"> ●制度の継続的な運用に向けた各事務の整理 ●制度利活用等の推進のための研究及び調査 ●特定個人情報保護評価の運用整理及び実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●制度の継続的な運用に向けた各事務の整理 ●制度利活用等の推進のための研究及び調査 ●特定個人情報保護評価の運用整理及び実施 | 37,467 | 59,928 | 22,461 | マイナポイント事業延長に伴う委託料等の増額。 R5:42,848千円(R4:20,020千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|-----------------|-------------|---|----------------|------|--|---|------------------|------------------|----------------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 【財務局】 | | | | | | | | | | | | | |
| 621002 | | ふるさと納税推進事業 | 財務総務課 | ・市外からの寄附者に対し、西宮の産品を返礼品として送付する。 ・外部ポータルサイトからのクレジット決済等による寄附申込みを可能とするとともに、寄附受付・返礼品発送・問い合わせ窓口等の業務を委託する。 ・13の寄附の使い道について、寄附者自身が選び易いような広報を行い、発信力の強化に取り組む。 | 59,314 | 11 | 返礼品の充実を図るとともに、外部ポータルサイトの追加について検討を行う。 | 引き続き返礼品の充実を図るとともに、寄附者に興味を持っていただける事業手法について検討を行う。 | 59,059 | 85,902 | 26,843 | 寄附金額の増に伴う経費の増額。 ・返礼品にかかる報償費の増額。 R5:59,073千円(R4:41,278千円) ・寄附金収納事務等にかかる役務費の増額。 R5:26,343千円(R4:17,132千円) | |
| 630201 | | 収納対策推進事務 | 財務総務課 | ・電話催告業務(共通コールセンター)などを通じ、初期段階での滞納解消を促進するとともに、システムを活用した滞納者情報等の利用により、累積滞納の早期解決を図る。 ・各未収金担当課が標準的な債権管理事務モデルに準拠した事務を行うことにより、新たな滞納の発生を抑制し、滞納整理の促進を図る。 | 28,401 | 11 | 引き続き収入未済額の縮減を図る。 | 引き続き収入未済額の縮減を図る。 | 40,092 | 31,206 | △ 8,886 | コールセンター委託料等の減額(他局との配分変更)。 R5:26,847千円(R4:34,696千円) | |
| 620501 | | 財務事務 | 財政課 | ・予算の編成に関する事務 ・予算の執行管理に関する事務 ・決算に関する事務 ・財政計画に関する事務 ・財政資金の調整、一時借入金、市債、地方交付税及び譲与税・交付金に関する事務 ・基金(他課に属するものを除く)の管理に関する事務 ・公会計の整備に関する事務(他課に属するものを除く) | 7,863 | 11 | ・最新の財政状況を反映した長期財政収支見直しを作成する。 ・市政ニュース及びホームページの掲載内容の充実により、さらに分かりやすい財務状況の公表に努める。 | ・長期財政収支見直しに留意しながら、健全な財政運営を図るための執行管理を行う。 ・財務会計システムの更新に向けた検討をすすめる。 | 7,479 | 8,594 | 1,115 | 【歳入】 基金残高の増に伴う都市計画事業基金利子の増額。 R5:1,773千円(R4:798千円) 【歳出】 ・インボイス制度対応に伴う財務会計システム改修委託料の増額。 R5:2,354千円(R4:2,145千円) ・基金残高の増に伴う都市計画事業基金積立金の増額。 R5:1,773千円(R4:798千円) | |
| 630301 | | 契約事務 | 契約管理課 | 1.工事請負、業務委託、修繕業務、物品購入、賃貸借契約の一般競争・指名競争入札等の契約事務 2.競争入札参加資格者の登録事務 3.契約業務の調査研究等 | 14,567 | 11 | 契約事務の調査・研究を行い、適宜見直しを行う(入札情報漏えい防止等)。 工事契約での総合評価競争入札及び低入札価格調査を継続し、必要な改善を行う。 | 契約事務の調査・研究を行い、適宜見直しを行う(入札情報漏えい防止を目的とした変動型最低制限価格算定式の見直しなど)。 工事契約での総合評価競争入札及び低入札価格調査を継続し、必要な改善を行う。 | 14,987 | 14,406 | △ 581 | ・財務会計システム改修に係る委託料の減額。 R5:0円(R4:358千円) ・兵庫県電子入札共同運営システム負担金に係る負担金補助及び交付金の減額。 R5:6,062千円(R4:6,290千円) | |
| 630302 | | 土木・建築工事の施工検査事務 | 契約管理課(技術管理) | 1.土木工事及び建築工事の施工検査 2.土木工事の積算基準並びに積算単価の調整及び作成(他課に属するものを除く) 3.土木工事の積算システム等の管理 | 5,877 | 11 | 1. 監督・検査技術向上のための研修実施。 2. 工事検査・成績評定業務の適正な執行。 | 1. 監督・検査技術向上のための研修実施。 2. 工事検査・成績評定業務の適正な執行。 | 6,188 | 6,244 | 56 | | |
| 630303 | | 総合評価推進事務 | 契約管理課(技術管理) | 1.契約業務に係る調査研究等(他課に属するものを除く) 2.総合評価一般競争入札に関する技術審査等 3.技術職員研修に関すること(他課に属するものを除く) | 107 | 11 | 1. 建設工事に係る総合評価競争入札の運用 2. 低入札価格調査制度の見直し 3. 入札を踏まえた制度の改善策の検討 4. 技術職員研修の実施 | 1. 建設工事に係る総合評価競争入札の運用 2. 低入札価格調査制度の見直し 3. 入札を踏まえた制度の改善策の検討 4. 技術職員研修の実施 | 231 | 231 | 0 | | |
| 630101 | | 固定資産評価審査委員会運営事務 | 税務管理課 | 固定資産評価の客観的合理性を担保し、固定資産税の適正な賦課を期するため、地方税法に基づき設置された固定資産評価審査委員会の事務運営を行う。 | 803 | 11 | 令和4年度は評価替年度ではないが、令和3年度に講じられた「特別な措置」により、一部の「令和3年度課税」も対象となり、一定数の審査申出が見込まれる。現体制の範囲で、固定資産評価審査委員会制度の主旨に則った運営事務に努める。 | 評価替年度以外も審査申出が増える傾向にあることから、事務の効率化を進め、迅速な処理を図り、引き続き現体制の範囲で対応する。 | 975 | 981 | 6 | 参考図書購入等に係る消耗品費の増額。 R5:50千円(R4:38千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|------------------|-----------|---|----------------|---------|---|--|------------------|----------------------------|------------------|--|-------------------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 630102 | | 市税の賦課・徴収関係事務 | 税務管理課 | 市の財政収入の根幹である市税収入の確保を図るため、適正かつ公平な賦課・徴収を推進する。賦課においては、複雑化する課税事務を効率的に執行するとともに、課税客体の捕捉に努める。現年度分の徴収においては、納付方法や口座振替申込みにおいて、利便性の高い複数の選択肢を設けることにより、収入率向上に取り組み、納期内納付の定着を推進する。滞納繰越分の徴収では、滞納の初期段階において事務を標準化するほか、初期対応を充実させ、早期かつ的確な履行を促し、滞納の長期化を防ぐ。また、長期・高額滞納においては、組織的な滞納整理を推進し、債権等の差押えを強化するほか、適宜・適切な徴収緩和措置も講じ、収入未済額の縮減を一層促進する。 | 433,814 | 11 | 税システム標準化に向け、現行システムとの比較作業等、引き続き準備を進める。 | 税システムの標準化や、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化、令和6年度からの森林環境税(国税)の賦課に向けた準備など、各種の税制に対応していく。 | 608,396 | 596,708 | △ 11,688 | ・税関連システム標準化に係る現行システム調査委託料の減額。 R5: 5,720千円(R4: 37,400千円) ・評価替えに伴う不動産鑑定料及び委託料の減額。 R5: 31,279千円(R4: 52,605千円) ・特定電話受付等対応業務に係る委託料の増額。 R5: 18,498千円(R4: 0千円) ・会計年度任用職員(A)の増員(10人→15人)による人件費の増額。 R5: 57,573千円(R4: 37,546千円) | |
| 630401 | | 市有財産維持管理事務 | 管財課 | 所管する普通財産の管理及び処分。所管する市有財産の貸付、除草・剪定業務、測量業務等。 | 77,469 | 11 | 具体的な利用計画が定まっていない市有地について、順次売却するほか他部局と連携を図りながら暫定利用も含めた有効活用の検討を行う。 | 具体的な利用計画が定まっていない市有地について、順次売却するほか他部局と連携を図りながら暫定利用も含めた有効活用の検討を行う。 | 123,129 | 279,954 | 156,825 | ・分譲宅地造成工事の増加に伴う委託料の増額。 R5: 255,163千円(R4: 97,893千円) ・不動産鑑定士の増加に伴う役務費の増額。 R5: 6,328千円(R4: 4,992千円) ・工事請負費の減額。 R5: 8,000千円(R4: 10,000千円) | 令和5年度より「資産活用事業」を統合。 |
| 630402 | | 自動車等維持管理事務 | 管財課 | 公用自動車の点検・修繕や車両保険の契約事務等を包括的に処理する。また、公用自動車の使用の効率的な集中管理と安全運転の啓発や運転者の指導を行い、公務、市の主催事業及び共催事業に伴う輸送業務を安全かつ効率的に進める。 | 39,955 | 11 | 更新基準を超えて使用している貸出車について、軽乗用車1台と軽貨物車2台を更新する。また、共用車と生活環境課を業務する運転手1名を配置する。 | 新型コロナウイルス感染症収束後の公用車の利用状況を踏まえて、更新基準を超過した車両更新を通じて効率的な車両運行体制を目指す。 | 48,958 | 45,907 | △ 3,051 | 共用車(バス)2台の減車による賃借料の減額。 R5: 0千円(R4: 2,310千円) | |
| 630403 | | アプリ甲東立体駐車場設備保全事業 | 管財課 | アプリ甲東立体駐車場(平成8年完成)は、経年により、製造業者が定める部品交換目安を超える部品が増えている。このまま放置すると立体駐車場の安全な運行に支障をきたしかねないため、緊急性の高いものから計画的に順次保全工事を行う。 | 3,562 | 11 | 立体駐車場4号機の駆動部関係(上部・下部スプロケット)及びチェーンガイドレールの入替工事等並びに3号機のバレット車路部及び1～4号機のターンテーブルの塗装を行う。 | 保守点検結果等を踏まえた上で緊急性の高いものから計画的に順次保全工事を行う。 | 15,620 | 26,092 | 10,472 | 経年劣化等に対する計画的な保全工事の実施に伴う工事請負費の増額。 R5: 26,092千円(R4: 15,620千円) | |
| 631106 | | 地区自治団体運営交付金事業 | 管財課 | 財産区有土地貸付収入の適正な執行を目的として、補助金を交付する。 * 財産区=地方自治法第294条に規定されている特別地方公共団体 | 23,135 | 11 | 財産区有財産の適正管理について、今後も助言や指導を行う。 | 財産区有財産の適正管理について、今後も助言や指導を行う。 | 23,145 | 23,145 | 0 | | |
| 620602 | | 資産活用事業 | 管財課(資産活用) | 市所有の未利用地について、公共施設用地としての利活用を検討し、今後の利活用計画が無い用地については、財源確保のために売却・貸付を推進していく。 | 80 | 11 | ・西宮消防署跡地活用事業(貸付事業の実施に向けた取組み) ・甲陽園本庄町市営住宅跡地活用事業(売却等の実施に向けた取組み) ・未利用地の有効な利活用及び売却・貸付に向けた関係各局との調整 | ・未利用地の有効な利活用及び売却・貸付の推進 ・甲陽園本庄町市営住宅跡地活用事業(売却等の実施に向けた取組み) | 980 | 0 | △ 980 | | 令和5年度より「市有財産維持管理事務」に統合。 |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|--------------|-------------|---|----------------|---------|--|---|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 620601 | | 公共施設マネジメント事業 | 施設マネジメント推進課 | これまで人口増加や経済成長に合わせて整備拡充してきた公共施設が、次々と大規模改修や建替え時期を迎え、維持管理及び保全・整備コストの増加が避けられない。このような状況下において、市民の利便性を考慮しながら最小の経費で最大の効果を発揮していくために、個別公共施設に係るコスト削減や機能改善等を積み重ねながら将来を見据えた中長期的かつ分野横断的な視点(全体最適)に立って、公共施設マネジメントを推進していく。 | 6,540 | 10 | 各施設における個別施設計画を踏まえて、公共施設等総合管理計画の見直しを図る。 | 策定済みの個別施設計画に基づき、公共施設の機能再編や長寿命化・複合化等の検討を進めていく。 | 1,741 | 8,565 | 6,824 | 耐用年数調査等委託料の増額。 R5:7,000千円(R4:0千円) | |
| 630404 | | 庁舎関係事業 | 庁舎管理課 | 利用する市民にとって、安全で清潔な施設であるために庁舎を維持管理するとともに、職員が行政拠点として働きやすい職場環境をつくる。そのため、老朽化等による不良箇所を早期に発見して対応することにより、大規模修繕を未然に防止し、維持管理コストの低減、ひいては苦情ゼロの状態を目指す。 対象施設:本庁舎、第二庁舎、東館、南館、西館、池田庁舎、江上庁舎 | 1,094,175 | 11 | 庁舎の適切な維持管理を行うとともに、要望内容や庁舎再配置後の利用状況を確認し、今後の管理運用及び維持修繕について検討する。 池田庁舎の供用開始に向け改修工事と移転調整を行う。 | 引き続き庁舎の適切な維持管理及び運用管理を行うとともに、今後の維持修繕について検討する。 | 946,398 | 1,121,436 | 175,038 | 本庁舎等改修工事費(正面玄関前屋上防水改修、江上庁舎解体等)の増額。 R5:199,930千円(R4:14,703千円) | |
| 630405 | | 北口駐車場関係事業 | 庁舎管理課 | 西宮北口周辺の不法駐車対策の路外駐車場であり、且つアクタ西宮(商業施設)の併設駐車場という複合的な要素を持つ西宮市立北口駐車場の維持管理・運営を行う。なお、平成18年度から指定管理者による管理運営を開始し、サービスの向上と経費の縮減に努めている。また、当該駐車場は平成13年度に供用開始し、施設や機器の老朽化が顕著になっている。機器の故障や不具合は利用者へのサービス低下となる為、機器の更新や施設の改修を計画的に実施することで、利用者に対して良質なサービス提供を目指す。 | 86,983 | 11 | ・令和4年度から第5期指定管理者による施設管理運営の1年目 ・料金精算機主要部品取替工事の実施 | ・利用者サービスの更なる向上 ・計画的な機器更新、改修工事の実施 ・現在の指定管理期間が終了する令和9年度以降の北口駐車場のあり方について検討を行う。 | 84,638 | 106,664 | 22,026 | 北口駐車場改修工事費(精算機主要部品更新、監視カメラ更新)の増額。 R5:29,272千円(R4:8,910千円) | |
| 620603 | | 第二庁舎等整備事業 | 庁舎管理課 | 第二庁舎(危機管理センター)を建設し、既存庁舎を含めた庁舎機能の効率的・効率的な集約化と再配置により、市民サービスの向上、危機管理体制の強化、業務の効率化・継続性の確保、維持管理経費の削減を図る。 | 1,156,371 | 41 | 令和3年度完了 | | 0 | 0 | 0 | | |
| 620606 | | 上下水道局庁舎取得事業 | 庁舎管理課 | 本庁舎周辺の庁舎機能の再配置のため第二庁舎に移転した上下水道局の庁舎を池田庁舎として使用するにあたり、旧上下水道局庁舎及びその敷地を有償所管換で取得するもの。 (参考) 池田庁舎内配置予定 保健所 1～3階 監査事務局 2階 住宅部 4階 | 595,105 | 41 | 令和3年度完了 | | 0 | 0 | 0 | | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|----------|------|--|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 【市民局】 | | | | | | | | | | | | | |
| 710403 | | 鳴尾支所事業 | 鳴尾支所 | 昭和26年4月の西宮市と鳴尾村との合併により、鳴尾地域における市民の利便性を確保するために設置された。 | 67,458 | 11 | ・職員の連携と協力体制を強化し、市民サービスの向上に努める。 ・地域団体各々に応じた適切な支援を行う。 ・市民職員双方に、安全で快適な環境になるよう、施設の維持管理を適切に実施する。 | ・引き続き職員の連携と協力体制を進めるとともに、スキルアップを図り、効果的な配置を行い、市民満足度の高い窓口サービスを目指す。 ・各地域団体がより主体的な運営ができるように支援、協働していく。 | 76,947 | 86,843 | 9,896 | ・ガス使用料の増額。 R5:4,434千円(R4:1,749千円) ・施設維持補修に係る設計等委託料の増額。 R5:24,686千円(R4:21,679千円) ・施設維持補修工事請負費の増額。 R5:9,870千円(R4:3,482千円) | |
| 710405 | | 鳴尾支所改修事業 | 鳴尾支所 | 経年劣化が進んでいた高須市民センターの空調設備の改修工事を実施した。 鳴尾支所及び高須市民センターの建築物・設備の劣化を防止し良好な状況に保つため、適時・適切な保全を実施することにより、安全と機能の確保、建築物の長寿命化を図る。 | 8,342 | 11 | 高須市民センターの受変電設備改修工事の実施。 | 鳴尾支所1階部分の照明LED化工事及びフロア改修工事に向けた詳細設計。 | 1,549 | 0 | △ 1,549 | 高須市民センター受変電設備改修工事完了による委託料と工事請負費の減額。 R5:0円(R4:1,549千円) | |
| 710406 | | 瓦木支所事業 | 瓦木支所 | 昭和17年5月の本市と瓦木村の合併により、地域住民の利便性を確保するため設置された。 | 24,077 | 11 | ・多様化し増加する市民ニーズに対応できるよう、課内研修等を実施し、職員間で相互にスキルアップを図る。 ・地域団体と連携を図り、地域課題への対応に努める。 | ・市民ニーズを迅速に察知し的確に対応できるよう常に最新情報を取得し職員間で共有を図る。 ・地域団体と連携を図り、地域課題の対応に努める。 | 30,002 | 31,447 | 1,445 | ・電気使用料の増額。 R5:1,909千円(R4:1,555千円) ・ガス使用料の増額。 R5:1,778千円(R4:958千円) | |
| 710408 | | 甲東支所事業 | 甲東支所 | 甲東支所は、昭和16年2月の甲東村合併により、地域住民の利便性を確保するために設置された。平成8年10月からは、阪急甲東園駅と直結した複合施設「アプリ甲東(3階)」で業務を行っている。 | 34,535 | 11 | ・職員の能力向上につなげるため、実務研修への参加や庁内外の情報の把握及び職員の連携の強化を行う。 ・市民が安心、快適に利用できるよう施設の維持管理に努める。 | ・引き続き支所業務に対応できる職員を育成する。 ・関係団体や関係部局と連携を図りつつ、地域課題への対応に努める。 | 38,633 | 40,759 | 2,126 | ・電気使用料の増額。 R5:1,405千円(R4:1,042千円) ・ガス使用料の増額。 R5:1,416千円(R4:732千円) ・庁舎管理関係委託料の増額。 R5:10,874千円(R4:10,120千円) | |
| 710410 | | 甲東支所改修事業 | 甲東支所 | 甲東センター(甲東支所、共同利用施設甲東センター、甲東ホール、中央図書館甲東園分室)の施設・設備を良好な状態に保つため、中長期修繕計画に基づき、適切な保全を実施し、安全の確保、施設の長寿命化を図る。 | 5,208 | 11 | (アプリ甲東) ・エスカレーター市専有部更新工事の一部負担 ・エスカレーター共用部更新工事の一部負担 ・受変電設備共用部更新工事の一部負担 | (アプリ甲東) ・エレベーター共用部更新工事の一部負担 ・受変電設備共用部更新工事の一部負担 | 35,538 | 7,563 | △ 27,975 | ・アプリ甲東エスカレーター更新工事の完了による工事請負費と負担金補助及び交付金の減額。 R5:0円(R4:34,961千円) ・アプリ甲東エレベーター更新工事による負担金補助及び交付金の増額。 R5:6,473千円(R4:0円) | |
| 710411 | | 塩瀬支所事業 | 塩瀬支所 | 昭和26年、塩瀬村が西宮市と合併され、地域住民の利便性を確保するため地域の拠点施設として塩瀬支所が設置された。平成2年には、地域住民の利便性の向上を図るため、各公共施設を設置した複合施設である塩瀬センターを建設し、塩瀬支所が中心となり、行政サービスを実施している。 | 45,673 | 11 | 職員のスキルアップを図るとともに効率的な配置を進める。加えて市民からの問い合わせを的確に把握し、迅速な対応を心掛ける。また地域課題についても、関係する部局と連携を図り、課題解決に取り組む。 | 引き続き職員のスキルアップを図るとともに、効率的な配置を進める。 また、地域課題についても、関係する部局とより連携を図り、迅速な対応を心掛けて取り組んでいく。 | 51,792 | 54,580 | 2,788 | ・電気使用料の増額。 R5:2,926千円(R4:2,128千円) ・ガス使用料の増額。 R5:2,025千円(R4:866千円) | |
| 710413 | | 塩瀬支所改修事業 | 塩瀬支所 | 塩瀬センターの建築物、設備の劣化を抑制し良好な状況に保つため、適時・適切な保全を実施することにより、安全・機能の確保、施設の長寿命化を図る。 | 5,026 | 11 | 塩瀬センター防火シャッター更新工事 | | 9,768 | 0 | △ 9,768 | 塩瀬センター防火シャッター更新工事完了による工事請負費の減額。 R5:0円(R4:9,768千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-----------------|-------------|--|----------------|---------|--|--|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 710414 | | 山口支所事業 | 山口支所 | 昭和26年、本市と山口村との合併により、地域住民への行政サービスの確保と利便性の向上を目的に設置。 平成21年3月9日からは、山口地域の拠点となる山口センター1階において業務を開始し、平成21年4月からは、山口支所、山口ホール、山口保健福祉センター、山口老人いこいの家、山口児童センター、中央図書館山口分室、山口公民館の7つの機能を備えた複合施設として業務を行っている。 | 37,154 | 11 | 各職員の専門知識や対応力の強化で、市民サービスの向上を図る。従来から続く地域団体との良好な関係を維持し、地域課題解決のため令和4年度も密に連携を図っていく。10年以上が経過した庁舎の維持管理では、補修等の対応が必要な箇所の早期発見に努める。 | 職員専門性の向上や、地域団体と連携協力を継続することで、地域住民が必要とする住民ニーズを提供できる身近な地域拠点として、サービスの向上に努める。 | 41,526 | 42,796 | 1,270 | ・電気使用料の増額。 R5:1,159千円(R4:994千円) ・ガス使用料の増額。 R5:831千円(R4:410千円) ・塵芥収集の仕様変更等による委託料の増額。 R5:7,691千円(R4:6,771千円) ・分別ボックス購入による備品購入費の増額。 R5:278千円(R4:0円) ・新車両購入による備品購入費等の減額。 R5:0円(R4:1,251千円) | |
| 710415 | | アクタ西宮ステーション事業 | アクタ西宮ステーション | 市民等からの平日時間延長及び土・日・祝日の窓口業務の実施要望を背景に、平成16年5月に開設された。 | 52,217 | 11 | マイナンバー関係の手続きで来庁者が増加傾向にある。多様化していく業務に対して個人がスキルアップし、迅速に対応できる体制が必要。 | 令和4年度に引き続き、市民ニーズに対応するため、窓口体制の強化に努める。 | 62,381 | 68,253 | 5,872 | 施設管理共益負担金の増による負担金補助及び交付金の増額。 R5:12,849千円(R4:8,205千円) | |
| 710416 | | 夙川市民サービスセンター事業 | アクタ西宮ステーション | 昭和52年10月、人口増加の著しい夙川地区の住民の利便性の向上を図るために開設された。 | 6,990 | 11 | 多様化していく業務に対して、個人がスキルアップし、迅速に対応できる体制が必要。 | 令和4年度から引き続き、市民ニーズに対応するため、窓口体制の強化に努める。 | 7,587 | 7,679 | 92 | | |
| 310301 | | 非課税世帯等臨時特別給付金事業 | 臨時特別給付金担当課 | 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ「令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)」に基づき、臨時特別給付金(1世帯10万円)を迅速かつ的確に支給するため実施した。 | 3,875,750 | 41 | ・勤奨通知を送付するなど、未申請者等への対応を実施。 ・令和4年度新規事業への対応。 | | 2,601,371 | 0 | △ 2,601,371 | 令和4年度完了事業 | |
| 610101 | | 参画・協働推進事業 | 市民協働推進課 | 市民等が持つ豊かな知識及び経験をまちづくりに生かし、市民等と市がよりよい本市の姿を共に考え、その実現に向けて共に行動する地域社会を形成していくことを目的として、平成20年7月に制定した「西宮市参画と協働の推進に関する条例」の市民等への周知・啓発並びに条例の適切な運用に取り組む。 | 1,421 | 13 | ・条例評価委員会を通じて、条例の検証及び改善策の検討を行う。 ・協働事業提案制度に新たな募集区分として「コロナ課題解決型」を追加する。 | 令和4年度の検証結果を踏まえ、条例及び各取組の見直しに取り組む。 | 5,957 | 5,805 | △ 152 | | |
| 610102 | | コミュニティ推進事業 | 市民協働推進課 | ・西宮コミュニティ協会は、住民の手に「新しい地域社会の創造」をめざし、また「コミュニティづくり」を推進するための全市の組織として、各地域への呼びかけや設立準備委員会での論議を経て、昭和54年8月に発足した。市は西宮コミュニティ協会の活動に要する経費に対し補助を行うなど、同協会の健全な発展と活動を促進するとともに、地域コミュニティ活動を支援する。 ・地域における青少年層により組織された団体(以下「青年団等」という。)が行う、地域への貢献や活性化に寄与する事業を支援することにより、次世代の担い手を育成し、もってコミュニティ活動の推進を図る。 | 57,148 | 13 | 協会の目指す「つながる地域」への具体的な取り組みについて、協会に検討・実施を促し、協会の活動が持続可能なものとなるようサポートする。 | 令和4年度に検討・実施した内容を引き続きサポートする。 | 63,873 | 65,073 | 1,200 | 一般コミュニティ助成事業の申請金額の増による負担金補助及び交付金の増額。 R5:10,000千円(R4:8,800千円) | |
| 610103 | | 市民祭り補助事業 | 市民協働推進課 | 昭和48年9月西宮神社を会場として「第1回にしのみや市民祭り」が開催され、昭和50年に「にしのみや市民祭り協議会」が発足し、市民グループによるイベント実施やブース出展、企業等からの協賛など多くの市民や団体が参加する祭りとなった。 市内の各種団体が構成される協議会により例年実施される同祭りに対し、市は補助金の交付及び事務局を設置することにより支援を行う。 | 8,713 | 11 | 3年ぶりとなる市民祭りの現地開催に向けて、にしのみや市民祭り協議会と連携し、感染症対策を始めた必要準備・調整等を行う。 | 第50回及び市制100周年を迎える令和7年度市民祭りの開催方法や開催場所等について、にしのみや市民祭り協議会と検討を行っている。 | 13,500 | 13,500 | 0 | | |
| 610104 | | 市民交流センター等管理運営事業 | 市民協働推進課 | 市民交流センターは、西宮・甲子園競輪の廃止に伴い、兵庫県自転車競技厚生事業団から競輪事業関連施設である厚生事業会館の譲渡を受け、市内にある公益活動を目的とする市民団体の交流を促進するとともに、市民の地域社会における相互の親睦及び文化活動の増進に寄与するため、平成14年8月1日に設置された。 市民交流センターの管理運営は平成19年度より指定管理者が行っており、市民活動や自治会運営に関する相談業務・各種講座開催及び貸館業務を行っている。 また、ボランティア活動を希望する市民に対し、公益を目的とする市民活動に参加するきっかけづくりを提供するため相談業務等を実施するほか、インターネットでも様々な情報提供を行っている。 | 28,180 | 13 | 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた適切な管理運営及び事業実施に努めるとともに、市民活動等に対する効果的な活動支援方法を検討する。また、施設の利用促進及び利用者の利便性を図るため、施設予約方法の見直しを行う。 | 引き続き指定管理者と連携し、貸館機能及び市民活動等の効果的な支援の充実を努める。 | 31,844 | 38,059 | 6,215 | ・燃料費高騰による電気使用料の増額。 R5:4,499千円(R4:3,263千円) ・西宮市施設予約システム更新に伴う業務費の増額。 R5:4,629千円(R4:0円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|---------------------|-------------|---|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 610105 | | 市民交流センター等改修事業 | 市民協働推進課 | 東山台コミュニティ会館の既存エレベーターの経年劣化に伴い、エレベーター更新工事を行うことで利用者の安全確保や利便性を図る。 | 18,185 | 41 | 予定なし。 | 施設の適切な維持管理に努め、必要に応じて改修を行う。 | 0 | 0 | 0 | | |
| 560601 | | 災害救助事業 | 地域コミュニティ推進課 | 市内において発生した災害により、その使用する住居又は店舗等が全焼、全壊若しくは流失、半壊若しくは半壊又は床上浸水の被害を受けた場合や災害による負傷や死亡者が発生した場合に見舞金、弔慰金を支給し、住居を失った市民に対しては、災害緊急救助施設の提供を行う。 | 1,530 | 11 | 災害見舞金等の支給、並びに有事の際の災害緊急救助施設への入居など、被災者支援を実施する。 | 引き続き、被災者支援を行い、土日や夜間の緊急対応のあり方を検討する。 | 2,069 | 2,432 | 363 | 災害見舞金の増による扶助費の増額。 R5:1,400千円(R4:1,000千円) | |
| 610106 | | 市民集会所等管理運営事業 | 地域コミュニティ推進課 | 地区市民館22館、共同利用施設10館、広田山荘の維持・管理運営を行っている。 ①地区市民館・・・本市住民の地域社会における相互の親睦及び文化活動の増進に寄与するために設置した施設 ②共同利用施設・・・共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく施設 ③広田山荘・・・市民の健全な娯楽及び休息等のため、その使用に供することを目的とした施設 | 185,403 | 11 | ・新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、利用者が活動しやすい施設運営を行う。 ・必要な工事や修繕を進め、利用者が安全に活動できるよう取り組む。 | 引き続き、利用者が活動しやすい施設運営を行っていく。 | 243,978 | 261,830 | 17,852 | ・光熱費等の増による需用費の増額。 R5:39,125千円(R4:29,334千円) ・施設維持補修工事請負費の増額。 R5:33,414千円(R4:29,077千円) | |
| 610107 | | 船坂里山学校管理運営事業 | 地域コミュニティ推進課 | ・平成22年3月末に閉校となった船坂小学校跡施設について、地域住民の交流の拠点施設として活用するとともに、豊かな自然環境や里山文化等の地域資源を活かしながら地域内外の人の交流及び地域の魅力発信を図る。 ・平成28年度からは「西宮市立船坂里山学校条例」を制定し、施設名称を「西宮市立船坂里山学校」とした。また地域団体を指定管理者としたことで、地域が主体として、施設の管理運営を行っていく。 | 17,632 | 11 | ・イベント等について、開催に向けた検討を行い、指定管理者と協議を行う。 ・老朽化した施設の補修を実施する。 | 施設の利用を通して地域が活性化できるよう、指定管理者と引き続き協議を行っていく。 | 15,024 | 19,049 | 4,025 | 施設維持補修工事請負費の増額。 R5:6,142千円(R4:2,745千円) | |
| 610108 | | 自治会活動支援事業 | 地域コミュニティ推進課 | 市内にある自治会等に関して連絡・調整等を行うとともに、下記事業を実施している。 ・自治会・町内会の公益的な活動中の事故等を補償するため、自治会等公益活動補償制度を設けている。 ・自治会・町内会への加入を促進するため、自治会加入促進チラシを窓口等で転入者等に配布している。 ・自治会ガイドブック(加入促進編・設立編)を作成し、自治会・町内会に配布している。 ・自治会・町内会の発足状況を把握するため、毎年7月に地域自治団体調査を行っている。 | 4,016 | 11 | 自治会の現状の把握に努め、必要な支援を行っていく。また、自治会等の負担軽減に向けて、関係部署と連携を図る。 | 引き続き必要な支援を実施し、自治会等の活動が活性化できるよう有効な方法を検討していく。 | 5,020 | 4,735 | △ 285 | 自治会等公益活動損害保険料の減による役務費の減額。 R5:1,918千円(R4:2,094千円) | |
| 610301 | | 地域コミュニティ集会所施設整備補助事業 | 地域コミュニティ推進課 | 自治会等が所有する集会所施設を新築・改修等する場合において、その費用の一部を補助する。 | 6,347 | 11 | 惣川自治会 | 順次申請があった自治会等の集会所施設の工事等に対し、補助を行う。 | 3,353 | 13,354 | 10,001 | 申請件数の増による負担金補助及び交付金の増額。 R5:13,000千円(R4:3,000千円) | |
| 610302 | | 市民集会所等改修事業 | 地域コミュニティ推進課 | 老朽化した著しい施設の外壁改修、屋上防水工事等について、中長期修繕計画等に基づき実施する。 | 27,265 | 11 | 各施設について、電気(配線等取替え)や機械設備(空調設備更新等)、建築(外壁改修等)について適切に工事を実施していく。 | 引き続き、施設の改修について、中長期修繕計画等に基づき実施する。 | 94,586 | 132,335 | 37,749 | 空調改修工事の完了に伴う工事請負費の減額及び北瓦木センター耐震・大規模改修工事等による工事請負費の増額。 R5:126,144千円(R4:79,896千円) | |
| 610304 | | 船坂里山学校改修事業 | 地域コミュニティ推進課 | 老朽化した船坂里山学校の施設や設備等について、利便性の向上や利用者の安全を図るため、改修工事を実施する。 | 0 | 11 | 工事等の予定はない。 | 必要に応じ、改修工事を実施していく。 | 0 | 0 | 0 | | |
| 610303 | | 市民集会所等整備事業(施設整備) | 地域コミュニティ推進課 | 未耐震施設の市民館を建替え、集会所施設機能だけでなく地域の活動拠点となるよう整備を進める。 | 41,362 | 11 | 北甲子園口市民館の図面作成等を進める。 | 未耐震施設の市民館の建替えを検討する。 | 3,227 | 1,000 | △ 2,227 | 図面作成等の完了に伴う委託料の減額。 R5:1,000千円(R4:3,227千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|------------|---------|---|----------------|---------|--|---|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 580101 | | 地域防犯事業 | 地域防犯課 | ・防犯に関する事業等の企画、調整及び推進 ・防犯灯設置事業の実施 ・防犯協会に対する補助金交付 地域安全対策事業 防犯協会が実施する防犯活動等に対する補助金 ・防犯カメラの保守管理等の実施 ・令和元年度より「安全・安心対策事業」から「地域防犯事業」に名称変更 | 135,547 | 10 | ・防犯上効果的な防犯灯の設置に取り組む。 ・市と警察と防犯協会連携し、地域防犯活動の充実を図る。 ・特殊詐欺対策の施策を拡充させる。 | ・防犯上効果的な防犯灯の設置に取り組む。 ・市民の防犯意識の向上を図り、地域防犯活動の活性化を研究し推進する。 ・継続して特殊詐欺対策の施策を充実させる。 | 143,850 | 217,413 | 73,563 | ・自動通話録音機無償配付事業の新規実施による会計年度任用職員の人件費等の増額。 R5:2,862千円(R4:0円) ・自動通話録音機無償配付事業の新規実施による需用費の増額。 R5:34,891千円(R4:0円) ・自動通話録音機無償配付事業の新規実施による郵便料の増額。 R5:140千円(R4:0円) ・自動通話録音機無償配付事業の新規実施による委託料の増額。 R5:25,929千円(R4:0円) | |
| 710401 | | 戸籍住民基本台帳事業 | 市民課 | 明治4年に公布された戸籍法は、日本国民を登録しその国籍と親族身分関係を公に証明する制度である。 住民基本台帳法は、昭和42年に施行され、住民に関する記録を正確かつ統一的行うことで、市民の利便性を向上させるだけでなく、国及び地方公共団体における各種行政事務の合理化に資することを目的としている。 また、平成24年7月9日からは、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となり、それまでの外国人登録法が廃止されたことで、新たな在留制度が開始された。 さらに平成27年10月には社会保障・税番号制度が導入され、平成28年1月から申請のあった市民にマイナンバーカード(個人番号カード)を交付しており、外国人住民を含めた市民の更なる利便性の向上と各種行政事務の効率化を図ることが期待されている。 | 677,948 | 11 | 標準化のためのシステム改修等を引き続き実施する。また、マイナポイント第2弾の実施により急増が見込まれるマイナンバーカードの申請に対応するため交付体制を強化する。 | 引き続きシステム標準化への対応をすすめるとともに令和6年度に予定されている戸籍の記載事項に読み仮名が追加されることへの準備を進める。また、電子証明書の更新業務が令和7年度以降に急増が見込まれることについて窓口体制等の検討を進める。 | 862,119 | 797,344 | △ 64,775 | ・マイナンバーカード交付事務補助会計年度任用職員人件費の減額。 R5:73,209千円(R4:112,330千円) ・マイナンバーカード交付見込数減による郵便料の減額。 R5:17,218千円(R4:51,204千円) ・処理件数減などによるマイナンバーカード交付関連及び郵送・分室等業務委託料の減額。 R5:285,232千円(R4:395,689千円) ・住民記録システム及び印鑑登録システムの標準化対応業務委託料の増額。 R5:131,197千円(R4:12,430千円) | |
| 350101 | 特会 | 国民健康保険事務事業 | 国民健康保険課 | 現行の国民健康保険法が昭和33年12月に制定され、翌34年1月に施行されたことから、すべての市町村は、昭和36年4月1日までに国民健康保険事業を行うことが義務付けられた。 平成20年4月の後期高齢者医療制度改革等の医療制度改革に対応するため、大規模なシステム改修等の事務を行い、28年度には30年度の国民健康保険都道府県単位数化及びシステムオープン化のためにシステム更新を実施した。 平成21年度より、年金からの保険料特別徴収やコンビニ収納を開始、24年度よりマルチペイメントネットワークを利用した窓口での保険料の口座振替申請を可能にし、29年度には口座振替を原則化した。30年度より、納付催告等のコールセンター(25年度より実施)を市税と統合した。 医療費の適正化を図り国保財政の健全な運営に資するため、平成21年度より診療報酬明細書の点検業務委託を開始し、22年度に柔整療養費支給申請書の点検業務委託を開始した。 | 292,473 | 11 | 未就学児に係る均等割保険料軽減措置などの制度改正等に適切に対応する。 | 自治体システムの標準化などに対応するための作業を適切に行う。 | 297,183 | 320,221 | 23,038 | ・保険料通知等にかかる印刷製本費及び封入封緘等委託料の増額。 R5:51,875千円(R4:43,290千円) ・国保システム標準化に伴うシステム保守・開発委託料の増額。 R5:57,728千円(R4:46,468千円) | |
| 350102 | 特会 | 保険給付事業 | 国民健康保険課 | 現行の国民健康保険法が昭和33年12月に制定され、翌34年1月に施行されたことから、すべての市町村は、36年4月1日までに国民健康保険事業を行うことが義務づけられた。これにより、わが国は、昭和36年4月、すべての国民が何らかの医療保険制度の対象となる国民皆保険体制を確立した。本市においては、合併前の旧武庫郡鳴尾村において昭和18年11月から組合経営として国民健康保険事業が実施されており、その後村営移管を経て、32年10月1日より全市実施となった。 国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与する。 平成30年度から国民健康保険の財政の責任主体が県に移り、市が行う保険給付の財源は県からの交付金で賄われている。 | 29,423,994 | 11 | 引き続き適正な保険給付に努める。 | 引き続き適正な保険給付を行うつつ、制度改正等による事業見直しに適切に対応する。 | 29,597,895 | 28,370,435 | △ 1,227,460 | 被保険者数の減少に伴う保険給付費の減額。 R5:28,370,435千円(R4:29,585,182千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|--------------------|----------|--|----------------|---------|--|--|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 350103 | 特会 | 国民健康保険保健事業 | 国民健康保険課 | 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年4月より医療保険者に対して、40歳以上の被保険者を対象とする、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診及び保健指導を行うことが義務付けられた。西宮市国民健康保険においても対象被保険者に対して実施している。 特定健康診査によって抽出された特定保健指導対象者に対して、リスクに応じ、個々の生活習慣の改善に主眼を置いた保健指導を医師・保健師・管理栄養士等によって実施する。また、生活習慣病を含めた疾病の早期発見や重症化予防として、総合健康診断(人間ドック)受診費用の助成を行う。そのほか、医療費や診療内容の現状を把握し、被保険者の健康に対する意識や医療費に対するコスト意識を高め、医療費の適正化を図る事業を実施する。 | 290,269 | 13 | 県と連携した受診勧奨を継続するとともに、ナッジ理論や個人へのインセンティブを活用した特定健診受診率向上への取り組みを引き続き実施する。 | 引き続き「保健事業実施計画(データヘルス計画)」及び「特定健康診査等実施計画」に基づく事業を実施するとともに、受診率の向上、被保険者の健康保持増進及び医療費適正化のため適切な事業実施に努める。 | 364,023 | 369,827 | 5,804 | 第三期データヘルス計画等策定にかかる委託料の増額。 R5:3,300千円(R4:0円) | |
| 350301 | | 国民年金事務 | 医療年金課 | 国民年金制度は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入して、社会全体で支え合う公的な制度であり、老齢、障害又は死亡時に所得保障として年金を支給する。被保険者(加入者)は職業などの種類により、第1号被保険者から第3号被保険者の3種類に区分される。日本年金機構が主体として行っている事業であるが、第1号被保険者の加入届や転入届、学生納付特例の申請、保険料の免除申請などは市が取り扱う(法定受託事務)。 平成28年11月に「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(改正年金機能強化法)が成立し、平成29年8月より老齢年金の支給資格期間が25年から10年に短縮された。 令和元年10月に消費税増税に伴い、年金生活者支援給付金が開始された。 | 20,770 | 11 | 市民の年金受給権を確保するため、パンフレットや広報誌などで制度の周知徹底を実施する。また、市民が来庁せずに郵送が可能な手続きについては、ホームページ等で積極的に案内する。 | 市民の年金受給権を確保するため、引き続きパンフレットや広報誌などで制度の周知徹底を実施する。また、厚生労働省並びに日本年金機構との協力を一層努めていく。 | 22,015 | 26,973 | 4,958 | システム標準化対応に係る委託料の増額。 R5:4,620千円(R4:0円) | |
| 350302 | | 外国人等障害者・高齢者特別給付等事業 | 医療年金課 | 国民年金制度は、国内に居住するすべての日本国民を対象として昭和36年4月に発足したが、外国籍の方や長期間海外に滞在していた日本人は加入できない制度であった。その後、昭和57年1月に国民年金法が改正され、これらの人も加入できるようになった。しかし、既に高齢や重度の障害の方は年金受給資格を満たすことができず、制度的無年金者が存在することとなった。 西宮市では、制度上の理由から無年金となっている外国籍障害者・高齢者等に対して、平成6年度から重度障害者特別給付金、平成8年度から高齢者特別給付金の支給を実施している。平成10年度からは兵庫県においても助成金制度が発足し、市の給付金に加算し支給することになった。重度障害者特別給付金は、平成20年度から中度障害者にも支給対象を広げ、名称を障害者特別給付金に変更している。平成22年度からは、障害基礎年金、老齢福祉金に做った併給を実施している。 | 5,162 | 11 | 外国人等高齢者及び障害者特別給付金における未申請者が無いようPRを実施する。また、国に年金制度等での解決を要望するとともに、県に対して、国民年金制度に做った併給の実施を求める。 | 引き続き、未申請が無いようパンフレットや市政ニュース等でのPRを実施する。さらに、国へ年金制度等での解決を要望するとともに、県に対しても国民年金制度に做った併給の実施を求めていく。 | 7,070 | 7,429 | 359 | 外国人等障害者特別給付金の県補助金の対象拡大に伴う扶助費の増額。 R5:7,409千円(R4:7,049千円) | |
| 350401 | | 医療費助成事業 | 医療年金課 | 福祉医療費助成制度は、支援を必要とする方に対して保険診療でかかった自己負担を軽減することを目的とした兵庫県と市町との共同事業である。高齢者、乳幼児等、子供、母子家庭等、障害者を対象として実施しており、本市では、県の定める所得制限基準や助成内容に上乘せを行っている。 令和3年7月から乳幼児等医療費助成制度の所得制限を見直し、所得基準額以上の世帯の児童への医療費自己負担額の一部助成を小学3年生まで拡充した。また、全ての福祉医療費助成制度において、健康保険が適用となる訪問看護療養費についても助成の対象とした。 | 3,212,190 | 11 | 後期高齢者医療制度改革への対応を行う。 乳幼児等医療助成制度、こども医療費助成制度の拡大を検討する。 | 福祉医療費助成制度の安定的な継続実施を図るため、国や県による法、制度改正があった場合は適切に対応する。また、医療費の適正化などに努める。 | 3,503,497 | 3,902,999 | 399,502 | ・乳幼児等医療費助成制度の受給者数の減少及び一人当たりの助成単価の減少による扶助費の減額。 R5:1,133,909千円(R4:1,290,962千円) ・後期高齢者医療制度の医療費自己負担割合の変更による高齢障害者医療費助成制度の扶助費の増額。 R5:731,080千円(R4:673,977千円) ・こども医療費助成制度の拡大に伴う扶助費の増額。 R5:983,163千円(R4:513,934千円) | |
| 350201 | 特会 | 後期高齢者医療事務 | 高齢者医療保険課 | 平成20年4月、老人保健制度に代わる新たな高齢者医療制度として「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75歳以上の人と65歳～74歳の一定の障害がある人を対象とする「後期高齢者医療制度」が創設された。 後期高齢者医療広域連合が、被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付等、制度の運営を行い、市は、被保険者への被保険者証の引渡しと被保険者からの各種届出や申請の受付、保険料の徴収などを行う。 | 50,826 | 11 | 兵庫県後期高齢者医療広域連合や関係各部署と連携し、現行制度の適切な運営を進める。令和4年10月からの窓口負担割合の制度改正に伴う業務を適正に行う。また、制度の分かりやすい説明・広報に取り組む。 | 兵庫県後期高齢者医療広域連合や関係各部署と連携し、現行制度の適切な運営を進める。また、制度の分かりやすい説明・広報に取り組む。 | 95,563 | 80,904 | △14,659 | ・令和4年度の窓口負担割合の2割負担施行に伴う被保険者証の一斉再交付の終了による郵便物の減額。 R5:37,870千円(R4:63,773千円) ・後期高齢者医療現行システム調査業務に係る委託料の増額。 R5:24,312千円(R4:14,815千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|----------------|----------|--|----------------|---------|--|---|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 350202 | 特会 | 後期高齢者医療健康診査事業 | 高齢者医療保険課 | 高齢者の医療の確保に関する法律第125条において、後期高齢者医療広域連合が健康教育・健康相談・健康診査・保健指導・その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならないとされている。しかしながら、兵庫県では、高齢である被保険者の利便性の確保等の観点から、健康診査等を各市町が実施し、広域連合がそれを補助するかたちの実施体制としている。平成20年度からの長寿(後期高齢者)健康診査に加え、平成25年度に人間ドック受診費用助成を、平成27年度には75歳・80歳の被保険者を対象とする長寿歯科健康診査を、それぞれ開始し、後期高齢者の健康に対する意識の向上と疾病の早期発見・重症化予防を図っている。 | 233,116 | 11 | 健康診査等の受診率の向上を図るとともに、将来のコスト増大に対する事業の適正な受益者負担の見直しを検討する。兵庫県後期高齢者医療広域連合の方針を踏まえた保健事業を、関係部局と連携して実施する。 | 引き続き、健康診査等の受診率の向上を図るとともに、将来のコスト増大に対する事業の適正な受益者負担の見直しを検討する。兵庫県後期高齢者医療広域連合の方針を踏まえた保健事業を、関係部局と連携して実施する。 | 316,868 | 332,795 | 15,927 | 長寿健康診査の受診見込み数の増による委託料の増額。 R5: 273,507千円(R4: 260,306千円) | |
| 350203 | 特会 | 後期高齢者医療保険料徴収事務 | 高齢者医療保険課 | 平成20年4月、老人保険制度に代わる新たな高齢者医療制度として「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75歳以上の人と65歳～74歳の一定の障害がある人を対象とする「後期高齢者医療制度」が創設された。被保険者一人ひとりが保険料を負担するこの制度において、高齢者世代内では勿論、高齢者と若年者の世代間の保険料負担の公平化及び財政的基盤の安定を図るため、普通徴収の収納率を高める有効な手段である口座振替納付の推進のみならず、滞納者に対する文書や電話による督促や催告、窓口や個別訪問での納付相談を実施している。 | 53,595 | 11 | 保険料軽減特例の見直しに伴う負担増について、周知や丁寧な説明に努める。納め忘れの防止や納期限内納付に有効な口座振替の、さらなる促進に向けた取り組みを行う。 | 引き続き、制度についての周知や丁寧な説明を行うとともに、口座振替の促進に努め、収納率の向上に向けた取り組みを行う。 | 62,252 | 72,581 | 10,329 | 被保険者数の増などによる印刷製本費の増額。 R5: 19,268千円(R4: 13,998千円) 被保険者数の増などによる委託料の増額。 R5: 18,404千円(R4: 15,258千円) | |
| 380101 | | 西宮市保護司会補助等事業 | 人権平和推進課 | 保護司は、保護観察官と協力し、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かしながら保護観察や生活環境調整の実務に当たるほか、地域社会において更生保護活動などを行っている。保護司会は昭和24年に前身となる組織が発足し、昭和26年から「社会を明るくする運動」を行っている。市はその活動に対して必要な協力として補助金を交付している。また、平成28年4月1日より条例を定めて犯罪被害にあわれた方やそのご家族への支援を行っている。 | 1,600 | 11 | ・社会を明るくする運動を行うことにより、再犯・非行防止の啓発を引き続き行う。 ・再犯防止推進計画を策定する。 | 社会を明るくする運動を行うことにより、再犯・非行防止の啓発を引き続き行う。 | 2,524 | 2,378 | △ 146 | | |
| 380102 | | 人権啓発推進事業 | 人権平和推進課 | 人権文化の普及・定着を図るため、平成30年度に策定した「第2次西宮市人権啓発に関する基本計画」に基づき、人権啓発活動を行う。また、法務局や人権擁護委員協議会と連携し、人権擁護活動や人権啓発活動を行う。 | 2,597 | 11 | ・引き続き第2次基本計画の趣旨を踏まえ、様々な人権課題について、人権尊重の理念に関する理解を深めるよう、啓発に努める。 ・市民への人権啓発活動に生かすため、5年に一度実施している市民意識調査を実施する。 | 第2次基本計画の趣旨を踏まえ、様々な人権課題に加え、匿名掲示板やSNSを通じた誹謗中傷・新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害など新たな人権課題に対しても、人権尊重の理念に関する理解を深めるよう、啓発に努める。 | 3,729 | 3,265 | △ 464 | ・地域ネットワーク事業の隔年実施による消耗品費の減額。 R5: 524千円(R4: 684千円) ・印刷製本費の減額。 R5: 832千円(R4: 1,123千円) | |
| 380103 | | 芦乃湯会館管理運営事業 | 人権平和推進課 | 歴史的・社会的要因による地域内外の閉鎖性を解消し、市民相互の交流および健康の増進を図るために設置された同会館の管理運営を行う(平成9年10月設置)。 | 81,405 | 11 | ・自動火災報知設備の更新を行う、火災事故の防止策を強化する。 ・会館のさらなるPRを行い、利用者の増加に努める。 | 設備や建物の経年劣化に対応するため、営繕部と連携した修繕計画に基づく改修を進め、安心安全に利用していただけるよう、施設を運営していく。 | 89,130 | 97,715 | 8,585 | ・電気使用料の増額。 R5: 9,276千円(R4: 6,839千円) ・ガス使用料の増額。 R5: 15,193千円(R4: 8,984千円) | |
| 380104 | | 住宅新築資金等回収事務 | 人権平和推進課 | 同和更生生業資金及び住宅新築資金等貸付元金償還金の回収・整理業務 同和更生生業資金は、昭和48年に市単独費で発足した5年返済の貸付制度である。貸付要綱では、「事業を営む」「療養のため」「療養期間中の生活維持」「借金返済」等を目的とした貸付金であったが、昭和56年度末にこの制度が廃止された。住宅新築資金等は、昭和47年に国・県、市費で発足した貸付制度である。貸付要綱では、「新築物件」、「住宅建築用の宅地取得」、「自己所有の住宅の改修」等を目的とした貸付金であったが、平成8年度末にこの制度は廃止された。 | 3,484 | 11 | 取納対策基本方針に基づき、支払督促等の法的措置や「西宮市債権の管理に関する条例」等による不納欠損処理等を行い、引き続き滞納整理に努める。 | 債権件数が減っていく中、滞納整理が増々困難になっており法的措置を取るべきか不納欠損処理等を行うか見極める必要がある。 | 6,049 | 5,959 | △ 90 | | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|--------------|-----------|---|----------------|------|---|---|------------------|------------------|----------------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 380501 | | 平和施策推進事業 | 人権平和推進課 | 西宮市は昭和58年12月10日、「世界中に核兵器の廃絶を強く訴えようとすると、平和を愛する社会をはぐくみ、築くことを誓う」ことを内容とする平和非核都市宣言を行った。戦争経験のない世代が増え、戦争・被爆体験を風化させることなく、二度と悲惨な戦争が起きることがないように平和の尊さを次代に継承するため、平和非核啓発活動を行う。また、平和資料館の老朽化した設備や施設を、機器の耐用年数や中長期修繕計画に基づき、機器の更新や施設改修を行い、利用者の安全・快適性を確保する。 | 2,547 | 10 | 新型コロナウイルス感染症の影響で、市の主催事業だけではなく関係団体の事業も制限されることが多い。参加者の安全に配慮しながら、新しい生活様式に適合した平和啓発を目指す。 | 引き続き、平和行政の在り方について研究するとともに、他都市の取り組みや参加者の感想などを参考にしながら、事業実施や平和資料館の運営に生かしていく。 | 6,697 | 7,430 | 733 | ・周年事業実施に伴う報償費の増額。 R5: 653千円(R4: 350千円) ・周年事業実施に伴う委託料の増額。 R5: 3,601千円(R4: 3,089千円) ・電気使用料の増額。 R5: 307千円(R4: 174千円) ・ガス使用料の増額。 R5: 139千円(R4: 72千円) | |
| 380110 | | 人権教育推進事業 | 人権教育推進課 | 市民一人一人が生涯を通じて学習していく中で、人権問題の正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神、社会連帯意識の育成を図り、真に民主的な人間形成を目指し、あらゆる差別の解消をねらいとし、次の事業等を行う。 1 関連団体・機関と連携・協働して人権学習会などを開催し、人権教育・啓発を推進する。 2 西宮市人権・同和教育協議会の各専門部会に行政職員を派遣し、市民との協働を図る。 3 西宮市人権・同和教育研究会の運営等に行政職員を派遣し、市民との協働を図る。 4 関係各課・学校園等と連携し、地域の教育力の向上を図る。 | 14,677 | 13 | 研究集会も含め、コロナ禍で実施が困難となる催しが多くなっている。このような中でも影響を受けにくいホームページや人権DVD貸出事業に努めている。 | コロナ禍、交流の機会の減少、コロナを起因とする差別問題の発生も見受けられる。人権・同和教育協議会へのより一層の支援と協働事業に努め、その他事業においても、より広い視野で、効率的な施策の推進を図っていく。 | 16,091 | 16,560 | 469 | ・電気使用料の増額。 R5: 227千円(R4: 184千円) ・ガス使用料の増額。 R5: 465千円(R4: 154千円) | |
| 380106 | | 若竹生活文化会館事業運営 | 若竹生活文化会館 | 住民の自立と市民の人権意識の高揚を図り、人権・同和教育の解決に資するとともに、人権文化の花咲くまち西宮をめざす。地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行う。 | 27,765 | 11 | 人権啓発のための開かれたコミュニティセンターとして市民の利用促進を図るため、運営委員会の意見と講座受講者へのアンケート実施により利用者ニーズを把握し、魅力ある講座・事業等の開催に努める。 | 同左 | 32,167 | 37,862 | 5,695 | ・電気使用料の増額。 R5: 2,537千円(R4: 2,066千円) ・ガス使用料の増額。 R5: 5,205千円(R4: 1,720千円) | |
| 380201 | | 男女共同参画推進事業 | 男女共同参画推進課 | 西宮市における男女共同参画社会の実現のため、平成30年度に「西宮市男女共同参画プラン(西宮市DV対策基本計画及び西宮市女性活躍推進計画を含む)」(以下「プラン」という。)を策定し、同プランによる施策の総合的な推進を行う。また、令和3年3月に「西宮市性の多様性に関する取組の方針」を策定し、4月「西宮市パートナーシップ宣誓証明制度」を開始。 庁内推進体制として「男女共同参画推進会議(幹事も含む)」を設置し、推進状況の把握や推進の方向性の検討および関連部局との横断的な連携を行う。また庁外推進体制として、有識者で構成される「男女共同参画推進委員会」が施策の状況やあり方について意見及び提言を行う。 啓発事業の拠点施設として男女共同参画センターウェブを運営し、啓発講座、相談事業、男女共同参画関連情報の収集・提供、市民及び市民グループの交流並びに活動支援、学習室の管理及び貸出等を行う。 | 47,985 | 13 | ・女子学生のためのライフプランニング支援事業、アウトリーチ型男女共同参画啓発事業の実施 ・性の多様性に関する施策の実施 | ・男女共同参画センターで実施する啓発事業のみではなく、出前講座の実施や他課、他団体との連携に努める。 ・性の多様性に関する施策について推進に努める。 | 51,275 | 54,813 | 3,538 | 西宮市施設予約システム更新に伴う役務費の増額。 R5: 4,629千円(R4: 0円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|--------------|---------|---|----------------|------|--|---|------------------|------------------|----------------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 【産業文化局】 | | | | | | | | | | | | | |
| 460103 | | 情報センター事業 | 産業文化総務課 | 市内商工業事業者と従業員および市民を対象とした印刷機器の共同利用などのサービスを提供する。 令和3年度で事業を廃止。 | 26,494 | 41 | | | 0 | 0 | 0 | | 令和3年度完了事業 |
| 470401 | 特会 | 食肉センター管理運営事業 | 市場施設課 | 地域の産業振興として出発し、現在は阪神間の食肉流通の拠点として安全な食肉を市場に提供しており、令和3年度実績においては約19億円の経済波及効果を創出している。平成20年度から指定管理者制度を導入するなど経費の削減を図り、運営管理経費は平成11年度比で5割以上の削減がなされたが、一般会計からの多額の繰入金があり、更なる経費の削減を引き続き求められている。平成29年度に県内の民間食肉センターが稼働したことにより、当食肉センターの大動物の処理頭数に影響が出ており、このことから令和元年度10月にと室・解体室使用料等の改定を行い経営改善を図った。 | 252,161 | 11 | 指定管理者と施設利用業者に現在の運営状況に対する理解を求め、工事費等の事業費の圧縮に取り組む。 | 指定管理業務の一部を見直し、運営管理経費の圧縮に取り組みつつ、更に使用料改定の検討に取り組む。 | 252,125 | 283,032 | 30,907 | 【歳入】と畜頭数の減少による使用料の減額。 R5: 98,145千円(R4: 109,406千円) 【歳出】燃料調整費の高騰による光熱費の増額。 R5: 109,671千円(R4: 86,596千円) | |
| 470402 | 特会 | 食肉センター整備事業 | 市場施設課 | 地域の産業振興として出発し、現在は阪神間の食肉流通の拠点として安全な食肉を市場に提供している。設備の老朽化に対応すべく、規模の大きな設備の更新等の整備を行っている。 | 42,350 | 32 | 令和4年度に設備更新を概ね完了させる。 | 当面の間、新たな投資的工事は実施しない。 | 31,460 | 0 | △ 31,460 | 設備改修に伴う工事請負費の減額。 R5: 0円(R4: 31,460千円) | |
| 470501 | | 卸売市場管理運営事業 | 市場施設課 | 令和元年7月1日に廃止した旧公設卸売市場施設(普通財産)について、市街地再開発事業に係る取壊し等までの暫定期間、施設維持を行うとともに、民設地方卸売市場開設者へ貸付ける。 | 7,953 | 41 | 令和3年度廃止 | | 0 | 0 | 0 | | |
| 470502 | | 卸売市場再生整備事業 | 市場施設課 | 西宮市卸売市場を含むJR西宮駅南西地区において、組合施行の市街地再開発事業によって整備される新卸売市場施設を権利変換及び増床により取得し、公設市場を廃止統合した民設地方卸売市場開設者に対し貸付ける。 また、新市場の円滑な開業に向けて、民設地方卸売市場開設者を支援する。 | 71,313 | 11 | 冷蔵庫移設を含む仮設店舗への円滑な移転を行うとともに、新卸売市場が円滑に開業できるよう各計画を推進する。 | 新卸売市場の竣工とともに、建物を取得し、事業を完了させる。 | 75,320 | 153,559 | 78,239 | 【歳入】普通財産貸付収入の増額。 R5: 11,034千円(R4: 34千円) 【歳出】 ・公有財産購入費の増額。 R5: 62,889千円(R4: 0円) ・東川上地方卸売市場臨時搬入路撤去工事費の増額。 R5: 83,251千円(R4: 69,751千円) | |
| 470101 | | 農業体験推進事業 | 農政課 | 市民に対して、農業に対する理解と認識を深めてもらうため、実際に農作業に従事してもらう機会を創出する。 【市民農園】…市内の農地を市が借り受け、市民農園として整備し、特定農地貸付法などに基づき、市民に貸し付けるもの。市民は、借り受けた農園区画において自由に作付け等を行い、農作業を楽しむ。市は、市民農園の募集、運営を行う。 【学童農園】…小学校近くの農地を借り上げ、小学校(学童農園管理運営委員会)に提供し、児童が農業に親しむ機会を提供する。市は、運営委員会に対して学童農園管理を業務委託。運営委員会が地域農業者の協力を得て、生徒に農業体験などをさせている。 【そば作り体験農園】…山口町船坂の農地において、市民がそば作りの体験をするもの。平成29年度より実施。 | 5,488 | 10 | 生産緑地内で1箇所市民農園の整備を行い、令和5年度の開設を目指す。また、民間事業者に対しても市民農園の開設を促していく。 | 民間を含めた市民農園の新規開設等、引き続き事業の拡大を検討する。 | 9,422 | 10,247 | 825 | ・市民農園水道使用料の増額。 R5: 203千円(R4: 0円) ・市民農園修繕料の増額。 R5: 200千円(R4: 0円) ・市民農園管理委託料の増額。 R5: 4,757千円(R4: 4,480千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|----------------|----------|--|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|---|--|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 470102 | | 農業振興対策支援事業 | 農政課 | 市内の農地の約7割は市街化区域内にあるため、営農の上で周辺の環境との調和を図る必要があることから、各農家が行う環境保全促進や高収益型農業に必要となるビニールハウスの設置や農業用機械の購入などに補助を行っている。また、農業団体の育成、農業技術の研究・向上は都市農業のレベル向上に欠かせないことから、これらの事業に対して補助を行っている。併せて、ウェブサイト「あくりっこ西宮」を活用し、西宮の農業全般に関する情報や西宮産農産物を購入できる直売所や店舗の最新情報を発信し、直売所等のPRを図る。 | 22,369 | 11 | 直売所マップの配布等による西宮産農産物のPRを行うとともに、国・県の施策の活用により、農家の所得向上、担い手の育成、耕地面積の維持に努める。また、西宮市農業振興計画に沿って施策の検討・見直しを行う。 | 引き続き、西宮産農産物のPRを行うとともに、国・県の施策の活用により、農家の所得向上、担い手の育成、耕地面積の維持に努める。また、西宮市農業振興計画に沿って施策の検討・見直しを行う。 | 24,392 | 21,606 | △ 2,786 | ・農業活性化推進対策事業補助金の減額。 R5:13,000千円(R4:15,000千円) ・農業振興対策事業補助金の減額。 R5:1,400千円(R4:2,202千円) | 農業活性化推進対策事業補助金について、より市内農家のニーズや実態に即した補助内容とするため、市内代表農家や関係機関等と意見交換を行い、令和5年1月1日からの補助対象事業の見直しを実施した。 |
| 470201 | | 農業施設維持管理事業 | 農政課 | 農業用施設の老朽化が年々進む中、農業生産にとって農業用水の確保は必要であるため、例年、各農会・水利組合から農業用施設の補修・改修の要望が年間40件程度寄せられている。また、近年頻発する豪雨時の治水対策としても、農業施設(灌漑用樋門・ポンプ・農業用ため池)や農地の維持管理が重要となる。 | 11,519 | 11 | 農業用施設の老朽化等の情報を整理し、合理的な農業用施設のストックマネジメントを進めていく。その中で農業用ため池については、全国ため池防災支援システムへの情報集約を進め、防災面の強化を図る。 | 農業用施設の情報を整理、統合し、合理的な農業用施設のストックマネジメントを進めていく。また、事業のあり方の見直しも検討していく。 | 15,765 | 18,900 | 3,135 | ・樋門ポンプ等修繕料の増額。 R5:1,540千円(R4:540千円) ・灌漑用ポンプ点検等委託料の増額。 R5:2,059千円(R4:1,026千円) ・農業用ため池等樹木剪定業務委託料の増額。 R5:396千円(R4:0千円) ・里山林整備支援事業補助金の増額。 R5:2,000千円(R4:0千円) | |
| 470205 | | 都市山防災林整備事業 | 農政課 | 平成26年8月豪雨災害では、六甲山系の風化花崗岩地帯で基石の風化が進んでいる急斜面、松枯れ跡地で下層植生が消失した成長の悪い過密林分の急斜面において、崩壊が多発した。このため、人命・下流の住家等に被害を及ぼす危険性のある森林を対象に、間伐、土留工の設置、倒木の危険性が高い大径木の伐採を行い、斜面崩壊防止力と土砂流出防止機能の向上を図る。 | 8,734 | 11 | 兵庫県「災害に強い森づくり事業」の1事業で、補助率は兵庫県の単独補助100%(県民緑税事業)。 | 兵庫県の「災害に強い森づくり事業」の選定状況によるが、予定なし。 | 0 | 0 | 0 | | 令和3年度完了事業 |
| 470301 | | 有害鳥獣・外来生物捕獲等事業 | 農政課 | 本市では、鳥獣、とりわけイノシシ・アライグマによる農業被害が発生しているとともに、市街地への出没により、市民生活に不安をきたしていることから、兵庫県猟友会西宮支部と連携し、適切に駆除を行っている。また、カラスは繁殖期に市民に対し威嚇や攻撃をするため、公共施設等にある巣の撤去を行い、市民の安全を確保している。 | 14,279 | 11 | 兵庫県猟友会西宮支部有害鳥獣捕獲班の専任者を中心に、有害鳥獣、特にイノシシの捕獲活動を強化する。また、相談の多いカラスについても、引き続きタカによる追払いと巣の撤去を実施する。 | 引き続き有害鳥獣捕獲活動の充実を図るとともに、関係部局と連携して被害の縮小に努める。また、カラス対策について、生息数調査を検討する。 | 15,146 | 14,552 | △ 594 | ・会計年度任用職員の退職による職員報酬等の減額。 R5:0千円(R4:3,434千円) ・専用車両の定期車検実施による修繕料等の増額。 R5:117千円(R4:40千円) ・カラス生息数調査業務委託料の増額。 R5:2,134千円(R4:0千円) | |
| 580301 | | 計量検査関係事務 | 消費生活センター | 適正な計量の実施を確保することを目的に、計量法第19条の規定に基づき、取引・証明用に使用する特定計量器(はかり)の定期検査を行うとともに、計量法第148条の規定に基づき、事業所への立入検査を行う。 | 5,139 | 11 | 定期検査の対象となる事業所の新設・廃止等について把握し、受検対象事業所への周知・啓発を継続する。立入検査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じたうえで実施する。 | 定期検査の受検漏れがないよう検査対象を把握するための調査を実施する。 | 5,461 | 5,473 | 12 | 会計年度任用職員の人件費の増額。 R5:2,477千円(R4:2,452千円) | |
| 580302 | | 消費生活相談事業 | 消費生活センター | 消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進のために自主的・合理的に事業者と交渉できるよう消費者の自立を支援する。また、交渉が困難な場合、センターが斡旋に入ったり、県センターや国民生活センターなどと連携し、解決に努めている。 | 24,548 | 11 | 相談対応の質を維持・向上するための研修(オンライン研修も含む)の受講及び課内での情報共有を行い、複雑・多様化、高度化する相談内容に適切に対応できるよう取り組む。 | インターネットの普及により、複雑・多様な通信販売契約に関する相談が多くなっている。また、消費生活相談以外の相談も増えてきている。相談員間の知識・情報の共有とともに、市・県関係部局、法律専門家、警察等と問題解決に向けて連携していく。 | 24,918 | 25,097 | 179 | 会計年度任用職員の人件費の増額。 R5:23,003千円(R4:22,783千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|----------------|----------|---|----------------|------|--|---|------------------|------------------|----------------------------|---|---|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 580303 | | 消費者教育・啓発事業 | 消費生活センター | 高度情報化、国際化の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、そして、民法上の成年年齢の引き下げ。こうした状況の中で、消費者教育、消費者保護の必要性はますます高まっており、食の安全・安心や食品ロス、環境問題、インターネットや悪質商法によるトラブルなど消費者問題は複雑、多様化し、市民ひとりひとりに正しい知識に基づいた消費者としての行動が求められている。 第2次西宮市消費者教育推進計画に基づき関係機関と連携を図りながら学校や地域での消費者教育を推進するとともに、高齢者の消費者被害を防止するための啓発やタイムリーな情報発信等の取り組みを行う。また、出前講座での小学生・中学生・高校生・大学生への金銭教育や成年年齢引き下げに係る消費者被害の防止等、生活に身近な分野の啓発事業を実施する。 西宮市消費者団体連絡会と協働で自立した消費者の育成を支援するため、各種の啓発事業を行う。 | 4,194 | 11 | 第2次消費者教育推進計画に基づき、公民館や図書館、オンラインを活用した講座の実施、学校や高齢者等への情報提供を行うなど、幅広い世代が消費生活に関する情報を得られるよう、消費者教育を推進していく。 | 第2次消費者教育推進計画に基づき、庁内の関係部局や学校、地域等の消費者教育の担い手と連携して消費者教育・啓発事業を実施する。 | 4,990 | 4,300 | △ 690 | 計画推進支援等委託料の減額。 R5: 455千円(R4: 1,039千円) | |
| 580304 | | 消費生活センター管理運営事業 | 消費生活センター | 市民の安全な消費生活の確保と増進を図るために、消費生活に関する相談と、市民へ消費生活に必要な情報提供を行うとともに、消費者教育の場として活用する。また、消費者団体に消費生活問題の学習・研修・交流の拠点の場として提供する。 | 13,036 | 11 | 消費者教育推進の拠点として、令和3年度に策定した第2次消費者教育推進計画に沿った消費生活センターの管理運営を考える。また、貸室利用に沿った市内の消費者団体等に対する利用促進の手法を検討する。 | 適宜老朽化に伴う補修を行うとともに、消費者教育の拠点として、他の事業との連携や、市民や消費者団体が情報取得、情報発信できる施設のあり方を検討する。 | 14,621 | 20,082 | 5,461 | ・デジタルサイネージの入れ替え、ノートパソコン、タブレット購入による備品購入費の増額。 R5: 985千円(R4: 524千円) ・施設管理共益負担金の増による負担金補助及び交付金の増額。 R5: 13,726千円(R4: 8,756千円) | 「令和4年度当初予算事業費」について、令和4年度事務事業評価結果報告書の記載内容に誤りがあったため、修正。 |
| 580306 | | 消費生活センター改修事業 | 消費生活センター | 消費生活センター施設において施設維持に必要な改修を行う。 | 0 | 11 | 予定している工事はないが、不足の事態発生時には、早急に対応する。 | 老朽化に伴う改修を適宜行う。 | 0 | 0 | 0 | | |
| 460101 | | 地域商業活性化対策事業 | 商工課 | 市内の中小・小規模事業者及び商業団体の活動支援及び、起業家の創業支援のための各種セミナー開催、専門家派遣等の事業実施、商業団体等が実施する活性化事業等に対する補助金の交付。 | 1,301,992 | 11 | 従来は西宮商工会議所等への委託事業としていた起業家の支援を、西宮商工会館内に新設された「にのみや起業家支援センター」の事業に集約し、補助事業に切り替えた。これによりニーズに柔軟な対応が可能となる。 | 令和4年度実施事業の結果に応じて適切な事業を展開する。 | 33,964 | 32,038 | △ 1,926 | 商業団体活性化事業補助金の減額。 R5: 12,084千円(R4: 13,742千円) | |
| 460102 | | 中小企業融資あっせん事業 | 商工課 | 本事業は、市内事業者の経営安定と競争力の強化のために必要な資金の融資を斡旋し、以って商工業の振興と地域経済の活性化に資することを目的としている。市、金融機関、兵庫県信用保証協会が一体となって融資に取り組んでおり、市は兵庫県信用保証協会が被った損失の一部を補償する。また、一部の資金については事業者が兵庫県信用保証協会に支払うべき信用保証料を市が負担している。 | 41,341 | 11 | にのみや起業家支援センターの開設に合わせて、起業家支援資金融資制度の改善を実施する。 | 社会情勢の変化及び国県融資制度の動向を踏まえ、各制度の改善を検討する。 | 52,331 | 43,300 | △ 9,031 | ・中小企業融資預託金の減額。 R5: 33,000千円(R4: 39,000千円) ・中小企業融資信用保証料負担金の減額。 R5: 4,800千円(R4: 7,120千円) | |
| 460104 | | 産業育成等事業 | 商工課 | 市内事業者等への支援 ・中小企業相談所補助事業 ・商工関係広報啓発事業(中小企業従業員等表彰) ・住宅リフォーム助成事業 ブランド育成支援及び販路拡大支援 ・西宮ブランド発信事業 ・食のブランドづくり支援業務 ・ふるさと納税にかかる返礼品選定事務 ・大型商業施設等との連携 | 30,687 | 13 | 前例踏襲となっている項目について見直しを図り、コスト削減及び費用対効果を高める。 | 有効な事業実施に向けて、事業者へのアンケート等によるニーズを把握し、必要に応じて事業の整理・統合などの見直しを行う。 | 43,218 | 38,619 | △ 4,599 | ・次期産業振興計画の策定に向けた産業実態調査委託料の減額。 R5: 0円(R4: 8,602千円) ・次期産業振興計画の策定支援委託料の増額。 R5: 3,674千円(R4: 0円) | |
| 460201 | | 企業立地関係事業 | 商工課 | 企業訪問等を通じて市内企業の立地ニーズを把握し、各種企業立地支援策の活用を促進するなど市内における企業集積の維持・充実を図る。 | 18,418 | 11 | 企業訪問及び西宮市企業立地奨励金等を活用し、企業の課題把握及び市内での定着を促進する。 | 引き続き、西宮市企業立地奨励金制度や県の産業立地促進制度を周知及び活用し、企業誘致・定着の促進に取り組む。 | 14,858 | 16,095 | 1,237 | 西宮市企業立地促進条例に定める企業立地奨励金の増額。 R5: 13,039千円(R4: 11,792千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-------------------|-----------|---|----------------|---------|--|---|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 460401 | | フレンテ西宮商業床活用事業 | 商工課 | <p>○フレンテ西宮は、本市が施行したJR西宮駅南地区第1種市街地再開発事業により平成6年4月に整備された。コープデイズを核とし、専門店街などの商業施設や公益的施設、駐車場から構成されたJR西宮駅前の核施設であり、西宮都市管理株式会社により管理・運営されている。</p> <p>○平成21年3月末にコープデイズが撤退を表明したことにより、専門店の退店が相次ぎ、敷金等の返済や館全体の集客力低下で都市管理の資金繰りが悪化したことから、市が緊急貸付を行った。また、従前から行っていた短期貸付を繰返す手法を見直し、9億9,000万円の長期貸付に切り替えた。着実な返済を実行させるため、経営状況のモニタリングを行う。</p> <p>○JR西宮駅前の商業空洞化を防ぐため、コープこくべが所有するフレンテ西宮商業床の一部(2・3階部分)を市が8億円で取得し、公募でエトリを誘致。市所有床の活用と、取得額回収が可能な賃料の確保に努める。</p> | 86,536 | 11 | 引き続き、西宮都市管理株式会社との経営状況のモニタリングを行う。市所有商業床の安定した運用を継続する。 | 空きテナントの発生状況に注視しながら西宮都市管理株式会社の経営状況のモニタリングを行う。市所有商業床の安定した運用を継続する。 | 85,705 | 105,893 | 20,188 | フレンテ西宮バックヤードエレベーター更新工事負担金の増額。 R5:21,802千円(R4:0千円) | |
| 460501 | | 起業家支援センター整備事業 | 商工課 | 市と西宮商工会議所の連携を強化し、地域の活力再生とにぎわいの創出に資するため、起業支援や中小・小規模事業者の情報集約拠点、多様な事業者間の交流拠点として、建替え後の西宮商工会館3階の一部に設置する起業家支援センターの整備費用の一部を市が西宮商工会議所に補助する。 | 100,000 | 41 | | | 0 | 0 | 0 | | 令和3年度完了事業 |
| 440101 | | 都市ブランド発信事業 | 都市ブランド発信課 | 都市ブランド発信事業として、西宮観光協会などの各種団体と連携し、市内産業及び地域の活性化を図っている。また、スポーツを核とした甲子園エリア活性化推進協議会の事業として、西宮スポーツアカデミーの開講や事業者交流会の実施、スポーツ関連の賑わい創出イベントの実施やエリア情報紙「甲子園スタイル」の発行などを行った。その他、灘五郷酒造組合、神戸市、阪神電鉄と連携した「灘の酒蔵活性化プロジェクト」に継続して取り組むとともに近隣市等と連携事業に取り組んだ日本酒、阪神間モダンイズムPR事業や、阪神間日本遺産推進協議会の事業として普及啓発業務や情報コンテンツの作成などを実施した。また、阪神西宮駅の阪神西宮おでかけ案内所を拠点とした酒蔵ツーリズムの推進や、ららぽーと甲子園のクリエイティブのみやでは、様々な西宮の魅力発信を行っている。このほか、ホームページや印刷物、観光看板、西宮市キャラクター「みやたん」の活用などにより、観光情報を提供・発信している。 | 55,444 | 13 | 集客イベントは、新型コロナウイルス感染症の流行状況の把握や感染防止対策を徹底し、関係部局及び事業者との連携・調整を行い、事業実現に努める。また、感染症の影響を受けにくい観光情報発信や個人周遊型イベントを引き続き実施し、誘客の促進に取り組む。 | 地域の魅力を高めるエリアプロモーションや酒蔵ツーリズムの推進、スポーツを核にした甲子園地域の活性化に関する取り組みを行い、市内外からの誘客と消費喚起を実現し、産業振興につなげる。 | 70,383 | 63,516 | △ 6,867 | ・観光協会等補助金の減額。 R5:37,670千円(R4:39,825千円) ・甲子園エリア活性化推進協議会負担金の減額。 R5:4,000千円(R4:6,000千円) ・ブリュッセル国際コンクール酒セレクション負担金の減額。 R5:0千円(R4:1,700千円) | |
| 480101 | | 勤労者福祉事業 | 労政課 | 勤労者並びにその家族の福祉向上のために各種施策を実施する。労働力人口が減少するなか、若者や女性の就労を促進するなど、雇用改善を図るため就労支援事業を委託実施する。平成20年7月の勤労福祉審議会答申を受け、市第4次総合計画の部門別計画として22年3月に策定した、勤労者福祉推進計画を引き継ぎ、あらたに策定した働きやすいまちづくりプラン(令和元～5年度の5年間)の各事業を推進する。 | 74,238 | 10 | 新型コロナウイルス感染症の影響により雇用情勢が不安定なため、就労支援のニーズが増えることが予想される。引き続き、雇用情勢に応じた事業の実施方法の見直しや新規事業の実施を行う。 | 既存事業の見直しなど、雇用情勢に応じた就労支援に努める。 | 75,459 | 33,398 | △ 42,061 | ・コロナ離職者就労支援事業による委託料の減額。 R5:0千円(R4:38,000千円) ・資格取得支援事業による委託料の減額。 R5:0千円(R4:5,000千円) | |
| 480102 | | 西宮市シルバー人材センター補助事業 | 労政課 | 高齢化社会の進展に伴い、高齢者自らの生きがいの創造と、高齢者の知識・経験を生かした臨時的短期的なまたはその他の軽易な就業等により、地域社会に貢献することを目的として、高齢者の就業機会確保などの事業を市が支援している。 | 31,516 | 11 | シルバー人材センター会員の働く意欲と能力が活用されるよう支援するとともに、シルバー人材センターの自立運営を支援する。 | シルバー人材センターの果たすべき役割を考慮しつつ、引き続き法律の目的に沿った支援を行う。 | 31,516 | 31,516 | 0 | | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|---------------|-------|--|----------------|---------|--|---|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 480301 | | 勤労会館等管理運営事業 | 労政課 | 【勤労会館】は、昭和42年4月に勤労者の教養、文化及び福利厚生等の向上を図るための施設として設立された。 【勤労青少年ホーム】は、昭和46年5月に勤労青少年の教養講座やクラブ活動などの拠点として建設された。近年、国は勤労青少年ホームを若年層の雇用対策、就労支援拠点として位置付けている。 【サン・アビリティーズにのみや】は、昭和61年4月に国が建設し、平成15年に西宮市へ譲渡後は、勤労者と障害者が共に活動できる「勤労者・障害者教養文化体育施設」として、令和3年度まで労政課が運営。令和4年4月1日にスポーツ推進課へ移管し、指定管理者制度を導入 【JR西宮駅南庁舎(旧消防局庁舎)】は、令和3年6月1日より消防局企画課から所管替えし、施設の維持管理を実施 | 119,302 | 11 | JR西宮駅南庁舎(旧消防局庁舎)は、多数の不具合箇所が見つかっており、ハローワーク西宮等の入居施設の運営に支障がないように対応する。 次期施設予約システムについては、他のシステムとの統合等効率化を検討する。 | 勤労会館・勤労青少年ホーム・JR西宮駅南庁舎(旧消防局庁舎)の備品の更新、施設・設備の改修等を行い、利用者満足度の向上を図る。 次期施設予約システムについては、他のシステムとの統合等効率化を推進する。 | 149,575 | 162,290 | 12,715 | 【歳入】 JR西宮駅南庁舎(旧消防局庁舎)貸付に係る光熱水費使用者負担金収入の減額。 R5: 7,248千円(R4: 9,528千円) 【歳出】 ・会計年度任用職員1人減に伴う報酬等の減額。 R5: 21,286千円(R4: 24,766千円) ・新施設予約システムクラウドサービス使用料の増額。 R5: 4,735千円(R4: 0円) ・施設管理関係委託料の増額。 R5: 85,439千円(R4: 78,161千円) ・施設予約システム再リースに伴う使用料及び賃借料の減額。 R5: 1,563千円(R4: 3,339千円) ・施設補修に係る工事請負費の増額。 R5: 8,307千円(R4: 1,540千円) | |
| 480302 | 特会 | 中小企業勤労者福祉共済事業 | 労政課 | 昭和47年の勤労福祉審議会の答申を受け中小企業の福利厚生面が著しく立ち遅れている現状から48年に設立された。市と市内の中小企業の事業主が契約を結び、掛金は原則事業主が会員1人当たり月額500円を全額負担し、市が会員に対し給付事業、貸付あっせん事業、健康管理事業、レクリエーション事業などの福利厚生制度を実施している。 令和4年度末で事業を終了し、令和5・6年度で移行支援や基金の分配等を行い、事業を清算する。 | 105,646 | 33 | 事業廃止が決定したことにより、本事業の加入者が他の福利厚生制度にスムーズに移行できるよう支援を行う。 | 令和5年度は給付金の支給事務を行い、令和6年度は当事業の基金を対象事業所に分配する。 | 108,238 | 0 | △ 108,238 | 令和4年度末廃止事業。 令和5年度からは福祉共済清算事業を新設し、給付金の支給事務、基金残高分配事務を行う。 | |
| 480401 | | 勤労福祉施設改修事業 | 労政課 | 勤労会館<昭和42年4月建設>、勤労青少年ホーム<昭和46年5月建設>、サン・アビリティーズにのみや(勤労者・障害者教養文化体育施設)<昭和61年4月建設>、JR西宮駅南庁舎(旧消防局庁舎)<平成8年3月建設>の老朽化に伴う建物・設備の改修を行い、利用者の安全性・利便性の向上を図る。 なお、勤労者・障害者教養文化体育施設については、令和4年4月1日にスポーツ推進課へ移管 | 203,406 | 11 | 勤労会館及び勤労青少年ホーム一次空調機更新工事 勤労会館トイレ洋式化改修工事 | 勤労青少年ホーム2階旧自習室床改修工事 勤労青少年ホーム2階旧調理実習室改修工事 勤労青少年ホーム1階機械室内止水栓改修工事 | 47,919 | 4,833 | △ 43,086 | ・勤労会館及び勤労青少年ホーム一次空調機更新工事完了による設計委託料及び工事請負費の減額。 R5: 0円(R4: 38,580千円) ・勤労会館トイレ洋式化改修工事完了による工事請負費の減額。 R5: 0円(R4: 9,339千円) | |
| 420101 | | 文化振興財団補助事業 | 文化振興課 | 昭和63年に設立された公益財団法人西宮市文化振興財団が、市民を対象に自主事業として実施する芸術文化鑑賞振興育成事業にかかる事業費の一部を補助し、また、市の文化振興施策を推進するため派遣している西宮市職員の給与の一部及び理事長報酬を補助する。 | 52,901 | 11 | 事業費補助、給与費補助ともに継続して実施する。文化振興ビジョン【第2期】の理念に基づき、文化芸術の裾野を更に拡げることができるよう、充実した事業の実施を求める。 | 文化芸術施策推進のため、引き続き文化振興財団への支援を行う。 文化振興ビジョン【第2期】の理念に沿って、文化芸術の裾野を更に拡げるため、充実した事業の実施を求める。 | 52,683 | 50,973 | △ 1,710 | 現員現給による共済費雇用主負担金相当補助金の減額。 R5: 5,490千円(R4: 7,182千円) | |
| 420102 | | 文化芸術振興事業 | 文化振興課 | 平成31年3月に策定した「西宮市文化振興ビジョン【第2期】」における【みんなが創る文化の力で「文教住宅都市」を未来へつなぐ】という基本理念に基づき、文化振興政策が目標とすべきことを、「文化芸術の浸透」と「まちへの愛着を高める」としている。これらを実現するために、「文化芸術にふれる機会」、「文化芸術に関わる人」、「つながりを生み出す場」を増やすための事業を展開している。 | 62,160 | 11 | 文化振興ビジョン【第2期】及びアクションプランに基づいた事業を実施し、コロナ禍の影響により縮小した文化芸術環境の活性化を図る。 | 令和5年度中に策定を予定しているアクションプラン【後期】の内容を見据えながら、文化芸術事業の改善や見直し、新規事業の実施を検討していく。 | 73,618 | 72,195 | △ 1,423 | 負担金補助及び交付金の減額。 R5: 394千円(R4: 2,100千円) | |
| 420103 | | 大谷記念美術館補助事業 | 文化振興課 | 文教住宅都市として阪神間由来の作家の作品の継承、意欲的な展示会の開催および西宮の子供向けアウトリーチ事業を通じ、西宮の将来を担う感性を育むために、質の高い芸術作品を市民が気軽に鑑賞又は創造できる場として美術館等の存在が強く求められている。このため、本市の文化芸術事業等の促進と、市民の文化芸術の意識の向上に寄与することを目的として、公益財団法人西宮市大谷記念美術館に対して運営補助金を交付する。 | 130,000 | 11 | 令和4年度は開館から50周年を迎えることから、独自の企画力や魅力を外内に広くアピールする絶好の機会とする。SNSや図書館でのブックフェアなど様々な媒体での広報や運営支援を行っていく。 | 市が実施する小中学校アウトリーチ事業の推進に協力を求め、子ども達が芸術にふれる機会を提供していく、引き続き経営改善や、展示会のPRに積極的に関わること、市民に広く還元できるように、館の運営を支援していく。 | 140,000 | 130,000 | △ 10,000 | 大谷記念美術館50周年記念事業完了による補助金の減額。 R5: 130,000千円(R4: 140,000千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|---------------|-------|--|----------------|---------|--|--|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 420201 | | 市民会館管理運営事業 | 文化振興課 | 平成31年3月に策定した「西宮市文化振興ビジョン【第2期】」における【みんなが創る文化の力で「文教住宅都市」を未来へつなぐ】という基本理念を実現するため、本市における文化芸術の拠点施設として、文化芸術の浸透に寄与するよう、広く市民の利用を図る。また、各施設を効率的に運営するとともに、施設の機能を発揮できるよう適切な維持管理を行う。 | 124,212 | 11 | 指定管理者へのモニタリングを適切に行いながら、施設の適正な管理運営と市民サービスの向上に努め、稼働率の回復を図る。 | 施設の改修を計画的に実施し、老朽化対策を図るとともに、適切にモニタリングを実施しながら、施設の適正な管理運営を行い、稼働率の向上に努める。 | 123,022 | 148,350 | 25,328 | ・新施設予約システムクラウドサービス使用料の増額。 R5:5,002千円(R4:0円) ・光熱費の高騰に伴う指定管理料の増額。 R5:137,946千円(R4:117,156千円) ・インボイス対応に伴う施設予約システム改修委託料の増額。 R5:1,705千円(R4:0円) ・現施設予約システムの再リースによる借上料の減額。 R5:1,549千円(R4:3,516千円) | |
| 420202 | | 市民ホール管理運営事業 | 文化振興課 | 平成31年3月に策定した「西宮市文化振興ビジョン【第2期】」における【みんなが創る文化の力で「文教住宅都市」を未来へつなぐ】という基本理念を実現するため、本市における文化芸術の拠点施設として、文化芸術の浸透に寄与するよう、広く市民の利用を図る。また、各施設を効率的に運営するとともに、施設の機能を発揮できるよう適切な維持管理を行う。 | 189,879 | 11 | 経年劣化が進む施設の修繕を実施し改善を図るとともに、指定管理者へのモニタリングを通じて市民サービスの向上に努める。公募により新指定管理者の選定を行い、令和5年4月から適切に業務を開始できるよう準備を進める。 | 計画的に施設の補修や修繕を実施し、改善を図る。新指定管理者へのモニタリングを適切に実施し、効果的な管理運営に努める。 | 201,870 | 216,238 | 14,368 | ・指定管理料の増額。 R5:104,804千円(R4:100,888千円) ・施設維持管理委託料の増額。 R5:33,757千円(R4:27,559千円) ・光熱費の高騰に伴う電気使用料の増額。 R5:15,580千円(R4:13,592千円) ・光熱費の高騰に伴うガス使用料の増額。 R5:8,463千円(R4:4,456千円) ・令和4年度実施フレンテホール ロールバックチェア配線改修工事、フレンテホール 5階系統空調機(AHU-2)整備工事と令和5年度実施フレンテホール ロールバックチェア制御機器改修工事の差し引きによる工事請負費の減額。 R5:5,948千円(R4:7,542千円) | |
| 420203 | | 市立ギャラリー管理運営事業 | 文化振興課 | 平成31年3月に策定した「西宮市文化振興ビジョン【第2期】」における【みんなが創る文化の力で「文教住宅都市」を未来へつなぐ】という基本理念を実現するため、本市における文化芸術の拠点施設として、文化芸術の浸透に寄与するよう、広く市民の利用を図る。また、各施設を効率的に運営するとともに、施設の機能を発揮できるよう適切な維持管理を行う。 | 62,425 | 11 | 経年劣化が進む施設の修繕を実施し改善を図るとともに、指定管理者へのモニタリングを通じて市民サービスの向上に努める。公募により新指定管理者の選定を行い、令和5年4月から適切に業務を開始できるよう準備を進める。 | 計画的に施設の補修や修繕を実施し、改善を図る。新指定管理者へのモニタリングを適切に実施し、効果的な管理運営に努める。 | 66,181 | 76,427 | 10,246 | ・指定管理料の増額。 R5:21,131千円(R4:15,677千円) ・一部業務を指定管理者業務へ変更したことによる施設維持管理委託料の減額。 R5:23,109千円(R4:23,982千円) ・光熱費の高騰による電気使用料の増額。 R5:7,981千円(R4:5,501千円) ・光熱費の高騰によるガス使用料の増額。 R5:2,253千円(R4:1,163千円) ・施設管理共益負担金の増による負担金補助及び交付金の増額。 R5:15,031千円(R4:13,320千円) ・光熱費の高騰による空調負担金(ガス使用料)の増額。 R5:2,538千円(R4:1,869千円) | |
| 420204 | | 貝類館管理運営事業 | 文化振興課 | 昭和63(1988)年に黒田徳米博士(市民文化賞受賞)の貝類資料の寄贈を受け、貴重な学術資料を保管・展示する貝類館構想を検討。平成11(1999)年5月、貝類分野を専門とする博物館類似施設として開館した。平成27(2015)年2月に改築池田勇氏の貝類資料の寄贈を受けたのち、平成28(2016)年3月に博物館法上の博物館相当施設となった。平成29(2017)年3月には、開館に尽力した菊池典男氏を顕彰するコーナーや西宮の自然を紹介するコーナーを新設するなど、展示を大きくリニューアルし、平成31(2019)年3月には、カタツムリ「カタツムリウム」を新設した。貝類に関する資料の収集、保管、展示及び貝類に関する調査研究等を行い、市民の教養及び文化の向上に資することが求められている。 | 31,176 | 11 | 武庫川女子大学経営学部経営学科との協働により、広報戦略、マーケティングの手法を活かした館のPR方法について検討し、情報発信機能を強化するなどPRに努める。 | 各種関係団体との連携を深め、ソフ事業受託者と協力して館の認知度を上げる。学芸員による館外活動やセミナーの開催を行うなど、館の持つ貝類資料を市民に還元するため、教育普及活動の充実を図る。 | 33,098 | 33,561 | 463 | ・備品購入費の増額。 R5:300千円(R4:200千円) ・施設維持管理委託料の増額。 R5:14,722千円(R4:14,405千円) | |
| 420205 | | 文化行政推進事務 | 文化振興課 | 平成31年3月に策定した「西宮市文化振興ビジョン【第2期】」に基づく施策の推進にあたり、芸術家・専門家や学識経験者、文化芸術団体、事業者、市民等が構成する「西宮市文化まちづくり推進委員会」を開催し、そこの意見、提案をもとに、庁内外の各部門と連携して、本市の文化行政を総合的かつ効果的に推進していく。また、文化振興基金の管理運用、友好都市との文化交流事業、広域文化行政団体への参加を行う。 | 5,424 | 11 | 文化振興ビジョン及びアクションプラン【前期】に沿ってコロナ禍での事業を検討していくとともに、アクションプラン【後期】の内容を検討していく。チラシ、ポスター等により文化振興基金の周知を図り、基金への協力を促す。 | 西宮市文化まちづくり推進委員会の議論を踏まえながら、文化振興ビジョン及びアクションプランに沿った事業を検討していく。令和5年度中にはアクションプラン【後期】の策定ができるよう検討を進める。文化振興基金の効果的な活用法を検討する。 | 4,123 | 3,093 | △1,030 | ・指定候補者選定委員会の終了に伴う報酬の減額。 R5:0円(R4:310千円) ・積原町文化交流事業の完了に伴う委託料の減額。 R5:56千円(R4:696千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|---------------|---------|---|----------------|---------|--|--|------------------|----------------------------|------------------|---|--|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 420301 | | 市民ホール等改修事業 | 文化振興課 | 老朽化した市民ホール・市立ギャラリーの諸設備を改修し良好な使用環境を整えることにより、利用者のニーズに応え、利用者・入場者の満足度向上を目指す。令和2年度に、プレアホール舞台音響設備改修工事、市民会館高圧ケーブル・エレベーター改修工事、教育文化センター非常用放送設備更新工事を行い、令和3年度は、北口ギャラリー照明設備改修工事(未完了分を令和4年度に繰越し)、市民会館機械室冷却水ポンプ改修工事、教育文化センター直流電源装置改修工事を行った。令和4年度は、フレンテホール舞台照明設備改修工事、甲東ホール舞台照明設備・舞台機構改修工事、アプリ甲東エスカレーター更新工事、市民ギャラリー照明設備改修工事、北口ギャラリー照明設備改修工事(繰越分)を実施する。 | 30,426 | 10 | フレンテホール舞台照明設備改修工事、甲東ホール舞台照明設備・舞台機構改修工事、アプリ甲東エスカレーター更新工事、市民ギャラリー照明設備改修工事等を実施する。 | 施設の状況に応じて改修計画を検討し、優先順位の高いものから計画的に改修工事を実施する。 | 173,478 | 143,404 | △ 30,074 | (令和4年度実施) 市民ギャラリー照明設備改修工事、フレンテホール舞台照明設備サスペンションライト等更新工事、甲東ホール舞台照明設備調光装置更新工事及び舞台吊物機構更新工事、アプリ甲東エスカレーター更新及び受変電設備更新負担金、北口ギャラリー照明設備改修工事(令和3年度繰越分) (令和5年度実施) 市民会館劣化診断調査及び非常用自家発電設備更新設計業務、受変電設備改修工事、舞台音響設備改修工事及び舞台吊物機構改修工事、フレンテホール天井耐震改修調査業務及び天井撤去復旧工事、プレアホール天井耐震改修設計業務及び舞台照明設備調光装置等改修工事、アクタ西宮東館5階・6階空調自動制御機器改修工事、アプリ甲東受変電設備更新及びエレベーター更新負担金 以上の差し引きによる減額。 R5:143,404千円(R4:173,478千円) | 実施する工事内容により令和4年度から予算減となっているが、事業としては老朽化した施設の改修工事を進めていく必要があることから拡充としている。 |
| 420302 | | 大谷記念美術館改修補助事業 | 文化振興課 | 同館の設備については、平成2年から3年にかけて実施した増改築工事での設置以来30年以上が経過し、劣化が進み、更新時期が到来している。寄託品を含む収蔵品及び他館からの借り受け作品の適正な保存管理、最適な展示室環境を維持するため、計画的な設備更新が必要である。そのため、大谷記念美術館の中長期修繕計画に基づき補助金を支出する。令和元年度は屋上防水工事および高圧受変電設備工事等を、令和2年度はエレベーター及び加圧給水ポンプの更新工事等を、令和3年度はファンコイルユニット更新工事等を実施した。令和4年度は、内壁タイル浮き補修、外壁・軒天井等改修工事や空調機器更新工事等を実施する。 | 37,400 | 11 | 内壁タイル浮き補修、外壁・軒天井等改修工事、空調機器更新工事、中央監視盤周辺機器更新工事等を実施する。 | 作品の適正な保存管理、求められる展示室環境を維持するため、今後も優先度の高い設備機器等から順次更新工事を進める。 | 21,876 | 21,890 | 14 | (令和4年度実施) 内壁タイル浮き補修、外壁・軒天井等改修工事、空調機器更新工事、中央監視盤周辺機器更新工事、キュービクル換気扇改修工事 (令和5年度実施) 熱源制御機器更新工事、制御盤内機器電源ユニット更新工事 以上の差し引きによる増額。 R5:21,890千円(R4:21,876千円) | |
| 430101 | | スポーツ推進事業 | スポーツ推進課 | 年齢、性別、障害の有無を問わず、市民が運動・スポーツに親しめる環境を整備するとともに、豊かなスポーツライフや健康寿命の延伸につながるよう、「する」「みる」「ささえる」の観点から各種団体等と連携してスポーツの推進を図る。 ・(公財)西宮スポーツセンター等との連携により、幅広い世代にむけたサービスを展開する。 ・市民がスポーツ活動の成果を発揮する場として様々な種目の大会・交流会等を実施する。 ・アスレチック・リエゾン・西宮等との協働により、トップアスリートによる体験会等を実施する。 ・スポーツ推進審議会において、スポーツに関する推進計画や重要事項を調査・審議する。 ・スポーツクラブ21(市内40地区)の活動を支援する。 ・地域とのパイプ役となるスポーツ推進委員を委嘱し、各委員の資質向上のための企画・研修等を実施する。 | 90,652 | 11 | 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、既存の事業や新事業について、コロナ禍に対応した事業内容を検討し、実施していく。 | 新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、事業の展開及び開催支援を行っていく。 | 110,562 | 106,828 | △ 3,734 | ・報償費(アスレチック・リエゾン・西宮分)の減額。 R5:0千円(R4:1,050千円) ・旅費の増額。 R5:471千円(R4:329千円) ・消耗品費の減額。 R5:1,283千円(R4:2,033千円) ・スポーツ推進計画パンフレットの増額。 R5:594千円(R4:0千円) ・スポーツ推進計画策定支援業務委託料の増額。 R5:4,598千円(R4:3,850千円) ・アイスアリーナ利用促進事業委託料の減額。 R5:500千円(R4:748千円) ・スポーツクラブ21補助金(備品等補助)の減額。 R5:6,500千円(R4:6,800千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|------------|-----------------|--|----------------|---------|---|--|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 430301 | | 運動施設管理運営事業 | スポーツ推進課 | 西宮市のスポーツ及びレクリエーションの推進と市民の健康増進を支援するため、その活動場所となる運動施設を設置、維持管理し、指定管理者による効率的で適切な管理運営を行う。 【注】本事業において、平成27年度から公園緑地課所管施設(浜甲子園体育館等)が移管されている。 また、平成30年度から管財課所管施設(現:山口町船坂多目的グラウンド)、管財課・公園緑地課所管の駐車場が移管された。さらに、令和元年度より、西宮浜多目的人工芝グラウンド駐車場が有料化され、令和4年度からは労政課所管施設(現:松原体育館)が移管されている。 【注】IV事務事業の指標の活動実績(量)を示す指標を令和4年度事務事業評価より、運動施設管理運営委託料(指定管理料)から総利用件数に変更。 | 570,435 | 11 | 指定管理者と市が連携・協働しながら、感染防止対策を行うとともに、安全・安心な施設づくりを目指していく。 また、利用者の満足度やコスト削減を図れるよう、令和5年度からの次期指定管理者選定を実施する。 | 新たに選定された指定管理者の運営状況、提案のあった利用促進の取り組みをモニタリング等を通じて確認する。 また、着実な施設管理を行い、利用者満足度向上に努める。 | 626,840 | 596,557 | △ 30,283 | 【歳入】 西宮浜多目的人工芝グラウンド移管に伴う運動施設使用料の減額。 R5: 326,429千円(R4: 350,802千円) 【歳出】 ・西宮浜多目的人工芝グラウンド移管に伴う指定管理料及び人工芝設備・LED照明設備賃借料等の減額。 R5: 0円(R4: 24,104千円) ・指定管理者選定に伴う指定管理料の減額。 R5: 440,295千円(R4: 453,930千円) ・電気使用料の増額。 R5: 72,650千円(R4: 56,397千円) ・新施設予約システムクラウドサービス使用料の増額。 R5: 5,331千円(R4: 0円) ・施設予約システム賃借料の減額。 R5: 3,136千円(R4: 8,004千円) ・松原・甲武体育館空調設備機器賃借料の増額。 R5: 5,077千円(R4: 0円) ・中央テニスコート人工芝設備・LED照明設備賃借料の増額。 R5: 3,630千円(R4: 1,043千円) | |
| 430302 | | 運動施設改修事業 | スポーツ推進課 | ○中長期修繕計画に基づき、浜甲子園体育館屋上防水・外壁改修工事、甲武体育館空調設備改修工事、鳴尾浜臨海野球場受変電設備改修工事・廃棄委託、浜甲子園体育館受変電設備改修工事を実施し、ライフサイクルコストの低減と施設の機能回復・長寿命化を図る。 ○公共施設耐震診断・耐震改修事業により、浜甲子園体育館天井耐震改修設計委託・石綿含有調査委託を実施する。 | 62,256 | 11 | 体育館天井耐震改修・天井材等落下防止・体育室床改修工事、ブロック塀改修工事、屋上防水外壁改修工事、受変電設備改修工事・廃棄処分委託を実施する。 | 老朽化した施設・設備の改修や安全対策を行っていく。 | 241,726 | 172,792 | △ 68,934 | (令和4年度実施) 浜甲子園体育館天井耐震改修工事、甲武体育館体育室床改修・天井材等落下防止工事、鳴尾浜臨海野球場管理棟屋上防水・外壁改修工事、中央テニスコートブロック塀改修工事、浜甲子園体育館・北夙川体育館・中央テニスコート受変電設備改修工事・廃棄委託 (令和5年度実施) 鳴尾体育館体育室床改修・天井材等落下防止工事、北夙川体育館屋上防水・外壁改修工事、塩瀬テニスコート受変電設備改修工事・廃棄委託・高圧管路調査業務委託、甲子園浜野球場・浜甲子園体育館・今津体育館受変電設備改修工事・廃棄委託、鳴尾浜臨海野球場受変電設備改修工事 以上の差し引きによる減額。 R5: 172,600千円(R4: 241,122千円) | |
| 430303 | | 運動施設整備事業 | スポーツ推進課(運動施設整備) | 西宮中央運動公園内の老朽化した中央体育館、陸上競技場等を経て、本市のスポーツ推進の中核をなす総合運動施設として、市民の誰もが快適で安全にスポーツに親しめる環境を整備し、競技力向上の推進や生涯スポーツの振興を図るとともに、トップスポーツゲームを観戦できるまちな実現やスポーツを通じた豊かなまちづくりを目指す。 また、西宮中央運動公園は、市南部地域の地域防災拠点として位置付けられ、中央体育館は避難所となっているため、災害対策活動の拠点としての機能を総合的に備える施設整備を行う。 | 7,166 | 11 | 本事業の再検討を行うとともに、実施方針・要求水準書を作成し、入札公告の実施に向けて取り組む。 | 入札公告に基づき、事業者選定手続を実施し、事業契約締結に向けて取り組む。 | 18,412 | 19,152 | 740 | ・事業進捗による委託費の増額。 R5: 18,854千円(R4: 18,000千円) ・事業進捗による委員報酬の増額。 R5: 298千円(R4: 0円) ・退職による会計年度任用職員人件費の減額。 R5: 0円(R4: 412千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-------------|------|---|----------------|---------|--|---|------------------|----------------------------|------------------|--|---|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 420401 | | 文化財保護関係事業 | 文化財課 | 法律、条例における文化財保護の理念に則り、地域の文化財の保存と活用に関する事業を行う。 (1)指定等文化財の予防保存として、毎月1回以上の文化財パトロール、1年2回の消防設備機器点検、1年1回の消防設備総合点検を実施する。(文化財保存整備等補助事業) (2)埋蔵文化財の保護については、文化財保護法に基づき土木工事等の届出又は通知の受理及び進達を行い、市内遺跡の試掘確認調査等発掘調査を実施する。 (3)指定等文化財の毀損・設備不備等については、国・県及び市補助事業として保存修理事業等を実施する。 (4)文化財の調査及び活用事業の一部については、郷土資料館管理運営事業において実施する。 (5)総合計画部門別計画「西宮市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画」に基づいた、文化財調査を継続して実施する。 | 29,301 | 11 | 国指定重要文化財等の保存修理事業、出土木製品保存処理事業を継続して実施する。 | 第5次総合計画の部門別計画「西宮市文化財保存活用地域計画(令和3年度策定)」に基づき、文化財の保存と活用を積極的に行う。 | 9,491 | 21,138 | 11,647 | 【歳入】 ・新規刊行物の販売による文化財関係刊行物売捌代金の増額。 R5:165千円(R4:115千円) 【歳出】 ・西宮市文化財保存活用地域計画見直しによる有識者謝金等報償費の増額。 R5:87千円(R4:50千円) ・旅費の当日・半日当の支給方法変更に伴う減額。 R5:158千円(R4:174千円) ・高畑町遺跡出土木製品保存処理報告書刊行による増額。 R5:1,849千円(R4:1,560千円) ・西宮神社社頭遺跡炭化物等分析処理による委託料の増額。 R5:6,652千円(R4:4,956千円) ・パソコン再リースによる使用料及び賃借料の減額。 R5:125千円(R4:321千円) ・備品図書に係る規定変更による備品購入費の減額。 R5:0千円(R4:15千円) ・旧辰馬喜十郎住宅応急修理及び茂松寺虎関師練画像保存修理事業による増額。 R5:10,859千円(R4:8,605千円) | 令和4年度当初予算事業費について、令和4年度事務事業評価結果報告書の記載内容に誤りがあったため、修正。 |
| 420402 | | 郷土資料館管理運営事業 | 文化財課 | 文化財保護の理念に則り、市民等と共に文化財の調査・活用に関する事業、郷土資料館及び名塩和紙学習館の施設及び設備の維持管理事業。 (1)郷土資料館展示事業(常設展示の運営、特別展示等の開催) (2)郷土資料館教育普及等事業(講座、ボランティア事業等の実施及び資料の保存管理) (3)分館名塩和紙学習館事業(和紙実習事業等の実施) (4)郷土資料館情報提供業務(地域の歴史と文化財に関する情報の提供、広報、調査研究成果の公開) (5)市内小学校等学校との連携(小学校団体対応、和紙実習等) (6)無形文化財緊急調査事業(令和3年度調査地域:山口・西宮・大社) (7)郷土資料館及び名塩和紙学習館の施設維持管理事業 | 48,904 | 11 | 「西宮市文化財保存活用地域計画」に基づき、収蔵資料等を活用した講座や小学生対象講座の充実を図るとともに学校との連携を継続して行う。日常点検の励行により施設の維持管理のため不良箇所の発見・修繕を円滑に行う。 | 「西宮市文化財保存活用地域計画」に基づき、郷土資料館において効果的な事業を実施する。 | 57,050 | 55,727 | △ 1,323 | 【歳入】 ・博物館実習に伴う実習費の徴収不要としたことによる実習生受入収入減額。 R5:4千円(R4:20千円) 【歳出】 ・物価高騰による光熱水費の増額。 R5:5,026千円(R4:1,846千円) ・名塩和紙学習館床修繕完了による修繕料の減額。 R5:150千円(R4:1,986千円) ・公用車購入に完了による役務費の減額。 R5:296千円(R4:394千円) ・公用車購入に完了による備品購入費の減額。 R5:200千円(R4:1,286千円) | |
| 420404 | | 史跡整備事業 | 文化財課 | 指定史跡等の整備や保存活用計画策定を順次進め、地域や日本の歴史を体感できる学習拠点を市内各所に設ける。 | 378 | 11 | 令和3年度から繰越した具足塚古墳整備用地の境界確定測量を行い、用地取得に向けた協議及び買収を行う。 | 具足塚古墳の保存整備事業 | 85,855 | 0 | △ 85,855 | ・具足塚古墳整備用地の購入に係る不動産鑑定時点修正完了による減額。 R5:0千円(R4:80千円) ・具足塚古墳整備用地の購入遅延による公有財産購入費の減額。 R5:0千円(R4:85,775千円) | |
| 420405 | | 郷土資料館改修事業 | 文化財課 | 郷土資料館(1985年建築)及び分館名塩和紙学習館(1989年建築)の老朽化した施設、設備を適切に更新し、長寿命化を図る。 | 1,742 | 11 | ・郷土資料館第4収蔵庫出土品洗浄流し台等設置工事 ・名塩和紙学習館屋上防水・外壁改修工事 | 郷土資料館収蔵庫・展示室の改修及び名塩和紙学習館の施設設備の改善(バリアフリー・ストレスフリー・LED照明器具への改修)を目指す。 | 12,292 | 31,119 | 18,827 | ・郷土資料館第4収蔵庫出土品洗浄流し台等設置工事完了による減額。 R5:0千円(R4:3,392千円) ・名塩和紙学習館屋上防水・外壁改修工事完了に伴う減額。 R5:0千円(R4:8,900千円) ・第1収蔵庫改修による増額。 R5:31,119千円(R4:0千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|----------------|------------------|---|----------------|------|--|---|------------------|------------------|----------------------------|--|--|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 410103 | | 生涯学習推進事務 | 生涯学習企画課 | 1 市の附属機関として西宮市生涯学習審議会を設置し、生涯学習施策の総合的な推進に関する事項について、調査及び審議を行う。また、社会教育法に規定される社会教育委員の職務も担う。 2 生涯学習推進本部を設置し、庁内の生涯学習関連部署の情報共有と連携強化を図る。 3 生涯学習関係職員の資質向上と情報提供を行う。 4 生涯学習に関する施策の方向性を示す「生涯学習推進計画」に基づき、学びを通じたつながりづくりや地域づくりの推進を図る。 | 5,763 | 10 | 公民館地域づくりワークショップの実施館を拡充し、継続的な地域活動のサポートを行う。また、生涯学習の効果的な情報発信や、コーディネーターによるつながりづくりなど体制の強化を図る。さらに、公民館や図書館のあり方について審議会と審議を進める。 | 公民館地域づくりワークショップをはじめ、引き続き学びを通じたつながりづくりの推進を図る。審議会においては、公民館・図書館のあり方についての審議を行い、より効果的な生涯学習の推進を目指す。 | 7,969 | 7,138 | △ 831 | ・公民館地域づくりワークショップ開催等支援業務委託料の減額。 R5:2,376千円(R4:3,025千円) ・需用費の減額。 R5:1,420千円(R4:1,918千円) ・公民館地域づくりワークショップ支援等に係るコーディネーター謝金の増額。 R5:557千円(R4:0円) | ・ワークショップを実施していない公民館でもグループワークや交流会などを講座に取り入れるための支援を行う。 ・審議会においては公民館・図書館のあり方について答申を受ける予定。 ・予算規模は縮小しているが、コーディネーターによる地域づくりワークショップの支援等事業内容を拡充している。 |
| 610109 | | 公民館管理運営事業 | 地域学習推進課 | 公民館は、学習ニーズや生活課題に対応した学習の支援や場の提供を行う社会教育施設として、市内に24館設置されており、地域の生涯学習及び地域づくりの拠点、また災害時の避難所としての役割を担っている。 ■以下の学習体系を通じて、生涯学習社会の推進を図る。 【主催事業】福祉関連学習事業、青少年事業、ボランティア育成事業など、多様化する社会に対応した事業を実施。 【公民館地域学習推進員会講座】地域住民が自主的に講座を企画・実施。地域課題の解決を図る地域活動。 【その他事業】公民館グループ活動の支援、公民館活用促進プロジェクトなど。 ■施設維持管理…学習の場そして避難所としての良好な施設・設備を維持できるよう管理を行う。 | 551,608 | 11 | 運営面では、感染症対策の上、各事業を確実に実施するとともに、生涯学習を通じたつながりや地域づくりに関する取組みを進める。また、維持管理の効率的な方法について、検討を行う。 | 生涯学習を通じたつながりや地域づくりの取組みを進めていく。市民がより公民館を利用しやすい仕組みづくりを行う。 | 591,564 | 649,724 | 58,160 | ・会計年度任用職員人件費の減額。 R5:4,073千円(R4:11,481千円) ・予約システム機器借上料の減額。 R5:2,031千円(R4:3,537千円) ・新施設予約システムクラウドサービス使用料の増額。 R5:5,643千円(R4:0円) ・燃料費単価上昇による電気使用料及びガス使用料の増額。 (電気)R5:66,003千円(R4:37,348千円) (ガス)R5:34,814千円(R4:19,160千円) ・労務単価の増による施設管理関係等委託料の増額。 R5:235,550千円(R4:219,584千円) | 「令和4年度当初予算事業費」について、令和4年度事務事業評価結果報告書の記載内容に誤りがあったため、修正。 |
| 630410 | | 公民館改修事業 | 地域学習推進課 | 公民館施設は地域の生涯学習及びコミュニティ形成の拠点として、地域住民の学習活動を支援している。安全で良好な学習環境を維持するため、市内24公民館の施設・設備を適切に保全する必要がある。 施設・設備の安全性や機能性の確保、建築物自身の長寿命化を図ることを目的とした本市の中長期修繕計画の耐用年数及び更新方針に基づき、建築後一定年数の経過した施設・設備について、改修・更新工事を実施する。 | 181,063 | 11 | トイレ洋式化(2館)、実習室改修(1館)、防火シャッター更新(1館)を実施。 中長期修繕では、外壁改修(1館)、空調設備(1館)、受変電(3館)、昇降機(1館)を計画的に実施。 | 中長期修繕計画に基づき、改修工事等を順次実施する。また、耐用年数を経過した設備の更新、トイレの洋式化等を計画的に進めていく。 | 115,749 | 61,823 | △ 53,926 | 中長期修繕計画の対象工事の減額。 R5:31,844千円(R4:84,925千円) | |
| 450101 | | 大学交流センター管理運営事業 | 地域学習推進課 | 平成4年3月に「カレッジタウン西宮」構想を策定し、その推進拠点として平成13年4月に大学交流センターを設置した。市内に集積する大学・短期大学を都市の文化的資源と位置付け、魅力的なまちづくりに活かすため、大学間及び大学と地域社会、産業界との交流活動を行うことを目的に市内大学を中心に設立された西宮市大学交流協議会と連携し、各種事業を企画・実施してきた。今後も時代のニーズに合った魅力ある事業の展開を図るとともに、施設の効率的運営に努め、カレッジタウン西宮のブランドをまちづくりに活かす。 | 52,244 | 11 | 今後の大学交流センターの事業について「生涯学習」という視点にも広げ、さらに充実した事業の実施を目指し検討する。 | 施設改修の計画的・効率的な実施に向け検討する。 | 54,979 | 63,283 | 8,304 | ・新施設予約システムクラウドサービス使用料の増額。 R5:4,676千円(R4:0円) ・施設予約システム改修(インボイス対応)。 R5:1,279千円(R4:0円) ・工事費(ガラス飛散防止シート張替)の増額。 R5:1,457千円(R4:500千円) ・施設管理共益負担金の増による負担金補助及び交付金の増額。 R5:15,825千円(R4:14,026千円) | |
| 610201 | | 地域づくり拠点施設整備事業 | 地域学習推進課(越木岩センター) | 平成29年4月に公民館として取得した越木岩福祉会館を活用するため、老朽化した建物を解体し、学びを通して、人づくり、つながりづくり、地域づくりに資することをコンセプトとし、本庁北西地区の生涯学習及び地域の拠点施設として整備を行う。 | 974 | 11 | プロポーザルにより業者選定を行い、設計業者から提案される配置図等を基に地域住民と協議し、地域の一体感を得られる地域づくりの拠点施設整備となるよう基本・実施設計に反映させる。 | (仮称)越木岩センター完成後を視野に入れ、地域の拠点施設となるように、まちづくり・居場所づくりについて地域住民と協議を重ねる。 | 5,852 | 69,076 | 63,224 | (仮称)越木岩センター整備に伴う基本・実施設計委託料の増額。 R5:65,000千円(R4:0円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-----------|--------------------|--|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|--|------------------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 410104 | | 生涯学習管理事業 | 地域学習推進課(宮水学園等) | 市民の生涯学習活動のサポートを目的として、プララにのみや内に設置している生涯学習情報コーナーにおいて、生涯学習情報の提供や学習相談に応じるほか、学校の夏休み、冬休み、春休み期間を中心に、企画展示「であいワクワク」を開催し、児童生徒などの生涯学習のきっかけづくりと近隣の生涯学習施設の紹介を行う。 また、市ホームページ等を通じ、市外情報を含めた学習情報等の提供の充実に取り組んでいる。 平成28年に文化振興財団からフレンテ西宮4階床部分が無償譲渡されたことに伴い、市が施設管理者となって施設の維持管理を行うこととなった。 | 14,527 | 13 | プララにのみやの貸室受付窓口の統合にあわせて、効果的・効率的な生涯学習情報の提供のため、生涯学習情報コーナーの業務を見直し、令和4年度から生涯学習情報コーナーの外部委託を取りやめ、業務を中央公民館に移管することとなった。 | 宮水学園など生涯学習事業を実施する施設として、フレンテ西宮の施設維持管理を適切に行っていく。 | 11,559 | 0 | △ 11,559 | 令和5年度より「生涯学習管理事業」に統合。 | |
| 410202 | | 生涯学習事業 | 地域学習推進課(宮水学園等) | ・宮水学園関連事業…60歳以上の市民を対象に、高齢者がいきいきと生活するとともに、住みよい地域社会づくりに取り組むための学習と交流を目的に、各種事業を企画実施している。 実施している講座は、「教養講座」、「選択講座」、より専門性の高い知識や技術を系統的に学ぶ「マスター講座」、塩瀬地域・山口地域の方を対象とした「塩瀬地域・山口地域講座」がある。 ・西宮湯川記念事業…湯川秀樹博士が本市在住中に中間学論を提唱したことを契機に、「こども科学教室」「西宮湯川記念賞」「こども課外教室」「科学セミナー」といった事業や講座を実施している。 ・ライフサイエンスセミナー…ライフサイエンス(生命科学)の意義や面白さを知る機会として、「市民セミナー」「高校生対象講座」といった講座を実施している。 | 28,971 | 13 | ・すべての事業について、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、受講者の活動の継続と安全を第一とした運営を行う。 ・新型コロナウイルスによる影響を受けないオンライン講座について、講座を企画・実施し、多様な学習機会の提供に向けて検討を進める。 | ・すべての事業について、受講者の安全を第一に感染防止対策を徹底した上で、新型コロナウイルスの影響を受ける以前の状態に戻せるものは適宜見直しを行う。 ・生涯学習事業の体系化を図る中、関係部局と連携し魅力的・効果的な事業展開を行う。 | 37,309 | 49,243 | 11,934 | 光熱水費の増額。 R5:3,681千円(R4:2,844千円) | 令和5年度より、「生涯学習管理事業」を統合。 |
| 410301 | | 図書館管理運営事業 | 読書振興課/読書振興課(図書館企画) | ●図書館4館(中央・北部・鳴尾・北口)及び7分室(越木岩・段上・上ヶ原・甲東園・高須・山口・若竹)の管理運営 中央・北口・鳴尾:正規事務等13人・正規司書12人・会計年度任用職員A(司書)52人・会計年度任用職員B(学校司書)2人・会計年度任用職員B5人 北部・分室:民間委託 ●「西宮市立図書館基本的運営方針」及び「西宮市立図書館事業計画」に基づき、貸出、調査・相談、予約サービス等の図書館サービスの充実を図る。また、市民の多様なニーズに的確に応えられるよう、資料を収集・整理・保存して利用に供する。 ●「西宮市子供読書活動推進計画」を推進するため、読書活動の機会や情報提供に努め、学校図書館など関係機関との連携を図りながら読書環境の充実・整備に取り組む。 ●生涯学習の場として多数の利用がある施設を良好な状態に維持し、誰もが安心して利用できる環境を整える。 ●令和3年度より、「図書館維持管理事業」を統合した。 | 612,797 | 13 | ・司書の専門性を生かしたサービスを強化するため、更なる効率化を検討する。 ・図書館事業計画及び子供読書活動推進計画に関する取組について評価作業を行う。 ・危険度や緊急性の優先順位に応じて維持補修を行う。 | ・図書館事業計画及び子供読書活動推進計画の改定作業を進める。 ・各施設における補修が必要な箇所について危険度や緊急性の優先順位により維持補修を行う。 | 651,593 | 748,978 | 97,385 | ・読書振興に関する共同研究に係る絵本プレゼント事業の完了による負担金の減額。 R5:0円(R4:2,400千円) ・分室他窓口業務等委託料の増額。 R5:109,248千円(R4:101,783千円) ・図書館システム改修業務委託料の増額。 R5:46,574千円(R4:0円) ・新中央図書館基本計画策定支援業務委託料の増額。 R5:6,000千円(R4:0円) ・図書資料費の増額。 R5:62,000千円(R4:57,000千円) ・電気及びガス料金高騰による使用料の増額。 R5:38,477千円(R4:22,768千円) ・施設管理共益負担金の増による負担金補助及び交付金の増額。 R5:34,694千円(R4:30,744千円) | |
| 630411 | | 図書館改修事業 | 読書振興課/読書振興課(図書館企画) | 各市立図書館の老朽化した設備や施設について、耐用年数や中長期修繕計画に基づき、機器更新や施設改修を行い施設の機能維持管理をするとともに、利用者の安全・快適性を確保する。 | 11,927 | 11 | 北部図書館(塩瀬センター)防火シャッター更新工事、甲東園分室(アプリ甲東)エスカレーター更新工事、上ヶ原分室受変電設備改修工事、上ヶ原分室外壁改修工事 | 各施設の計画的な改修を行う。 | 23,307 | 28,094 | 4,787 | ・図書館上ヶ原分室外壁改修工事の完了による工事請負費の減額。 R5:0円(R4:6,440千円) ・図書館上ヶ原分室受変電設備改修工事の完了による工事請負費の減額。 R5:0円(R4:1,163千円) ・塩瀬センター防火シャッター更新工事の完了による工事請負費の減額。 R5:0円(R4:5,610千円) ・アプリ甲東エスカレーター更新工事の完了による工事請負費の減額。 R5:0円(R4:7,295千円) ・アプリ甲東エスカレーター更新工事の完了による負担金の減額。 R5:0円(R4:2,106千円) ・鳴尾図書館受変電設備改修工事による工事請負費の増額。 R5:5,900千円(R4:0円) ・北口図書館空調自動制御設備改修工事による工事請負費の増額。 R5:17,160千円(R4:0円) ・アプリ甲東エレベーター更新工事による負担金の増額。 R5:1,741千円(R4:0円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-----------------|---------|--|----------------|---------|--|---|------------------|----------------------------|------------------|--|---|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 【健康福祉局】 | | | | | | | | | | | | | |
| 310101 | | 社会福祉協議会補助事業 | 福祉総務課 | 社会福祉協議会は、昭和26年に、社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉の推進を目的として設立された。現在まで地域福祉を推進する中心となる団体であり、市との連携が求められる。団体の健全で安定した運営を図ることを目的として総務課職員の人員費と事務経費の一部を補助している。 | 89,716 | 11 | 決算時の事務審査における執行状況の確認により当初予算編成時には不用額を精査し、経費節減に努める。西波止会館の利用者は令和2年度からは増加したものの令和元年度以前の水準に回復していないことから利用者の増加策を検討するよう促す。 | 継続して実施する。 | 92,620 | 85,965 | △ 6,655 | 人事異動に伴う人員費減による社会福祉協議会補助金(事務局)の減額。 R5: 78,956千円(R4: 83,951千円) | |
| 310102 | | 福祉会館維持管理事業 | 福祉総務課 | 福祉会館(津門川町2-28)の維持管理 | 1,496 | 33 | 令和4年度中の解体工事開始までの間、適切に維持管理を行う。 | | 1,829 | 0 | △ 1,829 | 令和4年度解体工事着工に伴う維持管理経費の減額。 R5: 0円(R4: 1,829千円) | 令和4年度廃止事業 |
| 330201 | | 阪神福祉事業団分担金事業 | 福祉総務課 | 阪神福祉事業団は、阪神間6市1町(尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、芦屋市、川西市及び猪名川町)の住民の福祉向上、特に知的障害のある人を支援する福祉施設の拡充を図ることを目的に設立された。団体の健全で安定した運営を図るために、団体の運営及び施設整備にかかる経費の一部を、阪神間6市1町で分担している。 | 37,753 | 11 | 福祉サービスの充実を図りながら、団体運営に係る事務費については更なる削減に努める。また、施設の老朽化対策では、利用者の安全確保を重視するとともに、計画どおりに進むよう団体及び6市1町がより一層の協力体制を築く。 | 団体は個別のかつ専門的な福祉サービスの充実を図るとともに、団体運営に係る事務費については、より一層の削減に努める。また、今後も引き続き、施設の老朽化への対策を進める。 | 35,457 | 28,613 | △ 6,844 | 阪神福祉センター診療所等への負担金減による分担金の減額。 R5: 0円(R4: 6,804千円) | |
| 560602 | | 災害援護関係事務 | 福祉総務課 | 阪神・淡路大震災及び平成16年の台風23号により被害を受けた世帯に災害援護資金の貸付を行った。現在は、阪神・淡路大震災にかかる貸付金未償還分について償還指導業務を行っている。(震災分について)貸付金の原資である県からの借入金は、現行制度では、償還期限である令和4年度末に未償還金の全額を市が立替えて償還する必要がある。そのため、今後一層の回収努力を行うとともに、国・県に対して償還期限時の市の負担軽減について強く働きかけていく。 | 7,240 | 12 | 令和元年に改正された災害弔慰金の支給等に関する法律の基準に基づき、引き続き免除該当者の免除処理を適正に行う。また、国・県に対して、市の負担軽減のため、償還期限時には借受人等から現に償還があった額だけを県に償還することを引き続き要望していく。 | 令和4年度末に貸付原資の県への償還期限を迎えることから事業収束に向けた調整を行う。 | 8,871 | 0 | △ 8,871 | 事業収束に伴う事務費の減額。 R5: 0円(R4: 8,871千円) | 令和4年度廃止事業。貸付原資に対する県への償還について、県の財政支援を受ける条件として、市が有する貸付債権の放棄が必要であり、該当の債権放棄議案を3月議会で上程。 |
| 310103 | | 福祉施策調査研究事務 | 地域共生推進課 | 社会福祉法に基づき、市の附属機関として西宮市社会福祉審議会を設置し、社会福祉についての調査及び審議を行う。また、同法の規定により、社会福祉審議会には専門的な事項を調査審議するための専門分科会を設置している。 | 1,262 | 11 | 各専門分科会において効率的な運営を図り、社会福祉に関する調査・審議を行う。 | 委員の意見を聴取しながら、引き続き効率的かつ効果的な運営を行う。また、令和5年度早々に委員の改選が実施される為、それに向けて準備を開始する。 | 2,114 | 3,226 | 1,112 | 高齢福祉専門分科会において「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」策定年度(3年ごと)となっており、計画策定に伴う委員数と開催数の増加による報酬の増額。 R5: 2,669千円(R4: 1,762千円) | |
| 310104 | | 民生委員・児童委員活動推進事業 | 地域共生推進課 | 民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱されて活動しており、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねている。職務内容として、住民に最も近い立場で地域の見守りや相談支援活動、情報提供を行うとともに、行政や関係機関と住民をつなぐ役割を担っており、民生委員・児童委員の活動を推進することで地域福祉の向上を図る。 | 80,968 | 11 | 令和4年度は3年に1度の一斉改選の年であり、改選業務を問題なく実施するとともに欠員解消や負担軽減へ向け、民生委員推薦準備会などの機会を通じ、民生委員の現状を地域に理解してもらうよう努める。 | 西宮市民生委員・児童委員会と連携し、成り手不足や活動負担が増加している状況を踏まえ、民生委員活動の在り方を検討し、欠員解消に取り組んでいく。 | 89,189 | 83,884 | △ 5,305 | 令和4年度は3年に1度の民生委員・児童委員一斉改選の年であったことによる減額。 ・会計年度任用職員人員費(報酬等)の減額。 R5: 0円(R4: 2,746千円) ・消耗品費の減額。 R5: 207千円(R4: 2,071千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人員費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|------------------|---------|--|----------------|---------|---|--|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 310105 | | 地域福祉活動助成事業 | 地域共生推進課 | 地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」という。)が主体となって行う地域福祉活動を推進するため、地区社協の支援を行なう西宮市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)に対して、地域福祉課の人員費と事業費の一部を補助する。 【地域福祉活動補助金】 市社協地域福祉課職員の人件費に関する補助 【地域ふれあい福祉活動補助金】 地域において「支え合い」「助け合い」の活動を推進することを目的に実施される地区社協の事業に対する補助 *地区社協ボランティアセンター(以下、「VC」という。)、地区ネットワーク会議、地域づくり事業(敬老のつどい、昼食会、ふれあいいきいきサロンなど) | 132,748 | 11 | 市地域福祉計画と市社協地域福祉推進計画に沿った地域活動が推進されるよう、市社協と連携して取り組んでいく。 また、感染防止対策を講じたうえで、サロン等の活動が再開できるよう検討していく。 | 社会福祉協議会の各活動について、その効果を検証しながら、地域福祉が推進されるよう協議していく。 | 144,437 | 146,204 | 1,767 | 【地域福祉活動補助金】 補助事業者である西宮市社会福祉協議会の人事異動による補助金の増額。 R5:108,169千円(R4:107,259千円) | |
| 310106 | | 地域のつどい場推進事業 | 地域共生推進課 | 地域福祉計画の基本理念「みんながつながり支えあい誰一人として取り残すことなく共に生きるまち西宮」を推進するために、個人の自宅を活用した集まりや自治会域での交流の場など、住民が気軽に立ち寄って集まることができるつどい場づくりを推進する。 ・つどい場づくりに関する広報・啓発や企画運営 ・つどい場の開設や運営に関する相談・支援活動 | 105 | 11 | 各つどい場に対し、感染防止対策の周知を行うなどして、活動の再開や増設を支援していく。 | 社会福祉協議会と連携し、つどい場の増設や機能強化に取り組む。 | 307 | 273 | △ 34 | | |
| 310201 | | 福祉サービス利用援助事業補助事業 | 地域共生推進課 | 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)に関わる西宮市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)職員の人件費等を補助している。 ※日常生活自立支援事業は、兵庫県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)が市社協に実施を委託している事業であり、軽度認知症の方や知的障害・精神障害の方が、在宅生活を行うための金銭管理やサービス利用の支援等を市社協との契約によって行うものである。 ※本事業は、県社協からの委託料では不足する市社協職員の人件費について補助を行うものである。 | 14,941 | 11 | 市社協と連携し、利用者および利用待機者の状況など利用ニーズの把握に努める。 | 契約者に対して、当事業だけでなく成年後見制度の利用など、在宅生活を行うために必要な支援が適切に行われるよう関係機関と連携しつつ業務を進める。 | 16,638 | 17,552 | 914 | 補助事業者である西宮市社会福祉協議会の人員体制の見直しによる補助金の増額。 R5:17,552千円(R4:16,638千円) | |
| 310401 | | 戦没者等遺族関係事業 | 地域共生推進課 | ・西宮市遺族会及び西宮市原爆被害者の会に対して、運営費の補助を行う。 ・先の大戦における犠牲者を追悼し平和を祈念するため、戦没者、戦死没者、海外物故者及び原爆死没者の合同慰霊祭を毎年開催している。 | 6,389 | 11 | 合同慰霊祭の開催は、参加者に高齢者が多いため、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら慎重に進めていく必要がある。実施形態の変更など柔軟に対応していく。 | 合同慰霊祭の開催について、新型コロナウイルスの影響がある場合は、実施形態や開催時期を見極める必要がある。また、引き続き団体への補助を進めていく。 | 6,319 | 6,304 | △ 15 | | |
| 320102 | | 老人クラブ活動推進事業 | 地域共生推進課 | 高齢者の生活を豊かなものにするとともに明るい長寿社会に資することを目的として、単位老人クラブ及び一般社団法人西宮市老人クラブ連合会が行う高齢者の知識及び経験を活かした「生きがいと健康づくり」のための多様な社会活動に対して補助金を交付している。 | 49,121 | 11 | コロナ対策を十分に講じた上で、老人クラブ活動強化等に取り組んでいる連合会との連携を図り、活動強化、会員増加の取り組みを支援する。 | 魅力ある老人クラブとなるよう、またそれにより地域福祉の推進に寄与する団体に発展するよう、連合会との連携を深め支援していく。 | 49,887 | 49,887 | 0 | | |
| 320105 | | 老人福祉施設等管理運営事業 | 地域共生推進課 | 次の老人福祉施設等の管理運営に関わる事業。●市立介護老人保健施設(高齢介護課所管):指定管理者は社会福祉法人西宮市社会福祉事業団。介護報酬による利用料金体制で運営しているため指定管理料はなし。設備の修繕改修を行う。●市立鳴尾老人福祉センター(地域共生推進課所管):指定管理者は特定非営利活動法人なごみ。指定管理者制度において運営。●老人いこいの家及び老人専用集会所(地域共生推進課所管):いこいの家は市内22ヵ所に設置し運営委託している。専用集会所は市内10ヵ所に設置し運営補助を行う。●地域交流室(地域共生推進課所管):旧市立デイサービスセンターに設置されている地域交流室(今津南、小松、高須の3ヵ所)について運営補助を行う。●旧市立デイサービスセンター(福祉のまちづくり課所管):他の市立施設が併設されている旧市立デイサービスセンター(甲子園口、甲東、高須の3ヵ所)について施設の修繕改修を行う。 | 46,360 | 11 | 感染予防対策を講じつつ、利用者の制限緩和を行い、適切な施設の管理運営を行う。 | 各施設のあり方を見直し、効果的な施設の管理運営方法を検討する。 | 49,789 | 53,209 | 3,420 | ・指定管理者人件費増加による指定管理料の増額。 R5:5,208千円(R4:4,509千円) ・施設補修の増加による工事請負費の増額。 R5:3,349千円(R4:2,023千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|---------------------|-----------|---|----------------|---------|--|---|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 320203 | | 高齢者給付・貸与事業 | 地域共生推進課 | ●高齢者日常生活用具給付等事業(高齢介護課所管):市内在住の65歳以上の認知症等により防火の配慮が必要な独居・高齢世帯老人に対して、電磁調理器・火災警報器・自動消火器を給付する。また、福祉電話(固定電話)を貸与する(新規貸与は終了)。●車いすバンク事業(高齢介護課所管):介護保険の対象外の者が一時的に自宅に必要な場合に、2ヶ月を限度として無料で車いすを貸与する。●高齢者用交通安全杖給付事業(高齢介護課所管):高齢者が外出する際に交通事故等を未然に防ぐため、無料で交付する。●緊急通報救助事業(地域共生推進課所管):事前に対象者宅に取り付けた緊急通報ボタンを緊急時に押すことにより、受信センター(民間)に連絡が入り、内容に応じて福祉協力員への確認依頼や救急車の出動要請を行ったり、必要な時は、受信ステーションより利用者宅に出勤する(新規申請は終了)。 | 10,695 | 11 | 適正な予算確保と事業の継続に努める。 | 引き続き事業の継続に努める。 | 11,008 | 8,617 | △ 2,391 | ・緊急通報救助事業福祉協力員の減少による報償費の減額。 R5:1,391千円(R4:2,054千円) ・緊急通報救助事業利用者の減少による委託料の減額。 R5:1,424千円(R4:2,155千円) ・緊急通報救助事業利用者の減少による使用料及び賃借料の増額。 R5:1,544千円(R4:2,338千円) | |
| 320204 | 特会 | 地域自立生活支援事業 | 地域共生推進課 | 本市の高齢化率は今後も上昇する傾向にあり、核家族化の進行等により、高齢独居世帯数は増加している。そのため、見守りが必要な在宅の高齢者又は障害者等における家庭内の事故等による通報に随時対応するための体制整備等を行う。(令和4年度より高齢福祉課から移管) | 7,124 | 11 | 事業の広報を強化し、利用希望者が利用できるように設置要件の見直しを行う。 | 広報の強化や、利用者のニーズの把握に努め、委託業者と連携し、安定した事業運営を行う。 | 10,027 | 14,553 | 4,526 | ・新規利用者の増加及び携帯型機器サービス導入による委託料の増額。 R5:9,286千円(R4:6,119千円) ・新規利用者の増加及び携帯型機器サービス導入による使用料及び賃借料の増額。 R5:4,309千円(R4:3,076千円) | |
| 320601 | 特会 | 認知症地域ケア推進事業 | 地域共生推進課 | 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症への社会理解を深め、早期発見・早期対応に向けた地域の見守り支援体制の強化を進める。認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を進めるため、地域の見守り支援の強化を目的とした「認知症サポート養成講座」、あつたか見守り声かけ講座の実施、認知症の人やその家族を支援するための事業として「介護サービス従事者に対する認知症研修会」、「家族介護者の交流会」、「認知症カフェの開設・運営支援」、「認知症サポートベネリ帳」の発行等を実施している。さらには、認知症等により行方不明のおそれのある人の情報を事前に登録しておく、行方不明になった場合に、事前に登録した捜索協力者に対してメール配信を行い、早期発見につなげる「認知症SOSメール配信事業」を実施している。 | 14,360 | 10 | 認知症サポート養成講座や、声かけ講座の実施等により、市民の方へ認知症の理解促進を図る。また、認知症チェックシートや認知症サポートベネリ帳を周知し、早期発見・早期支援につながる取り組みを進めていく。 | 関係機関と連携しながら認知症の周知・啓発を引き続き実施し、早期発見・早期対応の取り組みを進めていく。 | 16,259 | 17,872 | 1,613 | 【歳入】 家族介護支援事業の一部統合による徘徊高齢者家族支援サービス事業利用料の増額。 R5:286千円(R4:0円) 【歳出】 ・家族介護支援事業の一部統合による徘徊高齢者家族支援サービス事業費増に伴う使用料及び賃借料の増額。 R5:1,092千円(R4:0円) ・認知症早期発見・早期対応推進検討会の開催に伴う報償費の増額。 R5:545千円(R4:247千円) | |
| 320701 | 特会 | 生活支援体制整備事業 | 地域共生推進課 | 生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする。 ○生活支援コーディネーター設置事業 生活支援コーディネーターを設置し、地域福祉の推進を目的として、地域住民をはじめ、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図る。 ○介護予防・生活支援員養成研修 家事援助限定型訪問サービスを提供する人材の養成を目的として、介護予防・生活支援員養成研修を実施する。 | 49,018 | 11 | 生活支援コーディネーター設置事業では、地域診断を進め、各地域における地域資源の発掘や地域課題解決に向けた取組を行っている。介護予防・生活支援員養成研修においては、効果的な広報と就業者の増加に向けた取組を検討しながら実施する。 | 生活支援コーディネーター設置事業では、感染防止対策を講じたうえで活動を積極的に推進していく。介護予防・生活支援員養成研修においては、受講生の確保及び修了者の就業促進に努める。 | 52,440 | 49,112 | △ 3,328 | 業務委託先の人事異動による人件費の減額。 R5:43,576千円(R4:46,138千円) | |
| 310402 | | 総合福祉センター等福祉ゾーン再整備事業 | 福祉のまちづくり課 | 総合福祉センター周辺の福祉ゾーンにおける下記の課題解決を図るため、既存施設の解体、移転、改修を行う。 ・肢体不自由児通園施設「わかば園」跡地の活用 ・福祉会館の老朽化 ・障害者自立支援施設「いずみ園」の受入強化 ・総合福祉センターの機能強化(相談窓口の集約など) | 0 | 11 | 福祉会館解体工事を実施する。 | 福祉会館解体後の活用方針に従い事業を進める。 | 40,000 | 154,408 | 114,408 | 福祉会館解体工事の本格実施に伴う工事費の増額。 R5:127,906千円(R4:31,834千円) | |
| 310403 | | 福祉人材確保養成対策事業 | 福祉のまちづくり課 | 介護保険や障害福祉サービスの従事者となる人材が不足していることから、兵庫県福祉人材センターや介護労働安定センター、ハローワーク西宮等と連携し、福祉人材を確保するための事業を実施する。 | 6,266 | 11 | 介護職員初任者研修等受講費助成金の交付などの既存事業について、多くの人に活用してもらえるよう引き続き広報に努める。また人材確保のために有効な策について、引き続き検討を行う。 | 既存の取組を進めるとともに、人材確保のために有効な策について、引き続き検討を行う。 | 8,731 | 7,995 | △ 736 | 介護職員初任者研修等受講費助成金の交付件数減による負担金補助及び交付金の減額。 R5:4,425千円(R4:5,275千円) | |
| 320301 | | 介護療養型医療施設転換整備補助事業 | 福祉のまちづくり課 | 介護保険法改正により、既存の介護療養型医療施設については、令和5年度末までに介護医療院等に転換することが定められている。そこで、市内にある介護療養型医療施設が期限内に円滑に事業転換できるように、県の補助制度を活用して支援する。 | 44,600 | 11 | 転換時期の確認を行うとともに、県の補助制度を活用して転換を支援する。 | 転換が未了であれば転換を促す。 | 0 | 11,150 | 11,150 | 令和5年度中の転換を予定する事業所があることによる施設整備補助の増額。 R5:11,150千円(R4:0円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|-----------------|-----------|--|----------------|------|---|---|------------------|------------------|----------------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 320302 | | 地域の福祉サービス拠点整備事業 | 福祉のまちづくり課 | ○地域密着型サービス事業所整備補助 介護保険事業計画等に基づき整備を行う認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービス事業所について、その施設を建設運営する社会福祉法人等に対し建設費等の補助を行う。(令和3年度より民間老人福祉施設建設補助事業より移管) ○地域のショートステイ整備補助 本市独自の基準該当短期入所生活介護サービスである「地域のショートステイ」の整備促進を図るため、当該事業を開始する法人に対し施設整備にかかる費用の助成を行う。 ○共生型地域交流拠点開設補助金 共生型地域交流拠点の新規開設・移設に要する経費について、補助金の交付を行う。 | 20,160 | 11 | 認知症高齢者グループホームについては工事の進捗率に応じて整備補助を実施する。 共生型地域交流拠点については、運営要件の見直しを実施したうえで、新規開設を目指す。 | 認知症高齢者グループホームについては介護保険事業計画に基づき、年次計画的に整備を進める。 共生型地域交流拠点については、生活支援コーディネーター等と連携し、拠点の新規開設を目指す。 | 74,560 | 32,240 | △ 42,320 | ・認知症高齢者グループホームの公募採択件数の減による施設整備補助の減額。 R5: 30,240千円(R4: 70,560千円) ・共生型地域交流拠点の開設数減少による共生型地域交流拠点開設補助金の減額。 R5: 2,000千円(R4: 4,000千円) | |
| 320303 | 特会 | 地域ケア会議推進事業 | 福祉のまちづくり課 | 平成27年に施行された改正介護保険法において、高齢者支援における包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施の為に、地域ケア会議を活用することが明文化された。本市においては、介護保険サービス利用者の自立に向けた効果的な支援手法について検討する「自立に向けたケアマネジメント会議」を地域ケア会議の一つと位置づけ、平成29年度より開始した。高齢者の生活の質の向上を目指して、多職種による協議を通じ、自立を阻害する生活上の課題に対して具体的な支援方法を検討する。併せて、会議参加者の自立支援に対する考え方や支援方法のスキルアップを目指す。 会議は、地域包括ケア連携圏域(5圏域)毎に定期開催とする。地域包括支援センターが主体的に運営し、事例提供者やサービス提供事業者、リハビリテーション専門職、栄養士、薬剤師等が参画し事例についての協議を行う。 | 1,676 | 11 | 引き続き会議をオンラインの形で実施していく中で、より効率的・効果的な方法を検討していく。 | 会議に参加する多職種の意見を聴取するなどして、今後も会議がより円滑かつ効果的なものになるよう取り組んでいく。 | 3,377 | 3,304 | △ 73 | 会議資料の配布をデータ配信に移したことによる郵便料の減額。 R5: 3千円(R4: 76千円) | |
| 320401 | 特会 | 在宅医療・介護連携推進事業 | 福祉のまちづくり課 | 平成27年4月施行の改正介護保険法において、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実が図られ、在宅医療・介護連携の推進については、平成30年4月までに全ての市区町村で実施することとされた。 市では在宅医療・介護を一体的に提供できる基盤づくりのため「西宮市医療介護連携推進協議会(メディカルケアネット西宮)」の活動を支援するほか、在宅療養相談支援センター運営等にかかる事業を実施する。 | 49,683 | 10 | みやっこケアノートや、在宅療養ガイドブックのさらなる普及による多職種連携の強化及び、市民への在宅での医療・介護にかかる理解及び啓発につなげる。 | 引き続き課題の抽出・把握に努め、多職種連携の強化及び切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に資する取組について、検討を行う。 | 53,338 | 54,422 | 1,084 | 多職種連携のための情報共有ツールである「みやっこケアノート」に係る消耗品費の増額。 R5: 1,708千円(R4: 658千円) | |
| 320502 | | 民間老人福祉施設建設補助事業 | 福祉のまちづくり課 | 介護保険事業計画等に基づき整備を行う特別養護老人ホーム等について、その施設を建設運営する社会福祉法人等に対し建設費等の補助を行う。 | 376,104 | 11 | 介護保険事業計画等に基づき、年次計画的に整備を進める。 | 令和5年度は第8期介護保険事業計画最終年度となるため、第9期介護保険事業計画に向けた整備計画を策定する。 | 14,294 | 272,790 | 258,496 | 上甲子園特別養護老人ホーム等建設補助事業による施設整備補助の増額。 R5: 272,790千円(R4: 0円) | |
| 320504 | | 軽費老人ホーム補助事業 | 福祉のまちづくり課 | ●軽費老人ホーム事務費補助: 軽費老人ホームに入居する利用者の負担軽減を目的に、軽費老人ホームの運営に要する費用のうち国通知「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」に基づき徴収すべき「サービスの提供に要する費用」(事務費)の一部を減免した場合における減免した経費を補助することにより、軽費老人ホームが円滑な施設運営が行えるよう支援する(中核市移行に伴う移譲事務)。 ●都市型軽費老人ホーム居住費負担軽減補助: 都市型軽費老人ホームに低額な料金で入居することができるよう、入居者の収入に応じて居住費の一部を補助する。 ●サービス付き高齢者向け住宅利用料負担軽減補助: サービス付き高齢者向け住宅に低額な料金で入居することができるよう、入居者の収入に応じて利用料の一部を補助する。 | 122,836 | 11 | 補助事業の適切な運営に努める。 | 補助事業の適切な運営と事務の効率化に努める。 | 124,885 | 138,559 | 13,674 | 軽費老人ホーム入所者数の増等による事務費補助金の増額。 R5: 128,604千円(R4: 114,872千円) | |
| 320509 | | 民間老人福祉施設運営補助事業 | 福祉のまちづくり課 | 介護保険事業計画等に基づき整備を行う特別養護老人ホーム等について、その施設を運営する社会福祉法人等に対し開設準備経費等の補助を行う。 ※令和3年度より介護事業所指定等事務事業から移管し本事業を新設。 | 52,448 | 11 | 施設整備を促進するため、引き続き開設前後の運営面の補助を行う。 | 介護保険事業計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、引き続き開設前後の運営面の補助を行う。 | 201,489 | 280,409 | 78,920 | 上甲子園特別養護老人ホーム等開設準備補助事業による開設準備補助の増額。 R5: 75,510千円(R4: 0円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|---------------------|-----------|---|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 320602 | 特会 | 認知症初期集中支援事業 | 福祉のまちづくり課 | 平成27年4月施行の改正介護保険法において、市町村が実施する地域支援事業に位置付けられ、平成30年4月までにはすべての市町村で実施することが義務付けられた。認知症初期集中支援チームを設置し、医療・介護専門職が概ね6ヶ月以内に集中的に訪問支援等を行うことで、適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築するとともに、検討委員会を設置し、支援チームの活動状況を総合的に検討する。 | 38,242 | 10 | 関係機関との連携強化に努めるとともに、迅速・適切な支援体制の構築に向けた支援ケースの検証を行う。 | 引き続き関係機関との連携強化に努め、迅速・適切な支援体制の構築を実施できるようにする。 | 38,405 | 38,414 | 9 | 認知症初期集中支援チームの広報チラシに係る印刷製本費の増額。 R5: 24千円(R4: 16千円) | |
| 320702 | 特会 | 地域包括支援センター運営事業 | 福祉のまちづくり課 | 平成18年度の介護保険法改正に伴い、新たに地域支援事業が創設された。その中で地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く生活できるように支援を行うための包括的・継続的マネジメント支援事業の中核として、介護保険法により位置付けされている。 | 429,544 | 10 | 5ヶ所の地域包括支援センターに各1名の職員を増員する。令和4年度も新型コロナウイルス感染拡大の状況に対応しながら、地域包括支援センター業務を遂行していく。 | 地域包括支援センターの業務改善と職員のスキルの向上を図りながら、国が評価指標で示す職員配置数の目標値の達成を目指す。 | 497,882 | 516,687 | 18,805 | ・3ヶ所の地域包括支援センターに各1人増員することによる委託料の増額。 R5: 515,517千円(R4: 496,110千円) ・3年ごとに実施する権利擁護業務の外部評価等に係る報償費の減額。 R5: 320千円(R4: 920千円) | |
| 330202 | | 民間障害福祉施設建設等補助事業 | 福祉のまちづくり課 | 障害のある人の生活の場や就労訓練等の場を確保するために、障害福祉施設の創設・改築・大規模修繕等を行う法人に対して、その建設費等の一部を補助する。 | 1,971 | 11 | 引き続き障害者グループホームの開設準備補助及び建設補助を行い、障害者グループホームの整備を進める。 | 障害福祉計画に基づいて、障害者グループホーム等の整備に対して補助を行う他、災害対策についても希望を募ったうえで補助を行う。 | 140,186 | 172,503 | 32,317 | 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の基準額の増による施設整備補助の増額。 R5: 140,233千円(R4: 138,366千円) ※令和5年度当初予算事業費に令和4年度からの繰越明許費を含む。 【繰越明許費内訳: 30,450千円】 ・民間障害福祉施設整備補助金 | |
| 310107 | | 社会福祉法人・施設指導監査等事務 | 法人指導課 | 1. 社会福祉法人の設立・定款変更等の認可 2. 社会福祉法人・施設等の指導監査 3. 介護保険サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の指導監査 4. 障害児通所サービス事業者の指導監査 5. 社会福祉法人・施設等の職員に対する研修 など | 7,155 | 11 | 研修参加等を通じて職員一人ひとりの業務の習熟度を高め、着実に指導監査等の事務を実施する。また、効率的で効果的な指導を目指す。 | 引き続き、より効率的で効果的な実地指導等を実施する。 | 10,298 | 9,179 | △ 1,119 | ・役務費の減額。 R5: 610千円(R4: 1,035千円) ・委託料の減額。 R5: 0千円(R4: 1,491千円) ・負担金補助及び交付金の減額。 R5: 304千円(R4: 592千円) | |
| 320304 | 特会 | 介護相談員派遣事業 | 法人指導課 | 介護相談員が介護サービス利用者の相談に応じ、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービス担当者との意見交換により介護サービスの質の向上を図る。 ・地域支援事業の任意事業として実施。 ・平成30年度より事業名称を介護相談員派遣事業に変更し、事業の一部を介護給付等費用適正化事業へ統合。 | 896 | 11 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止や施設等の感染症拡大防止対策に配慮しながら、介護相談員を施設に派遣する。 | 引き続き、介護老人福祉施設等へ介護相談員派遣事業を実施するとともに、介護相談員及び受入先の介護老人福祉施設等の増を図る。 | 1,695 | 1,691 | △ 4 | 郵便料の減額。 R5: 7千円(R4: 31千円) | |
| 320305 | | 介護事業所指定等事務 | 法人指導課 | 1. 介護事業所指定事務: 介護保険サービス及び障害福祉サービスの指定事業所及び施設の新規指定及び指定更新等の事務を実施。 2. 訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業: 訪問看護事業者、介護予防訪問看護事業者及び訪問介護事業者に対して、加算相当額の一部を補助することで、訪問看護師・訪問介護員の安全確保を図り、離職防止に資することを目的(平成30年1月から実施)。 | 4,401 | 11 | 指定事業所指定等の事務を実施する。安全確保等事業の周知を図り補助事務を実施する。 | 引き続き、指定事業所からの届出等及び既存の指定等事務を実施する。安全確保等事業は実績を検証し、補助要件等の見直しが必要であれば兵庫県と協議し、引き続き補助事業の周知を図り補助事業を実施する。 | 4,578 | 4,807 | 229 | 加算取得支援事務派遣委託の増額。 R5: 1,278千円(R4: 0千円) | |
| 320106 | | はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業 | 高齢介護課 | 年齢とともに、はり・きゅう・マッサージの施術を受ける機会が増加する高齢者の経済的負担を軽減し、健康増進に寄与するために実施。 | 15,483 | 11 | 適正に事務執行できるよう、施術者に請求事務の協力を求めている。 | 事業の周知に努める。 | 19,047 | 17,470 | △ 1,577 | 交付率の減少による交付金の減額。 R5: 17,176千円(R4: 18,707千円) | |
| 320107 | | 敬老行事等事業 | 高齢介護課 | 100歳到達者祝福事業は平成14年度から、米寿のお祝い事業は平成21年度から、男女最高齢者祝福事業は平成23年度からそれぞれ実施している。 | 2,631 | 13 | 業務改善のため、100歳到達者祝福事業における梱包・郵送業務委託を実施予定。 | 引き続き実施する。 | 3,119 | 3,317 | 198 | ・「100歳到達者祝福事業」の対象者数の増加に伴う印刷製本費の増額。 R5: 489千円(R4: 460千円) ・米寿お祝い事業対象者の増による封入封緘委託料の増額。 R5: 383千円(R4: 329千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-------------------|-------|--|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 320108 | | 老人福祉施設等改修事業 | 高齢介護課 | 次の老人福祉施設の補修・改修工事を行う。 ●介護老人保健施設すこやかヶア西宮(高齢介護課所管) ●老人いこいの家、鳴尾老人福祉センター(地域共生推進課所管) ●公民館・市民館・図書館との複合施設である旧市立デザイナーズセンター(福祉のまちづくり課所管) また、かぶとやま荘(高齢介護課所管)については解体工事を行う。 | 12,827 | 11 | 旧かぶとやま荘の追加解体工事及び鳴尾老人福祉センターの耐震補強設計等を行う。 | 鳴尾老人福祉センターの耐震補強工事を行う。 | 54,637 | 53,954 | △ 683 | ・設計委託料の減額。 R5:4,500千円(R4:9,953千円) ・施設改修工事費の減額。 R5:20,141千円(R4:39,402千円) ・デザイナーズセンター改修工事費の増額。 R5:29,313千円(R4:4,250千円) ※令和4年度当初予算事業費に令和3年度からの繰越明許費を含む。 【繰越明許費内訳:1,032千円】 ・デザイナーズセンター改修工事費 | |
| 320201 | 特会 | 家族介護支援事業 | 高齢介護課 | ●介護用品支給事業(高齢介護課所管):要介護認定4又は5に認定され、世帯構成員全員の当該年度の市民税が非課税であり、在宅で常時失禁のある在宅高齢者を介護している家族に対し、市が指定した紙おむつと尿とりパッド等を月1回支給する。(上限6,500円/月) ●徘徊高齢者家族支援サービス事業(地域共生推進課所管):認知症などにより徘徊行動のある高齢者を介護している家族に、受付センターに問い合わせるだけで徘徊高齢者の居場所を特定できる位置検索システム専用端末機を貸し出す。 ●家族介護慰労金支給事業(高齢介護課所管):要介護認定4又は5に認定された市民税非課税世帯で、過去1年間介護保険サービスを利用していない在宅高齢者を介護している家族に対し、年額12万円支給する。 | 11,336 | 13 | 徘徊高齢者事業において、事業者の料金体系変更に伴い、契約内容の見直しについて検討する。 | 介護者の負担軽減のために事業の継続に努める。 | 13,082 | 11,943 | △ 1,139 | ・徘徊高齢者家族支援事業の委託料の減額。 R5:0円(R4:58千円) ・徘徊高齢者家族支援事業の使用料の減額。 R5:0円(R4:925千円) | |
| 320202 | | 高齢者外出支援サービス事業 | 高齢介護課 | ●高齢者福祉タクシー派遣事業:本市に住所を有する者で、要介護認定の要介護3～5に認定された在宅高齢者のうち、登録申請者に対して利用券を一括交付する。ただし、重度身体障害者福祉タクシー利用対象者は除く。利用方法は、前日までの予約が必要で行き先制限があるが助成金が多い「予約制」(市南部地域2,000円、市北部地域4,000円)と、予約不要で行き先制限がないが定額料金(1枚につき500円)が助成対象になる「定額制」の2種類があり、新規登録時および年度当初時に要選択。(年度途中の変更はできない) ●高齢者バス運賃助成事業:4月1日現在、満70歳以上で1年以上西宮市に住所を有している者で、登録申請をした者に対して、高齢者バス運賃割引購入証(1,000円分の割引購入証が5枚綴)を交付する。バス会社指定の対象商品(ICカード等)を購入またはチャージする際にその半額分を割引購入証により助成する。 | 140,010 | 13 | バス運賃助成事業について、事務負担を軽減するために、改善策を検討する。 | 事業の実施状況を踏まえつつ、今後の高齢者外出支援サービス事業について検討する。 | 183,886 | 172,124 | △ 11,762 | ・福祉タクシーチケット利用減による委託料の減額。 R5:23,366千円(R4:30,440千円) ・バス運賃助成ICカード作製負担金の減額。 R5:0円(R4:25,025千円) | |
| 320306 | 特会 | 介護保険事業(地域支援事業を除く) | 高齢介護課 | ・介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき、加齢に伴う疾病等により要介護状態となっても、尊厳を維持し、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の介護を社会全体で支えるための制度である。 ・平成9年に制定された介護保険法に基づき、市が保険者となって、平成12年4月から実施している。 ・被保険者は保険料を負担する。要介護認定により介護や支援が必要と認定されれば、介護(介護予防)サービスを利用する。 ・介護サービス利用者は費用の1割～3割を負担し、保険者である市が9割～7割を保険給付する。 ・給付費の財源は、約半分が国・県・市による公費、約半分が保険料となっている。 ・平成27年度より公費による保険料軽減の強化を実施し、令和元年度からは軽減の拡充を図っている。 | 33,230,695 | 10 | 滞納管理システムの本格稼働により、納付相談の対応をより適正かつ効率的に行う。 | 引き続き事務の効率化に取り組む。 | 34,504,861 | 35,599,206 | 1,094,345 | 要介護認定者数及びサービス利用者数の増に伴う介護給付費の増額。 R5:34,922,674千円(R4:33,891,666千円) | |
| 320307 | | 介護サービス利用者負担軽減事業 | 高齢介護課 | ①社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業 低所得で生計が困難な方について、介護サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護サービスの利用促進を図ることを目的としている。市は、社会福祉法人が利用者負担の軽減を実施した場合、その一部を補助する。 ②障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 障害者自立支援法によるホームヘルプサービスを利用して、低所得(境界層該当)のために定率負担額が0円だった方が、介護保険制度の対象となった場合に、訪問介護サービスに係る自己負担分を全額免除する。 | 1,744 | 11 | 居宅介護支援事業所への周知を図る。 | 引き続き実施する。 | 3,277 | 4,423 | 1,146 | 令和4年度利用実績増に伴う補助所要額見込みの増額。 R5:4,071千円(R4:3,056千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-------------------------|-------|--|----------------|---------|--|----------------------------------|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 320308 | 特会 | 介護保険住宅改修サービス支援事業 | 高齢介護課 | 地域支援事業の任意事業として実施している。 財源内訳:国38.5%、県・市:19.25%、第1号被保険者23% ・住宅改修費申請時の必要書類「住宅改修が必要な理由書」(以下理由書という。)については居宅介護(介護予防)支援の一環として、担当する介護支援専門員等が作成することとされている。しかし、介護サービスのうち住宅改修のみ利用する要介護認定者については、居宅介護(介護予防)支援の提供を受けていないため、理由書の作成者を確保するのが困難な場合がある。このため、住宅改修に係る適切なマネジメントを受けられるよう、作成者が所属する居宅介護支援事業所等に作成経費として住宅改修支援費を支給する。 ・助成金額:2,000円/件(+消費税) | 31 | 11 | 市HPを活用し、制度の周知を図る。 | 引き続き実施する。 | 154 | 154 | 0 | | |
| 320309 | 特会 | 介護給付等費用適正化事業 | 高齢介護課 | 地域支援事業の任意事業として実施している。 財源内訳:国38.5%、県・市:19.25%、第1号被保険者23% ・介護給付費通知の送付。 ・ケアプラン点検の実施。 ・要介護認定の委託調査について、訪問調査員に対する研修及び調査票のチェックの実施。 ・介護サービスの質の向上のための研修の開催。 ・介護サービス事業者への集団指導の実施。 | 12,386 | 11 | 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、介護保険サービス事業者に対する集団指導の開催方法については、柔軟な対応を行う。 | 引き続き給付適正化の強化に取り組む。 | 18,642 | 29,315 | 10,673 | ・ケアプラン点検委託料の増額。 R5:9,905千円(R4:0円) ・介護認定事務委託料の増額。 R5:16,286千円(R4:15,658千円) | |
| 320317 | 特会 | 介護予防・生活支援サービス事業 | 高齢介護課 | ・地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業で平成29年度より実施している。 ・財源内訳:国25%、県・市:12.5%、第1号被保険者23%、第2号被保険者27% ・この事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることできるだけ予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止をすとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行う。また、高齢者が住み慣れた地域の中で、人と人とのつながりを通じ、生きがいや役割等をもって暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行うための制度である。 ・総合事業利用者は費用の1割～3割を負担し、保険者である市が9割～7割を保険給付する。 | 1,373,190 | 11 | 滞納管理システムの本格稼働により、納付相談の対応をより適正かつ効率的に行う。 | 引き続き事務の効率化に取り組む。 | 1,518,864 | 1,601,429 | 82,565 | 介護予防・生活支援サービス事業支給費の増額。 R5:1,464,627千円(R4:1,380,652千円) | |
| 320318 | 特会 | 高額介護予防サービス等費相当事業 | 高齢介護課 | ・介護保険法に基づく、高額介護予防サービス費等の調整後に、その自己負担額が月額上限を超える場合に、総合事業の利用料を償還する。 | 6,549 | 11 | 窓口やHP等で市民への周知を図る。 | 引き続き実施する。 | 6,449 | 9,214 | 2,765 | 高額医療合算第1号事業支給費の増額。 R5:5,951千円(R4:2,854千円) | |
| 320503 | | 人生いきいき住宅改造成(福祉)事業 | 高齢介護課 | 高齢社会の進行とともに、介護を必要とする高齢者等が増加している。ノーマライゼーションの考えからも、住み慣れた住居でより長く生活する事が、QOL(生活の質)の維持にもつながり、これからの高齢社会においては、住環境の整備が必要となっている。 | 39,287 | 11 | 引き続き事務の効率化に取り組む。 | 引き続き事務の効率化に取り組む。 | 40,135 | 41,921 | 1,786 | 申請件数の見込み増に伴う住宅改造成費の増額。 R5:34,193千円(R4:32,482千円) | |
| 710601 | | 介護施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業 | 高齢介護課 | ・介護サービス事業所及び介護施設等が新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、日常生活に必要な介護サービスの提供を維持するために要する経費について、補助等を行う制度である。 ・新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業 ・新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者へのサービス提供継続支援事業 ・新型コロナウイルス感染症に係る感染者へのサービス提供継続協力金事業 ・新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等受診支援事業 ・ICT導入支援補助金 | 127,110 | 12 | 引き続き市内の感染状況を考慮し、必要な支援を効率的に行っていく。 | 引き続き市内の感染状況を考慮し、必要な支援を効率的に行っていく。 | 38,347 | 140,190 | 101,843 | 新型コロナウイルス感染症に係る感染者の増に伴う、新型コロナウイルス感染症に係る下記費用の増額。 ・介護サービス継続支援給付金 R5:55,071千円(R4:9,122千円) ・新型コロナウイルス感染症に係る感染者へのサービス提供継続協力金 R5:72,051千円(R4:26,000千円) ・新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査等受診支援事業 R5:13,068千円(R4:300千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-------------------|-------|---|----------------|---------|--|--|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 320505 | | 養護老人ホーム管理運営事業(寿園) | 高齢施設課 | 環境上及び経済的な理由で居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講ずるため、昭和58年4月に建替えにより設置された。平成18年度からは、高齢者の緊急一時保護も行う短期入所生活事業を、21年度からは地域交流事業を実施している。令和3年4月に定員変更を行い、2名1室100名から個室50名となった。 | 104,434 | 11 | 引き続き入所者の生活支援を行うとともに、緊急ショートステイの受入にも対応していく。施設の老朽化対策の一環として、一部の居室の改修を行い受入対象の幅を広げる。 | 入所者の支援及び緊急一時避難的な受入に対応する。また、「西宮市立養護老人ホームのあり方検討懇話会」からの提言を踏まえ、今後の運営方針等を検討し具体化させていく。 | 112,878 | 113,764 | 886 | ・会計年度任用職員Aの減員による報酬等の減額。 R5: 29,972千円(R4: 33,288千円) ・物価高騰による食糧費の増額。 R5: 12,910千円(R4: 12,265千円) ・光熱水費の増額。 R5: 11,653千円(R4: 9,916千円) ・委託料の増額。 R5: 39,221千円(R4: 37,621千円) | |
| 330203 | | 障害者団体補助事業 | 障害福祉課 | 障害者団体等が行う事業に対する補助事業。 | 3,204 | 11 | 新型コロナウイルス感染症の状況に応じた方法で事業を実施する。 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と受けた後の開催方法を比較し、より良い方法を検討する。 | 4,659 | 4,826 | 167 | 西宮市民の利用の増等によるはんしん自立の家ショートステイ運営費分担金の増額。 R5: 2,118千円(R4: 1,862千円) | |
| 330204 | | 障害者社会参加促進事業 | 障害福祉課 | 障害のある人の社会参加と自立を促進する為に、移動手段として福祉タクシーの派遣等を行うことにより、外出を支援し、福祉の向上を図る事業。 | 84,794 | 11 | 福祉タクシー派遣事業の変更後の状況を考慮しつつ、安定的な運営を行う。 | 制度に影響を与える関係情報に注視しつつ、適正な実施に努める。 | 98,432 | 93,774 | △ 4,658 | 利用の減による福祉タクシー派遣事業委託料の減額。 R5: 75,675千円(R4: 80,104千円) | |
| 330205 | | 特別障害者手当等支給事業 | 障害福祉課 | 精神または身体が著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人を対象に手当を支給することにより、重度の障害のために必要となる特別な経済的負担の軽減を図る。 | 290,499 | 11 | 受給者増に伴う事務量の増加に対応するとともに、更なる改善点がないか注視しつつ、引き続き適正な事務の実施に努める。 | 事務は一定程度、効率化されており、大幅な改善は困難であるが、さらなる改善点がないか注視しつつ、継続して適正な実施に努める。 | 294,831 | 310,196 | 15,365 | 【歳入】 各種手当交付金の増額による国庫負担金の増額。 R5: 230,740千円(R4: 218,922千円) 【歳出】 受給者増による扶助費の増額。 R5: 309,804千円(R4: 294,446千円) | |
| 330206 | | 障害者介護給付等事業 | 障害福祉課 | 障害者総合支援法に基づき、障害者(児)等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、その他の支援を行う。 | 12,977,595 | 11 | 引き続き新型コロナウイルス感染症に対する事業所への支援を行うとともに、適切に事務を執行する。 | 新型コロナウイルス感染症の影響や制度改正の状況を注視しながら、適切に事務を執行する。 | 13,162,879 | 14,567,154 | 1,404,275 | 【歳入】 障害福祉サービス費等事業費の増額による国庫負担金、県費負担金の増額。 R5: 8,576,884千円(R4: 7,834,810千円) 【歳出】 障害者介護給付費及び障害児給付費の利用者増による扶助費の増額。 R5: 14,388,124千円(R4: 13,022,163千円) ※令和5年度当初予算事業費に令和4年度からの繰越明許費を含む。 【繰越明許費内訳: 45,025千円】 ・送迎用バス改修支援補助金等 | |
| 330207 | | 地域生活支援事業 | 障害福祉課 | 障害者(児)等の福祉の増進を図るとともに、市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施するもの。 | 738,720 | 11 | 引き続き新型コロナウイルス感染症に対する事業所の支援等の検討を行うとともに、安定的な事業の運営を行う。 | 国等の動向を注視するとともに、安定的な事業の運営を行う。 | 818,463 | 849,661 | 31,198 | 【歳入】 移動支援事業費の増額による国庫負担金、県費負担金の増額。 R5: 302,247千円(R4: 291,268千円) 【歳出】 移動支援事業の利用増による扶助費の増額。 R5: 537,514千円(R4: 522,250千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-----------------|-------|--|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 330208 | | 自立支援医療事業 | 障害福祉課 | 障害のある人が、障害を軽減して、日常生活能力や職業能力を回復・改善するための医療(手術等)に助成する事業。 | 533,101 | 11 | 申請者数の増加に対応しつつ、継続して適正な実施に努める。 | 継続して適正な実施に努める。 | 654,349 | 572,827 | △ 81,522 | 【歳入】自立支援医療(更生医療)事業費の減額による国庫負担金、県費負担金の減額。 R5:423,528千円(R4:484,750千円) 【歳出】自立支援医療(更生医療)の利用減による扶助費の減額。 R5:564,705千円(R4:646,334千円) | |
| 330209 | | 心身障害者扶養共済事業 | 障害福祉課 | 重度心身障害者を扶養する人が死亡した場合などに、その後の障害者の生活の安定を図ることを目的とした年金給付で、県が心身障害者扶養共済制度として実施している。 本市では、各種手続の受付及び県への進達事務のほか、条例に基づき掛金の助成や年金付加金の支給を行なっている。 | 35,321 | 11 | 障害者手帳を交付する際に窓口で対象者に案内をするほか、パンフレットの活用やホームページの掲載、障害福祉のしおりの配布など、効果的な広報に努める。 | 継続して適正な実施に努める。 | 34,815 | 34,765 | △ 50 | 掛金補助対象者の減による補助金の減額。 R5:33,999千円(R4:34,049千円) | |
| 330210 | | 障害者自立支援施設管理運営事業 | 障害福祉課 | 総合福祉センターは、機能回復訓練のほか、スポーツ、レクリエーション、各種サークル活動などの余暇活動及び社会参加の場として、障害のある人を中心に多くの市民が利用する施設である。 いずみ園は、重度の知的障害者に対して、日常生活習慣や作業能力を身につけ、一人ひとりが自分らしく豊かに地域生活を送れるように、個別支援計画に基づいたきめ細やかな支援を行なっている。 | 455,204 | 11 | 新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、利用方法については柔軟に対応しつつ安定的な運営を行う。 | 老朽化に伴う設備・備品の更新を計画的に行う。 | 529,641 | 539,934 | 10,293 | 人件費の増等による総合福祉センター管理運営委託料の増額。 R5:299,786千円(R4:288,311千円) | |
| 330213 | | 障害福祉施設整備事業費 | 障害福祉課 | 西宮消防署建替事業の一環として、現在、社会福祉法人一羊会(すずかけ作業所として運営)と市(消防局・健康福祉局)で共有している旧消防待機倉庫を解体する。 | 39,651 | 41 | | | 0 | | 0 | 令和3年度完了事業 | |
| 330301 | | 障害者就労支援等事業 | 障害福祉課 | 障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けることができるよう障害のある人の一般就労及び自立生活の支援と社会参加の推進に資する。また、障害のある人の特性やニーズに応じるための福祉的就労を含めた多様な就労支援体制を構築する。 | 67,019 | 11 | 新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた企業訪問や、中止していたセミナー等については再開等できるよう検討する。 | 障害関係法令の整備や社会情勢を注視し、一般就労、就労定着の促進、工賃の向上に効果があると思われる事業を検討する。 | 84,631 | 80,609 | △ 4,022 | 人件費の減等による障害者就労生活支援センター運営委託料の減額。 R5:55,519千円(R4:57,070千円) | |
| 330501 | | 福祉作品展開催事業 | 障害福祉課 | 「西宮市障害福祉推進計画」の重点的な取り組みの一つである「共生社会の実現に向けた理解の促進」のため、ノーマライゼーションの理念に沿った福祉のまちづくりを目指し、その啓発を行う。 | 312 | 13 | 従来通りの展示会はできないため、代替手段を検討し、実施方法の見直しを行う。 | 新型コロナウイルス感染症の影響、学校への負担を考慮し、最適な実施方法を検討する。 | 1,413 | 1,513 | 100 | 会場変更による使用料の増額。 R5:312千円(R4:162千円) | |
| 630406 | | 総合福祉センター改修事業 | 障害福祉課 | 昭和60年(1985年)5月の開館から37年目を迎え、老朽化により必要となった設備等の更新工事を行い、福祉施設の整備と維持管理を図る。 | 23,080 | 11 | ・青葉園訓練室南側引き戸取替工事 ・別館給水管交換工事 ・総合福祉センター空調設備工事 | ・駐車場アルファルト及び点字ブロック改修工事 ・本館給水管交換工事 など | 201,459 | 202,219 | 760 | 工事箇所の違いによる工事請負費の増額。 R5:202,219千円(R4:201,459千円) | |
| 320507 | | 老人保護措置事業 | 生活支援課 | 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居室において養護を受けることが困難な者を本市の設置する養護老人ホームに入所させ、又は本市以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託する措置等を講じる。 | 23,295 | 11 | 相談内容を吟味し、相談者の現状把握を行い、措置入所が適切か適正な判断を行う。また、入所中の生活状況等を把握し、本人及びその親族並びに施設側と協議しながら、措置継続の必要性の見極めを行う。 | 引き続き、相談者の現状把握、措置入所の必要性についての適切な判断に努める。既入所者については施設と密接な連携を取りながら生活及び身体状況を把握し、措置継続の必要性を見極める。 | 32,567 | 29,906 | △ 2,661 | ・市外老人ホームへの入所者(被措置者)数の減による扶助費の減額。 R5:20,142千円(R4:21,412千円) ・納入通知書の作成による印刷製本費の増額。 R5:99千円(R4:0円) ・新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養時における支援員派遣事業費の減による報償費の減額。 R5:6,000千円(R4:7,000千円) ・介護者感染時高齢者一時受入事業費の減による委託料の減額。 R5:3,380千円(R4:3,870千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-----------------|-----------|--|----------------|---------|--|--|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 320508 | 特会 | 高齢者住宅等安心確保事業 | 生活支援課 | 高齢者住宅等安心確保事業は、シルバーハウジング等に居住する高齢者の生活面・健康面での不安に対応するため、地域の実情に応じて、高齢者の安否確認や生活相談等を実施するため生活援助員の派遣や関係機関の連携及び各種資源を活用することにより、高齢者の生活の安心を確保するための体制づくりを図ることを目的とする。平成2年8月27日 厚生省老福第168号「高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業について」に基づき介護予防・地域支え合い事業の事業として平成17年度まで行っていたが、18年度の介護保険制度改正に伴い、地域支援事業に移行した。 | 38,003 | 11 | LSA、民生委員、地域包括支援センター等と情報共有を行い、ニーズや支援状況の把握と適切な相談対応の実施やサービスの質の向上につなげる。 | 継続して情報共有及び適正な実施に努める。 | 38,003 | 38,003 | 0 | | |
| 320703 | 特会 | 成年後見制度利用支援事業 | 生活支援課 | 成年後見制度の利用が必要と判断される対象者に配偶者や4親等内の親族が不在又は対象者が虐待されている若しくはその恐れがある等の理由で法定後見の申立ができない場合、市長が親族に代わり、後見申立を家庭裁判所に行う。また、生活保護受給者等で申立費用や後見人等の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者に対して後見人等の申立費用や報酬費用の全部又は一部を助成する。 | 13,184 | 11 | 市長申立、報酬助成マニュアルの見直しを行う。また、関係機関に対しパンフレットやマニュアル等の配布、研修等を行い周知を図るとともに、助成金の支出に関しても適正な運用を行っていく。 | 引き続きマニュアル見直しを行い事務の効率化を図るとともに、助成金の支出に関して適正な運用を行っていく。 | 14,674 | 18,578 | 3,904 | 成年後見人等報酬助成申請の増による扶助費の増額。 R5:18,131千円(R4:14,227千円) | |
| 320704 | 特会 | 高齢者虐待防止ネットワーク事業 | 生活支援課 | 平成18年4月より、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行され、各市町において高齢者の虐待に関する情報収集、課題解決に向けたネットワークの構築や、虐待を受けている高齢者の保護と養護者の支援を行なうよう義務づけられた。また、地域において虐待防止に関する普及啓発活動を行う。 | 0 | 11 | 西宮市高齢者虐待対応マニュアルの改訂や関係機関との連携強化により、適切な事業実施に努める。 | 引き続き、適切な事業実施に努める。 | 352 | 198 | △ 154 | 対応マニュアル概要版作成による印刷製本費の減額。 R5:198千円(R4:352千円) | |
| 330101 | | 権利擁護支援センター運営事業 | 生活支援課 | 高齢者及び障害者(児)に対し、権利擁護に関する総合的な支援を行う機関として西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターを設置し、運営を特定非営利活動法人PASネットに委託している。権利擁護支援センターの機能としては、相談支援機能、法的支援の対応、成年後見制度の利用支援、後見活動の支援、普及啓発活動等がある。また、当センターの公平・中立的な運営を図るため、西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営委員会を設置している。 ※令和4年度より地域共生推進課から移管。 | 39,601 | 11 | 権利擁護支援の中核機関と位置づける権利擁護支援センターについて、中核機関としての機能と役割を明確化するとともに、関係機関や各専門職団体等との連携体制を更に強化する。 | センターが中核機関としての役割を發揮し、引き続き本市における権利擁護支援ネットワークの構築に努める。 | 44,035 | 45,119 | 1,084 | ・審議会等開催回数の減による委員報酬の減額。 R5:323千円(R4:360千円) ・普通消費の減による旅費の減額。 R5:2千円(R4:36千円) ・人件費の増による権利擁護支援センター運営等委託料の増額。 R5:44,728千円(R4:43,573千円) | |
| 330211 | | 障害者現在宅福祉事業 | 生活支援課 | 障害のある人が住み慣れた住宅で安心して暮らしていけるように、住宅におけるバリアフリー化工事に係る経費の助成等を行う。 | 3,675 | 11 | 現行どおり継続していく中で業務改善を進め、適正な事務実現に努める。 | ニーズが増加することで、件数及び助成額とも増加する可能性があるため、引き続き事務の効率化を進め、適正な実施に努める。 | 6,786 | 7,752 | 966 | ・住宅改造成費の増による扶助費の増額。 R5:6,204千円(R4:5,190千円) ・福祉電話使用料の減による役務費の減額。 R5:351千円(R4:399千円) | |
| 330212 | | 補装具給付事業 | 生活支援課 | 身体障害者手帳の交付を受けている人で、体の失われた部分や障害のある部分を補い、基本的な動作や社会生活を安易にするため、障害の程度・種類に応じて、装具などの購入費及び修理にかかる費用の一部を支給する事業。 | 107,721 | 11 | 現行どおり継続していく中で、業務改善を進め、適正な事務実施に努める。 | 今後も給付件数の増加が見込まれるため、引き続き事務の効率化を進め、迅速かつ適正な実施に努める。 | 123,701 | 119,668 | △ 4,033 | ・補装具給付費の減による扶助費の減額。 R5:113,562千円(R4:117,562千円) ・調査用品購入費の減による需用費の減額。 R5:0千円(R4:62千円) ・郵便料の増による役務費の増額。 R5:349千円(R4:320千円) | |
| 340201 | | 生活困窮者自立支援等事業 | 厚生課/生活支援課 | 生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階での自立相談支援、住居確保給付金の支給、就労準備支援、学習支援等の支援を実施し、生活困窮者の自立を図る。また、生活保護受給者に対して、生活困窮者自立支援制度と一体となった効果的・効率的な就労支援等を実施し、自立を図る。 | 422,728 | 11 | 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の相談窓口を南館に集約したこと、より一層の連携に取り組み、相談支援体制の向上を図る。 | コロナ禍以前と比べて増加している新規相談支援、コロナ禍の長期化により増加している継続相談支援に対応するため、生活困窮者自立支援機関の人員体制を引き続き強化し、相談支援体制の向上を図る。 | 396,616 | 206,762 | △ 189,854 | ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の終了に伴う減額。 R5:0千円(R4:144,735千円) ・住居確保給付金の減額。 R5:57,948千円(R4:112,230千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-----------------|-----------|---|----------------|---------|--|---|------------------|----------------------------|------------------|---|--|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 340401 | | 行旅死亡人取扱事業 | 厚生課 | 身元不明等で引取り者のいない死亡者の遺体を火葬し、遺骨を保管するとともに、官報公告及び告示を行う。 | 2,766 | 11 | 今後も引き続き適正に事務を実施する。 | 継続して実施する。 | 4,350 | 4,952 | 602 | 遗体検案料の増額。 R5:1,100千円(R4:550千円) | |
| 340402 | | 中国残留邦人等生活支援給付事業 | 厚生課 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を必要とする市民に、必要に応じた支援給付を行う。 平成20年度からの支援給付制度の開始に伴い、対象全世帯が生活保護から支援給付に移行している。 | 19,140 | 11 | 今後も引き続き適正に事務を実施する。 | 継続して実施する。 | 22,123 | 21,645 | △ 478 | 中国残留邦人等支援給付費の減額。 R5:16,080千円(R4:16,404千円) | |
| 340101 | | 生活保護扶助事業 | 厚生課(保護業務) | 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する市民に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 | 13,623,520 | 11 | ケースワーカー及び令和3年度に任用開始した高齢者見守り支援員が、訪問計画に沿った訪問調査を行うとともに、その訪問状況の進行管理を適切に行っていく。 | 継続して実施する。 | 14,071,140 | 14,037,812 | △ 33,328 | 生活扶助費等の減額。 R5:14,007,310千円(R4:14,052,180千円) | 高齢者見守り支援員(会計年度任用職員A)の増員。 |
| 360201 | | 医事関係事務 | 保健総務課 | ・医療法に基づく医療機関への立入検査。 ・医療関係施設の開設等に伴う許可申請事務。医療従事者等の免許申請事務。 ・患者・市民からの医療に関する相談等に対応する窓口業務等。 | 289 | 11 | 医療施設の立入検査については、令和3年度同様、状況にあわせて対応していく。 医療安全相談窓口については、職員のスキルアップやメンタルヘルスに留意しながら、市民に役立つ窓口になるように努める。 | 継続して実施する。 | 570 | 563 | △ 7 | 【歳入】 ・申請対象が見直されたことによる診療所開設許可等手数料の減額。 R5:300千円(R4:1,077千円) 【歳出】 ・衛生検査所立入検査実施による委員報酬の増額(R4は実施なし)。 R5:25千円(R4:0円) ・旅費の減額。 R5:79千円(R4:91千円) ・QAPTロール購入見送りによる消耗品費の減額。 R5:177千円(R4:184千円) ・見積単価増による印刷製本費の増額。 R5:49千円(R4:43千円) ・施術所に対する通知実施による郵便料の増額。 R5:102千円(R4:51千円) ・エックス線測定器校正料の不要による手数料の減額。 R5:32千円(R4:103千円) | |
| 360202 | | 薬事関係事務 | 保健総務課 | ・医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法等に基づき、薬局開設等の許可・監視指導等を行う。 ・一般市民層にまで浸透し、深刻な社会問題となっている薬物乱用に対し、その防止に係る普及啓発活動を実施する。 ・血液難病の患者にとって有効な治療法である骨髄等移植を推進するために、骨髄・臍帯血バンク事業を実施する。 | 811 | 10 | 令和4年12月に医薬品医療機器等法の一部改正に伴い業務量の増加が見込まれるため、円滑に業務を遂行できるよう効率化を図るとともに、情勢に応じて立入検査体制を強化する。 | 令和4年度と同様、職員(薬事監視員、毒物劇物監視員)のスキルアップを図り、業務の効率化・円滑化に努めるとともに、情勢に応じて立入検査の強化を図る。 | 2,843 | 3,158 | 315 | ・許可証等の残数不足による印刷製本費の増額。 R5:80千円(R4:26千円) ・通知件数増加による郵便料の増額。 R5:484千円(R4:319千円) ・申請書類等の保管場所不足による備品購入費の増額。 R5:54千円(R4:0円) | |
| 370601 | | 保健所施設維持管理事業 | 保健総務課 | 保健所施設(江上町3-26 建物面積:2,531.83㎡(庁舎2,194.43㎡、車庫337.4㎡)、土地面積:2,594.94㎡)の維持管理。 平成12年4月保健所設置市に移行したことに伴い、兵庫県から無償譲渡された建物であるが、昭和51年建設のため老朽化が著しく耐震面についても基準値を満たしていない。 | 41,397 | 21 | 令和4年度に移転を予定しているため、必要最低限の維持管理を行う。 | 新型コロナウイルス感染症の影響等により移転が令和5年度に後る倒しになる可能性があるため、移転が完了するまでの間、必要最低限の維持管理を行う。 | 44,504 | 0 | △ 44,504 | | 令和4年度事業終了、システム関係経費については令和5年度より一般事務経費(保健所費)に統合。 |
| 370602 | | 保健衛生統計調査事務 | 保健総務課 | 兵庫県等との委託契約による保健統計調査(法定受託事務)。 | 1,049 | 11 | 統計調査員・調査対象施設等に対して調査の意義を理解させるとともに、調査票等個人情報の管理を徹底するよう指導する。また、広報内容について検討し、調査についてより分かりやすい内容とすることで、市民の信頼・協力が得られる調査体制づくりを行う。 | 継続して実施する。 | 2,451 | 2,764 | 313 | ・実施調査数の増による消耗品費の増額。 R5:1,515千円(R4:1,019千円) ・実施調査地区数の減による報酬の減額。 R5:839千円(R4:1,191千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|----------------|-------|---|----------------|---------|--|--|------------------|----------------------------|------------------|---|---|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 370603 | | 保健所施設整備事業 | 保健総務課 | 保健所及び保健所関連施設の機能強化を図るため、建物改修及び設備更新等を行う。 また、移転後は現保健所庁舎の解体を行う。 | 77,773 | 11 | 現保健所庁舎の移転へ向け、引き続き池田庁舎及び西館の改修工事を行うとともに、令和4年度中に移転が実施できるよう調整を行う。 また、現保健所庁舎解体に向けた設計委託等を行っていく。 | 現保健所庁舎の解体を行う。 | 130,321 | 62,587 | △ 67,734 | ・施設解体及び移転に係る委託料の減額。 R5:1,300千円(R4:50,964千円) ・施設移転に係る備品購入費の減額。 R5:662千円(R4:33,066千円) ・施設解体に係る工事請負費の増額。 R5:60,625千円(R4:11,000千円) ※令和4年度当初予算事業費に令和3年度からの繰越明許費を含む。 【繰越明許費内訳:33,200千円】 ・施設改修工事 | 「令和4年度当初予算事業費」について、令和4年度事務事業評価結果報告書の記載内容に誤りがあったため、修正。 |
| 370103 | | 動物管理センター管理運営事業 | 生活環境課 | 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、公衆衛生の向上並びに人と動物が調和共生する社会づくりに寄与するための事業を実施している。 動物による危害防止等のため犬の登録管理・狂犬病予防注射・犬の捕獲收容、また犬猫の引取りや相談・苦情を受け付けているほか、所有者のいない猫不妊手術助成金交付事業を実施している。 また動物の適正な取扱いのため、動物取扱業の登録・立入検査などを行っているほか、動物愛護思想の高揚を図るため犬猫の譲渡事業や動物ふれあい訪問、ふるさと納税を活用した動物愛護基金等を実施している。 | 40,163 | 11 | 更なる引取り数の減少、譲渡数の増加に向けて、寄附金も活用し、市民や関係団体等の協力を得やすい事業を実施する。また、法改正により規制強化された事項について、周知徹底を図り、適正な動物愛護管理行政の推進に努める。 | 継続して引取り数・殺処分数の減少及び譲渡数の増加に取り組むとともに、法改正により規制強化された事項の遵守状況の確認及び周知徹底を図り、適正な動物愛護管理行政の運営に努める。 | 40,917 | 41,245 | 328 | 【歳入】 動物愛護基金活用事業の拡大による基金繰入金の増額。 R5:4,338千円(R4:2,928千円) 【歳出】 ・委託料の増額。 R5:22,745千円(R4:21,622千円) ・助成単価の増額、及び活動員への諸経費の支給開始による所有者のいない猫不妊手術助成金の増額。 R5:7,306千円(R4:6,513千円) ・工事請負費の減額。 R5:0千円(R4:2,075千円) | |
| 370104 | | 生活衛生関係事業 | 生活環境課 | 生活衛生関係営業施設(理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場)については、許認可事務及び監視指導要領に基づいて、公衆衛生の向上及び営業者に生活衛生の知識普及を図ることを目的に監視指導を実施している。 また、温泉法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、化製場等に関する法律等の該当施設についても公衆衛生の向上を目的に監視指導を実施している。 その他、コインランドリー、遊泳用プール等についても市民が安心して利用できるように設置者等に衛生指導を行っている。 | 531 | 11 | オンライン講習会の受講や近隣自治体との情報共有等により職員のスキルアップを図るとともに、効率的な監視計画を立て、有効な監視を行うことで、営業者の衛生知識の向上に努める。 | 生活衛生営業施設に関わる調査研究を行い、調査結果をもとに営業者に対し情報提供を行う等、より有効な監視を行うことで、営業者の衛生知識の向上に努める。 | 1,055 | 1,204 | 149 | ・消耗品費の増額。 R5:575千円(R4:289千円) ・事務所移転による使用料及び賃借料の減額。 R5:0千円(R4:132千円) | |
| 370105 | | 衛生検査関係事業 | 食品衛生課 | 法律に基づいた検査(行政検査)及び市民等から依頼を受けて行う検査(依頼検査)を実施している。 行政検査は食品の規格・基準等の検査、食中毒発生時の原因究明のための検査、公衆浴場・プールなどの水質検査、感染症に関する検査(新型コロナウイルス、腸管出血性大腸菌(O157)等)を行っている。またHIVの臨床検査(即日検査)を行っている。 依頼検査は市民、事業者からの依頼により食品、糞便の検査を行っている。 ※令和3年度は新型コロナウイルス対応のため、一部縮小して実施した。 | 18,991 | 11 | マニュアルやOJTを通じて検査技術を継承・標準化し、特定の職員に依存しない検査体制を構築する。 | 継続して実施する。 | 23,639 | 16,023 | △ 7,616 | ・会計年度任用職員Aの減員による報酬等の減額。 R5:0千円(R4:5,327千円) ・新型コロナウイルス検査数の減による消耗品費及び医薬材料費の減額。 R5:5,237千円(R4:9,087千円) | |
| 370106 | | 食品衛生関係事業 | 食品衛生課 | 食品衛生法に基づく営業の許可及び届出事務、監視指導計画に基づく営業施設の立ち入り検査及び取去検査等の実施、食品衛生に関する知識の普及等に努めることにより、違反食品等の排除や食中毒等の危害発生を防止して食品の安全性を確保している。また、違反食品や食中毒の疑いがあれば、調査及び原因究明等を行い、被害拡大防止を図り、市民の健康の保護に努めている。 その他、市民等からの食品に関する相談受付、事業者や市民団体を対象にした衛生講習会を実施している。 | 6,432 | 11 | 食品衛生監視指導計画に基づき、効率的かつ効果的な監視指導を実施する。 改正食品衛生法に基づく営業の許可及び届出事務を適正かつ円滑に遂行する。 | 継続して実施する。 | 9,131 | 11,012 | 1,881 | 【歳入】 食品衛生法改正に伴う営業許可業種再編等による営業許可等手数料の減額。 R5:16,147千円(R4:17,993千円) 【歳出】 ・会計年度任用職員Aの職種変更(運転手→食品衛生監視員)による報酬等の増額。 R5:5,081千円(R4:3,860千円) ・消耗品費の増額。 R5:1,129千円(R4:579千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|----------------|---------|---|----------------|---------|--|--|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 370107 | | 食肉・食鳥肉衛生検査事業 | 食肉衛生検査所 | 市民(消費者)により衛生的で安全な食肉を提供できるよう、食肉センターで処理される食用に供される牛、馬、豚、ひつじ及び山羊を1頭ごとに法に基づき、と畜検査を行い、病変部や疾病罹患獣畜を排除している。また、食肉中の抗生物質などの有害物質の残留検査や、HACCPに基づく衛生管理が適切に行われるよう微生物試験等による外部検証を行っている。生産者には、生産段階から飼育管理の改善を図り、より健康な家畜が育てられるよう、と畜検査データの還元を行っている。 食鳥肉については、管内の食鳥処理施設から毎月、食鳥処理状況を報告させるとともに、立入り検査し、監視指導を行っている。 | 9,678 | 11 | 新しい検査法や関連する情報の収集・蓄積に努める。また、研修会に積極的に参加し研鑽に努めるとともに、他食肉衛生検査所との情報交換を図る。と畜業者等が取り組むHACCP衛生管理に対し、助言・指導を行い、外部検証を適切に実施する。 | 継続して実施する。 | 11,217 | 17,835 | 6,618 | ・会計年度任用職員Aの増員による報酬等の増額。 R5:5,670千円(R4:1,018千円) ・施設補修工事に係る工事請負費の増額。 R5:1,507千円(R4:0円) ・新規委託案件の増等による委託料の増額。 R5:4,405千円(R4:3,639千円) | |
| 370301 | | 母子・成人保健事業 | 地域保健課 | 母子保健法に基づき、乳幼児健康診査をはじめ、妊婦健康診査、母親学級など妊産婦への健康支援、産後ケア事業、離乳食講座、育児等健康相談、訪問指導事業等の母子保健事業を実施。乳幼児の発達支援や虐待予防も念頭に妊産婦から乳幼児期に至るまで切れ目のない支援を行っている。特に妊娠期からの支援の強化として、母子健康手帳交付時の保健師面接を保健福祉センターで行うほか、平成28年度からは本庁での交付時も保健師面接を行っている。支援が必要な妊婦を早期に把握し、継続的なサポートにつなげている。 健康増進法に基づき、健康の保持増進を図ることを目的に成人を対象として健康教育、健康相談、訪問指導等を実施。また高齢者医療確保法に基づき特定保健指導を実施している。精神保健に係る個別支援、措置入院患者等退院後支援を実施している。 | 581,081 | 10 | 産後の支援を充実させるため、産後ケア事業を拡充実施する。3歳児健康診査受診者全員にスポットビジョンスクリーナーを実施し、弱視等のスクリーニング強化に努める。コロナ禍での乳幼児健康診査が効率的かつ安全に実施できるよう適宜検討する。 | 健診未受診者の把握及び妊娠中からの切れ目ない支援に引き続き努める。 | 562,438 | 1,538,670 | 976,232 | 【歳入】 ・新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業費(国庫補助金)の減額。 R5:225千円(R4:720千円) 【歳出】 ・伴走型支援・出産子育て応援交付金一体実施による増額。 R5:928,523千円(R4:0円) ・妊婦健康診査費用助成の増額。 R5:347,848千円(R4:307,004千円) ・産後ケア事業の拡充による増額。 R5:33,713千円(R4:13,730千円) ・4か月児健診の集団実施による減額。 R5:27,143千円(R4:37,837千円) | |
| 370302 | | 環境保健事業 | 地域保健課 | 法に基づく健康被害予防事業として、平成元年度から健康相談事業を実施。ぜん息に関する相談・指導を行うことにより、当該疾患の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持増進に関する知識の普及並びに意識の向上を図ることを目的としている。平成4年度から機能訓練事業(ぜん息児童キャンプ)、平成9年度から健康診査事業(小児気管支ぜん息予防健康診査)を実施したが、平成27年度からぜん息児童キャンプは補助対象外となり平成26年度で終了した。健康診査事業においても平成27年度から4か月児が補助対象外、平成29年度には1歳6か月児と3歳児も補助対象外となり、保健師・栄養士によるアレルギーに関するリスク児への指導事業のみが補助対象となった。健康相談事業(教育含む)として、小児対象のぜん息アレルギー相談、アレルギー栄養相談、子どものアレルギー講座、アレルギー幼児食講座を実施。成人対象のぜん息呼吸器相談、COPD講演会を実施。 | 6,786 | 13 | COPD講演会の開催について、オンラインの活用を視野に入れた従来からの併設を検討していく。 | 継続して実施する。 | 8,182 | 7,409 | △773 | 【歳入】 健康被害予防事業助成金の減額。 R5:6,126千円(R4:6,897千円) 【歳出】 ・1歳6か月児・3歳児健診実施回数の減少による委託料の減額。 R5:4,632千円(R4:5,432千円) | |
| 370604 | | 保健福祉センター維持管理事業 | 地域保健課 | 5保健福祉センターの維持管理事業 中央保健福祉センターは、昭和60年に西宮健康開発センター内に保健センター類似施設として開所し、平成13年度に保健福祉センターと改称した。西宮健康開発センターを管理運営する一般社団法人西宮市医師会と締結する契約に基づき、その管理運営費の一部を負担。北口保健福祉センターは、平成13年5月にアクタ西宮西館5階に開所。アクタ西宮全体に係る管理運営費等を面積按分で負担。山口保健福祉センターは、平成21年4月に山口センター2階に開所。山口センター全体に係る管理運営費等を面積按分で負担。鳴尾保健福祉センターは、平成22年6月に鳴尾支所2階に開所。鳴尾支所全体に係る管理運営費等を面積按分で負担。塩瀬保健福祉センターは、平成20年4月に塩瀬センター健康相談室を開設した後、平成23年4月に開所。平成24年度より塩瀬センター全体に係る管理運営費等を面積按分で負担。 | 97,961 | 11 | 各保健福祉センターの計画的かつ適切な施設管理を実施することで、快適な施設環境での市民サービスの提供に努める。中央保健福祉センターについては、平成29年度に策定した保全計画書に基づき、引き続き施設の計画的な修繕・改修等を実施する。 | 快適な施設環境で市民サービスを提供するため、各保健福祉センターの計画的かつ適切な施設管理を実施する。 | 104,309 | 120,942 | 16,633 | ・需用費の増額。 R5:7,397千円(R4:5,914千円) ・委託料の増額。 R5:18,340千円(R4:17,265千円) ・負担金補助及び交付金の増額。 R5:77,095千円(R4:62,733千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|----------------|-------|---|----------------|------|--|--|------------------|------------------|----------------------------|---|-----------------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 370605 | | 西宮健康開発センター改修事業 | 地域保健課 | 昭和60年に西宮健康開発センター内に保健センター類似施設として開設し、平成13年度に保健福祉センターと改称した。西宮健康開発センターを管理運営する一般社団法人西宮市医師会との間で締結する、「西宮健康開発センターの施設改修等費用負担に関する契約書(投資的事業)」に基づき、改修工事等の一部を負担。施設の維持を図る。 | 4,548 | 11 | 保全計画書を基に西宮市医師会と施設の改修が必要な案件の実施時期や実施方法について精査する。また、受水槽更新工事、非常放送設備更新工事を実施する。 | 引き続き保全計画書の実施内容を西宮市医師会と協議し、必要な改修工事等を実施する。 | 6,782 | 27,067 | 20,285 | 【歳入】 アスファルト舗装等改修工事費負担金収入の増額。 R5:1,598千円(R4:0円) 【歳出】 ・受水槽更新工事、非常用放送設備更新工事による負担金補助及び交付金の減額。 R5:0円(R4:6,782千円) ・外壁改修等工事による負担金補助及び交付金の増額。 R5:21,424千円(R4:0円) ・アスファルト舗装等改修工事費の増額。 R5:5,643千円(R4:0円) | |
| 370606 | | 保健福祉センター改修事業 | 地域保健課 | 塩瀬センターで下記改修工事を実施した。 【実施内容】 直流電源装置更新工事 | 491 | 11 | 塩瀬センターにおいて、防火シャッター更新工事を実施する。 | 令和5年度以降の実施計画又は中長期修繕計画に則り、補修・改修工事等を実施する。 | 935 | 0 | △ 935 | 塩瀬センター防火シャッター改修工事による工事請負費の減額。 R5:0円(R4:935千円) | |
| 320109 | | 健康ポイント事業 | 健康増進課 | 70歳以上の市民を対象に、活動量計及びスマートフォンアプリを使用して計測した歩数や各種イベント参加等に応じてポイントを付与する。参加者は事業期間内に獲得したポイント(上限有)を各種賞品と交換できる。令和4年度より高齢福祉課から移管。 | 201,474 | 11 | 本事業と西宮いきいき体操を連携させることにより、フレイル予防にどのような効果があるのか、検証を行う。 | 引き続き、西宮いきいき体操との連携による効果検証とともに、本事業で実施するイベントの充実を事業者と企画する。 | 132,934 | 0 | △ 132,934 | 令和5年度より「健康づくり推進事業」に統合。 | |
| 370201 | | 健康づくり推進事業 | 健康増進課 | ○平成25年3月に策定した「新・にのみや健康づくり21(第2次)西宮市健康増進計画」及び「西宮市食育・食の安全安心推進計画」の進行管理を行い、市民や関係機関等と協働し、計画的に推進する。 ○健康増進法に基づく国民健康・栄養調査、給食施設の指導 ○食品表示法に基づく食品の表示に係る指導 ○歯科保健に関する相談、教育 ○受動喫煙防止対策 ○特定不妊治療費助成事業、不育症治療支援事業(申請受理、審査、給付) ○保健師・看護師、管理栄養士、歯科衛生士養成施設からの臨地実習の受入れ ○保健師活動の総合調整業務 | 304,989 | 13 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、縮小・中止した事業の再開に取り組むとともに、効果的な事業の実施手法を検討する。 健康増進計画及び食育・食の安全安心推進計画を改定する。 | 引き続き新型コロナウイルス感染症の影響下における効果的な事業の実施手法を検討する。 健康増進計画及び食育・食の安全安心推進計画を改定する。 | 325,529 | 215,860 | △ 109,669 | 【歳入】 ・特定不妊治療費(県補助金)の減額。 R5:28,724千円(R4:152,412千円) 【歳出】 ・特定不妊治療費(扶助費)の減額。 R5:57,400千円(R4:304,600千円) ・健康ポイント事業運営委託料の増額。 R5:140,143千円(R4:0円) | 令和5年度より「健康ポイント事業」を統合。 |
| 370202 | | 健康診査・保健事業 | 健康増進課 | ・がん検診(胃がんバリウム、胃がん内視鏡、大腸がん、乳がん、子宮頸がん) ・歯周疾患検診 ・骨粗しょう検診 ・肝炎ウイルス検診 ・基本健康診査(特定健診及び後期高齢者医療の非対象者が対象) ・すこやか健康診査(年度年齢20～39歳の市民が対象) ・前立腺がん検診 ・各健診結果に基づくフォローアップ | 442,416 | 11 | ・国が推進するPHR(Personal Health Record)運用開始への対応 ・国が推進する健康管理システム標準化への準備 ・がん検診の精検受診勧奨 ・骨粗しょう検診の精密検査結果の把握 | ・引き続き国が推進する健康管理システム標準化への準備 ・骨粗しょう検診の精検受診勧奨開始 | 484,367 | 506,878 | 22,511 | 【歳入】 ・受診者数の見込増による健康診査手数料の増額。 R5:22,532千円(R4:17,954千円) ・デジタル基盤改革支援補助金の増額。 R5:4,180千円(R4:0円) 【歳出】 ・検診機器のリース料の増額等による北口保健福祉センター検診施設管理運営委託の増額。 R5:197,744千円(R4:188,974千円) ・検診受診者の見込数増等によるがん検診委託料の増額。 R5:184,754千円(R4:179,937千円) ・健康管理現行システム調査業務の実施による健康管理システム保守等委託料の増額。 R5:9,268千円(R4:5,088千円) ・子宮頸がん検診及び乳がん検診の勧奨はがき送付対象者数増等による印刷製本費の増額。 R5:16,861千円(R4:14,248千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|---------------|---------------------------------------|--|----------------|---------|---|--|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 370401 | | 精神保健福祉事業 | 健康増進課 | ○精神保健福祉法、「新・にしのみや健康づくり21(第2次)」に基づく市民の心の健康の保持増進、精神保健福祉に関する普及啓発、精神障害者や家族に対する相談援助、人権に配慮した適正な医療の確保、精神保健福祉に関する施策の企画立案、地域移行地域定着支援、精神保健医療体制の構築事業など ○自殺対策基本法、自殺総合対策大綱に基づく自殺対策事業として、自殺対策管内連絡会議の開催、相談窓口の周知、ゲートキーパー養成研修、広告・ポスター・リーフレット等での普及啓発など ○障害者総合支援法、西宮市障害福祉推進計画に基づく自立支援・地域生活支援事業に関する事業、地域生活支援の体制整備など ○平成22年度から、各保健福祉センターで、手帳・自立支援医療の申請受理及び相談・訪問業務を実施 | 22,838 | 11 | ・自殺対策計画策定に向けて、事業の棚卸しや市民アンケートを実施し、適切な進捗管理を進める。 ・長期入院精神障害者の開取り面会活動再開に向けて、協力病院ごとに議論しながら進める。 | 西宮市自殺対策計画を策定する。 | 28,892 | 29,975 | 1,083 | 【歳入】 補助対象経費の増額による自殺対策事業費の増額。 R5:3,387千円(R4:2,783千円) 【歳出】 自殺対策事業委託料の増額。 R5:5,665千円(R4:4,682千円) | |
| 320103 | 特会 | みみより広場事業 | 健康増進課(フレイル予防) | 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、介護予防に関する講座を開催している。 また、健康や権利擁護などの日常生活に必要な情報提供を行うとともに、高齢者相互の交流及び活動の場として本事業を実施している。 ※令和4年度より地域共生推進課から移管 | 1,528 | 11 | 地域包括支援センターやシルバー人材センターと連携し、参加人数の回復を図る。また、新型コロナウイルスの状況に留意しつつ講座内容、開催回数の拡充を図る。 | 引き続き広報活動を実施し、参加人数の回復を図る。また、新型コロナウイルスの状況に留意しつつ講座内容、開催回数の拡充を図る。 | 4,448 | 3,969 | △ 479 | ・会場数の減による会場使用料の減額。 R5:1,680千円(R4:2,016千円) ・湯水講座運営委託料の減額。 R5:737千円(R4:843千円) | |
| 320104 | 特会 | 介護予防事業 | 健康増進課(フレイル予防)／地域共生推進課／福祉のまちづくり課／生活支援課 | 一般介護予防事業は65歳以上のすべての高齢者とその支援者を対象とし、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施されるような地域社会の構築を目的とする。 【西宮いきいき体操】高齢者向けの体操を通して介護予防の啓発や活動を行う地域活動組織や人材の育成・支援を実施する。 【共生型地域交流拠点運営等補助事業】地域住民が主体となり介護予防・相談支援等を目的とした地域福祉拠点を設置し、高齢者の地域における自立した日常生活の実現を目指す。 【シニアサポート事業】高齢者の会員同士による助け合い事業(有償ボランティア)。 【高齢者自立生活支援事業】災害復興住宅において、生きがい交流事業などを通じ高齢者の自立を高めることを目的とする。 【リハビリテーション専門職によるケアマネジメント支援事業】ケアプラン作成者が、利用者に対してより良いケアマネジメントを行えるよう支援することを目的として平成30年度から実施している。 | 46,203 | 10 | 西宮いきいき体操は、新型コロナウイルス感染症予防対策に配慮した支援を行い、健康ポイント事業と連携し新規参加者の増加を目指す。共生型地域交流拠点は、運営要件の見直しを実施したうえで、新規開設を目指す。 | 西宮いきいき体操は普及啓発を継続し、参加者の高齢化や新規参加者の増加に対応出来るよう、グループやサポーターへの支援を実施する。共生型地域交流拠点は、生活支援コーディネーター等と連携し、拠点の新規開設を目指す。 | 79,788 | 79,020 | △ 768 | 【西宮いきいき体操】 ・負荷調整重錘バンドを購入しないことによる消耗品費の減額。 R5:518千円(R4:4,509千円) ・印刷製本費の減額。 R5:571千円(R4:1,477千円) ・支援回数の減少による地域介護予防活動支援事業委託料の減額。 R5:8,622千円(R4:9,102千円) ・ニーズ調査委託料の増額。 R5:4,287千円(R4:0円) | |
| 360101 | | 救急医療対策事業 | 保健予防課 | 昭和54年2次救急の「病院群輪番制」発足。昭和56年歯科の休日応急診療及び阪神各市の協力で尼崎医療センターで耳鼻咽喉科の休日診療開始。昭和60年「在宅当番医制」を医師会への委託事業とする。昭和63年尼崎医療センターで眼科の休日診療開始。小児科救急対応輪番制が平成13年から開始。また、2次救急の病院群輪番制事業を補充するものとして、平成20年度「阪神南園域小児救急病院群輪番制」事業を阪神間3市(西宮市、尼崎市、芦屋市)で共同実施。従来の兵庫県小児救急医療電話相談に加え小児患者を持つ親等の相談に対応する「阪神南園域小児救急医療電話相談」事業を開始。平成27年度より深夜0時以降の小児科診療・小児科電話相談について阪神北広域こども急病センターと連携を開始。平成27年7月24時間対応の電話医療相談サービス「健康医療相談ハローにしのみや」を開始。平成18年「西宮市応急診療所」の管理運営を、一般社団法人西宮市医師会を指定管理者として指定。 | 394,206 | 11 | 関係機関との連携を密に行い、体制の維持・強化を図る。 | 継続して実施する。 | 414,473 | 408,065 | △ 6,408 | ・阪神北広域こども急病センター負担金の減額。 R5:26,616千円(R4:28,388千円) ・小児救急医療電話相談事業の廃止による負担金の減額。 R5:0円(R4:1,875千円) ・西宮歯科総合福祉センター設備改善費補助金の減額。 R5:2,158千円(R4:3,539千円) | |
| 360203 | | 看護学生奨学事業 | 保健予防課 | 平成7年4月、西宮看護婦家政婦労働組合の代表清算人からの寄附金146,626,451円をもとに西宮市協愛奨学基金を設置。西宮市内の民間医療機関・福祉施設において看護に従事する有能な人材を育成することを目的として、基金の運用収益を財源に看護学生に奨学金を貸付ける。 | 6,949 | 11 | 市内で就業する看護師を確保するため、令和2年度に新規の貸付額を増額しており、引き続き同額の貸付を実施する。 | 継続して実施する。 | 3,791 | 4,392 | 601 | 貸付対象人数の増による貸付金の増額。 R5:4,200千円(R4:3,600千円) | |
| 360204 | | 看護専門学校運営費補助事業 | 保健予防課 | 一般社団法人西宮市医師会が運営する西宮市医師会看護専門学校に係る運営経費を補助する。 | 25,724 | 11 | 引き続き看護師の確保のため、兵庫県の補助基準額と同額の補助を実施する。 | 継続して実施する。 | 26,064 | 26,064 | 0 | | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|------------------|-------|--|----------------|---------|--|---|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 360205 | | 西宮医療連盟補助事業 | 保健予防課 | 西宮医療連盟は、5師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会・助産師会・保健師会)が加盟する団体として、専門的な知識を活かした市民の健康づくりに資する各種事業を実施しており、市は西宮医療連盟の実施する事業費等を補助している。 | 5,184 | 11 | 引き続き医療連盟が実施する事業に対して適性に補助を行う。 | 継続して実施する。 | 5,184 | 5,184 | 0 | | |
| 360206 | | 西宮市献血推進協議会運営補助事業 | 保健予防課 | 昭和39年8月、国において「献血の推進について」の閣議決定により、昭和40年7月に西宮市献血推進協議会(会長は西宮市長)が発足。一人でも多くの市民の献血に関する意識を高め、また計画的な献血を推進することを目指し、各地域・職域での献血活動を実施している。また、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(平成15年施行)」において、地方公共団体は献血が円滑に実施されるよう必要な措置をとらなければならないとその責務が定められた。 | 188 | 11 | にじきた献血ルーム及び市内各所においての献血者数をより多く確保するため、日本赤十字社と協議のうえ、献血会の協力による周知活動を引き続き行う。 | にじきた献血ルームを中心とした献血者数確保のため、日本赤十字社と協議しながら、事業を継続する。 | 1,938 | 1,938 | 0 | | |
| 360207 | | 障害者歯科診療補助事業 | 保健予防課 | 障害者(児)に対する歯科治療(診療)に関し、一般社団法人西宮市歯科医師会が地域医療の一環として実施する障害者歯科診療事業への補助。 | 8,797 | 11 | 事業内容を精査して、引き続き適正な補助を実施する。 | 継続して実施する。 | 8,797 | 8,797 | 0 | | |
| 370501 | | 難病保健事業 | 保健予防課 | ・難病保健指導事業 難病患者に対する家庭訪問、集団指導、所内面接、電話相談の実施及び事例検討会、医療相談会等の開催 ・厚生労働省が定める指定難病、特定疾患、兵庫県単独で定める特定疾患及び先天性血液凝固因子障害等の医療費公費負担制度の申請受理及び県への進達事務 ・厚生労働省が定める小児慢性特定疾病に対する医療費公費負担制度の申請受理、審査、医療受給者証交付、医療費給付事務及び小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付事務 ※令和4年度より健康増進課から移管 | 178,030 | 11 | 指定難病患者データベース、小児特定疾病児童等データベースの更改(診断書のオンライン登録)に伴うシステムの構築と市民関係機関への周知が必要である。 | 令和4年度までの実績と傾向から、対応方法を検討していく。 | 180,371 | 179,728 | △ 643 | ・若年者の在宅ターミナル支援事業費の新設による扶助費の増額。 R5:1,620千円(R4:0千円) ・小児特定疾病児童等データベースの更改(診断書のオンライン登録)に伴う医療機関オンライン負担金補助金の新設による負担金補助及び交付金の増額。 R5:150千円(R4:0千円) ・小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付費の減額。 R5:159,561千円(R4:162,418千円) | |
| 370502 | | 児童医療等給付事業 | 保健予防課 | ①母子保健法に基づく未熟児養育医療の給付:入院による養育が必要な未熟児の医療費を公費負担。 (申請受理、書類審査、養育医療券交付、一部自己負担金は西宮市が負担している) ②障害者総合支援法に基づく自立支援医療(育成医療)の給付:手術等により治療効果が期待できる、身体に障害のある児童の医療費を公費負担。 (申請受理、書類審査、医療受給者証交付、医療費公費負担) ③児童福祉法に基づく結核児童療育給付:骨関節結核等により入院治療が必要な児童の学用品・日用品給付公費負担。 (申請受理、書類審査、療育券交付) ※令和4年度より健康増進課から移管 | 28,602 | 11 | 今後も認定件数が堅調に推移していくと考えられるので、より利用しやすい制度になるように環境の整備に努めていく。 | 令和4年度までの実績と傾向から、対応方法を検討していく。 | 39,484 | 37,110 | △ 2,374 | ・養育医療扶助費の対象者数の減による扶助費の減額。 R5:30,799千円(R4:32,634千円) ・自立支援医療(育成医療)扶助費の対象者数の減による扶助費の減額。 R5:6,167千円(R4:6,704千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-------------|---------------------------|---|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 370102 | | 結核感染症予防対策事業 | 保健予防課(感染症対策) | 感染症法に基づき、医師からの患者発生届を受理したときは、感染症の発生の状況、動向、原因について迅速に把握するため積極的疫学調査を行い、消毒指導、就業制限、入院勧告など必要な措置を実施し、感染予防・まん延防止に努める。感染症相談として結核、肝炎、エイズ相談等を実施。 ・感染症発生動向調査事業：感染症発生状況の把握、情報の収集・解析。国・県の感染症情報を報告。 ・結核患者の登録及び患者管理：結核登録票を備え、結核患者及び回復者の状況の把握。 ・患者の接触者に対する健康診断：感染症にかかっている疑いのある者に対して健康診断の実施。 ・結核・感染症に係る医療費の取扱い：結核患者一般医療費及び入院の医療費の公費負担処理。 ・西宮市感染症の診察に関する協議会の運営：患者の就業制限、入院勧告等を諮問し、答申を受けての処理。 ・結核予防費補助金事業：学校及び施設の長が行う結核定期健康診断に対する補助金の交付事業の実施。 | 1,351,052 | 11 | ・結核治療中断者を出さない確実な服薬確認の実施及び患者管理の徹底。 ・患者の早期発見のための普及啓発の実施 | 継続して実施する。 | 968,238 | 1,428,735 | 460,497 | 【歳入】 新型コロナウイルス感染症対策による増額。 ・夜間緊急対応健康観察業務委託料、療養サポートセンター・運営委託料等の増額による新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額。 R5:547,072千円(R4:182,492千円) ・検査医療扶助費等の増額による感染症発生動向調査事業費の増額。 R5:261,360千円(R4:260,247千円) ・陽性患者入院医療扶助費の増額による感染症事業費の増額。 R5:218,282千円(R4:115,425千円) 【歳出】 新型コロナウイルス感染症対策による増額。 ・病原体検査、陽性患者・濃厚接触者対応支援業務及び自宅療養者健康観察等による委託料の増額。 R5:646,367千円(R4:324,305千円) ・陽性患者入院医療費及び検査医療費による感染症医療扶助費の増額。 R5:673,417千円(R4:455,540千円) ・診療報酬支払手数料等の増による役務費の増額。 R5:21,459千円(R4:14,253千円) ・酸素濃縮器借上料及び自宅療養者搬送車両借上による使用料及び賃借料(自動車借上料等)の減額。 R5:37,612千円(R4:70,183千円) ・支援物資購入費を一部委託に含めたことによる消耗品費の減額。 R5:4,065千円(R4:49,680千円) | |
| 370101 | | 予防接種事業 | 保健予防課(感染症対策)／新型コロナワクチン接種課 | ・定期予防接種事業 … 予防接種法及び関係法令で規定された対象疾病の予防接種を行う。また、対象者への接種勧奨(個別通知、市ホームページ、市政ニュース、学校や医療機関でのポスター掲示など)や、健康管理システムでの定期予防接種の接種履歴管理などを行う。 ・定期予防接種費用助成事業 … 被接種者が市外で実施した定期予防接種に、市内で負担する以上の額の自己負担額が発生した場合、被接種者からの申請に基づいて接種費用の助成を行う(上限額あり)。 ・風しん抗体検査事業 … 風しんの流行と先天性風しん症候群の発生を防ぐことを目的に、主に妊娠希望女性等に風しん抗体検査費用の助成を行う。また、国が風しんの追加的対策と位置付けている抗体保有率の低い世代の男性を対象にした抗体検査・予防接種を令和4年度から令和6年度まで行う。 ・骨髄移植後の予防接種の再接種に対する助成事業 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業 | 5,977,789 | 11 | 事業の安定的な実施及び接種率の維持向上に努めながら、今後の定期接種対象疾病の追加に備えて情報収集を行い、実施体制を検討する。 新型コロナウイルスワクチン接種を実施する。 | 定期接種対象疾病の増加による業務量の増加に対応して事業を滞りなく実施し、接種率の維持向上に努める。 | 5,120,841 | 2,764,238 | △ 2,356,603 | ・新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費の減額。 R5:776,111千円(R4:3,003,334千円) ・令和3年度の日本脳炎ワクチン一時製造中止を受け接種できなかった対象者が増加した令和4年度と比較し、令和5年度は通常の接種者数となるため、それに伴う医薬材料費・委託料の減額。 医薬材料費 R5:77,578千円(R4:121,908千円) 委託料 R5:74,301千円(R4:116,775千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|------------------|---------------|--|----------------|------|---|--|------------------|------------------|----------------------------|---|---|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 【こども支援局】 | | | | | | | | | | | | | |
| 210101 | | 子ども・子育て支援プラン推進事務 | 子供支援総務課(計画推進) | 子ども・子育て支援に関する施策の総合かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議する合議制の機関として、平成25年8月に「西宮市子ども・子育て会議」を設置した。子ども・子育て会議での審議を踏まえ、以下の計画を策定し、進捗管理及び評価を実施している。 令和4年度は第2期西宮市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行う。 ・平成27年3月：第1期西宮市子ども・子育て支援事業計画の策定(平成27年度～令和元年度) ・平成30年3月：西宮市子ども・子育て支援プランの策定(平成30年度～令和6年度) ・令和2年3月：第2期西宮市子ども・子育て支援事業計画の策定(令和2年度～令和6年度) | 1,580 | 11 | 西宮市子ども・子育て支援プラン及び第2期西宮市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理及び評価を行う。 また、第2期西宮市子ども・子育て支援事業計画について、中間見直しを行う。 | 令和6年度まで計画期間が終了する西宮市子ども・子育て支援プラン及び第2期西宮市子ども・子育て支援事業計画について、令和5年度は次期計画策定のための市民アンケートを実施する。 | 2,418 | 21,222 | 18,804 | 次期西宮市子ども・子育て支援プラン及び西宮市子ども・子育て支援事業計画(令和7年度～令和11年度)の策定等に係る委託料の増額。 R5:17,482千円(R4:987千円) | |
| 210201 | | 民間保育所等整備事業 | 保育施設整備課 | 女性の就業率が増加したこと等による要保育児童数の増加に対応するため、社会福祉法人等が整備する保育所に対し、施設整備に係る費用を補助する。また、平成27年度から認可事業となった地域型保育事業(家庭的保育事業や小規模保育事業等)や幼保連携型認定こども園の施設整備により、定員増を図る。 | 1,476,321 | 10 | 待機児童対策が進んでいない地域において、受入れ枠の拡大を図る。 | 増加する保育需要を精査し、保育所の適正配置を考慮しながら、待機児童の早期解消に努める。 | 1,274,107 | 876,883 | △ 397,224 | ・民間保育所建設等補助金の減額。 R5:875,783千円(R4:935,757千円) ・令和4年度当初予算事業費に令和3年度からの繰越明許費を含む。 【繰越明許費内訳:337,150千円】 民間保育所建設等補助金 | 定員枠の拡大見込みは次のとおり。 R5:376人 (R4:346人) なお、基本方針が「10:拡充」であるが、予算額が減額となっている要因としては、定員枠を拡大させるものの、事業内容が異なることにより補助金の額が減額となったためである。 |
| 210202 | | 公立保育所改築等整備事業 | 保育施設整備課 | 入所児童の安全確保を図るため、耐震診断の結果、耐震基準を満たさない公立保育所等の建物について、建替えもしくは耐震補強工事により耐震化を図る。 | 589,068 | 11 | 未耐震の公立保育所について、仮設園舎の用地確保を含め、方針が決定したため、着実に実施していく。 | 事業完了に向けて、引き続き実施する。 | 338,845 | 877,665 | 538,820 | 工事請負費の増額。 R5:739,764千円(R4:259,364千円) (R5:津門保育所・津門児童館改築工事竣工、上之町保育所耐震改修・大規模改修工事着工、R4:津門保育所・津門児童館改築工事着工) | |
| 210214 | | 特定教育・保育施設指導監査等事務 | 保育幼稚園指導課 | 保育所等の指導監査 | 4,042 | 11 | 指導監査の対象施設数の増加に対応するため、より効率的な事務の実施を図る。 (令和3年度まで子供支援総務課所管であった「新型コロナウイルス感染症対策事業補助金(認可外保育施設分)」33,200千円が当該所管となったため予算額が増加している。) | 引き続き、より効果的で効率的な指導監査を実施する。 | 40,683 | 38,407 | △ 2,276 | ・会計年度任用職員1人(新人分)に係る費用を人事課予算としたことによる報酬、職員手当、共済費、旅費の減額。 R5:3,587千円(R4:7,263千円) ・対象施設数の増による新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の増額。 R5:34,600千円(R4:33,200千円) | |
| 210102 | | 児童手当支給事業 | 子育て手当課 | 児童手当法及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく法定受給事務。 支給対象は、15歳到達後の最初の3月31日までの子どもを養育している親等。 0歳～3歳誕生日月まで……………15,000円 3歳誕生日の翌月～小学生(第1子・第2子) ……10,000円 “(第3子以降)……………15,000円 中学生 ……10,000円 特別給付(所得制限以上。児童一人につき一律)…5,000円 | 14,619,543 | 11 | 児童手当法の一部改正により令和4年6月より新たに設けられた、所得上限限度額の対応を適切に行うとともに、外部委託業務の適切かつ効率的な運営に努める。 | 現況届受付及び審査等の業務の見直しを行い、適切かつ効率的な運営に努める。 | 7,296,626 | 6,599,581 | △ 697,045 | ・児童手当特例給付所得上限限度額が設けられたこと等による、支給対象児童数の減による扶助費の減額。 R5:6,550,500千円(R4:7,079,500千円) ・令和4年度限定の子育て世帯臨時特別給付金(市独自施策分)の支給事業が終了したことによる負担金補助及び交付金の減額。 R5:0円(R4:150,000千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|--------------------|----------|--|----------------|---------|--|---|------------------|----------------------------|------------------|---|--|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 210401 | | 児童扶養手当支給等事業 | 子育て手当課 | 【児童扶養手当】児童扶養手当法に基づく法定受託事務。離婚等により父(母)と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。支給対象は、18歳到達後最初の3月31日までの児童(中度以上の障害者の場合は20歳到達まで)を養育している親等。令和3年度の手当月額額は43,160円～10,180円、第2子加算10,190～5,100円、第3子以降加算6,110～3,060円。 【特別児童扶養手当】特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく法定受託事務。精神又は身体に障害を有する児童を養育している親等に手当を支給することにより、その家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。対象児童は、20歳未満の(政令で定める程度の)重度障害者。令和3年度の手当月額額は1級 52,500円、2級 34,970円。 | 1,676,672 | 11 | 児童扶養手当の安定的かつ適切な支給に努めるとともに、繁忙期業務に一部外部委託を引き続き活用することで担当職員に係る負担軽減に努める。 | 児童扶養手当の安定的かつ適切な支給に努めるとともに、担当職員に係る負担軽減を進めていく。 | 1,321,330 | 1,271,663 | △ 49,667 | 支給対象者数の減に伴う扶助費の減額。 R5: 1,258,480千円(R4: 1,305,155千円) | |
| 230101 | | 青少年施策推進事業 | 青少年施策推進課 | 青少年の健全な育成を図るため、さくらFMスポーツ放送、インターネット問題に関する研修支援事業等の広報・啓発事業を実施する。また、青少年行政に関する総合調整を図るための青少年育成推進本部会議を開催する。 | 1,317 | 11 | コロナの感染状況に十分配慮し、適切かつ実現可能な方法により、表彰式や啓発事業を実施していく。 | インターネット利用の低年齢化に応じて、その年齢層の保護者に対して啓発事業を行う。 | 2,632 | 2,848 | 216 | ・Youth委員会に係る消耗品費の増額。 R5: 139千円(R4: 0千円) ・青少年健全育成のつどいに係る講師謝金の増額。 R5: 300千円(R4: 200千円) | |
| 230301 | | 留守家庭児童対策施設整備事業 | 育成センター課 | 留守家庭児童育成センターの待機児童解消、高学年児童の受入れ、老朽施設の建替えのため実施する。 | 376,490 | 10 | 民設放課後児童クラブの事業者の選定や待機児童が発生している育成センターの整備や設計委託を実施する。 | 民設放課後児童クラブの整備等も活用しながら、引き続き待機対策や新制度基準に満たない施設の改修を計画・実施する。 | 761,636 | 389,662 | △ 371,974 | ・設計等委託料の減額。 R5: 11,570千円(R4: 36,557千円) ・使用料及び賃借料の増額。 R5: 10,360千円(R4: 0千円) ・工事請負費の減額。 R5: 313,758千円(R4: 665,047千円) ・放課後児童クラブ開設補助金の件数減に伴う減額。 R5: 37,800千円(R4: 50,400千円) | 工事箇所 R5: 上甲子園、津門、鳴尾東、東山台、香榎園(R4: 春風、安井、上甲子園、鳴尾北、名塩、高木) なお、基本方針が「10: 拡充」であるが、予算額が減額となっている要因としては、各整備事業の進捗に伴う工事請負費等の増減の影響によるものであり、事業全体の方針としては「10: 拡充」である。 |
| 230302 | | 留守家庭児童育成センター管理運営事業 | 育成センター課 | 保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童を対象に、放課後や長期休業中における子供たちの安全と健全育成を図るために留守家庭児童育成センター(学童保育)事業を実施している。 利用時間: 日曜日・年末年始を除く、下校時から午後5時まで。土曜日及び夏休み等の学校休業中は午前8時から午後5時まで。希望者は土曜日を除き午後7時まで利用時間延長可。 利用料: 育成料として月額8,200円。(所得状況等により減免制度あり)延長利用は月額3,000円加算。(生活保護世帯等は減免制度あり) | 1,696,279 | 10 | 指定管理者の再指定について計画的に実施する。利用児童数が増加傾向にある地域での運営上の課題を整理し、民設民営による整備等、必要に応じた対策を講じる。また、高学年受入れについて順次拡大ができるよう検討する。 | 利用児童数が増加傾向にある地域での待機対策(民設民営による整備等)を講じる。また、高学年受入れについて順次拡大していく。 | 2,012,346 | 2,206,065 | 193,719 | ・利用児童数及び施設数の増等による指定管理料の増額。 R5: 1,913,218千円(R4: 1,770,564千円) ・施設借上料の増額。 R5: 69,032千円(R4: 50,220千円) ・民設放課後児童クラブの増による運営補助金の増額。 R5: 147,168千円(R4: 103,512千円) | |
| 210103 | | 育児支援訪問事業 | 子供家庭支援課 | 健やか赤ちゃん訪問事業(自治事務) ・生後2ヶ月ごろの乳児がいるすべての家庭を、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員が訪問。出生後の家庭の様子を伺いながら、子育て支援に関する情報提供を行い、子育ての不安や悩みの相談に応じるなど、子育て家庭が孤立せず、地域とのつながりを得る環境づくりを行う。 育児支援家庭訪問事業(自治事務) ・出産後に親族等の支援が得られない等、育児支援が必要な家庭に対し、家事・育児にかかる養育者の負担を軽減するために、市と契約している事業者から家事・育児を支援するヘルパーを派遣する。また、育児に関する助言などの専門的支援のため、市から保育士等を派遣する。 | 18,230 | 11 | 民生委員・児童委員による健やか赤ちゃん訪問が円滑に行えるよう連携を促し、その活動がより行いやすくなるよう実施手法等について検討する。ヘルパー派遣事業の更なる周知を図るとともに実施手法を検討し、利用満足度の向上、受託事業者の追加に努める。 | 各事業とも引き続き実施手法や広報等を検討するとともに、健やか赤ちゃん訪問事業における把握率の維持向上、並びにヘルパー派遣事業における利用満足度の向上に努める。 | 20,465 | 47,009 | 26,544 | 健やか赤ちゃん訪問事業の実施手法見直しによる委託料の増額。 R5: 34,465千円(R4: 0千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|----------------|---------|--|----------------|---------|---|--|------------------|----------------------------|------------------|---|---|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 210402 | | 家庭児童相談事業 | 子供家庭支援課 | ・児童虐待に関する相談をはじめ、育児不安等による児童の養育等に関する相談業務を行う。 ・児童虐待の発生予防のため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う。 ・発生時の迅速・的確な対応を行うために、関係機関との連絡調整、研修や広報活動を行う。 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化のために、相談員の資質向上、関係機関職員のスキルアップを図る。 ・西宮市要保護児童対策協議会を運営し児童相談関連機関との連絡調整、要保護児童への支援、要保護児童の進行管理を行う。 ・家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、市が指定する児童福祉施設で児童を養育、保護する子育て家庭ショートステイ事業を行う。 ・乳幼児健診未受診者、未就園、不就学児等に関する定期的な安全確認。 | 56,403 | 10 | 相談体制を強化するとともに、発達・知能検査や保護者のアンガーマネジメントを継続して実施することにより、子ども家庭総合支援拠点の適切な運営に努める。 | 子ども家庭総合支援拠点における業務をさらに充実させる。 | 69,920 | 89,283 | 19,363 | 【歳入】 子ども食堂補助事業への新型コロナウイルス感染症対策基金の活用による増額。 R5:18,645千円(R4:2,710千円) 【歳出】 ・パートタイムA職員1人の増員による報酬等の増額。 R5:55,984千円(R4:51,429千円) ・家庭児童相談システム改修委託料の業務完了による減額。 R5:0千円(R4:2,563千円) ・子ども食堂運営支援業務委託料の所管課変更による増額。 R5:2,143千円(R4:0千円) ・子育て家庭ショートステイ事業の利用見込増による負担金の増額。 R5:4,212千円(R4:3,151千円) ・子ども食堂補助金の所管課変更による増額。 R5:15,620千円(R4:0千円) | |
| 210403 | | ひとり親家庭相談事業 | 子供家庭支援課 | ひとり親家庭は、経済的・精神的にも就労や子育ての面でも困難を抱えた親が少なくないため、母子・父子自立支援員(2名)が問題解決に向けて相談を受けている。 相談内容は多様化・複雑化しており、長期的に関わるケースもある。また、多重債務や精神不安、住宅困窮など相談内容も深刻なものが多い。 生活保護受給世帯、児童扶養手当の全部支給世帯、生活困窮世帯等の中学3年生を対象に無料の学習支援を週2回、1回2時間を実施。 | 53,592 | 10 | ・弁護士による養育費相談事業の見直し。 ・学習支援の開催箇所数を10か所に増設。 ・学習支援の対象者を中学生1～3年生に拡大。 | ・令和6年度以降の学習支援の受託事業者選定のためプロポーザルを実施。 | 69,539 | 71,259 | 1,720 | ・子供の生活・学習支援事業費見込額の減による委託料の減額。 R5:18,449千円(R4:19,229千円) ・養育費確保事業の実施による補助金の増額。 R5:2,000千円(R4:0千円) ・高等職業訓練促進給付金の支給見込額の増による扶助費の増額。 R5:30,454千円(R4:25,879千円) | 「令和3年度決算事業費」及び「令和4年度当初予算事業費」について、令和4年度事務事業評価結果報告書の記載内容に誤りがあったため、修正。 |
| 210404 | 特会 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 子供家庭支援課 | 母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉の増進を目的とする貸付制度。 子が高校等に進学する場合の就学支度資金及び修学資金や技能習得に必要な資金など12種類を無利子または低金利で貸付ける。 | 16,875 | 11 | 引き続き、コールセンターによる電話催告や、委託弁護士による償還指導等により、収納率の向上に努めていく。 | 引き続き滞納整理を進め、適正な債権管理を行うとともに、収納率の向上に努めていく。 | 29,900 | 30,878 | 978 | 母子福祉資金貸付金の貸付額増による貸付金の増額。 R5:19,567千円(R4:18,199千円) | |
| 340301 | | 婦人相談事業 | 子供家庭支援課 | ・問題を抱えた女性の相談に応じ、必要な支援・情報提供を行う。 ・西宮市配偶者暴力相談支援センター(西宮市DV相談室)が平成24年9月10日に開設(所管課非公表)されたことに伴い、センターと連携してDV被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、被害者の安全を確保し、社会生活を円滑に営み自立することができるようにする。 | 22,990 | 11 | 先進市の事例研究や近隣市との情報交換を元に相談スキルを向上させ、また相談窓口の一層の周知に努める。 | 引き続き、職員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携した支援を行っていく。 | 34,642 | 37,011 | 2,369 | 母子生活支援施設(他市)入所の見込世帯数の増による措置費の増額。 R5:22,250千円(R4:20,042千円) | 「令和3年度決算事業費」について、令和4年度事務事業評価結果報告書の記載内容に誤りがあったため、修正。 |
| 210203 | | 公立保育所管理運営事業 | 保育所事業課 | 保護者の就労や病気などのため家庭において十分な保育をすることができない乳幼児を保育するため、市が公立保育所を設置、運営する。 | 2,136,843 | 11 | 医療的ケア児への支援が市の法的責務になったことから、公立保育所で医療的ケア児の受け入れに向けた支援体制を整備する。 | 医療的ケア児の受け入れ園に対し、ケア等を行う看護師・保育士を配置し、医師等の有識者による助言を受けながら、安定・継続した支援を行う。 | 2,471,891 | 2,654,191 | 182,300 | ・医療的ケア児受け入れや、育児休業等の増に伴う会計年度任用職員の増による報酬・給与等の増額。 R5:1,846,406千円(R4:1,758,040千円) ・公立保育所ICT化事業による委託料・備品購入費等の増額。 R5:72,413千円(R4:0千円) | |
| 210204 | | 保育所施設改修事業 | 保育所事業課 | 老朽化が著しい公立保育所の保育室の改修等を実施する。また、保育環境改善のための改修等工事を実施する。 | 36,422 | 11 | ・中長期修繕計画に基づく改修を実施する。 | ・中長期修繕計画等に基づき、保育環境改善のための改修工事を実施することで建物の長寿命化を図る。・耐震改修に併せて設備等の更新を行うことでコスト削減を図る。・保守点検結果を踏まえ設備改修の優先度を判断する。 | 30,000 | 0 | △ 30,000 | 中長期修繕計画に基づく保育所改修工事に係る工事請負費の減額。 R5:0千円(R4:30,000千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-----------------|----------|---|----------------|---------|--|---|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 210205 | | 地域型保育等支援事業 | 保育所事業課 | 地域型保育事業等に対して保育の充実と安定を図るため、保育支援員・保健師の巡回や研修機会の提供、事故予防への取組等を実施する。 また、子ども・子育て支援法に基づく事業として実施される地域型保育事業等での従事希望者に対し、子育て支援員研修を実施する。 | 44,182 | 11 | 新型コロナウイルス感染症対策として、電話による各種相談対応を増やしつつ、必要に応じて巡回による相談対応や安全対策への助言等を行う。 | 引き続き公立保育所での新型コロナウイルス感染症対策を助言するとともに、巡回支援等による各種相談対応、安全対策への助言や、基礎研修や子育て支援員研修等を実施することで保育の質の向上に取り組む。 | 60,723 | 56,445 | △ 4,278 | 保育支援員の減に伴う報酬・職員手当等の減額。 R5:53,446千円(R4:56,861千円) | |
| 210206 | | 民間保育所給付等事業 | 保育幼稚園支援課 | 子ども・子育て支援新制度の公定価格に基づく特定教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等に要した費用を民間保育所に支給・補助する。 | 3,769,544 | 11 | 公定価格における単価改定や、加算項目の運用の変更に適切に対応する。また、社会情勢を受け、令和4年2月から9月までの間を対象に実施する保育士等処遇改善臨時特例事業への対応を滞りなく行う。 | 今後も民間保育所が開設される見込みがあるため、引き続き公定価格に基づき、適切に給付等を行うとともに、令和5年度から、処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件が段階的に適用されることについても、適切に対応する。 | 4,798,263 | 4,294,026 | △ 504,237 | 施設数の減による給付費等の減額。 R5:3,493,079千円(R4:3,916,738千円) | |
| 210207 | | 地域型保育給付等事業 | 保育幼稚園支援課 | <地域型保育給付費等の支給・補助> 子ども・子育て支援新制度の公定価格に基づく特定地域型保育及び地域子ども・子育て支援事業等に要した費用を特定地域型保育事業者に支給・補助する。 <施設型病児保育事業> 病気等により保育所等での集団保育を利用することができず、就労等の事情で保護者による保育が困難である場合に、保育所、病院、その他の場所において保育を行う事業。 <訪問型病児・病後児保育利用料助成制度> 病気等により保育所等での集団保育を利用することができず、就労等の事情で保護者による保育が困難である場合に、ベビーシッターの派遣による保育サービス利用料を助成する制度。 | 1,862,670 | 11 | 公定価格における単価改定や、加算項目の運用の変更に適切に対応する。また、社会情勢を受け、令和4年2月から9月までの間を対象に実施する保育士等処遇改善臨時特例事業への対応を滞りなく行う。 | 今後も公定価格及び補助要件に基づき、適切に支給等を行うとともに、令和5年度から、処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件が段階的に適用されることについても、適切に対応する。 | 2,178,582 | 2,271,096 | 92,514 | 施設数の増による給付費等の増額。 R5:2,018,151千円(R4:2,000,946千円) | |
| 210208 | | 認定こども園給付等事業 | 保育幼稚園支援課 | 子ども・子育て支援新制度の公定価格に基づく特定教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等に要した費用を認定こども園に支給・補助する。 | 4,802,240 | 11 | 公定価格における単価改定や、加算項目の運用の変更に適切に対応する。また、社会情勢を受け、令和4年2月から9月までの間を対象に実施する保育士等処遇改善臨時特例事業への対応を滞りなく行う。 | 今後も認定こども園への移行が見込まれるため、引き続き公定価格に基づき、適切に給付等を行うとともに、令和5年度から、処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件が段階的に適用されることについても、適切に対応する。 | 5,426,451 | 6,138,374 | 711,923 | 施設数の増による給付費等の増額。 R5:5,108,715千円(R4:4,586,323千円) | |
| 210209 | | 私立幼稚園給付等事業 | 保育幼稚園支援課 | 子ども・子育て支援新制度の公定価格に基づく特定教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等に要した費用を私立幼稚園(特定教育・保育施設に限る。以下「新制度私立幼稚園」という。)に支給・補助する。 (参考 私立幼稚園と子ども・子育て支援新制度) 1 新制度に移行して運営(特定教育・保育施設) → 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給を受ける。 2 従来制度のまま運営 → 都道府県の補助(私学助成)を受ける。 | 627,874 | 11 | 公定価格における単価改定や、加算項目の運用の変更に適切に対応する。また、社会情勢を受け、令和4年2月から9月までの間を対象に実施する保育士等処遇改善臨時特例事業への対応を滞りなく行う。 | 今後も新制度移行が見込まれるため、引き続き公定価格に基づき、適切に給付等を行うとともに、令和5年度から、処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件が段階的に適用されることについても、適切に対応する。 | 705,288 | 1,045,735 | 340,447 | 施設数の増による給付費等の増額。 R5:1,043,582千円(R4:703,383千円) | |
| 210210 | | 私立幼稚園等保護者負担軽減事業 | 保育幼稚園支援課 | <施設等利用費の支給> 令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費を支給 <預かり保育費用軽減補助事業(協力幼稚園事業)> 保育所等の利用が保留となった又は地域型保育事業等を卒業した児童が、登録されている私立幼稚園の預かり保育を利用するときの費用を軽減 <認可外保育施設利用料の補助> 保育所等の利用が保留となった児童が、やむを得ず認可外保育施設を利用するときの利用料を補助 (私立幼稚園保育料等を補助する「就園奨励助成金」等は、無償化の実施に伴い令和元年9月分を終了。) | 1,811,412 | 11 | 子ども・子育て支援法に基づき、施設等利用費を適切に支給する。 | 子ども・子育て支援法に基づき、施設等利用費を適切に支給するとともに、システムの標準化対応に向けて準備を進める。 | 2,157,021 | 1,797,151 | △ 359,870 | 施設等利用費の支給に係る特定子ども・子育て支援施設等の利用見込み人数の減等による給付費等の減額。 R5:1,776,607千円(R4:2,135,888千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|---------------|----------|---|----------------|------|--|--|------------------|------------------|----------------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 210211 | | 私立幼稚園教育振興補助事業 | 保育幼稚園支援課 | 本市の幼児教育に不可欠な役割を果たしている市内の私立幼稚園の教育の振興を図り、本市教育の維持充実及び発展に資することを目的として、私立幼稚園に対して補助金を交付している。 補助対象事業 ・施設及び設備の改善 ・教育上の研究 ・災害のため不測の損害をこうむったとき ・教育の振興上必要があるとき 補助金の上限 3,200円×園児数+540,000円 | 39,637 | 11 | 適切な環境整備により、本市の幼児教育の振興を図るために、今後も補助対象事業に一元取り組むよう促す。 | 私立幼稚園における適切な環境整備により、本市の幼児教育の振興を図り、今後も補助対象事業に一元取り組むよう促す。 | 40,401 | 38,679 | △ 1,722 | 市内在住在籍者見込み数の減による減額。 R5: 38,673千円(R4: 40,395千円) | |
| 210212 | | 新制度認定関係事務 | 保育入所課 | 保育の支給認定、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の入所申込に係る利用調整、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額の決定、公立・私立保育所の利用者負担額の徴収 | 69,006 | 11 | 入所業務の円滑な執行のため、事務内容等の整理を行う。入所申込における電子申請や保育所入所選考AIシステム等、ICTを活用することにより、業務の効率化や市民の利便性の向上を図る。 | 増大する事務に対して円滑な執行のため、更なるICT化の検討を行い、業務の効率化を図る。 | 93,017 | 99,098 | 6,081 | 【歳入】 認可保育所から幼児連携型認定こども園に移行することに伴う利用児童見込数の減による保育所保育料の減額。 R5: 793,431千円(R4: 841,020千円) 【歳出】 ・超過勤務の縮減対策にかかる委託料の増額。 R5: 17,721千円(R4: 15,057千円) ・対象児童見込数の増によるひょうご保育料軽減補助金の増額。 R5: 34,240千円(R4: 32,042千円) | |
| 210301 | | 診療・リハビリ事業 | 診療事業課 | こども未来センター診療所は、子供の運動発達の遅れや、こぼの発達についての診療など、医療的な側面からの支援を行っている。診療所の特徴は、単に診療を行うだけではなく、本人の日常生活の充実や向上につなげていくことを主眼とした取り組みを行っているところにある。医師や看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理療法士など多職種の医療専門職が、さまざまな取り組みを行い、センター内の関係部門や学校園等と連携した各種の支援にも力を入れ、センターの基本理念である「こども自身の自分らしい豊かな人生を実現する」ことに向けた総合的な支援を目指している。 | 204,625 | 13 | 地域医療機関との連携内容等について、さらに協議を行い、こども未来センター診療所への診察希望者の集中を軽減し、早期支援を進めていく。診療での指示の見直し等により、多くの利用者が教育を受けられる体制を整える。 | 地域医療機関や学校園等へさらなる連携や支援を図り、市内全体の対応力を上げることにより、状態が安定している児童は地域で対応可能な体制を構築することを目指す。 | 216,779 | 214,343 | △ 2,436 | 外来受付等業務委託料等の減による委託料の減額。 R5: 39,889千円(R4: 41,707千円) | |
| 210302 | | 児童発達支援事業 | 発達支援課 | 旧「西宮市立わかば園」の移転を機に、福祉・教育・医療が連携した切れ目のない支援を目指して、「児童発達支援センター」と「スクーリングサポートセンター」の両施設を複合した西宮市立こども未来センターを平成27年に新設した。 「こども未来センター」全体の施設管理業務と児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、こども未来センター内において通園療育等の事業を行っている「わかば園」、そして社会福祉法人を指定管理者としている「西宮市立北山学園」の管理運営を実施している。 [こども未来センター わかば園]2歳児から就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児を対象に通園療育を実施。 [北山学園]3歳児から就学前の知的・発達障害児を対象に通園療育を実施。 | 112,107 | 11 | 幼稚園、保育所等への移行を視野に入れ、本人の日常生活につながる療育を行うとともに、アウトリーチ、保育所等訪問支援といったフォロー事業の充実を目指す。 | 引き続き本人の日常生活につながる療育を行うとともに、フォロー事業の充実に取り組む。また、こども未来センターの通園療育部門と北山学園の職員のスキルアップを目的とした相互交流・情報交流を進める等、さらなる支援の充実に努める。 | 146,027 | 149,491 | 3,464 | 北山学園指定管理料の増による委託料の増額。 R5: 90,631千円(R4: 88,558千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-----------------|-----------|--|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|---|--|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 210303 | | 北山学園施設整備事業 | 発達支援課 | 西宮市立北山学園は、児童福祉法第43条に基づく児童発達支援センターとして、就学前の主に知的障害のある児童を対象に、独立自活に必要な指導支援を提供することを目的として設置しており、施設の適正な維持管理を図るとともに、機能の増進を図る必要がある。 平成28年度から平成29年度にかけては、排水機能の改善や総合遊具の更新を目的とした園庭の整備工事を実施し、平成30年度は2階トイレ改修等を実施した。 令和元年度は児童発達支援事業に集約して実施。(都市ガス切替工事を実施) 令和2年度は老朽化対策としてプール槽内及びプールサイドシート補修工事を実施した。 令和3年度は外壁等改修工事及びプールろ過装置更新工事を実施した。 | 7,465 | 11 | 不要になったボイラー機器の撤去及びボイラー室の用途変更、厨房前コンクリートの補修を実施する。 | 老朽化した施設の長寿命化を図るとともに、園児の快適な療育空間の確保を行う。 | 7,586 | 2,296 | △ 5,290 | ・ボイラー室用途変更工事及び厨房前コンクリート補修工事の完了による工事請負費の減額。 R5:0円(R4:7,586千円) ・玄関の二重扉化工事の実施による工事請負費の増額。 R5:2,296千円(R4:0円) | |
| 210304 | | 発達・教育相談事業 | 地域・学校支援課 | 18歳までの子供の「心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、不登校・情緒不安定・性格等や教育に関すること」等、悩みや困ったことについて、専門の相談員が電話や面談等により相談に応じた。 | 34,166 | 11 | 相談員の専門性を活かし、関係機関との連携も充実させ、個のニーズに応じた支援を行っている。 | 相談員の専門性を活かし、ニーズに応じた支援を行う。 | 40,207 | 40,414 | 207 | フォームとび箱の購入による備品購入費の増額。 R5:115千円(R4:0円) | |
| 210305 | | 地域・学校支援事業 | 地域・学校支援課 | さまざまな課題のある子供を支援するうえで、子供が普段の生活で最も長い時間を過ごす学校・幼稚園・保育所や関係機関などとの連携をとりながら支援を行い、早期の気づき・発見を早期の支援につなげていけるよう、ネットワーク作りを行う。 不登校児童生徒や学校生活で配慮を必要としている児童生徒に対して、きめ細かな支援を行い、社会的自立や学校生活の安定に向けたさまざまな支援を行う。 障害福祉サービス等を利用する際になら作成することとなっている「本人中心支援計画」(障害児支援利用計画)の作成やモニタリングを行い、本人やご家族の現在の状況や希望などを整理し、課題や方針などについて支援関係者間での認識共有を図る。 | 61,542 | 10 | 多様なニーズに対応したアウトリーチの活用を推進する。「あすなる学級みらい」では、少人数制(半日制)の特色を生かした運営を促進する。新型コロナ対策等も行いながら取組みを進める。 | 市内のニーズを把握し、支援体制を整えていく。「あすなる学級みらい」については、市内6学級のあすなる学級と細やかに連携を図っていく。 | 66,364 | 65,870 | △ 494 | のびのび教室廃止による報償費の減額。 R5:5,735千円(R4:6,236千円) | 令和4年度から全校で「通級」を実施できるようになったため、令和5年度から「通級」を実施できない小学校の児童等を対象に実施していた「のびのび教室」を廃止することによる。 |
| 210104 | | ファミリーサポートセンター事業 | 子育て総合センター | 「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員となって、依頼・提供・両方会員のいずれかに登録し、お互いが助け合いながら、地域の中で育児の援助活動を行ない、地域の中で子供を預け、預けあい、地域ぐるみの子育て支援を目指す。 | 14,866 | 11 | 養成講座の開催を周知し、提供会員の確保に努める。また、活動の質の向上を図るため、研修会への参加を呼びかける。 | 引き続き、活動の安全と質の向上を図るため、効果的な研修会を企画し、参加を呼びかける。 | 16,515 | 15,580 | △ 935 | パートタイムA職員の変更に伴う人件費(報酬、職員手当等、共済費、旅費)の減額。 R5:11,151千円(R4:11,935千円) | |
| 210105 | | 子育て総合センター管理運営事業 | 子育て総合センター | 西宮市立子育て総合センターは、少子化や核家族化を背景に、保護者の子育てに対する孤独感・不安感・負担感などを解消するための子育て支援の拠点施設として、また幼稚園・保育所・関係機関等と十分な連携を取りながら、幼児教育・子育て支援の事業を展開することを目的に、平成13年に開設された。さらに、子育て総合センターの屋外施設として、主に就学前の子供たちが思いっきり五感を活かし、色々な人との出会いや自然とのふれ合い、仲間作りをしながら社会力を身につけることを目的に、みやっこキッズパークが平成15年に開設された。 | 91,011 | 11 | 他機関や施設、他の拠点との連携を図るとともに、令和3年度から開始した市公式LINEアカウントでの子育て情報発信などを活用し、利用者が要とする支援や情報を届けられるように努める。また、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら施設を運営する。 | 地域での子育てを支えるための事業を進めていくために、他機関や施設との更なる連携強化を図り、アウトリーチを行う。支援を必要とする利用者を広く受け入れられるような事業を展開していく。 | 98,621 | 100,500 | 1,879 | みやっこキッズパーク土留め補修工事の実施に伴う工事請負費の増額。 R5:4,851千円(R4:3,401千円) | |
| 210107 | | 地域子育て支援事業 | 子育て総合センター | ・地域子育て支援拠点事業 大学や公募事業者等において、就学前児童(特に0～2歳児)のいる世帯を対象に①親子でいつでも自由に集い遊べる場の提供②子育て相談窓口③情報提供④講座・講習・イベントの企画及び開催を実施する。 ・利用者支援事業 親子の身近な場所である地域子育て支援拠点事業実施施設で子育てコンシェルジュが個々の家庭のニーズを必要支援制度や施設へつなげる「利用者支援」と地域の既存施設や関係団体との関係づくりを進める「地域連携」を行う。 ・子育て支援ルーム事業 地域子育て支援拠点事業の空白地域を補完する事業として実施し、将来的に拠点事業につなげる。 | 82,907 | 10 | ・地域子育て支援拠点事業の質の向上を図る。 ・利用者支援事業の周知及び内容の充実を図る。 | ・地域子育て支援拠点事業の質の向上を図る。 ・利用者支援事業の周知及び内容の充実を図る。 | 106,682 | 104,486 | △ 2,196 | 地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業となる補助基準額(見込み)の見直しに伴う負担金補助及び交付金の減額。 R5:88,505千円(R4:90,995千円) | 令和4年度に21箇所目に係る補助基準額(見込み)の見直しに伴う負担金補助及び交付金の減額。 R5:88,505千円(R4:90,995千円) 令和5年度に再公募することとなり、当初予算比較では運営箇所数が「同数となった」が、補助基準額(見込み)の見直しを行ったことから減額となった。しかしながら、令和5年度における地域子育て支援拠点事業としては現在の20箇所から21箇所目の開設を目指していることから当該事業は「10:拡充」である。 |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|---------------|-----------|---|----------------|------|--|--|------------------|------------------|----------------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 210108 | | 子育て支援拠点施設整備事業 | 子育て総合センター | 地域における子育て支援の中心となる拠点施設等を整備する。 | 0 | 10 | 瓦木周辺地域において、地域子育て支援拠点事業実施施設を開設する。 | 地域子育て支援拠点事業実施施設の空白地域において、新規に開設する。 | 4,000 | 4,000 | 0 | 令和4年度に瓦木周辺地域にて地域子育て支援拠点の新設事業者の公募を行ったが、応募事業者の評価が選定基準に満たなかったため新設に至らなかった。よって、令和5年度に改めて同地域にて事業者の公募を行う予定である。 | |
| 230303 | | 児童館管理運営事業 | 子育て総合センター | 地域社会において、児童の健全育成に寄与することを目的に、楽しい遊び場を与えるレクリエーション施設として、児童館・児童センターを開設している。 児童館・児童センターは、西宮市が直接管理運営する4児童館(むつみ・浜脇・津門・鳴尾)、2児童センター(大社・高須)、西宮市社会福祉事業団が設置運営を行う段上児童館、西宮市が設置し、西宮市社会福祉事業団が指定管理者として管理運営にあたっている2児童センター(塩瀬・山口)の合計9施設がある。 このほか、児童館を利用しにくい地域で公民館を利用して実施する移動児童館がある。 児童館を利用できるのは、乳幼児から中学3年生までの児童とその保護者。開館時間は4月～9月は午前10時から午後6時まで、10月～3月は午前10時から午後5時まで。休館日は日曜日・祝日・国民の休日・年末年始。利用は無料。 | 225,230 | 11 | 乳幼児向けの新たなイベントを実施するなど、子育て支援のさらなる充実に取り組み。また、新型コロナウイルス感染症対策を継続させて、利用者に安心して利用していただけるよう努める。 | 子育て支援の充実に向けて取り組むとともに、放課後の居場所づくりについては関係部署と連携して取り組む。 | 233,252 | 246,851 | 13,599 | ・児童館受付システム導入による電話・回線使用料の増額。 R5:934千円(R4:473千円) ・津門児童館開館に伴うパートタイムB職員の増による報酬等の増額。 R5:19,896千円(R4:17,543千円) ・高須児童センタートイレ洋式化工事による工事請負費の増額。 R5:6,428千円(R4:2,110千円) | |
| 230304 | | 児童館改修事業 | 子育て総合センター | 老朽化した箇所を随時補修し、利用者が快適に過ごせる環境を整備する。 また、施設の長寿命化を図るため、「中長期修繕計画」に基づき適切な周期で修繕を実施し、予防保全に努める。 | 21,490 | 11 | 高須市民センター空調設備工事、高須市民センター受変電設備改修工事設計業務、塩瀬センター防火シャッター更新工事を行う。 | 施設の老朽化が進んでいるため、改修必要箇所に優先順位をつけ、適切な時期で改修を行う。 | 7,920 | 0 | △ 7,920 | ・委託料の減額。 R5:0円(R4:933千円) ・工事請負費の減額。 R5:0円(R4:6,987千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-------------|-----------|---|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 【環境局】 | | | | | | | | | | | | | |
| 520501 | | 公衆衛生向上補助事業 | 環境総務課 | 国及び地方公共団体は、公衆浴場経営の安定化を図る措置等により、公衆浴場の確保に努めなければならないとされている。一般家庭での自家風呂の普及により浴場利用者は減少し、浴場の経営は厳しい状況であるが、公衆衛生の観点のみならず、地域コミュニティの場としても重要な役割を担っている公衆浴場を保護するために助成を行う。 | 2,360 | 11 | 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に基づき、市内6箇所の公衆浴場を確保するため、助成を行う。 | 現状どおり事業を継続し、公衆浴場の確保に努める。 | 2,371 | 2,261 | △ 110 | 市内公衆浴場数減による補助金の減額。 R5: 2,261千円(R4: 2,371千円) | |
| 510101 | | 環境学習都市推進事業 | 環境学習都市推進課 | 環境問題は、生活様式の変化や都市化が進む中、多様化、複雑化し、身近な環境問題から地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模まで広がっている。これらの環境問題に対処していくためには、市民、事業者、行政の連携のもと環境保全に関する取り組みと市民の自主的な環境学習の発展が求められている。 本事業は、「地球ウォッチングクラブ(EWC)事業」を中心に子どもたちの発達段階に応じた環境学習の仕組みを導入すると共に、環境学習活動の拠点となる「環境学習サポートセンター」の運営や地域ぐるみのエコ活動の拠点となる「エココミュニティ会議」への活動支援など、あらゆる場で生涯にわたって環境に関して学ぶ力を育成するための基盤整備を行うものである。 | 22,241 | 11 | 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止していた市民活動カード事業やエココミュニティ会議交流会などを再開し、地域に根差した自主的な環境学習の推進を図る。 | 環境計画推進パートナーシップ会議の場において議論される結果を踏まえ、市民・事業者との参画と協働による環境学習システムの運用を図る。 | 26,701 | 31,302 | 4,601 | ・木製製品の副賞作成等による消耗品費の増額。 R5: 2,967千円(R4: 1,600千円) ・環境学習事業の企画、運営等業務に係る委託料の増額。 R5: 19,456千円(R4: 16,822千円) | |
| 510102 | | 環境計画推進事務 | 環境学習都市推進課 | 「環境学習都市宣言」の具体化のため策定した「第3次西宮市環境基本計画」に基づき、市民、事業者、行政の参画と協働で、持続可能なまちづくりを行う。計画で定めた4つの環境目標の達成のため、環境計画推進パートナーシップ会議を中心とした体制で各種事業を実施する。 また、環境マネジメントシステムに基づくPDCAサイクルの運用により、市役所の事務・事業活動による環境への負荷の継続的な低減を行う。 | 1,196 | 11 | 第3次西宮市環境基本計画の中間見直しに向けて、関係課等と調整を行う。各種会議及び環境マネジメントシステムについては、PDCAサイクルに基づき、継続的な改善を図る。 | 第3次西宮市環境基本計画の中間見直しにおいて、市民・事業者の参画と協働による計画見直しを図る。また、各種会議及び環境マネジメントシステムについては、PDCAサイクルに基づき、継続的な改善を図る。 | 1,943 | 22,316 | 20,373 | ・環境基本計画改定支援等による委託料の増額。 R5: 9,621千円(R4: 0千円) ・周年事業実施に伴う委託料の増額。 R5: 9,250千円(R4: 0千円) | |
| 510201 | | エネルギー政策推進事業 | 環境学習都市推進課 | 「2050年ゼロカーボンシティにのみや」の実現を目指し、地球温暖化対策実行計画の推進及び進捗管理を行う。 再生可能エネルギー及び省エネルギーに資する活動や機器等の設置に対する支援を行う。 ※令和4年度以降、事業名を「地球温暖化対策事業」へ名称変更。 | 22,468 | 13 | 「(仮称)第四次西宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の改定を実施する。太陽光発電設備の共同購入支援事業を実施するとともに、ZEH等の補助事業・省エネチャレンジ事業を実施し、家庭部門の二酸化炭素削減に努める。 | 「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の中間改定を行うとともに、脱炭素社会の実現に向け、より積極的に効果的な施策を実施する。 | 41,777 | 22,062 | △ 19,715 | ・市域の再生可能エネルギー導入可能性調査及び公共施設再エネ・省エネ導入調査委託料の減額。 R5: 0千円(R4: 17,250千円) ・戸建住宅ZEH化等高断熱化促進補助金の減額。 R5: 6,000千円(R4: 15,000千円) ・省エネチャレンジ事業に係る委託料の増額。 R5: 4,607千円(R4: 142千円) | |
| 510301 | | 環境保全事業 | 環境学習都市推進課 | (1)駐車場、洗車場及び資材等置場の設置を行う事業者に対し、環境への配慮を促す。(2)公共の場所での迷惑花火、深夜騒音発生、犬のふん放物、ポイ捨て、指定区域内での路上喫煙を禁止する(迷惑花火、喫煙規制業務以外は他課所管)。(3)旅館業、風俗営業及び店舗型風俗特殊営業の用途に供する建築物の建築の際、建築主に居住環境及び教育環境への配慮を促す。(4)太陽光発電設備の設置を行う事業者に対し、周辺住民等との調整を促す。 | 13,002 | 11 | 一人ひとりのマナーの向上を図るため、地域との協働・連携により効果的な啓発に取り組む。 | 各地域におけるマナー向上のため、地域住民や事業者との協働を推進する。 | 13,732 | 13,760 | 28 | 歩行喫煙啓発等委託料の増額。 R5: 4,311千円(R4: 4,172千円) | |
| 510302 | | 環境衛生協議会補助事業 | 環境学習都市推進課 | 市民が直面している地球規模の環境問題を解決するため、今までのライフスタイルを見直し、少ない資源を有効に活用する循環型社会をめざし、環境衛生協議会に補助することにより、ごみの減量化・再資源化を図ることを目的に環境衛生、保健衛生及び環境美化に関する啓発、地区協議会の育成、連絡調整、グリーン大作戦や地域美の促進など「環境学習都市にのみや」にふさわしい持続可能な様々な実践活動をを進める。 | 5,776 | 11 | 地域において幅広い世代が活動に参加できるような魅力ある会運営をサポートする。また、当会における将来の地域行政のあり方について議論を深める。 | 他団体との調整や活動内容の整理を含め、地域ぐるみで幅広い世代が一体となって活動していけるような魅力ある会運営をサポートし、持続可能な環境活動ができるよう推進する。 | 6,500 | 6,500 | 0 | | |
| 520401 | | 空き地・空き家対策事業 | 環境衛生課 | 空き地については、良好な生活環境を確保するため、市条例で所有者等に空き地の適切な管理を義務付けている。そのため、市民からの相談や空き地のハトローの実施により、適切な管理が必要な空き地の所有者等に対して通知することで適切な管理を促している。また、草刈機の貸出しを行うほか、自己処理が困難な場合は、所有者から美費を徴収したうえで除草を民間に委託している。 空き家についても法において所有者等に空き家の適切な管理を義務付けており、市民から管理が不適切な空き家についての相談を受けた場合、その空き家の所有者等に対して文書等で改善を促している。 | 14,928 | 11 | 適切に管理されていない空き地・空き家の所有者等に対して指導を行うとともに第二次西宮市空家等対策計画に基づき、適切な管理がされていない空き家の解消や発生抑制につながる啓発を行う。 | 適切に管理されていない空き地・空き家の所有者等に対する指導及び第二次西宮市空家等対策計画に基づく適切な管理がされていない空き家の解消や発生抑制につながる啓発を継続して行う。 | 14,163 | 14,632 | 469 | 除草委託料労務単価増等による委託料の増額。 R5: 10,597千円(R4: 10,234千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|--------------|-------|---|----------------|---------|--|--|------------------|----------------------------|------------------|---|---|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 520502 | | ねずみ族昆虫等駆除事業 | 環境衛生課 | 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき感染症の予防、蔓延防止のため水路や下水道等の公共施設で感染症媒介害虫等の調査、駆除を実施する。 また、害虫駆除のための啓発事業、刺咬被害やアレルギーの原因となるダニ対策を実施し、市民の快適な生活環境を確保する。 災害・感染症が発生した場合に消毒作業を実施する。 | 47,590 | 11 | 害虫防除については令和3年度の作業実績をベースに作成した年間事業計画に基づき効果的・効率的に実施する。感染症発生時に即時対応する体制を継続する。 | 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の状況を注視しながら、啓発事業の再開を念頭に置き、個々の業務についても、より効率的に実施できる方法を検討する。感染症発生時に即時対応できる体制を今後も継続する。 | 57,881 | 55,158 | △ 2,723 | ・ダンプ車更新完了による備品購入費の減額。 R5:0円(R4:4,950千円) ・燃料調整費高騰化に伴う電気使用料の増額。 R5:4,107千円(R4:3,058千円) ・労務単価増等による清掃業務他施設保守管理委託料の増額。 R5:6,890千円(R4:6,440千円) ・玄関床タイル工事等による工事請負費の増額。 R5:868千円(R4:300千円) | |
| 520503 | | 葬儀・斎場管理運営事業 | 斎園管理課 | 近年、家族形態の変化と生活様式の変遷に伴い、葬祭に対する市民ニーズは多様化し、「清楚で低廉」な葬儀を望む市民は多いと思われる。西宮市では市営葬儀が市民に定着していることもあり、年間600件程度行われ、市内葬儀の1割強を市営葬儀が占めている。 | 126,494 | 11 | 市営葬儀という安心できるサービスの提供を継続させる。 | 引き続き、市営葬儀という安心できるサービスの提供を継続させていく。また、施設の老朽化対策に取り組む。 | 144,443 | 183,919 | 39,476 | ・葬儀件数の増及び宿直業務の勤務体制見直し等による指定管理委託料の増額。 R5:176,846千円(R4:141,362千円) ・施設改修に係る工事請負費の増額。 R5:4,000千円(R4:0円) | |
| 520504 | | 墓地・納骨堂管理運営事業 | 斎園管理課 | 「墓地、埋葬等に関する法律」の定めるところにより、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地に基づき、焼骨を葬るための施設である市立墓地6箇所及び市立満池谷納骨堂の管理を行う。 | 248,086 | 11 | 返還墓所の整理を進め、墓地の安定供給を図る。墓地施設の経年劣化に対する保全措置に努める。竣工予定の合葬式墓地に係る運営内容等を検討する。 | 返還墓所の整理を進め、墓地の安定供給を図る。墓地施設の経年劣化に対する保全措置に努める。合葬式墓地の円滑な運営に努める。 | 407,743 | 217,716 | △ 190,027 | ・墓地使用料の減による墓地整備基金積立金の減額。 R5:16,620千円(R4:202,131千円) ・区画墓地募集に係る業務委託の完了に伴う墓地管理等委託料の減額。 R5:131,328千円(R4:133,850千円) ・軽四貨物自動車更新完了による備品購入費の減額。 R5:0円(R4:1,086千円) | |
| 520505 | | 火葬場管理運営事業 | 斎園管理課 | 「墓地、埋葬等に関する法律」により、火葬場以外での火葬は禁止されている。国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地に基づき、遺体を葬るために焼骨とする施設である。 | 90,491 | 11 | 指定管理者によって、サービスの向上と経費節減を図るとともに、市も安全安心な施設運営に関わっていく。 | 引き続き、指定管理者によって、サービスの向上と経費節減を図るとともに、市も安全安心な施設運営に関わっていく。 | 93,824 | 86,433 | △ 7,391 | 指定管理者の選定更新による指定管理委託料の減額。 R5:84,572千円(R4:92,789千円) | |
| 520506 | | 満池谷火葬場設備改修事業 | 斎園管理課 | 満池谷火葬場は、平成3年4月に現施設を稼動して以来、11基の火葬炉により年間約5,000件の火葬を実施している。設備の維持管理については、日常のメンテナンスを始め、耐火煉瓦、台車等の補修を計画的に行い、火葬業務に支障がない様に努めているが、1炉あたりの火葬件数が2,000～2,500件(満池谷火葬場で約6年～7年半)で耐火煉瓦、周辺機器の全面更新が必要であり、第3次更新として令和元年度より順次改修を実施している。 | 37,730 | 11 | 火葬炉内設備等の更新を計画的に行う。 | 火葬炉本体や火葬設備等の更新を計画的に行っていく。 | 44,990 | 64,460 | 19,470 | 炉(3炉→2炉)内設備等改修に係る工事請負費の増額。 R5:64,460千円(R4:44,990千円) | |
| 520507 | | 白水峡公園墓地建設事業 | 斎園管理課 | 白水峡公園墓地の整備を行い、市民に低廉で良質な墓地を計画的に供給する。 ・全体整備計画(昭和51～平成23) 第1期整備(昭和51～昭和53)1,516区画 第2期整備(昭和53～昭和57)2,423区画 第3期整備(昭和60～昭和62)1,328区画 第4期整備(昭和62～平成23)5,664区画 墓所使用可能箇所での増設(平成24)129区画(平成25)70区画(平成26)80区画 合計 11,210区画 ・合葬式墓地整備計画(平成28～令和4) | 106,676 | 11 | 合葬式墓地等整備に係る周辺工事を進める。 | 一般区画墓地に係る整備工事を進める。 | 135,810 | 0 | △ 135,810 | 合葬式墓地整備事業完了による工事請負費の減額。 R5:0円(R4:135,810千円) | 令和5年度以降で対応する予定のもの(令和4年度事務事業評価結果報告書作成時記載)では、一般区画墓地の整備工事を進めるとしていたが、近年の墓じまいの増加等を踏まえ、返還墓を再利用することで、整備計画を取り止め、整備候補地については、今後の墓地需要に合わせた有効利用について検討していくこととした。 |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|---------------|-------|--|----------------|---------|---|--|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 520508 | | 墓地施設改修事業 | 斎園管理課 | 市立墓地施設において、利用者が安全安心に利用していただけるよう、改修・維持補修等を行う。 | 26,730 | 11 | 墓園全体の現況調査結果について状況把握に努める。 | 墓園全体の改修工事について、年次的に取り組めるよう検討する。 | 5,000 | 43,000 | 38,000 | 屋上防水及び外壁改修工事等の増による工事請負費の増額。 R5:38,000千円(R4:0円) | |
| 520101 | | 環境監視事業 | 環境保全課 | 環境関係法令に規定する第1号法定受託事務が中心である。環境汚染等による市民への健康影響及び騒音等による生活環境保全上の支障の未然防止対策に資するため、人の生存基盤である大気、水質、土壌の各環境の汚染状況並びに市民の生活環境である騒音、振動等の状況について監視、測定調査する。 得られた結果は、環境省や国土交通省、その他関係機関への各種公害対策要望を行う際に資料として活用するほか、庁内の各事業部局でも、環境面への影響調査等に活用されている。 大気汚染常時監視測定の結果は、光化学スモッグ注意報の発令等、緊急時の広報発令に不可欠であり、また市民等からの測定データに関する問い合わせも多い。工場・事業場に対する法的規制では、立ち入り検査を実施し、排水、排ガスの分析調査等を行っている。その他、大気環境の改善のため、低公害車の普及促進に係る啓発並びに助成事業等を行っている。 | 78,502 | 11 | 大気汚染防止法改正趣旨を踏まえアスベスト飛散防止対策推進に向けた調査体制強化を図る。職員スキルアップによる調査精度向上と携帯型検査機活用により調査件数増対応に努める。石綿飛散防止対策に関するリスクコミュニケーションのための要綱を作成する。 | アスベスト含有建造物の今後の解体工事のピーク等社会的需要の増大を見据え、職員のスキルアップと効果的で持続可能な監視体制を目指す。 | 81,804 | 81,861 | 57 | ・需用費光熱水費(電気)の増額。 R5:1,890千円(R4:1,627千円) ・アスベスト調査分析業務(解体等現場)に係る委託料の増額。 R5:2,373千円(R4:1,980千円) ・測定機器保守点検業務に係る委託料の減額。 R5:14,795千円(R4:16,287千円) ・次世代自動車普及促進事業拡充による負担金補助及び交付金の増額。 R5:3,666千円(R4:2,373千円) | |
| 520102 | | 環境監視設備等整備事業 | 環境保全課 | 大気汚染防止法第22条、騒音規制法第18条、水質汚濁防止法第15条の規定に基づき、大気、騒音、水質の汚染状況等の常時監視測定等、及び振動規制法第19条の規定に基づく振動の測定に必要な測定機器等を計画的に整備更新する。 | 3,202 | 11 | 老朽化している測定機器を順次更新し、その他の測定機器については定期的な整備を行い、長寿命化に努める。 | 法令や環境基準等の改正により新たな項目が定められた場合にも対応できるよう、計画的な測定機器の整備・更新を図ると共に効率的な機器の活用を心掛けて、経費の抑制に努める。 | 9,625 | 10,366 | 741 | 計画的な測定機器更新に係る備品購入費の増額。 R5:10,366千円(R4:9,625千円) | |
| 520201 | | ごみ減量等推進事業 | 美化企画課 | 平成31年4月に改定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを目指して、市民・事業者・行政の各主体の自律と協働により、リデュース(発生抑制)とリユース(再使用)の2Rを優先的に進めることによりごみの減量化を図るとともに、分別排出の徹底によるリサイクルに取り組み等、資源循環型社会の形成に向けて積極的な取り組みを進める。 | 33,081 | 10 | 令和4年度からの指定ごみ袋制度の導入開始に伴い、市民・事業者に対する周知啓発を継続して行う。また、袋製造業者及び小売店等に対しても継続して指定袋の安定的な供給確保を働きかける。 | 指定袋制度の導入を一つの契機と捉えて積極的に周知啓発に努め、一般廃棄物処理基本計画に掲げる各目標数値の実現に向け、ごみの減量及び再資源化施策を推進していく。 | 36,546 | 38,314 | 1,768 | 環境事業部ごみ分別ボックス購入による備品購入費の増額。 R5:1,941千円(R4:0円) | |
| 520217 | | じんかい等収集車両整備事業 | 美化企画課 | 一般家庭じんかい(ごみ)等収集搬送を滞りなく行うために適切な車両の配備を行う。また、購入時は、環境基準に適合した、CO2排出量の少ない低公害車を順次導入する。 令和3年度末保有台数 じんかい収集車 33台(内 低公害車 33台) ダンプ車 18台(内 低公害車 18台) 水路清掃車 3台(内 低公害車 2台) 糞尿車 1台(内 低公害車 0台) タンク車 1台(内 低公害車 1台) その他 15台(内 低公害車 3台) <合計> 71台(内 低公害車 57台) | 31,849 | 11 | 小型じんかい車(クリーンディーゼル仕様車:3台)、普通ダンプ車(ハイブリッド仕様車:2台)、小型バキューム車(クリーンディーゼル仕様車:1台)以上の更新を予定している。 | 引き続き、クリーンディーゼル車・ハイブリッド車をはじめとする低公害車の整備に努める。 | 51,453 | 51,359 | △ 94 | 更新車種の違いによる備品購入費の減額。 R5:51,359千円(R4:51,453千円) | |
| 630407 | | 環境事業部施設維持管理事業 | 美化企画課 | じんかい収集作業および水路清掃作業等の拠点である環境事業部が所管する各施設(環境事業部庁舎、美化第2課事務所、美化第3課事務所、甲子園浜し尿投入所)について、常に美化保全に努め、日常業務に支障のないよう適正・効率的な維持管理を行う。 また、西宮市環境マニュアルに留意した事務・事業活動を実施する。 ※西宮市環境マニュアルとは市間連携施設における事務・事業活動及び施策において、環境保全活動を継続的に推進することを目的として制定された基本文書であり、それに基づく体制を西宮市環境マネジメントシステム(西宮市EMS)という。 | 97,340 | 11 | 引き続き、適切な修繕及び工事を実施し、業務遂行に支障が生じないよう施設の維持管理に努める。部内の全職員が日頃からコスト意識を持って電気・ガス等の使用量削減に努める。 | 老朽化の進む施設の状況を把握し、適切な修繕及び工事を計画的に実施する。引き続き、部内の全職員のコスト意識向上を図り、電気・ガス等の使用量削減に努める。 | 89,911 | 103,285 | 13,374 | ・燃料価格高騰等による電気使用料の増額。 R5:14,641千円(R4:10,611千円) ・燃料価格高騰等によるガス使用料の増額。 R5:12,420千円(R4:7,872千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|----------------|-------|---|----------------|---------|--|---|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 520202 | | じんかい収集事業 | 美化第1課 | 生活系一般廃棄物は市直営及び委託業者によって計画収集を行っている。 ①ごみの適正処理(分別排出、分別収集) ②ごみの減量化 ③ごみの再資源化 にごみや収集:近隣や身近な人、親族等の協力が得られない介護を必要とする高齢者や障害がある人で、自宅からごみステーションまでのごみ出しが困難な世帯を対象に個別収集を実施している。 | 1,344,792 | 13 | 令和4年4月より、「もやすごみ」と「その他プラ」で指定ごみ袋制度が始まりました。指定袋制度開始に伴う啓発・指導等に対応します。 新破砕選別施設稼働開始に向けた収集体制の見直し等に関する検討を進める。 | 引き続き、収集体制の見直しを検討する。 | 1,361,914 | 1,370,541 | 8,627 | ・じんかい収集用コンテナ等の価格高騰による消耗品費の増額。 R5:10,311千円(R4:8,445千円) ・燃料価格高騰等による燃料費の増額。 R5:24,648千円(R4:22,810千円) ・労務単価、燃料費増によるじんかい等収集委託料の増額。 R5:1,186,688千円(R4:1,174,637千円) ・会計年度任用職員人件費の減額。 R5:93,944千円(R4:101,192千円) | |
| 520203 | | ごみ電話受付センター運営事業 | 美化第1課 | ・市民からの粗大ごみ収集の申込の電話受付。 ・市民からの死黙・汚物の申込の電話受付及び、直接持込に対する電話案内。 ・市民及び、事業者からの西部総合処理センター直接持込の電話受付。 ・ごみ分別等の簡易な問合せに対する回答。 | 40,460 | 13 | 電話受付の繋がらない状況の改善については、比較的影響が大きい時間帯を案内する。 | 引き続き、安定した運営を図る。 | 46,727 | 52,989 | 6,262 | ・LINEアカウント増加による役務費の増額。 R5:632千円(R4:514千円) ・粗大ごみ等電話等受付業務の従事者の人員増による委託料の増額。 R5:48,331千円(R4:42,562千円) ・リース契約変更による粗大ごみ等受付センター電話交換機等一式借上使用料の増額。 R5:3,708千円(R4:3,334千円) | |
| 520510 | | 死黙汚物等収集事業 | 美化第1課 | 犬・猫等の動物の死体や汚物等の収集と処理。 | 18,370 | 11 | 市民に不快感を与えることがないよう、亡くなった動物は丁寧に扱ったと同時に通報を受けた際は、場所・種別等を正確に聞き取り速やかに収集に努める。 | 引き続き、市民に不快感を与えることの無い様、正確な受付と適切かつ速やかな収集に努める。 | 18,420 | 18,865 | 445 | 委託料の増額。 R5:18,865千円(R4:18,420千円) | |
| 520204 | | 不法投棄対策事業 | 美化第2課 | 家電リサイクル法対象機器を含む廃棄物の不法投棄を防止するための指導・啓発を行う。 ※家電リサイクル法対象機器:テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン(平成21年度より衣類乾燥機が追加) | 2,251 | 11 | 不法投棄やポイ捨てを減らすためには、口頃からまちの美観や清潔の保持に努める必要があることから、自主的に清掃活動の視野を広げる取組として、ごみ拾いアプリ「ピリカ」を導入した。ピリカの普及を図る広報活動に努める。 | 引き続き、関係機関・部局との連携をとりながら各種啓発活動に取り組み、不法投棄発生件数の減少に努める。 | 4,029 | 4,593 | 564 | 地域清掃活動用ごみ袋の単価上昇による消耗品費の増額。 R5:2,849千円(R4:2,231千円) | |
| 520511 | | し尿収集事業 | 美化第3課 | ・市内の未水洗化世帯のし尿の計画的収集、事業活動に伴い臨時に排出されるし尿の収集の委託 ・市内の浄化槽設置・管理者への適正管理指導 ・甲子園浜浄化センター(投入所)へのし尿、浄化槽汚泥の受入 | 33,137 | 11 | 公共水域の水質保全のため、汲取り世帯や浄化槽設置者・管理者に適切な指導・勧告を行う。 | 引き続き、公共水域の保全のため、汲取り世帯や浄化槽設置者・管理者に適正な指導・勧告を行う。 | 36,359 | 38,742 | 2,383 | 労務単価等の増によるし尿収集運搬委託料の増額。 R5:38,099千円(R4:35,352千円) | |
| 520512 | | 公衆便所清掃等維持管理事業 | 美化第3課 | 人の往来が多く、数多くの人が集まる駅周辺等市内4箇所(番瀬園浜公衆便所は、平成28年12月末に公園緑地課に移管)に設置している公衆便所について清掃、管理するとともに、周辺環境の美化や衛生状態の維持・向上を図る。 | 9,900 | 11 | 適切な維持管理を行う。 | 引き続き、適切な維持管理を行いながら、公衆便所の改修・建て替え等の検討を行っていく。 | 11,139 | 10,257 | △ 882 | 公衆便所清掃委託料の減額。 R5:7,028千円(R4:7,897千円) | |
| 520513 | | 移動便所貸出事業 | 美化第3課 | 公衆便所が設置されていない公園や河川敷等での自治会やサークルなどの集会、行催事の際に、移動便所の貸出しを行い、行事の円滑な進行と参加者の利便性の向上と環境衛生の維持を図る。 | 1,936 | 11 | 移動便所の新規購入はせず、貸出件数・台数を調整しながら当面は事業を継続する。 | 貸出事業を当面継続するに当たり受益者負担について検討する。 | 7,157 | 6,472 | △ 685 | 見込み件数減による移動公衆便所運搬設置等委託料の減額。 R5:6,286千円(R4:6,940千円) | |
| 520514 | | 水路清掃事業 | 美化第3課 | 水路の洪水等の災害を防止し、市民の安全と生活環境保全を目的として、計画的な清掃作業等に努めている。しかし、雨水とともに流入する土砂やポイ捨てゴミ及び不法投棄による多種多様なゴミが堆積し、いっ水(水があふれ出る)の原因となるほか、雑草や藻の繁茂による悪臭等の発生で生活環境が損なわれていることから清掃を効果的にいに行い被害を低減し水路の流路確保に努めていく必要がある。 | 36,981 | 11 | 台風や大雨等の防止策として、機動力を生かした予防清掃を実施する。また、増加傾向にある土砂の収集依頼・水路清掃依頼にも対応出来るように作業方法の効率化に努める。 | 引き続き予防清掃を実施し、洪水等の災害防止に努める。また、増加傾向にある土砂等も収集依頼・水路等の清掃依頼にも対応出来る効率的な作業方法及び組織運営の検討・実施に努める。 | 45,161 | 47,494 | 2,333 | ・空調服導入による消耗品費の増額。 R5:3,293千円(R4:2,243千円) ・燃料価格高騰等による燃料費の増額。 R5:3,754千円(R4:2,990千円) ・修繕料費の増額。 R5:3,874千円(R4:3,553千円) ・公課費の増額。 R5:412千円(R4:313千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|------------------|-----------|--|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 520301 | | 産業廃棄物対策事務 | 事業系廃棄物対策課 | 産業廃棄物処理に係る適正な監督・指導等により、産業廃棄物の不適正な処理を防止する。 | 4,490 | 11 | 排出事業者に対する立入検査の強化。 処理業者に対する立入検査の強化。 不適正処理等の監視/パトロール強化。 事業者に対する関係法令の周知徹底。 市職員を対象とした研修の実施。 PCB廃棄物の期限内処理指導の強化。 | 令和4年度の実施内容を継続し、強化する。 | 6,180 | 5,545 | △ 635 | ・電気自動車導入による使用料及び賃借料の増額。 R5:334千円(R4:33千円) ・備品購入費の減額。 R5:0円(R4:1,086千円) | |
| 520205 | | その他プラスチック処理事業 | 施設管理課 | 循環型社会形成の推進のため、その他プラスチック製容器包装(以下その他プラと言う)の再資源化に必要な、保管・選別・圧縮の中間処理を行う。 処理概要 開始時期：平成25年2月より一部地域、4月より全市において開始 処理理想量：約2,400t/年 処理内容：収集後のその他プラの中間処理を行い、再商品化事業者へ引渡す。 処理場所：鳴尾浜内の民間事業者敷地 | 42,622 | 11 | 良好なる選別精度維持の為、中間処理業務のモニタリングを継続する。 令和5年度から始まる第Ⅲ期中間処理業務の仕様を確認し事業者を選定する。 | 良好なる選別精度維持の為、中間処理業務のモニタリングを継続する。 令和8年度から始まる第Ⅳ期中間処理業務についての検討を進める。 | 44,310 | 111,109 | 66,799 | 処理量の増による委託料の増額。 R5:111,046千円(R4:44,241千円) | |
| 520206 | | 広域廃棄物埋立処分場建設補助事業 | 施設管理課 | 大阪湾フェニックス事業による廃棄物埋立処分場のうち、一般廃棄物(焼却灰等)分にかかる建設費を負担する。 Ⅰ期計画：尼崎沖処分場(1,600万立方メートル)、泉大津沖処分場(3,100万立方メートル)…受け入れは完了。 Ⅱ期計画：神戸沖処分場(1,500万立方メートル)、大阪沖処分場(1,400万立方メートル)…神戸沖処分場については平成14年4月から搬入開始。 工事期間…昭和62年度から46ヶ年 埋立期間…平成元年から44ヶ年 受入区域…近畿2府4県168市町村 | 17,296 | 11 | 応分の建設費用を負担する。 | 同左。 | 23,118 | 27,813 | 4,695 | 設備等の延命化対策等に伴う負担金の増額。 R5:27,813千円(R4:23,118千円) | |
| 520207 | | 西部総合処理センター管理運営事業 | 施設管理課 | 西宮市内で発生する一般廃棄物の処理 西宮市では家庭から排出される一般廃棄物は主に直営と委託により収集し、事業所から排出される一般廃棄物は許可業者等の収集運搬により、2箇所の処理施設(西部総合処理センターと東部総合処理センター)に搬入される。 これらのごみは、焼却・破砕・選別などの中間処理と資源化物の回収の後に、焼却灰や残渣は大阪湾フェニックス事業の広域処分場(神戸沖埋立処分場)で埋立処分している。 | 1,331,091 | 11 | 安定したごみ処理の継続のため、計画的な点検・補修を行い、施設を適切に維持管理する。 | 計画的な維持管理を行い、費用負担の平準化を図るため、中長期維持管理計画を適宜見直す。 | 1,438,512 | 1,372,405 | △ 66,107 | ・薬品単価の上昇に伴う消耗品費の増額。 R5:139,955千円(R4:122,000千円) ・ごみ量減による受電量の増に伴う電気使用料の増額。 R5:51,233千円(R4:26,960千円) ・各種機器等の点検箇所減及びごみ量減による焼却灰搬送処分等の委託料の減額。 R5:639,552千円(R4:697,954千円) ・焼却設備更新に係る工事請負費の減額。 R5:147,610千円(R4:200,915千円) | |
| 520208 | | 東部総合処理センター管理運営事業 | 施設管理課 | 西宮市内で発生する一般廃棄物の処理 西宮市では家庭から排出される一般廃棄物は直営又は委託により収集し、事業所から排出される一般廃棄物は許可業者の収集により、2箇所の処理施設(西部総合処理センターと東部総合処理センター)に搬入される。 東部総合処理センターでは、排出される一般廃棄物のうち、燃やすごみの焼却処理を行い、焼却灰については大阪湾フェニックス事業の広域処分場(神戸沖埋立処分場)で埋立処分している。 | 572,039 | 11 | 良好な運営状況を維持すべく、モニタリングを継続する。 | 同左。 | 786,978 | 1,022,067 | 235,089 | 運営委託契約に基づく委託料の増額。 R5:1,022,067千円(R4:786,978千円) | |
| 520210 | | ごみ意識高揚啓発事業 | 施設操作課 | 市民にごみ減量、資源リサイクルの大切さを認識してもらうために、リサイクルプラザを活用し、ごみとして搬入された粗大ごみの展示・再利用や、「自転車修理教室、こどもが店主のフリーマーケット、いきいきごみ展」など各種教室・イベントを実施する。加えて、処理施設の見学を受け入れ、ごみ処理工程を理解してもらう。 | 13,662 | 11 | 魅力のある展示品の確保や、利用者アンケートの要望を踏まえた、イベント内容の見直しにより、市民の関心を高める。 | 同左。 | 14,271 | 14,118 | △ 153 | | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|----------------------|-------|--|----------------|------|---|--|------------------|------------------|----------------------------|---|---|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 520211 | | 西部工場解体整備事業 | 施設整備課 | 東部総合処理センターの稼働開始により、平成24年度より廃止となった西部工場の解体撤去 施設概要 対象設備:西宮市西部工場 場 所:西宮市浜松原町3-1 焼却施設:全連続燃焼式ストーカ炉、120t/日×2炉 延床面積:焼却棟 2,237.47㎡、車庫棟 1,559.38㎡ その他付属棟 一式 敷地面積:5,517.25㎡ | 0 | 11 | 倒壊の危険性のある車庫棟と、倒壊すると周辺地域に影響を及ぼす煙突の先行解体を行う。 | ・事業者選定書類の作成 ・全体解体事業者の選定 ・除染工事 ・解体工事 | 3,272 | 143,308 | 140,036 | 解体に伴う工事請負費の増額。 R5:137,500千円(R4:0円) | 令和4年6月に施設状況の調査を行った結果、工場棟の建築物や屋内設備に大きな劣化は見られなかったが屋外設備では想定以上に劣化が進んでいたことから、一部解体から全体解体へ事業計画を変更した。 |
| 520212 | | 西部総合処理センター焼却施設整備事業 | 施設整備課 | 老朽化に伴う西部総合処理センター焼却施設の代替施設として、西部総合処理センター破砕選別施設を解体し、新焼却施設を整備する事業 対象施設:西部総合処理センター焼却施設(西宮市西宮浜3丁目8番) 処理規模:現有施設 525t/日(175t/日×3炉 ただし、1号炉は休止中)発電設備 6,000kW 将来施設 268t/日 発電設備および余熱利用設備 熱回収効率 20.5%以上 事業期間:令和2年度から令和12年度まで 全事業費:29,886,373千円 事業手法:直営 | 7,708 | 11 | 施設基本構想のパブリックコメントの実施 | 施設基本計画 生活環境影響調査 発注者支援 既設破砕選別施設の解体工事 新焼却施設の建設工事 | 200 | 39,216 | 39,016 | 施設基本計画策定に伴う委託料の増額。 R5:38,916千円(R4:0円) | |
| 520214 | | 東部総合処理センター破砕選別施設整備事業 | 施設整備課 | 東部総合処理センター将来施設用地に、老朽化した西部総合処理センター破砕選別施設と東部総合処理センターベトボトル圧縮梱包施設を統合した新破砕選別施設を整備する。 対象施設:東部総合処理センター破砕選別施設(西宮市鳴尾浜2丁目1番4) 処理規模: 現有施設 破砕選別施設 不燃:72.0t/5h、粗大:38.0t/5h 合計110t/5h PET圧縮施設 2.15t/5h 将来施設 破砕選別施設 缶・ベト:10t/日、びん:13t/日、その他不燃ごみ:10t/日、粗大ごみ23t/日 合計56t/日 事業期間:平成27年度から令和8年度 全事業費:7,841,501千円 事業手法:DBO方式(令和8年度から20年間の運営委託費が必要) | 23,919 | 11 | 整備事業者の選定と契約 | 破砕選別施設の建設工事 | 15,351 | 84,934 | 69,583 | 破砕選別施設の建設工事開始に伴う工事請負費の増額。 R5:76,571千円(R4:0円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|---------------------------|--------|--|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 【都市局】 | | | | | | | | | | | | | |
| 140201 | | 狭あい道路拡幅事業 | 市街地整備課 | 建築行為を行う場合において、建築敷地に面する道路が建築基準法第42条第2項に該当する場合、原則として道路中心線から2mの後退が必要となる。 当該道路が市道等である場合、建築行為に伴う後退部分を市道等の拡幅用地として提供(寄附又は土地使用貸借契約)頂くよう建築主等に協力を求め、用地提供の協議が調えば、市が後退部分の測量、市道等の拡幅整備工事を行う事業である。また市道の隣切り用地を提供頂いた土地所有者に対し、奨励金を交付している。 (注)建築基準法第42条第2項に該当する道路とは、建築基準法の施行日時点(昭和25年11月23日。それ以降に都市計画区域に指定された地域ではその指定された日現在既に存在している道(公道・私道の区別なし))において、既に建築物が立ち並んでいた幅員4m未満の道路のうち特定行政庁が指定したものの。 | 57,814 | 11 | 事業地隣接地への事業の働きかけを行うとともに、要望に対し速やかに事業実施し、施工実績の増加を目指す。また、ホームページやアンケート等により先進事例等の調査・研究を行ない、データを収集する。 | 引続き事業の促進を図るため、申請地及びその隣接地等への事業推進を図っていくとともに、前年度収集したデータを基に本市の制度の改善・見直しについて検討を行なっていく。 | 78,013 | 74,470 | △ 3,543 | ・後退用地等測量委託料増による増額。 R5:18,177千円(R4:14,817千円) ・後退用地等整備工事請負費減による減額。 R5:50,580千円(R4:57,558千円) | |
| 140202 | | 丸山線整備事業 | 市街地整備課 | 都市計画道路丸山線(幅員22m~25m)の未整備区間である有馬川から山口南幹線までの区間(L=290m)を整備し、国道176号と山口南幹線を接続するための事業手法や実施時期等を検討する。 | 3,354 | 13 | 土地区画整理事業を前提としていたが、土地区画整理事業は保留地処分金を事業費に充当する事業であり、周辺の土地利用状況や新型コロナウイルス感染症による市財政への影響を考慮しながら、事業手法や時期を検討し、方向性を決定する。 | 令和4年度に決定した方向性に基づき事務事業を行う。 | 1,450 | 1,000 | △ 450 | 土地区画整理事業による丸山線の整備が実施不可となり、事業手法を再検討することとなったことによる、委託料の減額。 R5:1,000千円(R4:1,450千円) | |
| 140203 | | 甲東瓦木地区・武庫川新駅関係事務 | 市街地整備課 | 甲東瓦木地区の土地区画整理事業の都市計画廃止区域において、地区住民のまちづくり活動に対して支援を行う。 また、阪急武庫川新駅予定地周辺においては、都市計画道路甲子園段上線、武庫川広田線等の都市基盤施設整備の調査・検討を行う。 | 902 | 11 | 新駅開業時に必要不可欠な附帯施設を整理し、駅開業後の整備スケジュールなど、段階的な整備手法について検討する。地区住民のまちづくり活動を、必要に応じて支援し、まちづくり提案に対して必要性や妥当性を判断し、実現に向けた検討を行う。 | 新駅開業時に必要不可欠な附帯施設を整理し、駅開業後の整備スケジュールなど、段階的な整備手法について検討する。地区住民のまちづくり活動を、必要に応じて支援し、まちづくり提案に対して必要性や妥当性を判断し、実現に向けた検討を行う。 | 450 | 22,000 | 21,550 | ・都市計画道路「武庫川広田線」(瓦木なかの道~上之町公園間)の予備設計等の実施及び武庫川新駅周辺調査検討による委託料の増額。 R5:18,000千円(R4:450千円) ・武庫川新駅周辺工事請負費の増額。 R5:3,950千円(R4:0円) | |
| 140204 | | 樋ノ口土地区画整理事業 | 市街地整備課 | 樋ノ口土地区画整理事業 A=6.6ha 権利者数 36名 都市計画道路甲子園段上線 W=12m L=256m 含む 総事業費 約26億円 施行期間 令和2年度から令和8年度 事業主体 西宮市樋ノ口土地区画整理組合 | 0 | 10 | ・土地区画整理法に基づく組合への技術的援助 ・補助金、負担金の交付 ・保留地の購入(市営住宅敷地) | ・土地区画整理法に基づく組合への技術的援助 ・補助金、負担金の交付 ・保留地の購入(市営住宅敷地) | 600,994 | 737,477 | 136,483 | ・事業の進捗に伴う調査設計費の減額。 R5:0円(R4:118,192千円) ・事業スケジュールに合わせた工事費の減額。 R5:11,311千円(R4:117,775千円) ・事業の進捗に伴う移転補償費の増額。 R5:614,749千円(R4:225,927千円) ・事業スケジュールに合わせた公共下水道整備負担金の減額。 R5:17,500千円(R4:54,900千円) ※R5当初事業費にはR4明許繰越を含みます。 | |
| 550102 | | 武庫川広田線整備事業(中津浜線以東~瓦木なかの道) | 市街地整備課 | 本事業は、都市計画道路武庫川広田線の未整備区間の一部区間(中津浜線以東~瓦木なかの道)の整備である。整備対象区間は、部分的に整備されているもの歩道が断続的で狭い道路区間があるため、歩行者や自転車、車両等が輻輳し、一部区間で路線バスの運行ルートとなっているため、改善が必要となっていた。また、本線沿いには瓦木中学校があり、高木小学校の通学路でもあることから、本都市計画道路の整備により歩行者等の安全確保と車両通行の円滑化を図るとともに整備済み区間との機能的な幹線ネットワークを形成する。 路線延長 L=325m 計画幅員 W=15m 施行者 西宮市 | 50,342 | 11 | 土地取用を視野に入れた用地取得を進め、道路整備工事に向けた詳細設計に取り組む。 | 道路の供用開始に向け、道路整備工事等を進めている。 | 82,570 | 135,150 | 52,580 | ・事業の進捗に伴う委託料の減額。 R5:4,150千円(R4:39,570千円) ・事業の進捗に伴う工事請負費の増額。 R5:131,000千円(R4:10,000千円) ・事業の進捗に伴う公有財産購入費の減額。 R5:0円(R4:16,500千円) ・事業の進捗に伴う補償補填及び賠償費の減額。 R5:0円(R4:13,500千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|----------------|-----------|--|----------------|---------|--|--|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 110202 | | 住まい関連推進事業 | すまいづくり推進課 | 1. 住まいに関する市民生活相談の実施(各種専門家による相談窓口) 2. 「マンション管理基礎セミナー・実務セミナー」の実施 3. 西宮市分譲マンション管理アドバイザー派遣業務の実施 4. 空き家の適正管理や利活用促進のための冊子・動画の作成 5. 空き家利活用制度として「西宮市空き家等地域活用支援事業・西宮市空き家跡地活用まちづくり推進事業・西宮市戸建賃貸住宅住替支援事業」、「空き家バンク制度」を実施 6. 高齢者等の方が長く住み続けられるためにバリアフリー工事を行った場合費用の一部に対し助成金を支払う「西宮市人生いきいき住宅改造成成制度」の実施 | 40,780 | 11 | 住まい関連推進事業の普及について市民に対し様々な広報や事業を用いて、必要な知識や助言の提供を行い、良好な住環境の維持を図る。 | 市民・専門家・NPO・自治体職員が協力し、本事業(窓口相談、アドバイザー派遣、セミナー)を通じて、住まいに関する市民意識の向上を図り、西宮市住まい・住環境に対する総合評価の満足度についてさらなる向上を目指す。 | 46,155 | 32,667 | △ 13,488 | ・人生いきいき住宅改造成成金の減額。 R5: 5,925千円(R4: 12,750千円) ・賞付金の減額。 R5: 3,800千円(R4: 10,100千円) | |
| 110105 | | 建築開発関連審査会等運営事務 | 建築調整課 | 開発及び建築行為に対して、適切な審査会運営及び紛争調整を行い、良好な市街地形成、良好な住宅・住環境の整備、誘導を図り、安全・安心で潤いのあるまちづくりを目指す。 審査会委員による調査審議や調停委員による調停が主たる業務となるため、市は事務局として側面的な支援を行う。 | 1,271 | 11 | 審査会ではWEB形式による会議の開催等、効率的な運営に努め、適切な審査が行えるよう事務局として支援を行う。 紛争調停の高い終結(合意形成)率を維持する。 | 同左 | 3,519 | 3,297 | △ 222 | 委員報酬の減額。 R5: 2,542千円(R4: 2,828千円) | |
| 110101 | | 開発指導関係事務 | 開発指導課 | 開発事業等におけるまちづくりに関する条例・都市計画法等により、「良好な住環境の形成及び保全並びに安全で快適な都市環境を備えた市街地の形成を図る」(開発条例等・条例第1条)のために、届出等について適切な審査及び指導を行う。 | 967 | 11 | 時代の変化に応じた開発条例等の見直しを継続する。適切で効率的な開発協議を行うために、事業主に対して条例の基準や手続きについて周知を推進するとともに、市民に対しても開発事業等に関する理解促進を図る。 | 同左 | 1,260 | 1,023 | △ 237 | 駐車場附置義務に係るアンケート調査完了による役務費の減額。 R5: 0円(R4: 221千円) | |
| 110102 | | 開発審査事務 | 開発審査課 | 【都市計画法】 ・都市計画法に基づく開発行為の許可・変更許可・中間検査・完了検査 ・市街化調整区域における建築等の制限に関する業務 【宅地造成等規制法】 ・宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の許可・変更許可・中間検査・完了検査 ・宅地造成工事規制区域内における宅地防災に関する業務 【風致地区条例】 ・風致地区条例に基づく許可・変更届・完了検査等 | 1,132 | 11 | 職員の派遣研修や職場内での指導・研修の実施により、技術力の向上に努める。また、業務のマニュアルを作成し、効率的に業務を行えるようにする。 | 同左 | 1,683 | 1,674 | △ 9 | | |
| 110103 | | 建築確認等審査事務 | 建築指導課 | 建築基準法に基づく確認審査及び現場検査、許可などの申請処理業務 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定業務 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定業務 兵庫県福祉のまちづくり条例に関する申請処理業務 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による届出審査業務 | 29,819 | 11 | 窓口タブレットを配置し、来庁者が西宮市WebGISなどを閲覧できるようにする。 ホームページのカテゴリーの改善を行う。 | 各法律、条例に基づく業務を遂行するにあたり、手続きのマニュアル化、各種データの電子化を進め、ホームページ等に掲載する。また、研修等を通じて職員的能力向上を図る。 | 29,481 | 27,449 | △ 2,032 | ・建築計画概要書等閲覧システム導入事業による委託料等の減額。 R5: 1,249千円(R4: 14,854千円) ・長期優良住宅台帳システム及び建築許可台帳システム更新事業による委託料の増額。 R5: 10,939千円(R4: 0円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-----------|-------------------------------------|---|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 110204 | | 耐震化促進等事業 | 建築指導課 | 簡易耐震診断推進事業:所有者の求めに応じ、簡易な診断法で耐震診断を行う。 住宅耐震改修促進事業:耐震診断の結果、耐震改修が必要と診断された住宅の改修等費用に補助金を交付する。 緊急輸送道路沿道建築物・大規模多数利用建築物等耐震化事業:災害時に緊急輸送道路の通行確保のため、道路を閉塞する可能性の高い建築物の耐震化のため、耐震診断と耐震補強設計へ助成。大規模多数利用建築物に対しての耐震診断費助成は平成27年度より実施。 吹付けアスベスト除去等補助事業: 民間建築物のアスベスト飛散による健康被害に対する不安を解消するため、吹付けアスベストの含有調査や除去等工事に要する費用の一部を補助する。 | 18,371 | 11 | 住宅耐震改修促進事業の補助メニューの見直しを検討する。 | 啓発活動により、耐震化の重要性を周知していく。 また、国・県の補助制度の動向に注視し、適切に対応する。 | 54,837 | 47,711 | △ 7,126 | ・住宅耐震改修促進事業による補助金の減額。 R5:26,980千円(R4:27,680千円) ・吹付けアスベスト除去等補助事業による補助金の減額。 R5:7,500千円(R4:14,000千円) | |
| 110205 | | 市営住宅等管理業務 | 住宅調整課 住宅管理課 住宅入居・家賃課 住宅整備課 | 健康で文化的な生活を保障するため、住宅困窮者に下記の住宅を低廉な家賃で賃貸し、管理を行う。 ・低額所得者に賃貸又は転貸する住宅で、公営住宅法の規定による公営住宅その他これに準ずる普通市営住宅 ・住宅地区改良法に規定する住宅その他これに準ずる改良住宅 ・密集住宅市街地整備促進事業に係るコミュニティ住宅 ・住宅市街地総合整備事業に係る従前居住者用住宅 ・兵庫県住宅供給公社から取得し、中堅所得者向けに賃貸する特別賃貸住宅 ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に係る特定公共賃貸住宅 ・兵庫県住宅供給公社が建設し、市が取得するため償還を行っている。県公社住宅 ・震災復興のためのUR都市機構からの借上住宅 | 1,325,215 | 11 | 平成30年度に決定した評価方法に基づいて指定管理者のモニタリングを実施し、指定管理業務に対する適切な指導・監督を行う。 | ・モニタリングの継続実施により、指定管理業務に対する適切な指導・監督を行う。 ・高齢化社会の進行等に伴い社会のニーズに沿った施策を検討する。 | 1,476,762 | 1,422,000 | △ 54,762 | ・会計年度任用職員の減による減額。 R5:52,548千円(R4:57,315千円) ・市営住宅等指定管理料の減額。 R5:1,181,353千円(R4:1,225,337千円) ・事業終了による災害公営住宅借上料の減額。 R5:0円(R4:1,350千円) ・市営住宅管理センター移転による指定管理者事務所借上料の減額。 R5:1,875千円(R4:11,249千円) ・指定管理者事務所原状回復負担金による増額。 R5:4,950千円(R4:0円) ・事業終了によるUR借上住宅移転支援金の減額。 R5:0円(R4:1,142千円) ・対象者の減によるUR訴訟対象損害金の減額。 R5:1,264千円(R4:2,650千円) | |
| 110207 | | 市営住宅等改修事業 | 住宅管理課 | ・市営住宅外壁改修 既存住宅の外壁改修(補修+塗装)を行い建物の耐久性の向上を図る。 ・改良住宅車椅子対応住戸整備 空き店舗等を利用し車椅子対応住戸を整備する。 ・既存市営住宅のエレベーターリニューアル 既存エレベーターに地震管制運転装置や福祉型仕様を付加する。 | 301,493 | 11 | 市営住宅整備・管理計画の趣旨を踏まえ長寿命化計画を策定する。 | 市営住宅整備・管理計画及び長寿命化計画に基づく効果的な事業を行う。 | 424,724 | 511,587 | 86,863 | ・外壁改修工事設計委託料の増額。 R5:15,216千円(R4:11,648千円) ・外壁改修工事実施に係る工事請負費の増額。 R5:374,455千円(R4:332,126千円) ・エレベーターリニューアル工事費の増額。 R5:68,189千円(R4:67,914千円) ・西宮浜4-1外壁改修工事繰越による増額。 R5:166,169千円(R4:55,237千円) | |
| 110206 | | 市営住宅等整備事業 | 住宅整備課 | 西宮市営住宅整備・管理計画に基づき市営住宅の建替事業及びエレベータ設置事業を実施する。 <第1次建替計画> 阪急線以南の市営住宅の建替計画。 事業期間:平成20年度~令和2年度 管理戸数:1,028戸~735戸 <第2次建替計画> JR線以北の市営住宅の建替計画。 事業期間:令和元年度~令和12年度 管理戸数:1,826戸~1,045戸 <エレベータ設置事業> 階段室型既存市営住宅にエレベータを設置。 | 1,171,860 | 11 | 第2次建替計画に係る建替集約事業を行う。 | 引き続き第2次建替計画に係る建替集約事業を行う。 | 330,187 | 426,848 | 96,661 | ・建替計画に係る「市営城ヶ堀町住宅整備事業」の工事着手による工事請負費の増額。 R5:55,204千円(R4:0円) ・建替計画に係る「市営江上町住宅建替事業」の事業着手による委託料の増額。 R5:16,500千円(R4:0円) ・令和5年度当初予算事業費に令和4年度からの繰越明許費を含む。 【繰越明許費内訳:59,756千円】 市営城ヶ堀町住宅整備事業:1,651千円 市営大社町住宅エレベーター増築他工事: 58,105千円 | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|------------|--------|--|----------------|------|---|---|------------------|------------------|----------------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 【土木局】 | | | | | | | | | | | | | |
| 110104 | | 住居表示整備事業 | 土木調査課 | <ul style="list-style-type: none"> 「住居表示に関する法律」に基づき街区符号・住居表示番号を用いる街区方式の住居表示を実施する。 住居表示未実施地区について整備を促進する。 町名表示板、住居番号表示板、街区表示板の維持管理を行う。 住居表示実施地区内の新築届け受理に伴う住居表示番号の決定を行う。 | 8,277 | 11 | 甲子園七番町外の街区表示板台帳の整備をすすめる。 | 小松北町2丁目外の街区表示板台帳の整備をすすめる。 | 7,752 | 7,719 | △ 33 | | |
| 550301 | | 明示・権原処理事務 | 土木調査課 | <ul style="list-style-type: none"> 〇道水路境界明示事務 土地の境界を明確にする必要性(土地の地籍確定、分筆、売買、開発行為、国・地方公共団体が行う事業等)のある土地所有者からの申請に基づき、市が管理する道水路敷地と申請地との境界を確定する。 〇市境界協定事務 行政区境界である市境界を協定により確定する。 | 31,003 | 11 | 境界明示事務がより効率的に処理できるよう境界明示資料の整理(電子化等)を行う。 | 引き続き境界明示資料の整理(電子化等)を行い、事務処理の効率化を図る。 | 34,338 | 31,930 | △ 2,408 | <ul style="list-style-type: none"> ・勤務日数変更による会計年度任用職員の人件費の減額。 R5:9,611千円(R4:10,813千円) ・測量委託料の減額。 R5:19,716千円(R4:21,072千円) | |
| 550302 | | 道路台帳整備事業 | 土木調査課 | <ul style="list-style-type: none"> 〇道路台帳作成業務 道路法第28条により、市道路台帳の調製及び保管が義務づけられている必要な調査及び図面を作成する。道路台帳整備事業と類同する地籍調査事業の官民境界先行型調査を活用する。 * 調査及び図面：主に路線認定調査と平面図(1:500) 〇道路台帳補正業務 前年度までに確定した明示、財産異動、使用貸借契約、譲与、市境界協定、及び区画整理事業、開発事業等が完了した道路台帳整備済区域について図面の補正を行う。 〇電子地図整備関連 DM現況道路台帳(1:500)、DM基本地形図(1:2500)の更新・調整・管理。航空測量による空中写真デジタルオルソ画像を作成する。 * オルソ画像、高度からのカメラ撮影のために生じる「ゆがみ」を修正し、地図と同様な正射投影した写真 | 70,813 | 11 | 都市再生地籍整備事業を活用し道路台帳整備を行う。小曾根町1～4丁目 | 引き続き若草町1丁目、甲子園一番町～二番町の道路台帳整備を実施する。 | 72,932 | 73,749 | 817 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路台帳作成関係委託料の増額。 R5:68,252千円(R4:67,805千円) ・窓口閲覧用端末購入による備品購入費の増額。 R5:264千円(R4:0円) | |
| 550303 | | 道路管理事務 | 土木管理課 | <ul style="list-style-type: none"> 〇道路情報管理関連 市道路等管理のための情報を一元化し、庁内外へ公開可能な道路情報を配信するためのシステムの更新と運用を行っている。 ・庁内向け情報：道路施設などの道路管理上必要な情報 ・庁外向け情報：道路認定路線網図、道路舗装種別路線図など 〇道路占用許可関連 道路法32条に基づく道路占用の許可事務、道路法39条に基づく道路占用料等の徴収事務及び道路工事や道路占用工事等の調整を図る道路工事等調整協議会の運営など | 15,756 | 11 | ・道路占用料の次回改定(令和6年度予定)に向けて、阪神間道路管理者連絡協議会において、占用料単価の適正化に関する議論や見直しについて検討していく。 ・申請手続きにおける許可条件の画一化や条件作成の省力化について取り組む。 | 道路占用料の次回改定(令和6年度予定)に向けて、阪神間道路管理者連絡協議会において、引き続き検討していく。 ・道路管理業務の効率化や利用者の利便性向上の取り組みに関する検討を行う。 | 29,084 | 29,084 | 0 | | |
| 550304 | | 不正使用取締事務 | 土木管理課 | <ul style="list-style-type: none"> 〇市道路等上の不法投棄(混合ごみ)の撤去等の是正措置 〇不正使用等に対する勧告、撤去等の是正措置 〇自転車放置禁止区域以外の放置自転車、単車(125CC以下)に対する勧告、撤去等の是正措置 〇放置自動車に対する勧告、撤去等の是正措置 〇工事車両通行届出書の審査及び運行に関する指導 〇特殊車両の運行許可等の事務 〇道路の幅員証明事務 〇路上違反広告物撤去推進員制度等による簡易除却 | 12,263 | 11 | ・不正使用や不法投棄に対して、ホームページや市政ニュースなどを活用し、市民への啓発に努める。 ・工事車両面に関する事務の受付や審査手順の効率化を図る。 | ・不正使用や不法投棄に対して、引き続きホームページや市政ニュースなどを活用し、市民への啓発に努める。 ・工事車両面に関する事務の効率化を図る。 | 15,447 | 15,850 | 403 | 会計年度任用職員通勤費の増額。 R5:433千円(R4:114千円) | |
| 550305 | | 自転車対策事業 | 自転車対策課 | 交通の妨げとなる駅周辺の放置自転車等の撤去・整理、及び主要な駅周辺での駐輪マナー指導を実施するとともに、自転車等駐車場のサービス向上や運営の効率化により利用率を向上させ、放置自転車等の解消を図る。 | 612,250 | 11 | 指定管理者による駐輪区画の見直しを行うなど利用率の向上に努めるとともに、撤去や駐輪マナー指導の時間帯に変化をつけるなど、効果的に実施することにより、放置台数の抑制に努める。 | 撤去を実施する時間帯やマナー指導の場所を変更するなど、各駅周辺の放置状況の変化に応じた対策を実施し、放置台数を抑制する。 | 643,352 | 653,278 | 9,926 | 労務単価の上昇に伴う駐車場管理費増による委託料の増額。 R5:474,600千円(R4:463,917千円) | |
| 550306 | | 自転車駐車場整備事業 | 自転車対策課 | 自転車等駐車場の収容台数が不足して自転車等の放置が多い駅、または将来人口動向を踏まえて自転車等駐車場の収容台数が不足する駅周辺において、自転車等駐車場の整備を行い、自転車等利用者の利便を図るとともに、自転車等の放置の防止に努める。 | 25,176 | 11 | JR甲子園口北第1自転車駐車場改修工事や、JR西宮北第3自転車駐車場自動ゲート増設工事を行う。 | 主要5駅を中心に、自転車等駐車場の新・増設を図るとともに、自転車等駐車場の建物・施設・設備の効率的な改修と、利用要望の高い駅周辺での自転車駐車場の整備及び改修を適宜行っていく。 | 31,513 | 50,800 | 19,287 | JR甲子園口北第2自転車駐車場改修工事等による工事費の増額。 R5:45,440千円(R4:23,813千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | | |
|------------------------------|------|--------------|----------------|--|----------------|------|---|--|----------------------------|------------------|------------------|---|--|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 580201 | | 交通安全対策事業 | 交通安全対策課 | 昭和37年に安全都市を宣言し、平成12年にその精神を継承した「市民生活の安全の推進に関する条例」を施行しており、市民の安全を確保するため警察、交通安全協会及び地域住民団体等の協力を得て効果的な交通安全運動を行う。 | 47,235 | 11 | 自転車の交通ルールの周知徹底など、より効果的な交通安全教室等の実施に取り組むとともに、注意喚起サインによる安全対策や感染防止対策を徹底した上で啓発活動を実施する。 | 引き続き、第11次西宮市交通安全計画、西宮市自転車利用環境改善計画に基づく施策を推進するとともに、交通安全教室等の各種啓発活動や注意喚起サインによる安全対策を推進する。 | 50,834 | 50,819 | △ 15 | | |
| 140206 | | 臨海対策事務 | 臨海対策課 | 埋立地内の土地利用促進、臨海部の自然環境保全及び防災減災事業の実施等に関して、関係する地域団体や関係機関と協議調整を図る場づくりを行うことが主な業務である。(令和4年度より「都市計画等関係事務」の名称湾岸連絡線業務が移管された。) | 4,516 | 11 | ・地域団体や関係機関との協議調整の場づくりを行い、事業促進に努める。 ・臨海部の公共用地の利活用等を検討する。 | 引き続き、地域団体や関係機関との協議調整の場づくりを行い、事業促進に努める。 引き続き、臨海部の公共用地の利活用等を検討し、協議調整を行う。 | 9,560 | 13,063 | 3,503 | 資料作成委託料の増額。 R5: 5,500千円(R4: 500千円) | |
| 550101 | | 街路事業 | 道路建設課 | 市内道路網の骨格を形成する幹線道路の未整備区間の早期整備を図る。 ・山手幹線(熊野工区) 東西交通の円滑化、安全性の向上、周辺道路の交通渋滞緩和 計画延長851m(中津浜線～二見町)、計画幅員22m ・競馬場線 交通の円滑化、鳴尾駅への安全な歩行者動線の確保 計画延長329m、計画幅員16m ・鳴尾今津線 歩道の拡幅、バリアフリー整備 計画延長1,400m、計画幅員15m ・門戸仁川線 南北交通の円滑化、安全性の向上 計画延長280m、計画幅員12m ・小曾根線 電線共同溝を含め、歩道のバリアフリー化、自転車道の整備 計画延長420m、計画幅員30m | 586,714 | 11 | 山手幹線(熊野工区)は電線共同溝工事・道路改良工事を実施する。 鳴尾今津線は道路改良工事を実施する。 小曾根線は電線共同溝工事・道路改良工事を実施する。 | 山手幹線(熊野工区)は道路改良工事を実施する。 鳴尾今津線は道路改良工事を実施する。 小曾根線は電線共同溝工事・道路改良工事を実施する。 | 733,641 | 747,613 | 13,972 | ・門戸仁川線等に係る委託料の減額。 R5: 196,487千円(R4: 246,000千円) ・小曾根線等に係る工事費の増額。 R5: 486,576千円(R4: 445,641千円) ・門戸仁川線に係る公有財産購入費の増額。 R5: 35,000千円(R4: 14,000千円) ※令和5年度当初予算事業費に令和4年度からの繰越明許費を含む。 【繰越明許費内訳: 180,063千円】 ・山手幹線道路改良工事 ・門戸仁川線詳細設計 | |
| 550310 | | 道路橋梁新設改良事業 | 道路建設課 道路補修課 | ・道路改良事業: 道路の整備・拡幅・改築、歩道の整備・拡幅、踏切の改良等 ・西178号線道路改良等事業: 西第178・180号線の道路拡幅等 ・舗装補修事業: 道路舗装の補修 ・道路防災事業: 道路法面・擁壁の補修等 ・歩道新設事業及び歩道改良事業: 歩道の整備、段差解消及び勾配改善 ・道路附属施設更新事業: 道路附属施設及び立体横断施設等の更新 ・橋梁改良事業: 橋梁の架替え ・橋梁長寿命化修繕事業: 橋梁及び横断歩道橋の長寿命化修繕等 | 897,328 | 11 | ・道路改良工事を実施する ・事業に必要な関係機関等協議を進める ・歩道整備等の進捗を図る ・道路附属施設等の更新を継続実施する ・橋梁の長寿命化及び架替を実施する | ・道路改良工事を実施する ・事業に必要な関係期間協議を進める ・歩道整備等の進捗を図る ・道路附属施設等の更新を継続実施する ・橋梁の長寿命化及び架替を実施する | 1,835,565 | 1,911,916 | 76,351 | ・道路改良事業に係る工事費の増額。 R5: 217,484千円(R4: 77,265千円) ・西178号線道路改良等事業に係る工事費の減額。 R5: 54,900千円(R4: 186,503千円) ・歩道改良事業に係る工事費の増額。 R5: 154,000千円(R4: 47,600千円) ・橋梁長寿命化修繕事業に係る委託料の増額。 R5: 301,373千円(R4: 135,000千円) ・橋梁長寿命化修繕事業に係る工事費の減額。 R5: 437,231千円(R4: 590,151千円) ※令和5年度当初予算事業費に令和4年度からの繰越明許費を含む。 【繰越明許費内訳: 371,179千円】 ・西178号線道路改良等事業: 8,550千円 ・歩道新設事業: 53,361千円 ・橋梁改良事業: 82,037千円 ・橋梁長寿命化修繕事業: 227,231千円 ※橋梁長寿命化修繕事業については、国の令和4年度第2次補正予算による補助金を受け、令和4年度3月補正予算に7,000千円を計上、明許繰越のうえ、事業を実施。 | 「令和4年度当初予算事業費」について、令和4年度事務事業評価結果報告書の記載内容(1,835,532)に誤りがあったため、修正。 |
| 550307 | | 道路橋梁維持管理事業 | 道路補修課 | 市道については、道路法により道路管理者の維持・修繕義務が定められているため、道路管理者である市が管理を行っている。また、公道と同様に一般交通の用に供されている私道について、交通安全や生活環境改善のための舗装整備要望に応えるため、舗装等整備を実施している。 | 824,313 | 11 | ・道路パトロールの点検を強化し、道路施設の破損等を早期に発見・対処し、道路の安全確保に努める。 | 引き続き、道路パトロールの点検を強化し、道路施設の破損等を早期に発見・対処し、道路の安全確保に努める。 | 928,615 | 924,907 | △ 3,708 | ・道路維持保守等委託料の増額。 R5: 315,775千円(R4: 312,905千円) ・道路修繕等工事費の減額。 R5: 558,132千円(R4: 564,432千円) | |
| 550308 | | 交通安全施設維持管理事業 | 道路補修課 | 道路法により、道路管理者の道路の維持・修繕義務が定められているため、市道の交通安全施設の管理は道路管理者である市が行っている。 | 70,738 | 11 | ・交通安全施設の更新を進める。 ・道路照明灯のLED化を進める。 | 交通安全施設の更新を進める。 道路照明灯のLED化を進める。 | 73,099 | 80,345 | 7,246 | ・電気使用料の増額。 R5: 52,365千円(R4: 47,028千円) ・資機材費の高騰及び労務単価の上昇による工事費の増額。 R5: 27,980千円(R4: 26,071千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|------------------|-----------------|--|----------------|---------|--|--|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 550309 | | 交通安全施設等整備事業 | 道路補修課 | ・道路交通の安全と円滑を図るために、交通安全施設の整備を行っている。 ・交通安全対策特別交付金を活用して実施している。 *交通安全対策特別交付金とは、交通反則金収入を原資として、地方公共団体が単独事業として行う道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用に充てるため、都道府県及び市町村に年2回(9月、3月)交付されるもの。 | 63,172 | 11 | 交通安全施設等の整備を継続して実施する。 | 交通安全施設等の整備を継続して実施する。 | 65,000 | 65,000 | 0 | | |
| 550313 | | 道路橋梁災害復旧事業 | 道路補修課 /道路建設課 | 道路法により、道路管理者の維持・修繕義務が定められているため、道路管理者である市が復旧を行う。 | 18,225 | 41 | | | 0 | 0 | 0 | 令和3年度完了事業 | |
| 550311 | | 河川水路維持管理事業 | 水路治水課 | ・西宮市が管理する河川水路等を良好な状態に維持し、農業用水の流れを確保するとともに、雨水排水を安全に流下させる。また、景観、環境に配慮した河川水路整備を進める。 ・兵庫県が管理する二級河川について、管理者からの委託を受けて除草、ゴミ掃除等の日常管理を行っている。 ・水路の適正な管理を行なう。 | 384,142 | 11 | ・河川水路の除草・清掃業務について効果的かつ合理的な方法について引続き美化第3課と連携して実施する ・環境等に配慮した河川水路整備を行う ・水路の適正な管理に努める | ・河川水路の除草・清掃業務について効果的かつ合理的な方法について引続き美化第3課と連携して実施する ・環境等に配慮した河川水路整備を行う ・水路の適正な管理に努める | 421,763 | 434,123 | 12,360 | ・河川維持保守等委託料の増額。 R5:270,100千円(R4:262,200千円) ・水路維持修繕工事費の増額。 R5:94,150千円(R4:91,070千円) | |
| 120103 | | 公園施設更新事業 | 公園緑地課 | 老朽化した公園施設の更新を計画的に実施する。 ○遊具更新 約2,000基ある遊具のうち、老朽化が著しく耐用年数の短い木製の遊具約130基と不具合があればリスクが高まるプランコなど可動系遊具約220基から順次更新を行う。 その他の遊具やベンチ・舗装・排水施設などは、塗装や修繕など適切な維持管理を行う。 ○公園トイレ 約90箇所ある公園トイレのうち、設置後30年以上経過した19箇所から洋式化を含めバリアフリー対応トイレに順次更新する。 | 142,356 | 10 | 令和3年度に改定した公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具及びトイレを更新する。トイレ更新はバリアフリー化及び洋式化を含めて実施する。 | 引続き遊具及びトイレの更新を実施する。 | 231,809 | 330,725 | 98,916 | ・鳴尾浜臨海公園南地区給水・電気設備改修設計業務による委託料の増額。 R5:19,000千円(R4:4,958千円) ・鳴尾浜臨海公園南地区給水・電気設備改修工事による工事費の増額。 R5:311,675千円(R4:226,759千円) | |
| 120104 | | 鳴尾浜臨海公園南地区管理運営事業 | 公園緑地課 | 西宮市臨海部における緑の拠点として重要な役割を担うとともに、市民の健康で文化的な生活ニーズに対応すべく、スポーツや健康増進の拠点となる総合的な「健康運動公園」である、鳴尾浜臨海公園南地区の管理運営を行う。 | 76,084 | 11 | 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、SNS等を利用して広報の強化を行う。 また、引き続き必要な箇所について補修を行う。 | 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、SNS等を利用して広報の強化を行う。 また、引き続き必要な箇所について補修を行う。 | 76,335 | 0 | △ 76,335 | 令和5年度より「公園施設維持管理事業」に統合。 | |
| 120105 | | 公園施設維持管理事業 | 公園緑地課 | 令和2年3月に改定した「西宮市みどりの基本計画」を基に、緑の保全や都市の緑化に関する将来像とその実現に向けて公園・緑地の整備を行い、総合的な緑化推進を図ることにより都市部の身近な環境問題の改善を図る。 | 1,157,665 | 11 | 学校や地域との連携や広報等により公園利用マナーの向上に努める。 外部委託を含めた効率的な公園の維持管理を行う。 | 学校や地域との連携や広報等により公園利用マナーの向上に努める。 外部委託を含めた効率的な公園の維持管理を行う。 | 1,210,561 | 1,336,284 | 125,723 | ・鳴尾浜臨海公園南地区管理運営事業を統合したことによる委託料の増額。 R5:998,165千円(R4:891,107千円) ・西宮浜総合公園人工芝グラウンド設備及び人工芝広場設備借上料による使用料及び賃借料の増額。 R5:30,616千円(R4:7,686千円) | |
| 120102 | | 西宮浜総合公園整備事業 | 公園緑地課 (公園整備) | ◎西宮浜総合公園 計画予定面積 10.3ha ・海辺の散策路(主要園路) ・スポーツレクリエーションゾーン:スポーツ広場、多目的人工芝グラウンド(ハーフ)、公園センター他 ・多目的レクリエーションゾーン:北多目的広場 ・子供の遊び場ゾーン:遊びの広場 ・にぎわい創出ゾーン:民間事業提案型による公園施設の整備・運営(事業プロポーザル方式) | 87,128 | 11 | 整備計画に基づいて、人工芝広場等の整備を行う。 | 整備が完了した部分については適切な維持管理を行う。(整備事業は令和4年度で完了予定) | 183,334 | 0 | △ 183,334 | 令和4年度完了事業 | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|---------------|-------------|--|----------------|------|--|--|------------------|------------------|----------------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 120107 | | 公園リニューアル事業 | 公園緑地課(公園整備) | 整備後30年以上を経過した都市計画公園は、施設の老朽化による更新やバリアフリー化対策が必要で、園内の部分更新のみでは公園機能が十分に発揮されない現況にある。本事業では、子供の遊び場や健康増進施設の充実、バリアフリー化、防災・減災機能の向上などの視点を取り入れ、地域の状況やニーズに対応した公園づくりを推進する。 | 50,839 | 11 | ハツ松公園のリニューアル工事を実施する。深谷公園の基本計画の作成及び実施設計を行う。 | 深谷公園のリニューアル工事を進行。弁天公園の基本計画の作成及び実施設計を行う。 | 69,025 | 71,788 | 2,763 | 公園リニューアル工事費の増額。 R5: 62,735千円(R4: 56,766千円) | |
| 120201 | | 花と緑のまちづくり事業 | 花と緑の課 | 市民生活に潤いと安らぎを与え、地球温暖化抑制や多様な生物の生育環境形成などの重要な役割をもつ「緑」の大切さを啓発し、市民・企業・行政の協働による「花と緑のまちづくり」を推進する。 ・緑化資材の提供・緑化基盤の整備など、緑化活動団体の実践活動を支援する。 ・地域緑化活動の中核を担う園芸ボランティア「はなバル・にしのみや」を養成する。 ・はなバルとの協働による地域緑化活動や家庭園芸等の普及・啓発・推進を目的とした事業を展開する。 ・夙川や武庫川に代表される桜や松の美しい景観を守り未来に引き継ぐため、樹勢回復処置や後継樹の植栽を実施する。 また、「西宮権現平桜」「夙川舞桜」などの西宮市オリジナルサクラを中心として植栽し、新たな桜の名所づくりを行う。 ・市街地における良好な環境、緑地の保全及び緑化を推進するため、民間主体が都市緑地法に基づいて実施する緑地協定制度や市民緑地制度等の認可・認定などを行う。 | 14,800 | 11 | 市民の参画・協働による緑化活動の「花のコミュニティづくり事業」や、緑化啓発イベントの「フラワーフェスティバル」などの事業については、コロナ禍の感染状況等により実施の可否を判断する。 | みどりの基本計画に基づき、より市民が緑化活動に参加しやすい仕組みとしての「花のコミュニティづくり事業」や、その活動の中心的役割を担う「はなバル・にしのみや制度」の拡充を図る。 | 23,184 | 53,718 | 30,534 | 夙川公園桜の名所保全事業に係る委託料の増額。 R5: 31,000千円(R4: 0円) | |
| 120202 | | 北山緑化植物園管理運営事業 | 花と緑の課 | 西宮市の緑の拠点として、昭和53年度より8か年計画で整備を行った北山緑化植物園の管理運営を行い、「西宮市みどりの基本計画」の理念に基づき、都市緑化の必要性や効果に対する情報提供、市民の緑化意識の高揚及び植物知識の普及を図る。 また「第3次西宮市環境基本計画」の行動目標の1つである「学びあい」の実現に向けた環境学習関連施設としても位置付けられている。 | 129,371 | 11 | 中長期修繕計画に沿って園内施設の更新を図るとともに、今後の植物園改修(再整備)事業に向け、準備を進める。 | 安心・安全で魅力的な植物園の実現に向け、老朽化に伴う施設改修事業を計画的に進める。また、園内で活動する各種市民ボランティアとの連携を深めるなど、より一層市民に親しまれる植物園を目指す。 | 150,743 | 149,974 | △ 769 | ・施設補修等工事費の減額。 R5: 5,900千円(R4: 6,412千円) ・備品購入費の減額。 R5: 0円(R4: 494千円) | |
| 120203 | | 北山緑化植物園施設改修事業 | 花と緑の課 | 昭和53年度より8か年計画で整備を行った北山緑化植物園の各施設等の老朽化に伴い、今後計画的に水道管や舗装等の改修を行うとともに、時代の変化に伴う新たなテーマ設定を基にリニューアルするなど園全体の施設改修を実施する。 | 15,325 | 11 | 本事業における最優先事項の一つである老朽水道管の更新について、最適な方針を関係部署と協議しつつ進める。また、展示温室および花工房の外壁改修等工事を滞りなく実施する。 | 小憩亭撤去後の周辺整備および石碑移設を滞りなく実施する。また懸案課題である駐車場の改修についても早期に対応が必要。 | 51,600 | 31,700 | △ 19,900 | 北山緑化植物園施設改修及び中長期修繕計画による施設改修工事費の減額。 R5: 30,200千円(R4: 49,600千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|------------|-------------------------|---|----------------|---------|--|--|------------------|----------------------------|------------------|---|-----------------------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 120301 | | 海浜公園管理運営事業 | 花と緑の課 | 阪神間では貴重な自然海浜を公園として開放している甲子園浜や御前浜を維持管理するとともに、市民の参画と協働によって保全し、人と海がふれ合う場として活用する。また、自然環境に対する意識の向上を図る。 ・甲子園浜生物保護地区(浜甲子園鳥獣保護区含む)の環境の維持や周辺環境の保全対策を行う。 ・兵庫県立甲子園海浜公園を、公園管理者である兵庫県から西宮市が指定管理者として指定を受けて管理運営を行う。 ・海の環境学習拠点施設である甲子園浜自然環境センターの管理運営を行う。 ※令和元年度より「甲子園海浜公園等維持管理事業」に「自然海浜保全事業」を統合し「海浜公園管理運営事業」とした。 | 89,054 | 11 | NPOや市民との協働により、自然海浜の保全活動を進めるとともに、甲子園浜自然環境センター等を活用した市民への普及啓発を行う。御前浜公園については、指定管理者制度に移行するための準備を行う。 | 施設の利用促進や、市民等との協働による自然海浜の保全を進める。また、甲子園海浜公園の公園施設更新について、兵庫県と協議を行う。 | 99,471 | 108,046 | 8,575 | 甲子園浜自然環境センター管理運営業務に係る委託料の増額。 R5:15,848千円(R4:7,594千円) | 令和5年度より御前浜公園について指定管理者制度を導入。 |
| 120302 | | 生物多様性推進事業 | 花と緑の課 | (1)「未来につなぐ 生物多様性」にのみや戦略2019-2028」に基づき、環境学習を通じて子供から大人までの各世代が生態系に配慮した地球にやさしい営みを持続していくまちの実現を目指し、事業を実施する。 (2) 保護樹木・景観樹林保護地区・生物保護地区・自然保護地区等において、自然と共生するまちづくりの観点から、これらの保全や利活用を市民の理解と参画を得て進めるとともに、市内の自然環境を定期的に把握し自然環境の保全を行う。 (3) 山の環境学習拠点である甲山自然環境センター(甲山自然の家、甲山自然学習館、甲山キャンプ場、社家郷山キャンプ場)及びに川緑地の管理運営を行う。 (4) 松くい虫ならびにナラ枯れ被害の防止拡大のための予防及び駆除対策を実施する。 (5) 森林環境譲与税を活用し、危険木の調査・伐採等を行う。 | 128,316 | 11 | コロナ禍における甲山自然環境センターの利用制限を順次解除するとともに、森林環境譲与税を活用した森林整備等を実施する。また、概ね10年に1度実施する市民自然調査について、手法等を検討する。 | 学校園を中心に自然調査ホームページの普及啓発を行い、仕組みの定着を図るとともに、市民自然調査を実施する。また、森林環境譲与税を活用した森林整備等を実施する。 | 160,661 | 187,735 | 27,074 | ・市民自然調査の実施による消耗品費の増額。 R5:4,470千円(R4:69千円) ・市民自然調査の実施及び公園緑地内森林保全管理事業による委託料の増額。 R5:113,397千円(R4:90,436千円) ・森林環境譲与税基金積立金の増額。 R5:52,423千円(R4:50,018千円) | |
| 630409 | | 営繕関係事務 | 営繕課/設備課/公共施設保全課/学校施設保全課 | ・建築および建築設備工事に係る事務処理 ・建築および建築設備に関する調査および研究 ・建築費および建築設備費の調査および積算資料の作成 ・公共用または公用建築物の建築および建築設備工事の調査、設計、施工管理およびしゅん工検査 ・公共用または公用建築物の建築に係る保全計画の策定及び推進に関すること | 26,921 | 11 | ・課題解決のため、課内検討会などを開催し、業務の効率化や職員の技術力の向上を図る。 ・発注時等に使用するチェックシートを整備し、業務の効率化を図る。 | 継続して事務の効率化、技術の向上を図る。 | 26,865 | 27,743 | 878 | 事務機器等借上料の増額。 R5:3,842千円(R4:3,627千円) | |
| 630408 | | 公共施設点検業務 | 公共施設保全課 | (1) 建築基準法第12条の規定に基づき、特殊建築物で延べ面積が100㎡超の公共建築物(公営住宅を除く)等について、劣化状況を把握し安全性を確保することを目的として、定期的に点検を実施している。点検には、建築物点検、建築設備点検、防火設備点検の3つがある。 (2) 公共建築物の維持保全を適切に行い、快適な執務環境及び安全性を確保することを目的として、中長期修繕計画で対象とした公共建築物(市営住宅、学校園を除く)の「屋上防水」「外壁」「空調設備」「受変電設備」「昇降機」について、計画的に修繕を実施している。 | 66,161 | 11 | 施設点検業務の外部委託を拡大する。 中長期修繕計画を見直し、施設情報を整理・更新する。 | 施設点検業務の外部委託拡大結果を検証し、より合理的な手法を探索する。 | 85,327 | 82,481 | △ 2,846 | 中長期修繕計画に係る設計委託料の減額。 R5:12,600千円(R4:15,500千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|-------------|-----|---|----------------|------|--|--|------------------|------------------|----------------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 【会計室】 | | | | | | | | | | | | | |
| 620502 | | 会計管理事務 | 会計課 | 会計管理者は市の会計事務をつかさどるが、本事業はそのうち、現金、有価証券、物品の出納・保管、及び支出負担行為の確認、支出命令の審査等を行う。 | 19,088 | 11 | 的確に支出命令の審査等を行い、債権者に適切な公金の支出を行う。また、确实・迅速に収入の確定を行う。 | 的確に支出命令の審査等を行い、債権者に適切な公金の支出を行う。また、确实・迅速に収入の確定を行う。 | 27,248 | 33,906 | 6,658 | 口座振替に使用していたJSDN回線のサービス終了に伴う口座振替データ伝送手数料の増額。 R5:6,611千円(R4:0円) | |
| 【消防局】 | | | | | | | | | | | | | |
| 570101 | | 消防職員研修事務 | 総務課 | 新規採用者に対し、消防職員としての職責と構えを理解させ、望ましい消防職員を育成することを目的とし、必修の初任教育研修を実施している。さらに、的確な消防業務遂行のため、職員に対し、災害現場活動に必要な知識、技術の習得及び資質の向上を目的とし、専門性の高い各種派遣研修を実施している。 | 22,431 | 11 | 各分野、階級等に応じて求められる専門的知識及び技術を正確かつ効果的に習得するため、消防学校等への派遣研修を有効に活用し、組織力の向上に努める。 | 各分野、階級等に応じて求められる専門的知識及び技術を正確かつ効果的に習得するため、消防学校等への派遣研修を有効に活用し、組織力の向上に努める。 | 23,244 | 21,900 | △ 1,344 | 旅費の減額。 R5:2,215千円(R4:11,869千円) | |
| 570102 | | 消防団運営事業 | 総務課 | 消防団活動に伴う報酬の支給や、消防団運営に必要な装備等の適正な配備、管理を行い、各種災害に適切に対応できる体制と活動環境の充実を図る。 | 98,999 | 11 | 消防団の活動環境の充実を図るため、必要な装備を適正に配備し、各種災害への対応力を高める。 | 消防団の活動環境の充実を図るため、必要な装備を適正に配備し、各種災害への対応力を高める。 | 130,225 | 125,350 | △ 4,875 | 消耗品費の減額。 R5:2,698千円(R4:4,648千円) | |
| 570103 | | 消防団設備維持管理事業 | 総務課 | 各種災害に適切な対応ができるよう、消防団車庫及び消防団車両の維持管理を行う。 | 5,950 | 11 | 消防団車庫の修繕又は補修工事を実施し、適正に維持管理するよう努めるとともに、消防団車両についても、確実に点検整備することで、各種災害に適切な対応ができる体制を維持する。 | 消防団車庫の修繕又は補修工事を実施し、適正に維持管理するよう努めるとともに、消防団車両についても、確実に点検整備することで、各種災害に適切な対応ができる体制を維持する。 | 6,872 | 6,312 | △ 560 | 修繕料の減額。 R5:3,191千円(R4:3,388千円) | |
| 570104 | | 消防団車両等整備事業 | 総務課 | 耐用年数を経過した消防団車両等を計画的に更新する。 | 19,415 | 11 | 耐用年数を経過する消防団車両等を計画的に更新する。 | 耐用年数を経過する消防団車両等を計画的に更新する。 | 21,095 | 21,931 | 836 | 備品購入費の増額。 R5:21,931千円(R4:21,095千円) | |
| 570105 | | 消防団車庫整備事業 | 総務課 | 災害時の消防団員の参集場所や活動拠点として活用するため、消防団車庫を耐久性と機能性を兼ね備えた施設に建替える。 | 54,757 | 11 | 消防団施設整備事業計画に基づき、着実に消防団車庫の更新を進める。 | 消防団施設整備事業計画に基づき、着実に消防団車庫の更新を進める。 | 78,796 | 15,000 | △ 63,796 | 工事請負費の減額。 R5:0円(R4:68,318千円) | |
| 570201 | | 消防音楽隊運営事業 | 総務課 | 消防音楽隊は、昭和63年4月に消防の広報活動を目的に発足した。以来、音楽を通じて火災予防等を呼びかけ、市民にとって安全で安心して暮らせるまちづくりと市民に親しまれる音楽隊を目指して活動している。また、西宮市が主催する式典等においても演奏する機会があり、西宮市の音楽隊としての役割も果たしている。 | 263 | 11 | 西宮市が主催する式典等において、音楽を通じて効果的な消防広報を推進する。 | 西宮市が主催する式典等において、音楽を通じて効果的な消防広報を推進する。 | 1,190 | 558 | △ 632 | 報償費の減額。 R5:263千円(R4:756千円) | |
| 570106 | | 消防庁舎維持管理事業 | 企画課 | 災害活動拠点となる消防庁舎の維持管理を図る。 | 104,743 | 11 | 緊急度、優先度、コストを考慮し、施設及び設備を適正に維持管理するよう努める。 | 緊急度、優先度、コストを考慮し、施設及び設備を適正に維持管理するよう努める。 | 118,774 | 119,747 | 973 | 委託料の増額。 R5:47,306千円(R4:39,975千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|------------|-----|--|----------------|---------|---|--|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 570107 | | 消防庁舎等整備事業 | 企画課 | 災害活動拠点となる消防庁舎の増改築及び建替えを実施する。 | 1,867,943 | 11 | 西宮消防署建替事業については、車庫・訓練棟の建設や旧消防署の解体、敷地外構などの工事を継続実施する。また、鳴尾消防署浜分署改修工事を実施する。さらに、救急ワークステーションについては、整備に向けた取組を進める。 | 救急ワークステーションの整備に向けた取組を進めるとともに、今後建替え時期を迎える既存消防署の建替えに向け、計画的に準備を進めていく。 | 1,041,451 | 19,487 | △ 1,021,964 | 西宮消防署建替事業完了による工事請負費の減額。 R5:13,487千円(R4:982,843千円) | |
| 570202 | | 予防活動推進事業 | 予防課 | 市内の火災予防推進のため、防火対象物、危険物施設への査察・検査及び設備指導のほか、住宅火災からの死者防止対策として市条例による住宅用火災警報器設置指導と住宅防災診断を実施する。また、地域への防火・防災知識の普及を図るため、家庭防火クラブをはじめとする各種防火団体の育成を実施する。 | 1,589 | 11 | 防火対象物の危険性に応じて、優先的、重点的に査察・検査を行い、重大な消防法違反の早期是正を図る。また、住宅防災診断を行い、高齢者宅に対する住宅用火災警報器の設置を促進する。 | 防火対象物の危険性に応じて、優先的、重点的に査察・検査を行い、重大な消防法違反の早期是正を図る。また、住宅防災診断を行い、高齢者宅に対する住宅用火災警報器の設置を促進する。 | 1,782 | 1,869 | 87 | 消耗品費の増額。 R5:1,147千円(R4:1,012千円) | |
| 570108 | | 通信指令業務 | 指令課 | 119番による災害通報の受信及び各消防署への出動指令並びに災害現場の状況把握等、一連の災害業務を迅速かつ確実に実施する。 | 372,613 | 11 | 令和3年度に更新した消防緊急情報システムを最大限活用できるよう職員の対応能力の向上を図るとともに、市の危機管理部門と緊密な連携をとり、大規模災害時における対応能力の向上を図っていく。 | 安定的に通信指令業務を実施するため、デジタル無線及び消防緊急情報システムの維持管理に万全を期すとともに、消防緊急情報システムを最大限活用し、市の危機管理部門と緊密な連携をとり、大規模災害時における対応能力の向上を図っていく。 | 372,978 | 371,432 | △ 1,546 | 備品購入費の減額。 R5:308千円(R4:6,447千円) | |
| 570109 | | 通信施設等整備事業 | 指令課 | 経年劣化した有線通信設備(電話設備)を計画的に更新する。 | 2,213 | 11 | 鳴尾消防署浜分署の経年劣化した電話設備を更新し、安定した通信体制を確保する。 | 経年劣化した電話設備を計画的に更新し、安定した通信体制を確保する。 | 6,105 | 7,700 | 1,595 | 有線通信設備更新工事費の増額。 R5:7,700千円(R4:6,105千円) | |
| 570110 | | 消防局車両運用事務 | 警防課 | 消防車両の車検整備、法定点検、臨時整備に伴う各種装置の分解整備を実施する。 | 37,468 | 11 | 消防局整備センターによる車検整備、定期点検整備及び臨時整備を実施することにより、高額修理が必要となる故障を未然に防止する。 | 消防局整備センターによる車検整備、定期点検整備及び臨時整備を実施することにより、高額修理が必要となる故障を未然に防止する。 | 82,632 | 89,304 | 6,672 | 燃料費の増額。 R5:27,480千円(R4:22,044千円) | |
| 570111 | | 消防局車両等整備事業 | 警防課 | 消防局車両等整備事業で計上している車両は、使用頻度が高く更新時の予想走行距離が使用限界を超えるなど、車両各部の消耗が激しく、使用限界に達する可能性の高い車両であり、消防力の低下を招かないよう計画的に更新する。また、各種災害に対応するため、高度救命処置用資機材、高度救助用資機材等についても、計画的に更新する。 | 187,866 | 11 | 各部の消耗が激しく使用限界に達する可能性が高い車両や性能が低下した資機材について、計画的に更新する。 | 各種災害に万全を期し、市民の生命・身体・財産を守るため、各種災害対応に必要な車両及び資機材を計画的に更新する。 | 208,200 | 437,850 | 229,650 | 備品購入費の増額。 R5:437,850千円(R4:208,200千円) | |
| 570112 | | 消防活動業務 | 警防課 | 水災又は地震等の災害による被害を軽減するため、効果的な部隊活動を実施するとともに、活動に必要な防火装備品等の更新を行う。 | 23,596 | 11 | 各種訓練を通じ、隊員個々の能力向上を図るとともに、指揮体制及び安全管理体制を確立することで、災害対応能力の向上を図る。また、防火装備品等を定期的に変更し、隊員の安全管理を徹底する。 | 各種災害に対する訓練や災害現場における課題の抽出及び対策を検討するとともに、必要資機材を適切に維持管理し、消防力の向上を図る。さらに、防火装備品の適切な更新を行い、隊員の安全管理を徹底する。 | 15,721 | 44,732 | 29,011 | 防火装備品更新による消耗品費の増額。 R5:44,239千円(R4:15,167千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|------------|-----|--|----------------|---------|--|--|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 570113 | | 救助活動業務 | 警防課 | 各種災害現場において、生命又は身体に危険が及んでおり、自らその危険を排除できない者(要救助者)を安全、確実かつ迅速に救出するため、専門的な教育による隊員の育成と、現場活動で使用する救助用資機材の整備を図る。 | 6,430 | 11 | 自然災害等、各種災害に対する対応力の向上に努めるとともに、テロ災害等の発生に備え、特殊災害用資機材を活用した対応力を強化する。 | 自然災害等、各種災害に対する対応力の向上に努めるとともに、テロ災害等の発生に備え、特殊災害用資機材を活用した対応力を強化する。 | 5,810 | 6,021 | 211 | 修繕料の増額。 R5:1,240千円(R4:500千円) | |
| 570114 | | 消防水利維持管理事業 | 警防課 | 火災の消火に必要な消防水利を維持管理する。定期的に調査及び点検を行い、不具合が発生すれば補修工事を実施する。また、消防水利周辺への不正駐車を防止するため、蓋や周囲を黄色に塗色するとともに、老朽化した消防水利標識を建替える。 | 35,146 | 11 | 消防水利を適宜調査し、補修が必要な場合は補修工事を実施する。 | 消防水利を適宜調査し、補修が必要な場合は補修工事を実施する。 | 66,416 | 68,098 | 1,682 | 消火栓工事負担金の増額。 R5:55,711千円(R4:54,029千円) | |
| 570115 | | 消防水利等整備事業 | 警防課 | 公設防火水槽のうち、老朽化により崩落する危険性がある、道路下に設置されている防火水槽内部の調査点検を行う。また、調査点検結果を基に詳細設計を実施し、適正に補修等工事を行う。 | 40,061 | 11 | 設置から50年が経過した防火水槽内部の調査点検を実施する。また、調査点検に基づき、優先度が高い防火水槽から補修等工事を行う。 | 設置から50年が経過した防火水槽内部の調査点検を実施し、補修等工事に必要な詳細設計を実施する。また、調査点検に基づき、優先度が高い防火水槽から補修等工事を行う。 | 39,000 | 65,000 | 26,000 | 工事請負費の増額。 R5:45,000千円(R4:27,000千円) | |
| 570301 | | 救急活動業務 | 救急課 | 昭和23年3月の消防組織法施行に伴い自治体消防が発足し、その後、年々増加する交通事故及び労働災害による負傷者に対応するために救急業務を開始した。また、一人でも多くの市民を救命するため、昭和54年12月に全国に先がけてドクターカー制度を発足させた。さらに、市民による応急手当が不可欠であることから、普通救命講習のほか救命入門コースなど、各種救急講習会を開催し、応急手当の普及啓発を促進している。 | 25,665 | 10 | 感染防止対策を徹底した上で、応急手当の普及促進及び救急隊員教育の充実を図る。また、感染拡大期にも適切に救急対応するための態勢として、保健所をはじめとする関係機関との連携を強化する。 | 応急手当の普及促進及び救急隊員教育を充実させるとともに、関係機関との連携強化を図り、救急需要対策や感染症のまん延にも適切に対応していく。 | 35,481 | 32,821 | △ 2,660 | 備品購入費の減額。 R5:945千円(R4:3,875千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-------------|----------------|--|----------------|---------|---|--|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 【議会事務局】 | | | | | | | | | | | | | |
| 711301 | | 議会総務事務 | 総務課 | <ul style="list-style-type: none"> 議会関係予算の執行管理 政務活動費関係事務 議員関係団体事務…市議会議員共済会、西宮市議会議員互助会、西宮市議会議員待遇者会 情報公開の実施 表彰・栄典関係業務…春秋叙勲、全国市議会議長会議員表彰、兵庫県功労者表彰候補者の推薦等 秘書業務…議長、副議長の日程調整、各種行事の随行業務、議長交際費執行管理等 議長会、事務局長会連絡調整等業務…全国・近畿・兵庫県・阪神市議会議長会、中核市議会議長会 加盟協議会連絡調整等業務…丹波少年自然の家事務組合、大阪国際空港周辺都市対策協議会等 議会広報誌発行業務…議会広報誌「議会だより」の編集、発行、ホームページ掲載 | 40,297 | 11 | <ul style="list-style-type: none"> 「議会BCP(業務継続計画)―感染症版―」に基づき、引き続き市議会の新型コロナウイルス感染症対策に努めるとともに、令和5年5月末をもってリリースを終了する議長公用車の運用(代替策)検討を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 議会運営委員会で協議される事項について、事務局として適切にサポートするとともに、引き続き業務執行体制の見直しや業務の効率化に取り組む。 | 45,699 | 43,663 | △ 2,036 | <ul style="list-style-type: none"> 会計年度任用職員数の減に伴う報酬、職員手当、共済費及び旅費の減額。 R5:5,683千円(R4:9,202千円) 議会だより印刷単価増に伴う印刷製本費の増額。 R5:10,016千円(R4:8,779千円) 議長公用車廃止による使用料及び賃借料(タクシー等借上料)の増額。 R5:1,204千円(R4:903千円) | |
| 711302 | | 議事調査関係事務 | 議事調査課 | <ul style="list-style-type: none"> 本会議、委員会等の議事運営に関すること。 本会議、委員会等の会議記録の作成に関すること。 本会議インターネット中継に関すること。 | 17,620 | 11 | <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に予定されている市議会議員選挙で当選された議員から、任期開始日が変更となるため、このことに伴う議会運営上の課題を洗い出し、必要な準備を適切に行う。また、本会議、委員会等の議事運営が、適切かつ円滑にできるよう支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> 本会議・委員会等の議事運営が、適切かつ円滑にできるよう支援するとともに、新たな課題等の調査・研究にも迅速に支援が行えるよう、一層の事務の合理化・効率化を進める。 | 23,725 | 23,778 | 53 | | |
| 【教育委員会】 | | | | | | | | | | | | | |
| 220901 | | 教育委員会関係事務 | 教育総務課 教育企画課 | <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会(教育長及び4人の委員をもって組織する合議制の執行機関)の運営 教育委員会会議の開催、議事録及び資料の公表 教育委員会と事務局との連携強化 総合教育会議及び教育政策懇話会に関する市長事務部局との調整 教育委員研修会、学校行事、各種式典等に係る連絡調整 教育事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する事務 | 8,345 | 11 | <ul style="list-style-type: none"> 教育委員への積極的な情報提供と意見交換を行うと共に、市長との連携にも努める。また、教育行政に対する市民の理解及び協力が得られるよう、Webサイトを活用した広報活動を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 教育委員活動の活性化を図るため、教育委員への積極的な情報提供と意見交換を引き続き行う。 | 8,951 | 8,956 | 5 | | |
| 220902 | | 教育委員会人事関係事務 | 教育人事課 教育職員課 | <ul style="list-style-type: none"> 市費職員の人事配置、任免、賞罰、人事記録、定数管理や職員の服務、研修、被服の貸与など。 会計年度任用職員Aの採用試験の実施、任用及び任用更新並びに会計年度任用職員Bの任用等。 会計年度任用職員A及びBの任用に当たり、必要となる社会保険等の手続き。 県費負担教職員の人事配置、任免、賞罰、人事記録(履歴書の整備)、定数管理、服務の管理監督。 非常勤講師(県費負担)の人事、任免。 学校園管理職、指導主事研修の実施、叙位叙勲・教育功労等の表彰など。 幼稚園教諭の採用試験の実施。 関係職員団体等との団体交渉。 事務局の学校園に係る業務の簡素化、効率化の推進。 | 168,293 | 11 | <ul style="list-style-type: none"> 市長事務部局などとの関連業務の把握に努めるとともに、県費負担教職員の人事権移譲についても、近隣他都市の動向を注視しながら法的・財政的課題について研究する。 | <ul style="list-style-type: none"> 人事給与システムの更新に合わせ、さらなる事務の簡素化及び効率化を図れるように引き続き統廃合可能な事務の検討を重ねるとともに、県費負担教職員の人事権移譲について国・中核市・近隣市の動向把握に努める。 | 302,175 | 267,772 | △ 34,403 | <ul style="list-style-type: none"> 会計年度任用職員パートタイムBの増員等による会計年度任用職員報酬等の増額。 R5:247,003千円(R4:230,147千円) スクールサポートスタッフ配置事業が、市から県へ負担金を支出した上で、県から委託される事業形態ではなくなったことによる負担金補助及び交付金の減額。 R5:0円(R4:52,411千円) | |
| 220903 | | 教育委員会給与関係事務 | 教育人事課 教育職員課 | <ul style="list-style-type: none"> 市費職員の勤務状況のチェック、月例給与・期末勤勉手当・退職手当の支給事務 各種手当の認定、年末調整などの所得税・住民税などにかかる事務 給与査定、勤務評定事務、人件費の予算・決算・統計事務、公務災害の事務処理 県費負担教職員の給与に関する内申等事務 県費負担教職員の給料の調整額支給申請事務(特別支援学級の担当者への手当支給・停止申請) 県費負担教職員の復職調整、昇格・昇給、退職等内申事務 県費負担教職員の退職手当関係事務、勤務状況報告書(毎月1回全教職員対象)、昇格昇給台帳(61校)の整備 | 0 | 11 | <ul style="list-style-type: none"> 市長事務部局などとの関連業務の把握に努めるとともに、県費負担教職員の人事権移譲についても、近隣他都市の動向を注視しながら法的・財政的課題について研究する。 | <ul style="list-style-type: none"> 人事給与システムの更新に合わせ、さらなる事務の簡素化及び効率化を図れるように引き続き統廃合可能な事務の検討を重ねるとともに、県費負担教職員の人事権移譲について国・中核市・近隣市の動向把握に努める。 | 0 | 0 | 0 | | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|--------------|---------|---|----------------|---------|---|--|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 220801 | | 学校管理運営事務 | 学校管理課 | 市立学校園の運営に係る予算編成・決算事務、予算配分事務、物品出納管理事務、支出負担行為に係る支出命令精査事務等を行っている。 特に学校への予算配分方法については、各学校が児童・生徒や地域の実態等を十分踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開出来るよう配慮し、配分予算の各費目への充当額を校長の自由裁量に委ねる、いわゆる総額裁量予算制度を採用している。ただし、学校が偏った費目で割り当てを行わないよう配分前に学校管理課において金額の精査を行っている。 | 918,802 | 11 | 国庫補助事業「学校等における感染症対策等支援事業」及び県補助事業「公立幼稚園感染拡大防止対策事業」を実施し、コロナ禍における学校教育活動を支援する。 | 引き続き、効率的な予算執行に努めるとともに、特色ある教育活動を行うことができる環境を整備するため、学校管理運営事務経費の予算確保に努める。 | 963,997 | 988,442 | 24,445 | 【現年】 ・ささえ事業の教育連携事業への統合に伴う委託料の減額。 R5:0円(R4:12,338千円) ・教科用図書採択替えに伴う教科用指導書に係る消耗品費の増額。 R5:45,059千円(R4:0円) 【繰越】 感染症対策等に係る国庫補助事業費の減額。 R5:104,800千円(R4:106,650千円) | |
| 220802 | | 施設管理関係事務 | 学校管理課 | 教育施設用地と隣接地との境界を確定するための測量業務のほか、施設管理・整備に係る調査分析業務や学校備品管理システムの管理などを行っている。また、施設管理については、効率的な管理に関する検討を行っている。 | 7,594 | 11 | 教育財産の管理について、複数人体制で境界確定等の用地整理に取り組む。 | 引き続き境界確定等の用地管理に取り組む。 | 12,326 | 18,068 | 5,742 | 公共施設維持保全システム(仮称)構築及び保守に係る委託料の増額。 R5:5,541千円(R4:0円) | |
| 220803 | | 学校維持管理事業 | 学校管理課 | 子供たちの安全・衛生面を保障し、日々の教育活動を支えるとともに、地域住民の環境保全を図るため、市立学校園の施設・設備を維持管理している。 また、特別支援学級開設による学校のバリアフリー化など、時代のニーズに適した施設改善にも取り組んでいる。 | 2,025,482 | 11 | 建築基準法第12条に基づく定期点検結果のうち、安全に関わる要是正項目を優先して改善する。 | 各種点検結果に基づき、要是正項目の改善を図る。 | 2,169,172 | 3,136,356 | 967,184 | ・光熱費の増額。 R5:1,419,497千円(R4:557,342千円) ・警備業務に係る委託料の減額。 R5:343,009千円(R4:372,661千円) ・西宮東高校ホール管理運営に係る委託料の増額。 R5:53,427千円(R4:39,070千円) ・特別支援対応・教室転用等改修工事費の学校施設長寿命化改修事業からの移管等に伴う増額。 R5:36,000千円(R4:0円) ・外壁・スラブ(コンクリート床板)補修に係る工事費の増額。 R5:90,300千円(R4:0円) ・令和5年度当初予算事業費に令和4年度からの繰越事業費(工事請負費2,057千円)を含む。 | |
| 220804 | | 学校跡施設管理事業 | 学校管理課 | 休園中の幼稚園跡施設について、整理業務を行う。また、転用先への引渡しを行うまでの暫定措置として、当該施設の管理を行う。 | 6,140 | 11 | 必要最小限の管理業務を行う。 | 転用先への引き渡しまで、暫定管理を行う。 | 7,016 | 8,482 | 1,466 | 電気使用料の増額。 R5:4,389千円(R4:3,080千円) | |
| 220805 | | 学校施設長寿命化改修事業 | 学校施設計画課 | 市立学校園施設は、児童・生徒が教育を受ける場であり、地域住民が活動する場でもある。また、災害時の避難場所としても重要な役割を担っている。 学校の設置者として、児童・生徒の学習活動を支える学校施設を十分な安全性や衛生的環境を備えたものにし、充実した教育活動を展開出来るよう学校施設の整備を行う。 | 1,734,914 | 11 | 学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な施設設備の改修を行う。 長寿命化改修・大規模改修の他、外壁改修、屋上防水、外部建具改修、空調設備改修、トイレ改修、受変電設備改修等を行う。 | 学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な施設設備の改修を行う。 長寿命化改修・大規模改修の他、外壁改修、屋上防水、空調設備改修、トイレ改修、受変電設備改修等を行う。 | 4,494,805 | 4,524,754 | 29,949 | 【現年】R5:4,039,513千円(R4:3,736,790千円) ・長寿命化改修・大規模改修工事費の増額。 R5:2,290,103千円(R4:1,315,600千円) ・外壁改修工事費の減額。 R5:0円(R4:179,481千円) ・特別支援対応・教室転用等改修工事費の学校維持管理事業への移管に伴う減額。 R5:0円(R4:28,000千円) 【繰越】R5:485,241千円(R4:758,015千円) ・長寿命化予防改修(外壁改修・屋上防水)工事費の増額。 R5:182,550千円(R4:152,353千円) ・外壁改修工事費の減額。 R5:78,318千円(R4:152,757千円) ・空調設備改修工事費の減額。 R5:79,561千円(R4:226,424千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|----------------|---------|--|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 220806 | | 教室不足対策事業 | 学校施設計画課 | 児童・生徒の増加に伴い、西宮市立の小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の教室不足が見込まれる場合、義務教育施設の設置者責務として早急に教室を整備する必要がある。今後の児童・生徒数や学級数の推計をもとにして、教室不足が見込まれる学校について、当該前年度末までに仮設教室を設置して教室不足にならないよう対応する。 また、教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱によるマンション等開発の規制を継続し、幼児・児童・生徒の増加を抑制する。 | 57,564 | 11 | 児童・生徒数の推計などをもとに、必要な仮設教室の設置及び更新、不要となった仮設教室の撤去を計画し、既存仮設教室の現状確認し、修繕を実施する。また、仮設教室の新規設置における詳細については学校と十分協議し、既存整備の状況を考慮して決定する。 | 児童・生徒数の推計などをもとに、各学校の教室使用状況、教室不足見込み数や期間を適切に把握し、コストと教育環境を勘案しながら、必要な仮設教室の設置及び更新、不要となった仮設教室の撤去、長期使用できるような修繕を計画的に実施する。 | 106,357 | 102,458 | △ 3,899 | ・令和4年度に新規設置を行った仮設校舎(2棟)の使用料及び賃借料の増額。 R5:70,458千円(R4:54,493千円) ・新規設置予定(令和5年度)仮設校舎の減少による工事請負費の減額。 R5:27,000千円(R4:45,364千円) ・新規設置予定(令和6年度)仮設校舎の追加による地質調査等委託料の増額。 R5:5,000千円(R4:3,000千円) ・既存仮設校舎買取を実施しないことによる公有財産購入費の減額。 R5:0円(R4:3,500千円) | |
| 220807 | | 香榎園小学校教育環境整備事業 | 学校施設計画課 | 香榎園小学校については、昭和30年代に建築された校舎棟の老朽化が著しく、改築工事着手前は仮設校舎9教室を運動場に設置しており、教室不足の状況は深刻であった。 以上のことから、香榎園小学校を優先的に整備すべき学校として位置づけ、校舎を増改築することにより、老朽校舎の解消と教育環境の改善を図ることとした。 平成28年度に基本計画を策定し、平成29年度に基本設計実施設計が完了。令和元年度に新校舎が竣工した。 令和2年度に渡り廊下等改修工事を実施。令和3年度は新型コロナウイルスの影響で、令和2年度から延期となっていた運動場整備工事を実施し、事業完了となった。 | 46,516 | 41 | 令和3年度完了 | | 0 | 0 | 0 | | |
| 220808 | | 西宮養護学校校舎等改築事業 | 学校施設計画課 | 西宮養護学校(令和3年9月より校名を「西宮支援学校」に変更)は、校舎老朽化や教室不足の観点だけではなく、安全で良好な教育活動の確保からも施設面における教育環境の改善が必要であった。約4割の児童・生徒が医療的なケアを必要とし、障害の程度が重度化・重複化していることからほとんどの児童・生徒は移動時に何らかの支援が必要な状態であり、学校運営に支障が生じていた。 以上のことから、優先的に整備すべき学校として位置づけ、校舎を改築することにより、老朽校舎の解消と教育環境の改善を図るため、平成28年度に基本計画を策定した。 平成29年度に基本設計実施設計に着手し、平成30年度に旧尼崎養護学校の改修工事に着手、令和元年度に旧尼崎養護学校へ仮移転し、校舎改築工事に着手した。令和3年度に新校舎が竣工し、供用を開始した。 | 1,586,308 | 11 | 尼崎養護学校耐震補強及び施設等改修工事(令和元年度実施)において新設したスペース等に係る解体工事費を、尼崎市に対して負担する。 | | 6,000 | 0 | △ 6,000 | 旧尼崎養護学校解体工事費負担金の支払い完了による負担金補助及び交付金の減額。 R5:0円(R4:6,000千円) | |
| 220809 | | 春風小学校教育環境整備事業 | 学校施設計画課 | 春風小学校については、昭和30年代に建築された校舎棟の老朽化が著しく、改築工事着手前は仮設校舎8教室を設置しており、教室不足の状況は深刻であった。 以上のことから、春風小学校を優先的に整備すべき学校として位置づけ、校舎を増改築することにより、老朽校舎の解消と教育環境の改善を図るため、平成29年度に基本計画を策定し、平成30年度に基本設計実施設計が完了した。令和2年度に新校舎が竣工、令和3年度に旧校舎解体、令和4年度に外構整備が完了する予定である。 | 539,675 | 11 | 春風小学校外構工事につき、工事中の騒音、振動などの環境面や安全対策に十分配慮して事業を進める。 | | 295,570 | 0 | △ 295,570 | 校舎改築工事等の完了による工事請負費の減額。 R5:0円(R4:292,519千円) | |
| 220810 | | 安井小学校教育環境整備事業 | 学校施設計画課 | 安井小学校については、昭和30年代に建築された校舎棟の老朽化が著しく、改築工事着手前は仮設校舎4教室を運動場に設置しており、教室不足の状況は深刻であった。 以上のことから、安井小学校を優先的に整備すべき学校として位置づけ、校舎を増改築することにより、老朽校舎の解消と教育環境の改善を図ることとし、平成28年度から基本計画策定に着手した。平成29年度は近隣説明会やパブリックコメントを実施し、平成30年度に基本計画を策定し、令和2年度に基本設計実施設計が完了した。令和3年度より校舎増改築工事に着手し、令和4年度に新校舎の竣工を予定している。 | 804,163 | 11 | 改築工事中の騒音、振動などの環境面や安全対策に十分配慮して事業を進める。 新校舎竣工後は、円滑に授業を開始できるよう、学校関係者との調整を行う。 | 新校舎での授業を円滑に進められるよう、学校関係者との調整を行う。 旧校舎・仮設校舎の解体工事及び運動場整備工事について、工事中の騒音、振動などの環境面や安全対策に十分配慮して事業を進める。 | 3,151,299 | 373,815 | △ 2,777,484 | ・改築校舎竣工による仮設校舎賃借料の減額。 R5:0円(R4:183,527千円) ・改築校舎竣工による工事請負費の減額。 R5:309,629千円(R4:2,763,305千円) ・改築校舎竣工による備品購入費の減額。 R5:800千円(R4:42,406千円) ・令和4年度当初予算事業費に令和3年度からの繰越事業費(工事請負費95,152千円)を含む。 | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|---------------|---------|--|----------------|------|--|---|------------------|------------------|----------------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 220811 | | 瓦木中学校教育環境整備事業 | 学校施設計画課 | 瓦木中学校について、昭和30年代に建築された校舎棟の老朽化が著しく、また、仮設校舎6教室を設置しており、教室不足の状況も深刻であった。平成29年度には校区変更を実施したが、校区変更実施後も依然として生徒数が多い状況で仮設校舎の撤去には至らなかった。以上のことから、瓦木中学校を優先的に整備すべき学校として位置づけ、校舎を増改築することで教育環境の改善を図る。令和元年度に基本計画を策定し、令和2年度に基本設計実施設計に着手した。基本設計実施設計は令和4年度に完了予定であり、設計完了後、校舎増改築工事に着手する。新校舎は令和6年度の竣工、供用開始を目指す。並行して改築を行わない既存校舎の改修工事や外構の整備工事を行う。 | 120,519 | 11 | 校舎改築工事中の騒音、振動等の環境面や安全対策に十分留意して事業を進める。また、学校と連携し、工事期間中の適切な教育環境確保に留意する。 | 引き続き、校舎改築工事中の騒音、振動等の環境面や安全対策に十分留意して事業を進める。また、学校と連携し、工事期間中の適切な教育環境確保に留意する。 | 621,500 | 904,452 | 282,952 | ・校舎改築工事に係る設計等委託料の減額。 R5:16,127千円(R4:202,344千円) ・校舎改築工事の進捗による工事請負費の増額。 R5:738,081千円(R4:277,892千円) ・電波障害対策等による負担金補助及び交付金の増額。 R5:8,800千円(R4:0千円) | |
| 220508 | | 給食管理運営事業 | 学校給食課 | 学校給食法に基づき、西宮市立小・中・義務教育学校・特別支援学校において、児童・生徒の心身の健全な発達に資することを目的として「栄養のバランスがよく、安全でおいしく、楽しい給食」をモットーに完全給食(主食・牛乳・副食)を全校自校調理方式で実施している。 ①献立作成と給食実施 ②調理器具及び備品の整備 ③調理員、栄養教諭等の研修の実施 ④給食費の収納及び滞納整理 | 167,203 | 11 | 共通コールセンターに現年度分の納付勧奨を委託し、収納率の向上を図る。 | 標準的な債権事務管理モデルに従い、過年度分の滞納整理に重点的に取り組む。 | 175,586 | 212,240 | 36,654 | ・食器類の価格高騰等による消耗品費の増額。 R5:15,838千円(R4:13,426千円) ・給食室フード等清掃業務及び徴収・調達システム移行業務の実施等による委託料の増額。 R5:137,114千円(R4:102,970千円) ・牛乳保冷庫等の備品購入費の増額。 R5:15,530千円(R4:14,626千円) | |
| 220509 | | 給食施設設備整備事業 | 学校給食課 | 文科科学省の「学校給食衛生管理基準」により整備を図る必要がある事項と、本市の施設・設備の状況の点検結果に基づき、学校給食施設整備の改修等を年次的に進める。 ①耐用年数が経過する備品の買換え ②老朽化した施設の改修 ③児童・生徒の増加に伴う給食室の増改築及び備品の購入 ④空調設備の設置 | 92,028 | 11 | 備品等の耐用年数を把握し、計画的に買換えを実施する。 | 給食施設整備の改修、空調設備工事及び備品の買換えを計画的に実施していく。 | 159,736 | 145,472 | △ 14,264 | 【現年】 ・天井・空調設備等設計委託料の増額。 R5:7,403千円(R4:5,331千円) ・天井・空調設備等工事請負費の減額。 R5:25,856千円(R4:74,520千円) ・回転釜等備品購入費の増額。 R5:58,020千円(R4:24,885千円) 【繰越】 空調設備工事請負費の減額。 R5:54,193千円(R4:55,000千円) | |
| 220510 | | 給食物資購入事業 | 学校給食課 | 市内各小・中・義務教育学校・特別支援学校の給食実施のための食材を一括購入で行う。 | 1,984,907 | 11 | 安全で良質な食材を適正な価格で調達する。 | 引き続き、安全で良質な食材を適正な価格で調達する。 | 1,939,282 | 2,061,863 | 122,581 | ・価格高騰による食糧費の増額。 R5:1,962,203千円(R4:1,845,012千円) ・給食物資運搬委託料の増額。 R5:99,660千円(R4:94,270千円) | |
| 620605 | | 学校給食課執務室移転事業 | 学校給食課 | 第二庁舎(危機管理センター)整備に関連した庁舎機能の再配置による江上庁舎解体に伴い、学校給食課執務室をJR西宮駅南庁舎に移転するとともに、必要な改修工事を行う。 | 11,478 | 41 | 令和3年度完了 | | 0 | 0 | 0 | | |
| 230201 | | 家庭教育関係事業 | 地域学校協働課 | 1 家庭教育振興事業 生きる力と社会性のある子供たちを育成できる教育力を持った家庭を育むため啓発活動の実施や学習機会の提供を行う。 2 PTA等の支援事業 PTAの全体的な組織であるPTA協議会等と連携を図るとともに、PTA活動を充実させるための支援を行う。また、西宮ユネスコ協会と協働するとともに、ユネスコ精神の啓発等の支援を行う。 | 1,484 | 11 | PTA協議会や学校と連携・協働しながら、任意団体であるPTAの適切な運営や活動を支援する。 | 家庭教育講演会の内容や手法など効果的な運営について検討する。 | 1,964 | 1,913 | △ 51 | | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-------------------|----------------|--|----------------|---------|--|--|------------------|----------------------------|------------------|--|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 230202 | | 学校・家庭・地域の連携協力推進事業 | 地域学校協働課 | <p>【教育連携事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各学校で学校運営協議会(教育連携協議会)を開催し、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を明確にした上で、学校や地域の課題について熟議を重ね、社会総がかりで子供を育成する。 ●地域住民等の参画を得て、授業の補助、部活動の指導、図書や整理や読み聞かせ、校内の環境整備、登下校時における子供の安全確保に係る活動や、学校行事の運営支援など学校の要望に応じて学校支援ボランティア活動を実施する。 ●西宮市学校・家庭・地域の連携協力推進協議会を開催し、各学校での課題や成果の把握に努め、市全体の総合調整を行う。 <p>【コミュニティ・スクール推進体制構築事業】</p> <p>広報や研修会開催によりコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)に対する理解を深め、市立学校へのコミュニティ・スクールの導入を推進する。</p> | 28,550 | 10 | コミュニティ・スクール導入校の運営支援を行うほか、学校訪問や研修会を通じて教職員や地域住民のコミュニティ・スクールに対する理解を深め、令和5年度に幼稚園を除く全ての市立学校への導入が完了するよう推進する。 | コミュニティ・スクールについて取組内容の更なる充実を図るとともに、継続した運営ができるよう支援していく。 | 43,506 | 67,423 | 23,917 | <ul style="list-style-type: none"> ・導入校の拡充による学校運営協議会委員報酬の増額。 R5: 4,095千円(R4: 2,730千円) ・導入校の拡充による地域学校協働活動推進員謝金の増額。 R5: 17,640千円(R4: 11,760千円) ・ささえ事業との統合等による教育連携事業委託料の増額。 R5: 25,138千円(R4: 11,165千円) ・導入校の拡充による地域学校協働活動推進員用ノートPCリース料の増額。 R5: 4,715千円(R4: 2,795千円) | |
| 230305 | | 子供の居場所づくり事業 | 地域学校協働課(放課後事業) | <p>小学校の教室や運動場等を活用し、子供たちの安全で自由な遊び場や学びの場を提供する。</p> <p>平成27年度に学校施設で事業を行う「コーディネーター常駐型」の試行を開始。平成28年度より実施形態を多様化させ試行を進めてきた。令和元年度からは、それまでの試行結果を踏まえ、育成センターの待機児童対策にも繋がるよう運用を見直した新方式の「放課後キッズルーム事業」を開始。育成センターの待機児童発生見込み等を勘案し、「コーディネーター常駐型」又は「放課後キッズルーム事業」を順次導入する。</p> <p>なお、令和4年度より事業名称を「子供の居場所づくり事業」から「放課後キッズルーム事業」に変更する。従来の「放課後キッズルーム事業」は「委託型」とし、その他の実施形態については「直営型」に統一する。</p> | 111,550 | 10 | 放課後キッズルーム事業の効果について検証し、より効果的に総合的な放課後施策推進の方法を検討する。 | 令和4年度に検討した結果を基に、事業を順次導入し、令和7年度末までに全校導入を目指す。 | 188,652 | 218,012 | 29,360 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施校の拡充等による会計年度任用職員報酬等の増額。 R5: 89,260千円(R4: 63,338千円) ・実施校の拡充等による報償費の増額。 R5: 38,066千円(R4: 29,480千円) | |
| 230102 | | 青少年育成事業 | 青少年育成課 | <p>【体験活動の推進】子供達が自立心や協調性等を身につけることができるよう、自然体験・野外体験活動事業を実施する。親子のふれあいや絆づくりのため、ファミリー向けのキャンプを実施する。新成人の門出の記念行事として、成人式事業を実施する。青少年リーダー育成のため、高校生や大学生を対象に体験・参加型の演習を取り入れたセミナーや自らが企画、運営を担うイベントを開催する。</p> <p>【青少年関係団体活動への支援】青少年愛護協議会等の青少年育成団体に事業費等の補助や事業委託を行うことにより、青少年に多彩な地域活動の場を提供し、青少年の社会参加を促すとともに、子供たちの見守り活動やあいさつ運動など、安全・安心なまちづくりを進める中で青少年健全育成活動の促進を図る。</p> | 27,241 | 11 | 新型コロナウイルス感染状況に注意しつつ、可能な範囲で事業活動を再開させていく。青少年関係団体に対して、適切な情報提供を行っていく。成人年齢引下げ後における二十歳を対象とした式典を企画開催する。 | 新型コロナウイルス終息後を見据えて、青愛協等地域活動の持続可能性向上に向けた適切な支援を行っていく。 | 35,549 | 33,973 | △ 1,576 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の整理・見直しによる青少年団体等委託料の減額。 R5: 6,561千円(R4: 7,260千円) ・青少年愛護協議会補助金の減額。 R5: 8,580千円(R4: 9,458千円) | |
| 230104 | | 山東自然の家管理運営事業 | 青少年育成課 | <p>韮地学習施設市島学園の代替施設として、山東町(現・朝来市)の協力を得て、平成元年4月に設置した山東自然の家の管理運営事業。利便性の向上と運営費のコスト削減を図るため、指定管理者制度を導入している。同施設は、西宮市の小学校の自然学校、中学校の韮地学習のほか、青少年団体や一般市民の活動の場としても活用されている。</p> | 85,704 | 11 | 引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を実施したうえで利用者を受け入れる。令和5年度の指定管理者選定を行う。 | 市内全小学校の自然学校実施に向けて、施設の環境整備を進めていく。 | 85,987 | 89,244 | 3,257 | <ul style="list-style-type: none"> 指定管理料増による施設管理関係委託料の増額。 R5: 88,943千円(R4: 85,571千円) | |
| 230105 | | 丹波少年自然の家運営費負担事業 | 青少年育成課 | <p>昭和47年4月、阪神広域行政都市協議会と丹波総合開発促進協議会が阪神丹波地方行政連合協議会を設立。その中で阪神・丹波地域の連携のあり方について調査研究が進められた結果、丹波地域の恵まれた自然環境の活用を通じて阪神丹波両地域の連携を深めることを目的に昭和53年6月に丹波少年自然の家が設置された。施設の管理運営は「丹波少年自然の家事務組合」が行っている。</p> <p>管理運営費は阪神7市1町、丹波市、丹波篠山市で負担している。 *負担率=阪神7市1町で管理運営費総額の90%を負担 うち西宮市負担は26.23%(人口割24.98%+均等割1.25%) 平成27年度国勢調査により負担率を算定。</p> | 24,551 | 31 | 丹波少年自然の家事務組合の解散手続きに向けた協議・検討を進めていく。 | 丹波少年自然の家事務組合の解散手続きを行う。 | 24,948 | 24,690 | △ 258 | | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|---------------|------------------------|--|----------------|------|---|--|------------------|------------------|----------------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 230106 | | 山東自然の家改修事業 | 青少年育成課 | 山東自然の家の利用者の安全と利便性を確保するため、耐用年数や劣化状況を踏まえて、設備や施設の計画的な修繕・改修を行う。 | 8,839 | 10 | 受水槽制御盤改修工事を行うとともに、市内全小中学校の自然学校受入に向けた環境整備について検討する。 | 市内全小中学校の自然学校受入実施に向けた環境整備を行う。 | 13,860 | 25,757 | 11,897 | ・食堂テーブル等及び厨房機器購入による備品購入費等の増額。 R5:19,938千円(R4:0千円) ・給水設備制御盤整備工事費の減額。 R5:0千円(R4:13,860千円) ・令和5年度当初予算事業費に令和4年度からの繰越事業費(工事請負費5,819千円)を含む。 | |
| 620604 | | 青少年育成センター移転事業 | 青少年育成課 | 第二庁舎(危機管理センター)整備に関連した庁舎機能の再配置による江上庁舎解体に伴い、青少年育成課執務室を教育委員会神祇官分室に移転するとともに、必要な改修工事を行う。 | 10,585 | 41 | 令和3年度完了 | | 0 | 0 | 0 | | |
| 220202 | | 学籍等事務 | 学事課 | 憲法及び教育基本法において、保護者は学齢児童・生徒を学校教育法第1条に規定されている学校に就学させる義務を有する。その制度に則り、学齢児童・生徒の学齢簿を作成、管理し、就学事務を実施する。また、私立等に就学していることを教育委員会に届け出ていない場合や、本市に住民登録をしたまま海外に出国した場合等、就学先が確認できない学齢児童・生徒について、就学先の調査を行い、その把握に努めている。 | 14,736 | 11 | 他部署との連携を行い、学齢児童・生徒の在籍把握に努める。 | 他部署との連携を行い、学齢児童・生徒の在籍把握に努める。 | 20,110 | 26,462 | 6,352 | ・自治体情報システム標準化に伴う就学事務現行システム調査業務委託料の増額。 R5:6,930千円(R4:0千円) ・消耗品費(卒業卒園証書用簡等)の増額。 R5:3,552千円(R4:2,531千円) ・対象者数の減による遠距離通学費等補助金の減額。 R5:6,391千円/536人(R4:7,108千円/606人) | |
| 220502 | | 奨学事業 | 学事課 | 能力を有するにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対して、修学に必要な資金を給付し、又は貸し付けることにより、教育の機会均等を図る。 | 89,417 | 11 | 西宮市教育委員会奨学金納付案内コールセンターを開設し、奨学金返還の対策に取り組む。 | 国の「高校生等奨学給付金」の単価の動向を注視し、必要な対応をとる。 | 81,593 | 73,341 | △ 8,252 | 対象者数の減による高校奨学金の減額。 R5:47,784千円/572人(R4:54,383千円/605人) | |
| 220503 | | 就学奨励助成事業 | 学事課 | ①市立小・中・義務教育学校及び県立芦屋国際中等教育学校(前期課程) 就学の機会を保障するため、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、給食費などの援助を行っている。 ②市立特別支援学校(小・中学校) 市立特別支援学校に通う児童・生徒に対し、市立小・中学校の特別支援学級に通う就学援助対象の児童・生徒と同様の措置を行うため、県補助との差額を就学援助として実施している。 | 389,268 | 11 | 経済的に就学が困難な児童・生徒がいる世帯に対し、必要な支援が行き届くよう、周知、審査、給付について滞りなく業務を遂行する。 | 文部科学省・厚生労働省が示す支給基準の単価変更の動向を注視し、西宮市の支給金額についても必要な対応を取る。 | 410,812 | 422,530 | 11,718 | 支給単価の増による就学奨励金の増額。 ・小学校 R5:223,611千円/3,132人(R4:218,000千円/3,641人) ・中学校 R5:197,648千円/1,776人(R4:191,541千円/2,290人) | |
| 210213 | | 入園関係事業 | 学事課/学校改革課 | 市立幼稚園では4歳児1学級30人の定員となっており、複数の園で30人の応募を超えることが想定されたため、制度導入時より全体の一括抽選を実施し、入園児のスムーズな選考を行っている。平成27年度の子ども・子育て支援新制度施行に伴い、保育料を従来の定額制から収入に応じた負担額へと段階的に移行した。平成29年度以降は4歳児・5歳児とも応能負担となった。また、令和元年10月からは幼児教育無償化に伴い、保育料は0円となった。 | 2,352 | 11 | 障害のある幼児や要保護児童を含めた支援が必要な幼児のセーフティーネットとしての役割を果たしている。 | 市立幼稚園がセーフティーネットとしての役割を果たしつつ、公私立が連携しながら取り組める体制づくりについて検討していく。 | 4,370 | 4,006 | △ 364 | | |
| 220101 | | 学校改革事務 | 学校改革課/学校改革課(通学路・小中一貫校) | 学校園の統廃合や校区調整など、制度の改革・改善や企画・調整を行う。 ・学校園の統廃合及び校区調整に関すること ・児童生徒数の推計に関すること(年2回の推計及び関係各課との調整等) ・通学路に関すること(学校や地域からの要望窓口及び通学路合同点検の実施等) | 17,527 | 11 | 対策が出来ていない通学路の点検について行っていく。 西宮浜義務教育学校の児童生徒の募集について取り組んでいく。 | 通学路について、引き続き点検・対策を行っていく。 西宮浜義務教育学校の様々な取組を整理して、他地域への小中一貫校展開を検討する際の参考としていく。 | 70,288 | 63,066 | △ 7,222 | 連携公立幼稚園事業に係る会計年度任用職員報酬等の減額。 R5:44,909千円(R4:51,240千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|-------------|-------|--|----------------|---------|--|---|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 220203 | | 基礎学力向上事業 | 学校教育課 | 「基礎学力の定着」のために、子供たちの学習を支援する制度を整備する。 ■セーフティネットプラン…ICT機器を活用した授業の支援、学習課題の作成、各教科等学習指導補助等、子供たちの学習を支援する人材(学びの指導員)を学校に配置する。 ■ESD推進事業…ESD(持続発展教育)を通して、新しい時代に必要となる「資質・能力」を育む。環境に配慮した施設の利用、自然・社会・文化等に係る体験活動、防災教育推進に係る体験学習の費用を一部負担。 | 34,408 | 13 | 学びの指導員の研修方法について改善を進める。 | 全国学力・学習状況調査の結果を分析し、学習指導要領で求められる基礎学力に関する西宮の児童生徒の課題を明らかにし、課題克服に向けて他課と連携を図りながら学習支援策を講じる。 | 20,058 | 30,982 | 10,924 | 【歳入】 森林環境譲与税基金繰入金金の増額。 R5:6,256千円(R4:0円) 【歳出】 森林環境譲与税を活用した森林での環境体験教育事業の新設による報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料の増額。 R5:6,256千円(R4:0円) | |
| 220204 | | 小学校学習指導推進事業 | 学校教育課 | ■小学校学習指導の推進 言語活動や音楽といった表現活動による文化的な体験を通して、人と文化を育む生涯学習に取り組む人材を育成する。また、全市的な音楽行事の開催により、西宮市における音楽教育の質の高さを維持する。 ①教材集「西宮の国語教育」の発行…教員の実践を集め、教員の指導力の向上を目指す。 ②西宮市立小学校合同音楽会(4~6年生対象)の開催。 | 0 | 13 | 合同音楽会は、令和4年度は感染症拡大防止の観点から中止。今後、合同音楽会の意義を踏まえた上で、コロナ禍での開催方法等を小学校音楽連盟や全市的行事検討委員会と連携し、検討を進める。「西宮の国語教育」は、データ配信への移行に向けて検討を進める。 | 合同音楽会については、児童にとっての効果的なあり方、教職員も含めた負担軽減等の観点から開催方法を検討し試行していく。 | 2,863 | 3,413 | 550 | | |
| 220205 | | 中学校学習指導推進事業 | 学校教育課 | ■中学校学習指導推進事業…①中学校体育連盟分担金…西宮市の中学校生徒の体育・スポーツ振興等の事業を主目的とする西宮市中学校体育連盟に対し、分担金を支出することにより一層の成果を上げる。②進路指導支援事業…各校の進路指導に対して、指導助言を行う。西宮市内の公立高等学校合同説明会を実施。 ■部活動推進事業…部活動の充実、発展を図る。 ■中学校音楽教育推進事業…①音楽教育の充実を図り、豊かな心の育成を目指して、中学校合同音楽会や合唱祭を開催する。②市保有の和楽器の修理・メンテナンスを行う。 ■プロから学ぶ創造力育成事業…様々な分野で世界の第一線で活躍する兵庫ゆかりのクリエイターから講話を聞いたり実演を見たりして、豊かな感性を働かせ、新たなアイデアを生む力を身につける。 | 16,335 | 13 | 部活動指導員の効果的な活用方法や部活動のあり方の検証を継続する。また、市内開催の合同行事は、引き続き全市的行事検討委員会、そのあり方の方向性を出す。部活動のあり方を検討する。 | 学習成果発揮の機会として、各大会の意義を踏まえた上で、市内合同行事は全市的行事検討委員会、そのあり方の方向性を出す。部活動のあり方を検討する。 | 18,425 | 20,249 | 1,824 | ・部活動指導員の増員による会計年度任用職員報酬等の増額。 R5:10,531千円(R4:6,857千円) ・プロから学ぶ創造力育成事業の終了による報償費の減額。 R5:0円(R4:1,600千円) | |
| 220206 | | 指導助言関係事務 | 学校教育課 | ■各学校園への指導助言 各学校園への訪問指導を行い、学校園経営の方針や計画、研究実践について管理職を指導し、各学校園の推進目標に到達できるよう指導助言を行う。主に以下の業務を行う。①各学校園の教育課程の編成、実施、評価に関する指導助言。②各学校園の校内研究会等での指導助言。③各学校園の学校行事等の参観 ■教科書採択の実施 西宮市教育委員会が、次年度に使用する西宮市立小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教科書及び特別支援学級用の一般図書を選定するに当たって、必要な事務を行う。 ■小中一貫教育の推進 西宮市の実情を踏まえた西宮型小中一貫教育を進め、9カ年で子供の育ちと学びを支える。 | 12,688 | 13 | 会計年度任用職員への業務割り振り等により個々の業務量の軽減・標準化を図り、指導主事一人あたりの学校訪問回数を増やす。小中一貫教育については、各ブロックの取組みを市のホームページを活用して市内へ発信する。 | 指導主事の業務軽減と課内業務改善をより一層図り、学校園への訪問指導の回数を増やす。引き続き各ブロックの取組みを市内へ発信し、小中一貫教育を推進する。 | 13,824 | 16,020 | 2,196 | | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|--------------|-------|--|----------------|---------|--|--|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 220301 | | 高等学校学習指導推進事業 | 学校教育課 | <p>■高等学校学習指導推進事業 これからの高等学校では、生徒一人ひとりの個性や能力を最大限に尊重した教育への転換を図っていくことが求められている。平成27年度入試から「新通学区域」が導入され、一層の特色化をめざした取組みや、学びたいことが学べる魅力ある学校づくりを進めている。特設科学講座、学校開放講座、海外語学研修などに取り組む。また、高等学校の体育・スポーツ振興では西宮市の高等学校生徒の体育・スポーツ振興等の事業を主目的とする西宮市高等学校体育連盟に対し、分担金を支出することにより一層の成果を上げる。</p> <p>■市立高等学校パワーアップ事業 市立高等学校を、より市民満足度の高いものにしていくため、更なる特色化を進める環境整備に取り組む。</p> | 3,945 | 13 | 各事業をコロナ禍でも学習者用端末等のICTを活用する等工夫を凝らして行い、各校で定められたスクールポリシーに従って、より具体的に特色化を進める。年次進行で導入される新学習指導要領に対応し、指導と評価の一体化について研究を進める。 | 一人ひとりの生徒が学校生活に満足できるよう、継続して高校改革検討委員会等で各事業の更なる充実を検討する。新学習指導要領の内容に沿った学習指導を進めていく。 | 4,716 | 11,218 | 6,502 | <p>【歳入】 ・基金繰入金金の増額。 R5:2,102千円(R4:0円) ・スーパーサイエンスハイスクール(SSH)支援事業費の増額。 R5:4,300千円(R4:0円)</p> <p>【歳出】 ・海外語学研修の実施による引率旅費の増額。 R5:2,102千円(R4:0円) ・SSH支援事業に係る会計年度任用職員報酬等の増額。 R5:4,300千円(R4:0円)</p> | |
| 220601 | | 学習研修等奨励事業 | 学校教育課 | <p>■中学生夏期キャンプ等生活体験派遣(姉妹都市、スポーケン市)</p> <p>■各種競技大会選手派遣補助事業…西宮市立小・中・義務教育学校及び高等学校における課外活動・部活動等の対外的行事への参加に必要な児童生徒の旅費等を補助し、学校の体育的及び文化的水準の向上とその振興を図る。</p> | 8,925 | 13 | 中学生米国キャンプ派遣は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止。選手派遣事業は、令和元年度に補助方法を変更したがコロナ禍により令和2年度、令和3年度と十分な効果検証ができていないため、継続して研究する。 | 派遣事業に使っている教育振興基金には、一部寄附があり、ふるさと納税が導入されているものに、内故人材を講師とした研修を通して資質向上やOJT環境を整え、市内全体の指導力向上を図る。また、連合体育大会を通してふるさと意識の醸成や子供たち同士のつながりや連携を育む。 | 6,210 | 5,984 | △226 | | |
| 220602 | | 学校体育推進事業 | 学校教育課 | <p>■学校体育の推進…子供の体格は向上しているが、それを支える運動能力が育っていない現状がある。「全国体力・運動能力等調査」で明らかになった課題を踏まえ、体力・運動能力の向上を目指す。</p> <p>①体育関係研修の実施…若手教員の指導力を高めることによって、子供たちの体力向上を図る。</p> <p>②小学校連合体育大会、中学校連合体育大会の実施…市立小学校・義務教育学校及び西宮支援学校小学部の6年生、市立中学校・義務教育学校及び西宮支援学校中学部の生徒が阪神甲子園球場で一堂に会し、集団行動や適切な運動を通して、体・心・仲間とのつながりなど人格形成に必要な資質・能力を身につけさせる。</p> <p>③小学校各種スポーツ大会の実施…陸上競技会の実施。</p> <p>④学校体育連盟による教員研修を通して、市内学校体育の一層の充実を図る。</p> | 6,964 | 13 | 子供たちが運動する楽しさとともに、記録が向上することの喜びや達成感を味わうことを通じて、運動や体力向上への関心や意欲を高めさせるため、新体力テストに関する実技研修を実施する。 | 外部講師による高度で専門的な知見を踏まえた研修を行うとともに、内故人材を講師とした研修を通して資質向上やOJT環境を整え、市内全体の指導力向上を図る。また、連合体育大会を通してふるさと意識の醸成や子供たち同士のつながりや連携を育む。 | 18,179 | 19,729 | 1,550 | ・貸切バス代金の増による中学校連合体育大会委託料の増額。 R5:6,499千円(R4:5,959千円) ・単価及び大会回数増による各種大会看護師派遣委託料の増額。 R5:2,453千円(R4:1,591千円) | |
| 220603 | | 小学校体験活動事業 | 学校教育課 | <p>■西宮市立小学校自然学校推進事業・環境体験事業 ・自然学校趣旨 学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、児童が人や自然とふれあい、4泊5日の長期宿泊体験を通して「生きる力」を育成する。 ・環境体験趣旨 命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、自然に触れ合う体験型環境学習を行う。 ・実施日程 自然学校…平成21年度より、県の要項により、4泊5日となっている。 環境体験…年間を通して随時(3回以上)</p> | 67,224 | 13 | 自然学校は、全校2泊3日と2日間の日帰りを実施。環境学習は3日以上の実施。令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響下での実施にあたり、他市町や関係者と連携を図りながら、児童の安心・安全を最優先に考えて実施する。 | 子供たちに「生きる力」を身につけさせるという本来の趣旨に基づく活動を充実させるため、関係課や施設と連携を図る。指導補助員の質や量の担保、事業所の確保、教員の事務量の負担軽減についての検討を継続する。 | 85,124 | 83,696 | △1,428 | 児童数の減等による自然学校推進事業委託料の減額。 R5:57,340千円(R4:59,641千円) | |
| 220604 | | 学校人権教育事業 | 学校教育課 | <p>■学校園における人権教育を推進し、教職員の人権教育の取組みを支援する ・人権教育地区別研修会や担当者会を開催し研修の場を設ける。 ・人権平和作文集を編集・配布する。 ・新しい人権課題に関する研究を行う。 ・各種研究会への教職員の参加を促し、人権教育の広がりと深まりを目指す。</p> <p>■日本語指導が必要な児童生徒に対して支援を行う ・市立学校園の帰国・外国人児童生徒の日本語指導や生活適応に対する支援(日本語教室の開催、生活・学習相談員の配置)</p> | 10,017 | 13 | 人権課題への気づきにつながる教材の開発や主体的に人権課題を学ぶ職員集団づくりを推進する。日本語指導の必要な子供への支援は予算との兼ね合いを考慮し、より有効な手立てを検討する。 | 人権教育地区別研修会について、各地区と連携し実践を重ね、新たなあり方について検証する。日本語指導の必要な子供への支援は、相談員、指導員、学校と連携し、支援策を研究、検討する。 | 14,432 | 15,247 | 815 | | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|----------------|---------|---|----------------|---------|---|---|------------------|----------------------------|------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 220606 | | トライやる・ウィーク推進事業 | 学校教育課 | <p>■背景 平成7年1月に阪神・淡路大震災が発生し、甚大な被害をもたらした一方、自他の生命や人権を尊重する心、ボランティア精神、共に生きる心の涵養など多くの貴重な教訓を得た。その矢先、平成9年には神戸市須磨区での大変痛ましい事件が発生し、「心の教育」の充実を図ることの大切さを再認識させることになった。</p> <p>■概要・趣旨 市立中学校2年生及び義務教育学校8年生全員と、特別支援学校中学校部2年生が、1週間学校を離れ、地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した様々な体験活動をとおり、「生きる力」を身につける。西宮市では平成10年度から市立中学校20校で、また平成16年度から西宮養護学校が「トライやる・ウィーク」に参加している。</p> | 15,785 | 13 | 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、5日間連続した実施ができるよう事業所の確保とともに、地域とのつながりが継続できるように取組みになるよう、各校区推進委員会との連携を図る。 | 事業本来の趣旨を広く周知し、生徒にとって充実した活動になるよう、推進協議会や各校と共々に課題を分析し、解決のための具体的な方策を検討する。 | 16,021 | 15,556 | △ 465 | | |
| 220504 | | 生徒指導事業 | 学校保健安全課 | <p>時代の変化に伴い、児童生徒の行動や保護者の考え方・価値観が多様化し、問題行動は多岐に亘る。児童生徒の人格の完成を目指し、社会の形成者として社会的資質や行動力を高め、自己指導能力を育成する生徒指導は極めて重要である。また、児童生徒が抱える課題に対して、個別指導や家庭・地域・関係機関と連携を図る取組みなど、生徒指導事業の充実は今後も必要である。西宮市立学校生徒指導推進協議会では、全市的な生徒指導の状況を分析し、校内外での問題行動に対する生徒指導活動の充実を図っている。平成25年度より学校問題解決支援チームを設置し、スクールサポーター(以下SSS)とスクールソーシャルワーカー(以下SSW)の配置や委託弁護士への相談、その後、学校問題主任専門員を配置、SSの増員及び教育相談員を配置、いじめ相談専用ダイヤルを設置、平成30年度より非常勤講師2名、令和元年度よりSSWを5名配置し、学校における問題解決への支援体制の充実を図っている。</p> | 69,719 | 10 | 引き続き、学校問題解決支援チームによる迅速かつ効果的な学校支援に努める。5名のSSWを市内全中学校区へ配置し、生徒指導体制の確立と関係機関との効果的な連携を図る。いじめの定義に則ったいじめの認知を行うよう研修会等で啓発を行う。 | 小学校生徒指導担当者を充実させ、小学校の生徒指導体制の確立、対応方法の共通化等を図り、事業への対応能力を向上させる。引き続き、いじめの定義に則ったいじめの認知を行うよう研修会等で啓発を行う。 | 90,879 | 99,865 | 8,986 | 非常勤講師の増員等による会計年度任用職員報酬等の増額。 R5:89,509千円(R4:81,427千円) | |
| 220505 | | 校内災害対策事業 | 学校保健安全課 | <p>学校管理下における災害に備え、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を締結している。この災害共済給付制度に基づき、学校園での事故による負傷・疾病・障害・死亡に対して、医療費・障害見舞金・死亡見舞金を支給している。また、学校施設の瑕疵や学校業務遂行中の不注意による事故のため、全国市長会学校災害賠償補償保険に加入している。市に法律上の賠償責任が生じた場合に、その負担を補填する。</p> | 42,786 | 11 | 事故発生時には、関係部署間で連携し、情報共有を図り、相互に内容を確認し、迅速かつ適切に対応していく。また、事故原因を分析し、関係部署へ事故の予防措置について働きかける。 | 引き続き、関係部署間での連携・情報共有を図り、迅速かつ適切に対応できる体制を整えていく。 | 45,294 | 44,804 | △ 490 | | |
| 220506 | | 学校健康診断事業 | 学校保健安全課 | <p>学校保健安全法に基づき、西宮市立学校園の園児・児童・生徒・教職員の健康の保持・増進を図り、心身ともに健康で安全に学校生活を過ごせるよう、健康診断を実施している。</p> <p>①園児・児童・生徒の健康診断 結核、心臓、腎臓、脊柱検診、内科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科健康診断 ②就学前健康診断 ③入園前健康診断 ④教職員健康診断</p> | 222,516 | 11 | 児童生徒数は減少傾向にあるが、2次検診対象者数は増加している項目もあることから、引き続き事務作業の改善、事務の効率化を図る。(令和3年度の心臓2次検診受検者数は前年比約14%増、腎臓2次検診受検者数は前年比約17%増) | 検診予約システムの導入により、心臓・腎臓2次検診にかかる事務作業の効率化を図る。 | 229,734 | 228,644 | △ 1,090 | 児童生徒数の減による校医報酬の減額。 R5:130,940千円(R4:131,405千円) | |
| 220507 | | 学校保健管理事業 | 学校保健安全課 | <p>生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を送る子供たちを育成するために、計画的・系統的に保健教育・管理を実施する。</p> <p>①学校環境衛生対策…学校の飲料水検査・教室内空気環境検査・水泳プールの水質検査・給食調理室の衛生検査等。 ②学校精神保健推進…学校精神保健推進協議会を開催し、精神科医を学校に派遣してコンサルテーション事業を行っている。コンサルテーションとは、子供の抱えている精神保健に関係した問題を学校教育の中で効果的に解決するために、教員と精神科医という二者の専門家が協議する研修会である。 ③教職員精神保健の推進…教職員の精神保健面での課題に対して必要に応じて専門家に指導助言いただくことにより課題解決を図る。</p> | 11,324 | 11 | 令和4年度は担当コンサルタントが1名増えた。引き続きコンサルタントの安定的な人員確保に努め、またコンサルテーションの希望制本格的導入について検討する。 | コンサルタントの安定的な人員確保に努める。 | 18,883 | 16,169 | △ 2,714 | AED貸借期間満了更新入札結果による賃借料の減額。 R5:2,144千円(R4:5,655千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|-------------|---------|--|----------------|------|---|--|------------------|------------------|----------------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 220511 | | 不登校児童生徒支援事業 | 学校保健安全課 | 市立小・中学校及び義務教育学校の不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援を行うため、不登校児童生徒が学校外で学ぶ公的施設である「あすなろ学級」を運営する事業である。 令和元年10月1日に、これまでの「あすなろ学級」(こども支援局所管)を、少人数制、半日制の「あすなろ学級みらい」に再編した。また、令和2年4月には、幼稚園休園施設を活用して学級制、一日制の「あすなろ学級なるおきた」を開級し拡充した。令和3年4月には、他の幼稚園休園施設を活用して3箇所目となる「あすなろ学級かわらぎ」を開級し、また塩瀬公民館を利用した「あすなろ学級しおせ」を開級した。さらに令和3年9月には山口中学校内の空き教室を利用して「あすなろ学級やまぐち」を開級した。令和4年4月からは上ヶ原公民館に「あすなろ学級うえがはら」、浜脇公民館に「あすなろ学級はまわき」を開級する。 | 48,158 | 13 | 「あすなろ学級」の管理運営の充実を図る。そのうえで、不登校児童生徒へは新しい支援方法を模索していく必要がある。 | 「あすなろ学級」をより発展的に市民のニーズに応じた形態にしていく検討を始める必要がある。 | 58,912 | 56,763 | △ 2,149 | ・あすなろ学級の整備に係る工事請負費の減額。 R5:1,000千円(R4:2,000千円) ・あすなろ学級の整備に係る備品購入費の減額。 R5:178千円(R4:831千円) | |
| 230103 | | 青少年補導関係事業 | 学校保健安全課 | 青少年の健全育成と非行化防止のために、関係機関・団体と連携をとりながら、以下の事業を行っている。 1 青少年の怠学や喫煙等の不良行為を解消するための補導活動 2 有害図書回収、店舗への巡回・調査訪問をする環境浄化活動 3 青少年の健全育成を呼びかける街頭での広報活動、家庭教育への関心を高め実践へつなぐ啓発活動 4 西宮市青少年補導委員連絡協議会への補助金の交付と市内の青少年補導委員(以下、補導委員)の資質を高めるための研修活動や補導活動の支援 | 25,391 | 13 | 子供たちを取り巻く環境の変化に応じた見守り活動を継続できるよう、教育委員会各課の連携はもとより、地域、学校との連携強化を図る。 | 引き続き、青少年補導委員が中心となって地域の子供たちの見守り活動を継続できるよう、地域の特徴を研究しながら柔軟に見直しを進める。 | 21,190 | 25,169 | 3,979 | 青色回転灯装備車の買い替えに伴う備品購入費の増額。 R5:3,224千円(R4:0円) | |
| 220401 | | 特別支援教育事業 | 特別支援教育課 | ・学習指導の充実(個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用) ・就学支援の充実(校内委員会への助言、就学支援委員会の実施) ・特別支援教育推進に係る体制整備(特別支援教育支援員・看護師・保育支援員・介助支援員・学校協力員の配置、西宮支援学校の通学体制) ・特別支援教育推進事業への支援(西宮支援学校自立活動研修会等の助成、西宮市特別支援教育研究協議会実施事業への支援) | 500,703 | 10 | 一人一人のニーズに応じたインクルーシブ教育システム構築に向けて、人的配置を含めた新たな支援体制の構築を進めるとともに、教職員の専門性向上のため、関係各課と連携して研修体制の整備の充実を図る。また、交流及び共同学習の充実を図る。 | 一人一人のニーズに応じたインクルーシブ教育システム構築に向けて、人的配置を含めた新たな支援体制の構築を進めるとともに、教職員の専門性向上のため、関係各課と連携して研修体制の整備の充実を図る。また、特別支援教育のさらなる発展を目指す。 | 568,848 | 635,360 | 66,512 | ・会計年度任用職員(就学相談員・看護師・介助支援員等)報酬等の増額。 R5:416,934千円(R4:378,185千円) ・医療的ケア支援事業委託料の増額。 R5:34,241千円(R4:24,190千円) ・西宮支援学校通学用福祉タクシー借上料の増額。 R5:49,775千円(R4:38,358千円) ・令和5年度当初予算事業費に令和4年度からの繰越事業費(備品購入費858千円)を含む。 | |
| 220608 | | 国際教育事業 | 教育研修課 | 1 国際教育の推進 ・国際教育研究委員会、国際教育担当者会を通しての研究・研修及び推進体制の確立 ・市立小学校・義務教育学校(前期課程)における英語科・外国語活動(英語活動)の推進(ALTの派遣業務) 2 外国語教育の充実 ・市立中学校・義務教育学校(後期課程)・高等学校の外国語指導の充実(ALTの配置) 3 ワシントン州立大学(WSU)教育学部との教育交流 ・教育交流セミナーの開催(WSUと西宮市による3年おきの開催) ・WSU集中語学研修講座への参加 | 85,808 | 11 | 学習指導要領の趣旨を踏まえ、小学校から高等学校までの英語・外国語の充実を図るとともに、円滑な異校種間接続に力を入れる。 | 学習指導要領の趣旨を踏まえ、小学校から高等学校までの英語・外国語の充実を図るとともに、円滑な異校種間接続に力を入れる。また、4技能5領域の英語力の総合的な育成と指導と評価の一体化のために研修会等の充実を図る。 | 93,712 | 95,337 | 1,625 | ・招聘ALT雇用月数増等による会計年度任用職員報酬等の増額。 R5:28,734千円(R4:25,658千円) ・派遣人数減によるALT派遣業務委託料の減額。 R5:62,700千円(R4:64,240千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | | |
|------------------------------|------|----------------|----------------|--|----------------|---------|--|--|------------------|----------------------------|------------------|---|-----------------------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | | 令和5年度当初予算事業費(千円) | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 220701 | | 研究・研修事業 | 教育研修課 | ①専門研修の実施(各教科や領域において専門性を高め、資質能力を高める研修を行う) ②職務研修の実施(西宮教育の理解を深め、教職経験に応じた資質・専門性の向上をねらう) ③現職教員研修の実施(県立教育研修所、県教委主催研修の事務に関する業務) ④研究グループ等設置(研究グループを組織し、本市の教育課題についての調査・研究を行う) ⑤学力調査の実施(小学校、中学校において標準学力調査の実施や全国学力・学習状況調査への参加により本市の児童・生徒の学力を把握・分析する) ⑥理科・生活科作品展、わくわくサイエンス、わくわく自然観察の開催 ⑦学校図書館運営支援事業(市立全小・中・義・特別支援学校に学校司書を配置する) ⑧授業中・放課後学習指導推進事業(市立小・中・義において、地域人材を活用した学力方策に取り組む) | 75,871 | 11 | 研修について、内容の向上とともに、教職員の満足度を高められるように計画立案していく。現行の研修履歴の記録について、より精度を高める。 | 教職員の資質向上に向けた研修の検討を進めていく。受講者が主体的に研究・修養ができる研修を設定し運営していく。研修履歴の記録について、研修受講者にとって振り返る機会となるような仕組みを検討する。 | 87,023 | 93,188 | 6,165 | ・研修履歴を活用した受講奨励事業実施に係る増員等による会計年度任用職員報酬等の増額。 R5:56,700千円(R4:49,840千円) ・備品購入費の減額。 R5:80千円(R4:1,210千円) | |
| 220702 | | 総合教育センター管理運営事務 | 教育研修課 | ○西宮市の教育の充実と振興を図るために設置された西宮市立総合教育センターにおける予算管理業務・運営業務 ※総合教育センターの業務は下記のとおり。(④⑤は令和元年度より総合教育センターで実施) ① 教育研究・調査(研究・研修事業) ② 教職員研修(研究・研修事業) ③ 教育情報の収集及び提供・普及(総合教育センター管理運営事務) ④ 学校に関する情報化(学校情報化推進事業) ⑤ 国際教育(国際教育事業) | 5,666 | 11 | 消耗品等について、在庫管理を徹底して経費削減に努める。公用車を含む備品の管理・整理について検討する。 | 使用頻度等を勘案しつつ、老朽化した備品、公用車の更新時期の検討を行う。消耗品等について、引き続き在庫管理を徹底して経費削減に努める。 | 6,722 | 4,657 | △ 2,065 | 総合教育センター施設補修等工事費の減額。 R5:500千円(R4:1,899千円) | 令和4年度より「総合教育センター管理運営事業」を統合。 |
| 220703 | | 総合教育センター維持管理事業 | 教育研修課 | 西宮市の教育の充実と振興を図るために設置された、西宮市立総合教育センターにおける施設の維持管理 ※平成26年5月26日より、大学・生涯学習推進課事務室がフレンテ西宮へ移転。 ※平成27年8月21日より、旧西宮スクーリングサポートセンターである地域・学校支援課、発達支援課が、こども未来センターへ移転。 ※平成29年4月1日より、特別支援教育課事務室が教育委員会庁舎へ移転。 ※令和2年4月1日より、西宮浜義務教育学校西校舎2階に総合教育センター分室を設置。 ※令和3年11月29日より、総合教育センターが神祇官町から六湛寺町(市役所東館)へ移転。 当該事業は、令和3年度末をもって廃止。 | 13,988 | 21 | 総合教育センター分室の施設維持管理業務については、事業規模が小さいため、令和4年度以降、総合教育センター管理運営事務に統合して行っていく。 | | 0 | 0 | 0 | | 令和4年度より「総合教育センター管理運営事業」に統合。 |
| 220704 | | 教育研修施設解体事業 | 教育研修課 | 総合教育センター東館の建物老朽化等により、令和3年度に総合教育センターの機能を市役所東館に移転させ、移転後、令和3年度から4年度にかけて、総合教育センター東館の解体工事を行う。 総合教育センター西館は、移転後、青少年育成課に所管換し、施設名称を教育委員会神祇官分室に改称。 また、総合教育センターの市役所東館への移転に伴い、研修室の室数が大幅に減少するため、総合教育センター分室に研修室を3室設置・整備する。 | 13,549 | 11 | 総合教育センター東館解体工事は、令和4年度で完了。工事完了後、跡地において、政策局所管の旧原小学校グラウンド再整備事業が行われるので、土地をスポーツ推進課に所管換する。 | | 141,626 | 0 | △ 141,626 | 旧総合教育センター東館解体工事完了による工事請負費の減額。 R5:0円(R4:141,626千円) | 令和4年度完了事業 |
| 220207 | | 学校情報化推進事業 | 教育研修課(学校情報化推進) | ■校務支援システム群の保守管理 ・C4th(出席管理・要録・通知表管理・保健管理など)の保守 ・N-SysWeb(成績処理・進路処理)の保守 ・校務用PC2,550台の保守管理 ■教育系システム群の保守管理 ・「西宮市教育情報ネットワークシステム(EduNet)」の保守 ・教育用コンテンツ(指導者用デジタル教科書、授業支援システムなど)の保守 ・教育用PC(小・中・高・義務教育学校・特別支援学校で37,249台)の管理 | 744,712 | 11 | 教育系・校務系システムを構築している仮想サーバーの機器更新を行う。その他、各種システムの保守および改修作業を行う。 | 今後更新を迎えるIoT機器について情報収集およびコスト削減を意識した仕様策定を行う。 | 701,712 | 708,499 | 6,787 | システム・機器等更新に伴う学校図書館管理システム機器一式借上料、中学校大型提示装置等一式借上料、教育系サーバーシステム一式借上料の増による使用料及び賃借料の増額。 R5:557,445千円(R4:550,786千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|---------------|-------|---|----------------|------|---|--|------------------|------------------|----------------------------|-------------------------------------|--|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 【監査事務局】 | | | | | | | | | | | | | |
| 631107 | | 定期監査等事務 | 監査事務局 | 地方自治法に規定する財務監査及び行政監査(定期監査)、出資団体・財政援助団体・指定管理者の監査、住民監査請求による監査、決算審査、健全化判断比率・資金不足比率に関する審査、例月現金出納検査等の実施 | 8,490 | 11 | 監査基準に拠り、効果的・効率的な監査を推進し、内部統制との連携を進め、実効性のある監査の実施を図る。また今後実施予定の内部統制評価報告書の的確な審査に向けて準備を進める。 | 引続き効果的・効率的な監査の実施を図るとともに、内部統制との連携を進め、監査の実効性の確保に努める。また内部統制評価報告書の的確な審査に努める。 | 10,338 | 12,085 | 1,747 | 委員報酬の増額。 R5:10,364千円(R4:8,608千円) | |
| 【選挙管理委員会】 | | | | | | | | | | | | | |
| 711601 | | 常時啓発関係事業 | 選挙管理課 | 市民が主権者としての自覚と豊かな政治意識や選挙道義を身につけ、明るい選挙と投票総参加を推進するため平成2年に西宮市明るい選挙推進協議会(略して明推協)が設立されると同時に「白ばら講座」の講演事業を開始して常時啓発活動を展開するようになった。 | 239 | 11 | 令和4年度はコロナ収束を見据えて講演会の開催や選挙啓発ポスター展の開催、市民祭りの選挙啓発ブースへの出展を計画している。 | 講演会・ポスター展は出来る限り事前周知を図る。また、市民祭りでは選挙啓発ブースでの子どもたちの投票体験を重視し、子どもたちがより投票したくなる魅力のある内容に変えていく。 | 930 | 1,002 | 72 | 委託料の増額。 R5:144千円(R4:90千円) | |
| 711602 | | 選挙管理委員会運営事務 | 選挙管理課 | ① 選挙管理委員会の開催 ② 選挙人名簿の調製 ③ 選挙管理委員会関係予算の執行管理 | 4,418 | 11 | 選挙人名簿調製・閲覧等各業務の効率化や簡素化について研究・検討し、経費の節減に努める。また選挙制度の改正について今後の動向に留意し、適切に対応する。 | 選挙人名簿調製・閲覧等各業務の効率化や簡素化について研究・検討し、経費の節減に努める。また選挙制度の改正について今後の動向に留意し、適切に対応する。 | 4,777 | 4,705 | △ 72 | 需用費の減額。 R5:135千円(R4:186千円) | |
| 711606 | | 市長選挙執行事業 | 選挙管理課 | 任期満了(令和4年4月14日)に伴う西宮市長選挙を同年3月27日(告示日は3月20日)に実施した。投票は市内に110投票所、開票は市内に1開票所を設け、期日前投票は市内に8投票所を設けて実施した。西宮市記号式投票に関する条例(令和3年12月21日制定)により、今回より記号式投票を実施した。 | 106,345 | 11 | 若年層を重点に、政治・選挙への関心の高揚を図る啓発等を実施する。また、引き続き事務改善を行う。公職選挙法の改正にも適切に対応する。 | 以降 選挙期間における効果的な啓発方法を分析する。若年層を重点に政治・選挙への関心の高揚を図る等、投票率向上の方策を検討する。適正な管理執行のため、引き続き投票事務等について検討する。 | 21,378 | 0 | △ 21,378 | | 「令和4年度当初予算事業費」について、令和4年度事務事業評価結果報告書の記載内容に誤りがあったため修正。 |
| 711608 | | 知事選挙執行事業 | 選挙管理課 | 任期満了(令和3年7月31日)に伴う兵庫県知事選挙を同年7月18日(告示日は7月1日)に実施した。投票は市内に113投票所、開票は市内に1開票所を設け、期日前投票は市内に8投票所を設けて実施した。 | 128,831 | 11 | 若年層を重点に、政治・選挙への関心の高揚を図る啓発等を実施する。また、引き続き事務改善を行う。公職選挙法の改正にも適切に対応する。 | 以降 選挙期間における効果的な啓発方法を分析する。若年層を重点に政治・選挙への関心の高揚を図る等、投票率向上の方策を検討する。適正な管理執行のため、引き続き投票事務等について検討する。 | 0 | 0 | 0 | | 令和3年度完了事業 |
| 711609 | | 市議会議員補欠選挙執行事務 | 選挙管理課 | 西宮市議会議員2名の欠員に伴う西宮市議会議員補欠選挙を令和4年3月27日(告示日は3月20日)に西宮市長選挙と同日選挙として実施した。投票は市内に110投票所、開票は市内に1開票所を設け、期日前投票は市内に8投票所を設けて実施した。西宮市記号式投票に関する条例(令和3年12月21日制定)により、今回より記号式投票を実施した。 | 5,607 | 11 | 若年層を重点に、政治・選挙への関心の高揚を図る啓発等を実施する。また、引き続き事務改善を行う。公職選挙法の改正にも適切に対応する。 | 以降 選挙期間における効果的な啓発方法を分析する。若年層を重点に政治・選挙への関心の高揚を図る等、投票率向上の方策を検討する。適正な管理執行のため、引き続き投票事務等について検討する。 | 18,926 | 0 | △ 18,926 | | 「令和4年度当初予算事業費」について、令和4年度事務事業評価結果報告書の記載内容に誤りがあったため修正。 |
| 711610 | | 衆議院議員選挙執行事業 | 選挙管理課 | 衆議院の解散(令和3年10月14日)により、公職選挙法の規定に基づき、衆議院議員総選挙を令和3年10月31日に実施した。(告示日は10月19日)投票は市内に112投票所、開票は市内に2開票所を設け、期日前投票は市内に8投票所を設けて実施した。 | 164,834 | 11 | 若年層を重点に、政治・選挙への関心の高揚を図る啓発等を実施する。また、引き続き事務改善を行う。公職選挙法の改正にも適切に対応する。 | 以降 選挙期間における効果的な啓発方法を分析する。若年層を重点に政治・選挙への関心の高揚を図る等、投票率向上の方策を検討する。適正な管理執行のため、引き続き投票事務等について検討する。 | 0 | 0 | 0 | | 令和3年度完了事業 |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和4年度事務事業評価結果に係る令和5年度当初予算措置状況等調

| 令和4年度事務事業評価結果(令和3年度実施事務事業)※① | | | | | | | 事業費比較※② | | | | その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など | | |
|------------------------------|------|-----------|----------|---|----------------|------|---|---|------------------|------------------|----------------------------|---|------------|
| 事業番号 | 特別会計 | 事務事業名 | 主管課 | 事業概要 | 令和3年度決算事業費(千円) | 基本方針 | 改善・見直し内容 | | 令和4年度当初予算事業費(千円) | 令和5年度当初予算事業費(千円) | | 4年度から5年度への増減額(千円) | 事業費増減の主な理由 |
| | | | | | | | 令和4年度で対応するもの | 令和5年度以降で対応する予定のもの | | | | | |
| 【農業委員会事務局】 | | | | | | | | | | | | | |
| 711701 | | 農業委員会運営事務 | 農業委員会事務局 | 農地法に基づく農地の権利移動や農地転用許可等の事務、農地の適正利用を図るための農地利用状況調査等を実施している。また、農業委員会等に関する法律第6条第1項第3項の規定に基づき、農業委員会が権限を持つ各種証明発行に係る事務を処理し、加えて農業委員会による農地等の利用の最適化の推進や農地事情の改善に関する事務、諮問に対する答申等に係る調査・研究等の事務を処理する。 | 11,667 | 11 | 農業委員会による最適化活動の推進において、令和4年度より遊休農地解消面積の目標値が具体化したため、地区農会長やJA等との連携のもと、活動強化月間を設ける等し、引き続き遊休農地の解消に努めていく。 | 地区農会長やJA等との連携のもと、活動強化月間を設ける等し、引き続き遊休農地の解消に努めていく。また、令和5年度の農業委員改選に向け、円滑な事務運営を行うため、農政課と連携していく。 | 12,105 | 12,675 | 570 | 農業委員改選に伴う委員報酬の増額。 R5:9,577千円(R4:9,132千円) | |
| 【公平委員会事務局】 | | | | | | | | | | | | | |
| 631011 | | 公平委員会運営事務 | 公平委員会事務局 | 1 公平委員会の開催 2 職員に対する不利益処分についての審査請求及び勤務条件に関する措置の要求に対する審査 3 職員の苦情の処理 4 公平委員会規則、管理職員等の範囲を定める規則その他関係規則の改正 5 職員団体の登録及び登録事項の変更など | 2,299 | 11 | 審査請求にあたっては、争点の整理及び手続の進捗管理等を十分に行うことにより、よりの確かつ計画的、効率的な審査を実施する。 | 引き続き、審査請求等にあたっては、争点の整理及び手続の進捗管理等を十分に行うことにより、よりの確かつ計画的、効率的な審査を実施するとともに、公平委員との連携を積極的に行う。 | 2,578 | 2,520 | △ 58 | 旅費の減額。 R5:239千円(R4:313千円) | |

※①この欄の各項目は、令和4年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和4年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。